

社会 保障 研究

第6巻
第3号
2021年

行動経済学の知見を生かした 社会保障制度の確立を

..... 駒村 康平

特集：社会保障と行動経済学

医療行動経済学をめぐる今日的論点

..... 佐々木周作

社会保障のための行動経済学：補正か誘導か？

..... 竹内 幹

老後に備えた貯蓄計画と取崩計画の決定要因

..... 北村 智紀

貧困とマイクロファイナンスに関する行動経済学的視点

..... 高野 久紀

実験経済学から見たベーシック・インカム

..... 川越 敏司

社会保障研究 第6巻第3号 (2021年)

目次

巻頭言

行動経済学の知見を生かした社会保障制度の確立を 駒村 康平 216

特集：社会保障と行動経済学

医療行動経済学をめぐる今日的論点 佐々木 周作 218

社会保障のための行動経済学：補正か誘導か？ 竹内 幹 233

老後に備えた貯蓄計画と取崩計画の決定要因 北村 智紀 245

貧困とマイクロファイナンスに関する行動経済学的視点 高野 久紀 256

実験経済学から見たベーシック・インカム 川越 敏司 271

社会保障と法

(社会保障と法政策) 支給した生活保護費の「取り戻し」を巡る問題の配置について 太田 匡彦 290

(社会保障判例研究) 未分割遺産として管理していた金員を届け出なかったことを理由として行われた生活保護法78条1項に基づく費用徴収決定、当該費用徴収決定に基づく費用徴収後の繰越金及び就労収入に照らして保護を必要としなくなったとして行われた保護廃止決定がそれぞれ取り消された事例 太田 匡彦 293

(社会保障と法政策) 年金改革と遺族年金のあり方 菊池 馨実 303

(社会保障判例研究) DVによる別居と遺族年金の支給 菊池 馨実 307

投稿論文

NPMと現代スイスの労働政策における政治過程について
競争的・客観的・量的評価は、いかにして政治的に拒絶可能か 掛貝 祐太 317

病床数と入院医療費に関する再考：基準病床数を用いた
固定効果操作変数推定アプローチ 片岡 栞 ほか・湯田 道生 330

動向

令和元年度 社会保障費用統計—概要と解説—
国立社会保障・人口問題研究所 社会保障費用統計プロジェクト 346

情報

社人研における機関リポジトリの運用開始について 久井 情在・是川 夕 360

書評

酒井正 著『日本のセーフティーネット格差』（慶應義塾大学出版会、2020年2月）
大石 亜希子 362

巻頭言

「行動経済学の知見を生かした社会保障制度の確立を」

今回の特集は、社会保障制度に行動経済学の知見をどのように生かすのかという新しい視点からの特集であり、「ナッジ」などを使った多くの政策アイデアを示唆し、重要な影響力を持つであろう。

新古典派経済学の想定する人間像は、「ホモ・エコノミクス（合理的経済人）」とされる。近代社会に現れた「ホモ・サピエンス（賢い人）」という概念を、経済学は「ホモ・オムニシエンス（全知）」と「ホモ・オムニポス（全能）」を兼ね備えた「ホモ・エコノミクス（全知・全能）」にとらえた。

この想定のもとで、人は自分にとって最適な選択ができる。個人の選択に誤りが発生するのは、「全知でなかった」ためであり、不完全情報を解消すればよい。また少しでも「全能」に近づけるためには、「教育（私的年金を例にすると投資教育）」を提供すればよい。そのことにより、再分配以外の社会保障制度の多くが不要のものとなる。

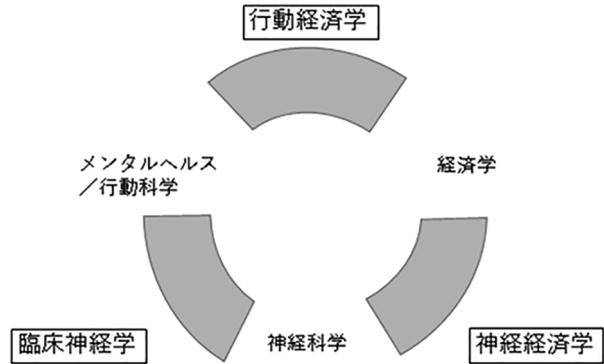
しかし、現実には、経済学の想定する人間の行動と現実の経済行動との乖離は著しいことが確認されている。その乖離を解消すべく心理要因に着目した行動経済学において、人間は「経験則的人間（ホモ・ヒューリスティック）」、「パターン探究的人間（ホモ・フォーマベタン）」と想定されている。

行動経済学は、ホモ・エコノミクスと実際の人間の行動の乖離を心理学的な説明に求めたが、その「プロセス、メカニズム」までは追求しない。伝統的には、経済学は観察される「行動」を分析し、意思決定の「プロセス、メカニズム」には関心を持たない。他方、認知科学は、心理的な動きに関心を持ち、心のプロセスを脳機能から明らかにする神経科学・臨床神経学と連携した研究を進展させている。脳、神経系統やホルモンの仕組みや機能を研究する神経科学は、ストレスや加齢が脳機能と人間の行動に与える影響について多くの研究を蓄積している。この神経科学と融合した経済学が神経経済学であり、経済学、行動経済学、神経経済学の関係は図のようになる。

経済学の発展を「経済行動の予測の精度をより高める」とした場合、「ストレス」を感じることもなく、「歳」をとることもない「ホモ・エコノミクス」を想定する新古典派経済学より行動経済学や神経経済学が有益になる。

社会保障制度の対象者は、貧困などの課題からさまざまなストレスを抱えている人や高齢者であ

ることから、認知面でも多くの課題を抱えている。認知面の課題、例えば加齢にともなう認知機能の低下は、「正常加齢」に伴うものと、何らかの「病気」によるものと大きく2つに分類できる。両者の認知機能の低下のメカニズムは異なっており、正常加齢による認知機能の低下は、脳の腹側線条体の「注意刺激」または「情報処理」の要求が高い場合に発生する。他方、認知症の多数を占めるアル



出所：Politzer, P. E. (2008).

図 経済学、行動経済学、神経経済学の関係

ツハイマー病に関連する認知機能の問題は、「記憶の符号化、統合化および検索」に関連する内側側頭葉領域における問題の発生とされている。正常加齢に伴う認知機能の低下は誰でも起きうるもので、日常の経済活動の障害にはならないが、集中力、注意力を必要とする場合、短時間や不慣れな状況、心配ごとなどによるストレス下の意思決定において、経験や直感に頼った誤った意思決定につながる危険性もある。他方で、年齢ともに発症率が上昇する認知症による認知機能の低下により徐々に日常の経済活動が困難になっていく。これら認知機能の低下により経済主体の自律性が低下した個人を「脆弱な経済主体」と呼ぶが、格差拡大社会や超高齢化社会とは、「脆弱な経済主体」が増える社会である。

社会保障制度以外でも、「脆弱な経済主体」を対象にした政策が議論されており、消費者庁「消費者契約に関する検討会報告書」は、「消費者の脆弱性」を①「消費者の属性に基づく恒常的・類型的な脆弱性」と②「消費者であれば属性を問わず誰もが陥り得る一時的な脆弱性」と分類して、前者への「セーフティネットを整備」を議論している。また高齢者は「脆弱な投資家」でもあり、IOSCO（証券監督者国際機構）の「高齢投資者の脆弱性に関する最終レポート」を公表している。こうした広い意味での「脆弱な経済主体」を想定した社会保障制度が今後重要になるであろう。

参考文献：

Politzer, P. E. (2008) Neuroeconomics: a guide to the new science of making choices. New York: Oxford University Press.

駒 村 康 平

(こまむら・こうへい 慶應義塾大学経済学部教授)

医療行動経済学をめぐる今日的論点

佐々木 周作*

要 旨

医療健康分野は、行動経済学の応用研究が積極的に実施されてきた分野の一つである。その背景には、人間の意思決定に関する一見不合理な特性に基づき、医学的に推奨される予防や治療を人々が自力では実行できない理由や、ときに医学的に推奨されない選択を人々が積極的に取ってしまう理由を説明できる可能性が期待されてきたことがある。さらに、行動経済学は、推奨される予防や治療を人々が自力で実行できるようになるにはどのような支援が必要かについて具体的な介入策（ナッジ）を提案してきた。現在、さまざまなトピックでナッジの効果検証が行われるとともに、社会への実装が進められている。社会的に注目を集める行動経済学やナッジであるが、学術的には分岐点を迎えている。本稿では特にナッジに着目して、医療健康分野におけるナッジに関する最新の論点を整理するとともに、今後の研究や実務応用の方向性について概観する。

キーワード：ナッジ、自律性、効果量、慢性腎臓病、医学教育

社会保障研究 2021, vol.6, no.3, pp.218-232.

I はじめに

あるとき、あなたの皮膚に小さな出来物があることに気づいたとしよう。形状や大きさ、色合いを踏まえてインターネットで情報収集してみると、ほとんどの場合において良性であるが、稀に悪性腫瘍の可能性もあることも知った。このとき、あなたならどうするだろうか。理想的な行動は、即座に皮膚科を受診して、検査をしてもらい、良性なのか悪性なのかを確認して、仮に悪性だった場合には適切な治療を施してもらおうというものだろう。

一方で、すぐにそのような行動に移せる人は少ないに違いない。皮膚科を定期的を受診している人ならまだしも、そうでない人は必要な検査を行ってくれる地域の皮膚科を検索するとともに、その皮膚科の評判を確認した上で、自分の予定と照らし合わせながら受診日を決め、電話予約をし、そして予約日に訪問しなければならない。近い内に受診する必要があると頭では理解しながら、今すぐ予約手続きを実行するかどうかと言われると、今すぐでなくても良いだろう、と実行の先延ばしをする人も多いのではないだろうか。このように、理想的な選択を自覚し、自分自身もその選択を実行したいと希望しながら、今すぐの実

* 東北学院大学経済学部 准教授

行を先延ばしする行動特性の背景にある意思決定の特性を、行動経済学では「現在バイアス」と呼ぶ。これは、将来価値を割り引く傾向を表す時間割引率が、将来の二時点で測定した場合よりも現在を含む二時点で測定した場合の方が大きくなり、時間を通じて非整合になっていることによって生じている¹⁾。現在バイアスは、このように異時点間の意思決定に関する一見不合理な特性であり、時間選好の一つに分類されている。

それから数カ月経過したまたあるとき、その出来物が少しずつ大きくなっていることにあなたは気づいたとしよう。ここで重い腰を上げて、皮膚科を受診した。担当医師は、インターネットであなたが収集した情報と同じように、形状や大きさ、色合いからおそらく良性のものだが、稀に悪性の場合もあり、良性か悪性かの判断は摘出して検査をしてみないと分からない、と説明した。その説明とは別の日に簡単な日帰り手術を受け、後日、検査結果を聞きに来たときに、あなたは医師から次のように告げられた。

「先日手術で摘出した腫瘍は、悪性のものでした。一方で、腫瘍はまだ小さく悪性度も低い部類に入るので、ステージIであると言えます。ただし、先日手術は良性腫瘍であることを前提に行いました。事前に悪性腫瘍であると分かっている場合には、腫瘍の周囲をもう少し余分に切除することの方が一般的です。ただし、検査結果から細胞の分布を見てみると、がん細胞が含まれる箇所を完全に切除できていない可能性は0とは言いきれないものの、極めて低いと思います。念のために追加切除の手術をするという選択肢もありますが、定期的な通院と検査で経過観察をしながら、

再発の可能性をチェックしていくという方針もあります。いずれにせよ、すでに別の場所へ転移している可能性もありますから、定期的な通院と検査による経過観察は必要になります。」

このとき、あなたならどのように感じるだろうか。過去の症例から未切除や転移の可能性は0ではないが非常に低いことを説明されても、主観的には客観的な確率値よりも大きく感じているかもしれない。また、確率自体は客観的な水準で認識していても、念のための保険として追加切除のための手術を希望するかもしれない。さらには、数カ月に一度の経過観察という方針に不安を感じて、民間療法に傾倒してしまうかもしれない。このように、人は、不確実性の伴う状況における意思決定に関して特徴的な傾向を持つ。行動経済学はそれらの特性をリスク選好に分類しており、例えば、客観的には小さな確率を主観的に大きく評価する特性は「微小確率の過大評価」と呼ぶ。

医師には数多くの患者を診てきた経験がある。また、関連する症例を探し、比較検討する能力もある。したがって、患者に対して選択すべき治療方針の候補を提示し、説明する際には、ある程度の見通しを持っているだろう。一方で、患者にとって、日常的に罹る病気以外のものは人生で初めての経験であることが多いので、医師と同程度の見通しを持って治療方針を理解することは不可能である。例えるなら、医師は空から俯瞰して、ゴールの位置も把握した上で道筋を説明しているのに対して、患者は実際に道の真ん中に立って、目の前の方向の東西南北も分からず、少し先には霧さえかかっている中で、意思決定することを求められているような状況である。そのように考え

¹⁾ 例えば、お金の受け取り方に関する質問で「今すぐ、1万円を受け取る」「1年後、1万1,000円を受け取る」という二つの選択肢が提示された場合には、前者の選択肢を希望する人が多い。一方で、別の質問で「1年後、1万円を受け取る」「2年後、1万1,000円を受け取る」という二つの選択肢が提示された場合には、一つ目の質問で前者の選択肢を希望した人でも、今回は後者の選択肢を希望する人が多く出現する。つまり、一つ目の質問のように現在と将来の二時点で選ぶときには、将来の1万1,000円を割り引いて評価して、今日の1万円よりも価値の低いものとして認識している（時間割引率が大きい）。一方で、二つ目の質問のように将来同士の二時点で選ぶときには、将来の1万1,000円を割り引かず評価して（時間割引率が相対的に小さい）、2年後まで待つことを希望するということである。このように、現在を含む二時点の時間割引率が、将来同士の二時点の時間割引率より大きいという特徴を持つ人を、現在バイアスの強い人と呼ぶ。

れば、患者の選択が医学的に推奨される選択としばしば乖離するのはむしろ自然にも思える。

II 医療行動経済学の立ち位置

行動経済学は、脳科学や心理学分野の発見を経済学理論に取り入れる過程で、時間選好やリスク選好など、異時点間の意思決定や不確実性下の意思決定に関する一見不合理な特性を整理してきた。医療健康分野は、行動経済学の応用研究が積極的に実施されてきた分野の一つである。その背景として、医学的に推奨される予防や治療を人々が自力では実行できない理由や、ときに医学的に推奨されない選択を人々が積極的に取ってしまう理由を行動経済学の知見を使って説明できる可能性が期待されてきたことがあるだろう。さらに、行動経済学は、人間の意思決定に関する一見不合理な特性を踏まえながら、医学的に推奨される予防や治療を人々が自力で実行できるようにするにはどのような支援が有効なのか、について具体的な介入アイデアを提案してきた。そのアイデアの内、人々の自由意志を尊重した介入は「ナッジ」と呼ばれ、医療健康分野を含むさまざまな分野で介入効果の検証が行われるとともに、社会への実装が進められている（高橋他，2020）。

社会的に注目を集める行動経済学やナッジであるが、学術的には分岐点を迎えていると言えるだろう。佐々木・大竹（2019）を見ると、現在バイアスなどの意思決定の特性が現実の医療健康行動を説明していることを実証する研究がこれまで蓄積されているが、そのほかのさまざまな医療健康行動でも同様の傾向が観察されるかどうかを確認する研究が水平的に展開されるに留まっている。リスク選好では理論的にさまざまな種類の意思決定の特性が整理されてきたが、医療健康分野の実証研究では、標準的経済学の範疇であるリスク回避性が測定され、それと現実の医療健康行動の関係を検証するものがほとんどである。さらに、ナッジについては、その介入効果が小さく短期的である可能性が指摘されており、個人厚生だけでなく社会厚生 の面でもナッジがポジティブな影響

を与えうるのか、ポジティブな影響を与えればどのような条件なのかを明らかにすることが必要になってきている。この内、本稿は特にナッジに着目して、医療健康分野におけるナッジに関する最新の論点を整理するとともに、今後の研究や実務応用の方向性について概観する。

III ナッジ

1 概要

ここで、ナッジとは何か、について改めて解説する。ナッジは、経済学者のリチャード・セイラーと法哲学者のキャス・サンステイーンが提唱した概念である。ナッジは辞書的に「肘で軽くつつく」を意味するが、セイラーとサンステイーンは、「選択を禁じることも、経済的なインセンティブを大きく変えることもなく、人々の行動を予測可能な形で変える選択アーキテクチャーのあらゆる要素」と定義している（セイラー・サンステイーン，2009）。選択アーキテクチャーという言葉は聞き慣れないだろうが、人々が意思決定する際の環境であり、ナッジでは、その環境をどのようにデザインするかが重要になる。彼らの定義と現実のナッジの例を踏まえて筆者が言い換えるなら、「人々の行動経済学的特性を踏まえて、またはそれを活用して、強制することなく、高額の金銭的インセンティブを用いることもなく、自分自身や社会にとって最適な選択を人々が自発的に実行できるように促すためのメッセージやデザイン・仕組み・制度」が、ナッジである。

ナッジについて理解しようとするときには、セイラーとサンステイーンの定義に、「経済的なインセンティブを大きく変えることもなく」という表現が含まれていることに留意すべきだ。金銭的インセンティブを伴う介入はナッジではないと誤解されることが多いが、彼らが定義するナッジは、元々存在していた金銭的インセンティブの説明の表現を工夫するものや、少額の金銭的インセンティブを追加するものを含んでいる。彼らはまた、自著の中で、良い選択アーキテクチャーを作るための六原則として「iNcentives（インセンティ

ブ)」「Understand mappings (マッピングを理解する)」「Defaults (デフォルト)」「Give feedback (フィードバックを与える)」「Expect error (エラーを予測する)」「Structure complex choices (複雑な選択を体系化する)」を提案し、「NUDGES」と呼んでいる(セイラー・サンスティーン, 2009)。個別項目の解説は省略するが、一つ目にインセンティブを挙げていることから、それを重視していることが理解できるだろう。彼らは、金銭的インセンティブが想定通りの効果を持つように、インセンティブの顕著性を調整する役割をナッジが担っている、と説明している。

このようなインセンティブとナッジの相互補完関係を重視する姿勢は、政府や医療機関といった実務の現場でナッジが注目を集めている理由とも呼応する。注目を集める理由の一つは、ナッジが「ラストワンマイル問題」の解決策となりうるというものである。優れた政策や医療的な介入を考案しても、それらが対象者に行き届かなければ無意味である。ナッジには、人々の行動経済学的特性を踏まえて、それらの政策や介入への自発的アクセスを改善するための潤滑油のような役割が期待されているのである²⁾。

2 ナッジの4分類

本稿では、医療健康分野で活用されているナッジを「デフォルトの変更」「損失の強調」「他者との比較」「コミットメント」の4分類に大別して解説する³⁾。そのとき、それぞれのナッジに伴う倫理的懸念も併せて紹介する。ナッジは、人々の意思決定の脆弱性を前提に、仕組みの変更や情報提

供の工夫を通じて、最適な選択を人々が自発的に実行できるように支援するものである。ナッジには、人々の自律性を尊重する側面を持つ反面、政府や医療者が最適と考える選択を人々に押し付ける、家父長的な側面も持つ。政府や医療者の推薦を人々も理想的な選択と自覚するものであったり、仮に今は自覚していなくても、熟考すればそれを理想的な選択だと認識するものであったりするなら、大きな問題は無いだろう。一方で、熟考したときには選ぶはずのなかった選択をナッジで無意識的に実行させているなら、その状況は回避されなければならない。特に医療の文脈ではときとして生死にかかわる状況があることを踏まえると、ナッジの活用方法が適切かどうかについては十分な注意を払わなければならない。

① デフォルトの変更

デフォルトの意味は「初期設定」である。一般的に、人は現状維持を好み、初期設定から変更したがる。Chapman他(2016)はこの特性を活用して、インフルエンザ・ワクチンの接種率を上昇させるためには、複数の日程を知らせて自主的な予約を呼びかける従来の方法よりも、日時を予め仮決めして、指定したその日時での接種を呼びかける方が効果的であることを実験的に示した。

従来の方法だと、対象者は、複数の日程候補と自分の予定を照らし合わせながら都合の良い日時を見つけて、その日時で予約した上で接種場所まで訪問する必要がある。これは一見すると対象者の事情に寄り添った方法に感じられるが、人々の作業量が多く、心理的負担も大きくなる。予約日時が仮決めされた状態に初期設定を変更すること

²⁾ もちろん金銭的インセンティブを活用しないナッジも存在する。特に、新型コロナウイルス感染症のパンデミックの初期のように、規制的・財政的手法が整備されるまでは、ナッジのようなソフトな介入手段に依存するしかない。

また、平時においても、ナッジが規制的手法や財政的手法を代替して、政策的介入の費用を下げるのが期待されている側面もある。強制的な法的介入や金銭的な報酬も人々の介入へのアクセスを改善できるはずだが、これらの手法は行政側の金銭的・時間的負担が大きくなる。ナッジは、選択のデザインや情報提供メッセージの工夫で人々の方から介入に近づいてもらえるように働きかける手法である。特に政策現場では、行財政の悪化から新しい政策資源として私的活力を当てにせざるをえない事情が背景にある。いずれにせよ、効果の面からも費用の面からも介入の費用対効果の改善に貢献する点が、政府や医療機関などの実務現場でナッジが注目を集める大きな理由となっている。

³⁾ ここでは、佐々木・大竹(2019)で行った4分類の整理を、取り扱う研究事例や構成を変更しながら改めて行う。また、ナッジには、4分類のほかに「単純化」「パーソナル化」「リマインド」などもある。

で、人々はその日時に接種するかどうかを検討するだけで良くなり、負担が減って接種されやすくなるのである。この研究では、電話連絡で仮決めされた日時を変更できるだけでなく、お知らせ自体を無視して接種を拒否できる仕様になっていた。つまり、その範囲において選択の自由も保障されていたのである。

一般的に、デフォルト・ナッジの介入効果は大きいことが知られている。臓器提供の意思表示の例を挙げると、「提供意思がない」が初期設定で、提供する場合に記入して意思を表明する必要がある国では、臓器提供の同意者の割合は1~2割と低くなっている。一方で、「提供意思がある」が初期設定で、提供したくない場合に記入して表明する必要がある国では、同意者の割合は9割を超えている (Johnson and Goldstein, 2003)。

ここで、デフォルト・ナッジには、人々の熟慮を回避し、反射的・直感的・習慣的・惰性的な認知と行動パターンを利用する側面があることに留意する必要がある。そもそも初期設定に気づきにくい場合もあり、デフォルトで推薦される選択を取っていると自分が見なされていたことに事後的に気づいて後悔する人も出現しやすい。このように、デフォルト・ナッジは大きな効果が期待できる反面、自由意志の尊重という理念と対立することが多く、家父長的な性格も強くなる⁴⁾。

② 損失の強調

損失の強調は、メッセージを「利得フレーム」でなく「損失フレーム」を使って表現するという情報提供の工夫である。福吉 (2018) の実験研究から、大腸がん検診の受診率向上のためには、「今年度、大腸がん検診を受診された方には、来年度、『大腸がん検査キット』をご自宅にお送りします」という利得フレームのメッセージ付きハガキを送付するより、「今年度、大腸がん検診を受診されないと、来年度、ご自宅へ『大腸がん検査キット』をお送りすることができません」という損失フ

レームのメッセージ付きハガキを送付する方が効果的なことが分かった。

この結果は、行動経済学のプロスペクト理論における「損失回避性」で説明できる。この理論の価値関数から、人は、参照点を基準にした利得方向の変化より同じ大きさの損失方向の変化を心理的に大きく感じる事が知られている。この性質のために、「…お送りします」という利得表現より「…お送りできません」という損失表現の方が有効だったと考えられる。ただし、損失フレームの行動変容効果が利得フレームの効果よりもいつも大きくなるとは限らないことも分かってきた。コロナ禍の日本で、筆者が黒川博文・兵庫県立大学講師と大竹文雄・大阪大学教授と共同で実施したサーベイ実験でも、「あなたが外出をしたり、『3密』の場所にいたり、手洗いやマスクをしなかったりすることで、身近な人の命を危険にさらします」という損失フレームではなく「あなたが外出をやめ、『3密』をさげ、手洗いやマスクをすることで、身近な人の命を守れます」という利得フレームの方が、外出や他者との接触機会を削減する効果を持っていた (Sasaki et al., 2021)。さらに、損失フレームのメッセージは脅しの表現に近いことから、閲覧者の心理的負担を大きくする可能性が心理学研究で指摘されている (Heffner et al., 2020)。

③ 他者との比較

他者との比較は、自分以外の人々の考えや行動を紹介するという情報提供の工夫であり、「社会比較ナッジ」とも呼ばれる。Chapman他 (2016) は、実験参加者本人の歩数がそのほかの参加者と比較してどのくらいかというフィードバック情報を週2回電子メールで提供することで、1日当りの歩数を1,000歩程度上昇させられるという結果を示している。この結果は、「不平等回避」という行動経済学的特性で説明できる。実験研究から、人は自分自身と他人の利得の間に格差があることを

⁴⁾ 日本の現行制度では、年金の支給開始年齢は65歳である。一方で、65歳から受給するためには、支給開始年齢に到達する3か月前に送付される年金請求書に記入して提出する必要がある。つまり、初期設定が「65歳からは受給しない」になっているということである。中には、本来65歳から受給したかった人が、初期設定に気が付かずに受給し損ねるというケースがあるかもしれない。

嫌うことや、自分自身の利得が他人よりも劣っている状態を特に嫌うことが分かっている。この不平等回避性が、他人と同じように振る舞うことを好む同調性につながり、自分の行動が他人の行動と乖離していると、遵守すべき社会規範を遵守できていないかのような居心地の悪さを感じさせてしまうと考えられる。

社会比較ナッジの有効性は納税・省エネ・寄付といったさまざまなトピックで証明されてきたが、実は医療・健康分野では上記の研究を除いて明確には支持されてこなかった。例えば、フランス人女性を対象に実施されたフィールド実験研究では、マンモグラフィによる乳がん検診の受診を勧奨する通知文の中で、過去に多数の女性が乳がん検診を受診していることを知らせて通知文を受け取った本人にもぜひ受診しようと呼びかけるメッセージを添えることの効果を検証しているが、この社会比較ナッジに検診受診を促進する効果は観察されていない (Goldzahl et al., 2018)。佐々木 (2020) は、行動変容効果が観察されなかった医療健康分野の研究を参照しながら、ほかの分野と違ってこの分野の選択には身体的負担や精神的負担が大きく伴うことが結果に影響している可能性や、介入時期と推奨行動の実行時期のタイムラグが結果に影響している可能性を整理している。

損失の強調や他者との比較は、情報や注意喚起を人々に提供し、熟考を促すものである。最終決定は人々自身に委ねられるので、デフォルトに比べると家父長的な性格は弱くなる。一方で、損失の強調は、脅しに近い表現を含んでおり、他者との比較は、他者と同じ行動を取らなかった場合の負の感情に目を向けさせる。さまざまな事情から行動変容が叶わない人には、これらのナッジは負の感情を新しく追加させるだけである。この点における厚生改善の余地にどう対処するかが最新の研究課題となっている。節電・省エネや食事選択の分野では、ナッジの受取りに対する支払意思額を測定することで、ナッジの心理的な費用を厚生分析に組み込む研究が始まっている (Allcott and Kessler, 2019; Thunström, 2019)。

④ コミットメント

コミットメントは、「現在バイアス」の強い人への介入である。現在バイアスの強い人は、将来の計画を立てる段階では理想的な選択をしようと思意するが、時間が経って実行する段階になると自制できずに先延ばししてしまうという特性を持つ。コミットメントは、一度決意した理想的な選択を事後的に変更できないように固定するための工夫であり、ハードなものやソフトなものがある。前者は、契約や制度、法律などによって選択を固定する方法であり、後者は、ダイエットや禁煙の目標を周囲に宣言するというように、心理的な強制力を働かせることによって理想的な選択を固定する方法である。

Martin他 (2012) は、保健センターの無断キャンセルを減らすために、受付スタッフが次回の予約日時をカードに記入する従来の方法ではなく、患者自身に記入させることが有効であるという実験結果を示した。患者自身が受付スタッフの前で予約日時を記入するという状況は、スタッフに対して次回の約束を守ると宣言している状況に相当し、無断キャンセルによる申し訳なさや恥ずかしさをより感じやすい仕組みになっていたと考えられる。Milkman他 (2011) は、インフルエンザ・ワクチンが接種可能な日程を通知する案内状に接種希望の日時を書き込むためのフォームを設定することで、接種率を約4%上昇させられることを実験的に示した。デザインの工夫で、詳細な計画を立てるように働きかけて、実際にフォームに書き込むか、または頭の中で具体的な予定をイメージしたことが心理的な強制力となって、事前に立てた計画の実行を後押ししたと考えられる。

後者のコミットメントは、フォームに書き込むかどうかを自分自身で選択するものなので、「セルフ・コミットメント」と呼ぶこともできるが、ここで、セルフ・コミットメントが有効なのは、現在バイアスを持つ人々で、さらに、現在バイアスを自覚している賢明な人に限られることに留意すべきである。賢明な人でなければ、先延ばしの防止のためにコミットメントを活用しようとは思わないからである。また、セルフ・コミットメン

トは、理想的な選択として人々自身が自覚しているものを実行できるようにするための補助であり、その利用もまた人々自身が自発的に選択するものであるから、人々の自律性を阻害するという倫理的懸念はほとんど生じないと言える。このように、ナッジの実務応用を検討する際には、ナッジに期待される効果とそれに伴う倫理的な懸念の程度を、分類毎に丁寧に比較することが重要である。

3 ナッジの効果量

現在、ナッジの効果量が期待されているほど大きくないのではないか、という論点が提示され、議論されている。中でも DellaVigna & Linos (2020) は、累計2,300万人の人々を対象に米国の二つのナッジ・ユニットが実施した、126件のランダム化比較試験のデータを使用して、社会比較ナッジなど情報提供の方法を工夫するナッジの介入効果をメタ分析で推定している。そして、その効果量と学術雑誌に掲載された24件のランダム化比較試験で推定されたナッジ介入の効果量を比較している。ここで、ナッジ・ユニットとは、ナッジの政策活用を推進する組織のことを指す。世界中に200以上存在すると報告されており、日本でも、環境省・経済産業省などの中央省庁、横浜市・尼崎市などの地方自治体でナッジ・ユニットが発足している(高橋他, 2020)。

DellaVigna & Linos (2020) の分析によると、学術雑誌に掲載されたランダム化比較試験におけるナッジの平均介入効果は8.7%ポイントだったが、ナッジ・ユニットの実施した試験の平均介入効果は1.4%ポイントで、両者とも1%水準で統計的に有意だったが、後者は前者の約6分の1の大きさだったという。上記の研究では、この差の原因として出版バイアスの可能性が実証的に検証されている。同時に、前者の介入には人を介したものが多いのに対して、後者の介入には電子メールや手紙を介したものが多いたことが分かったという。さらに、後者のランダム化比較試験は行政の既存のコミュニケーション機会を使って大規模標本を対象にしており、小さな介入効果でも統計的な有意

性が検出できるように設計されていたとのことで、これらの研究デザインの違いも介入の効果量の違いを説明すると報告されている。

ナッジ・ユニットの行った実験の結果から、従来のコミュニケーション・チャンネルにナッジ介入を追加して、すべての対象者がその介入に注意を向けているのかどうか分からない状況であっても、1.4%ポイント程度の介入効果を期待できるかもしれないということが分かる。学術雑誌に掲載されたランダム化比較試験の介入効果の6分の1という水準は、一見すると見劣りするのように感じられるが、導入コストを低く抑えられるなら十分に費用対効果の高い介入となるはずである。

Ⅳ 慢性腎臓病対策としてのナッジ

本節では、筆者が、福岡真悟・京都大学准教授、津川友介・UCLA Associate Professor、後藤励・慶應義塾大学教授らと共同で実施したナッジのランダム化比較試験研究の内容を紹介する。本研究は、医療健康分野の過去のナッジ研究と比較していくつか新しい特徴を備えており、それらの特徴と結果を解説することを通して、医療健康分野のナッジ研究の今後の方向性について探ることができると考える。なお、本研究成果をまとめた研究論文は、『Journal of the American Society of Nephrology』に掲載された(Fukuma, Sasaki, Taguri et al., forthcoming)。

1 研究目的

本研究の目的は、ナッジを活用した勸奨で、慢性腎臓病(CKD)リスクの高い人々を医療機関の受診につなぎ、その帰結として、人々の健康状態を改善できるのかどうかを明らかにすることである。CKDは心筋梗塞や脳卒中等のリスクを高める病気で、末期腎不全に進行すると人工透析や腎移植が必要になる可能性がある。世界人口における推定有病率は約9.1%と言われているが(G. B. D. Chronic Kidney Disease Collaboration, 2020)、罹患している可能性のある人々の多くが診断を受けておらず、その結果として、適切な治療を受けて

いないことが指摘されている。例えば、日本では健診によってCKDリスクの高さが指摘された人々の約90%が治療を受けていないことや、健診後には、新規にCKDが発見された人の中でたった2%の人だけがCKDの治療のために医療機関への通院を開始することが分かっている (Yamada et al., 2019)。我々は、一つの背景要因として、高い時間割引率による将来の健康損失の過小評価や、現在バイアスによる受診行動の先延ばしがあるのではないかと考え、それらの行動経済学的な特性に直接対処するナッジを受診勧奨のハガキに施し、その介入効果を測定するための実験を行った。

医療健康分野のこれまでのナッジ研究と比較したとき、本研究にユニークな特徴は三つあると考える。一つ目は、世界規模で大きな医療負担を生み出しているCKDという新しいトピックでナッジの介入研究を実施している点である。二つ目は、CKDリスクを発見する健診の受診勧奨ではなく、そのリスクが発見された人々を適切な治療につなげるための医療機関の受診勧奨で、ナッジの介入研究を実施している点である。既存研究は、予防医療の文脈で実施されることが多かった⁵⁾。三つ目は、医療機関の受診だけでなく、受診後に人々の健康アウトカムが改善したかどうかまで追跡する点である。具体的には、介入1年後のeGFR・蛋白尿・血圧を使って評価する。このように、健診の受診行動ではなく、健診後の医療機関の受診行動を強化するとともにその後の健康アウトカムを追跡して評価することで、プログラム全体の有効性を評価しようとする点に、既存研究にない本研究の特徴がある。

2 介入内容

本研究では全国土木建築国民健康保険組合の協力を得て、組合に加入する企業の従業員からCKDリスクの高い人々を抽出して、その人々を対象に

ランダム化比較試験を実施した。具体的には、2018年4月から2019年3月の間に健康診断を受診した40歳から63歳までの人々の内、健康診断によって「eGFR < 60mL/min/1.74m²または尿蛋白尿(ディップスティックテストで1+以上)」であると判明した人々を対象とした。

ランダム化比較試験では、統制群・通常介入群・ナッジ介入群の3つ設けて、それぞれ801名・1,605名・1,605名を割り当てた。通常介入群とナッジ介入群の2つの群で、医療機関の受診を勧奨するハガキをそれぞれ郵送した。

図1が、通常介入群に郵送したハガキのデザインである。

このハガキで伝達している内容は大きく三つある。一つ目は、健康診断におけるeGFR・蛋白尿の結果に基づきながら、CKDのリスクが高いことを知らせるものである。二つ目は、CKDの健康リスクや帰結に関する一般的な説明である。三つ目は、医療機関の検索方法を案内するものである。

次に、図2が、ナッジ介入群に郵送したハガキのデザインである。

伝達する内容は通常介入群と共通しているが、その表現や装飾を、ナッジの既存研究を踏まえて工夫している。一つは、CKDの健康リスクや帰結に関する説明を「損失フレーム」を使って強調した。通常介入群の「『慢性腎臓病』によって心筋梗塞や脳卒中を起こす危険性が高まります」や「腎機能が低下して腎不全になると透析治療が生涯必要となります」は、将来の損失であるので、高い時間割引率によって過小に評価される可能性があると考えた。損失の大きさの過小評価を防ぐ目的で、「早期に受診しないと心筋梗塞や脳卒中などの合併症を予防できるチャンスを失います」というように、将来の損失でなくハガキを受け取った時点の損失に転換する表現を用いるとともに、「腎不全に進行してしまうと透析治療のため週3日間・半日ずつ仕事を休まないといけません」とい

⁵⁾ 今後の医療行動経済学の一つの方向性は、研究トピックを予防医療から治療医療へ拡張するというものだろう。この流れを牽引するのは、ペンシルバニア大学のKevin G. Volppの研究グループである。彼らは、医療現場のナッジ活用を推進する組織「The Penn Medicine Nudge Unit」を立ち上げ、関連する医療機関をフィールドにナッジの介入研究を行って、経済学だけでなく医学のトップ・ジャーナルにその成果を発表している。



図1 通常介入のハガキ

うように、透析治療のコストを実感してもらいやすい具体的な表現を使用した。もう一つは、医療機関の受診の必要性を感じた人々の、実行の「先延ばし」を防止するための工夫を施した。具体的には、医療機関を探し、予約し、受診するための手順を細分化して提示することで、人々の認知コストを下げるように働きかけるとともに、予約日時を書き込むフォームを設けることで、実行意図を強化するように働きかけた。

既存研究では、ナッジを含まない介入は文字情報のみというように、極力シンプルなものが多いことが多かった。それに対して本研究の介入の特徴は、ナッジ介入群だけでなく、通常介入群にもナッジの要素が含まれているところにある。例えば、CKDの健康リスクや帰結に関する説明には損失の表現が含まれているし、医療機関

の検索方法の案内は人々の認知コストを部分的に引き下げると考えられる。それらを踏まえると、通常介入群を「弱いナッジ」と、ナッジ介入群を「強いナッジ」と言い換えることもできる。本研究は、一定程度洗練された受診勧奨ハガキでナッジの要素をさらに強調することによって、追加的な行動変容効果・健康改善効果がどれくらいあるかを検証するものである。

3 結果

表1のように、健康診断及び介入を受けてから6カ月の間に医療機関に訪問した人たちの割合は、統制群で15.8%、通常介入群で19.7%、ナッジ介入群で19.7%であった。通常介入の効果とナッジ介入の効果は同じで3.9%ポイントであり、5%水準で統計的に有意であった。さらに、1年後の



図2 ナッジ介入のハガキ

表1 通常介入とナッジ介入が医療機関の受診率に与える効果

	受診率, % (95%CI)	受診率の差, %ポイント (95%CI)	p値
ナッジ介入のハガキ	19.7 (17.8 to 21.6)	+3.9 (+0.8 to +7.0)	0.02
通常介入のハガキ	19.7 (17.8 to 21.6)	+3.9 (+0.8 to +7.0)	0.02
統制群	15.8 (13.3 to 18.3)	ベースライン	

eGFR・蛋白尿・血圧を評価したところ、それらの値には統制群と二つの介入群の間で差が観察されなかった。

まとめると、通常介入やナッジ介入の受診勧奨ハガキを受け取ることで医療機関を受診する確率は高まるが、平均的には、通常介入のハガキか

ナッジ介入のハガキかによってその確率に違いはないということである。サブグループ分析から、ナッジ介入の効果は特に40歳台や男性の間で観察されることが示唆されたが、相互作用の検定結果は統計的に有意ではなかった。さらに、上記の介入の健康改善効果を支持する結果は観察されなかった。

事前のパワー計算では、通常介入に5%ポイント、ナッジ介入に10%ポイントの平均介入効果を見込んでいた。介入対象者はCKDリスクが高くなるような生活習慣を持つ人たちである。一般の人たちに比べて現在バイアスなどが相当強く、行動変容しづらい集団であった可能性があり、情報提供の工夫で対応できる範囲が事前の見込みよりも小さかったと推察される。

4 考察

本研究の結果から、医療健康分野のナッジ研究の今後の方向性に対して、いくつかの示唆が得られる。一つ目の示唆は、既に一定程度洗練されたデザインやメッセージで、ナッジの要素をさらに強調することに大きな行動変容の追加効果を期待することは難しいかもしれないというものである。「損失の強調」「他人との比較」「コミットメント」などの情報提供の工夫としてのナッジに追加効果が期待できるのは、元々のデザインやメッセージが非常に簡素で、あまり洗練されていない場合なのかもしれない。本研究の状況では、情報提供の工夫が医療機関の受診を促進する効果は4%ポイント程度が上限であって、それ以上の効果を得るためには、「デフォルトの変更」のように、受診すべき医療機関や受診する日時を予め指定して通知するというような工夫まで必要であったとも考えられる。

一方で、医療機関の受診を促進するために、デフォルトの変更が必要なのか、それとも、情報提供の工夫で十分なのかは人によって異なるだろう。各ナッジがどのような効果を持つかは、介入対象となる人々がどのような選好を持っているかに依存する。人々がほとんど同質的であれば、一種類の介入を採用することで十分に機能するが、異質的であれば、それぞれの人にとって最も受診が促進されやすい介入を個別に割り当てることで行動変容効果を大きくすることが可能になる。つまり、個人単位の潜在的な介入効果を踏まえながら、一定程度洗練された通常受診勧奨ハガキを割り当てるのか、ナッジを強調したハガキを割り当てるのか、デフォルトの変更の工夫を施すのか、それとも何の介入も割り当てないのかという観点でテラーメイドな介入を実現できるなら、受診率を大幅に向上させられる可能性があるということである。近年、機械学習と因果推論の融合が進むにつれて、介入効果の異質性を個人の属性に基づいて予測することが可能になっていることから(石原・依田, 2020)、テラーメイドな介入を実施するための環境が整ってきつつある。

本研究の二つ目の示唆は、医療機関の受診率を

高めることそれだけでは健康アウトカムの改善につながらない可能性があるということである。患者が医療機関を受診した後、医師が患者と適切なコミュニケーションを取りながら必要な治療を施して、患者の生活習慣の改善までつなげることができるかどうかが決定的に重要だろうということである。

しかしそれは、医療機関の受診率を高めるための介入の工夫が重要でないということの意味しているわけではない。患者が医療機関を受診してくれないと、医師は患者に直接コミュニケーションを取ることはできないからである。よって、医療機関の受診率を高めるための介入が、健康アウトカムの改善への必要条件であることは間違いだろう。この関係性は、ナッジの定義において、ナッジがあくまでもインセンティブが想定通りに機能するための補助的な役割として位置づけられていたことに似ている。

これからの医療健康分野のナッジ研究は、全体を俯瞰した上で、人々のどの行動を変えるべきなのか、個人厚生だけでなく医療費の削減までを踏まえたときに、ターゲットとなる行動を変容させるだけで十分なのか、それともほかの行動と組み合わせるべきなのか等を総合的に検討しながら実施していく必要があるだろう。その意味で、個人のインセンティブや厚生評価だけでなく社会全体の厚生評価を行うための方法論を構築してきた経済学の果たす役割はますます大きくなるだろう。一方で、ナッジのフィールド実験を実施でき、行動変容の対象となる指標とともに、健康アウトカムや医療費等を突合して総合的に効果検証するための実証フィールドを持つ経済学者は多くない。したがって、そのような実証フィールドを持つ医学研究者と経済学者のコラボレーションは、今後の医療健康分野のナッジ研究において、ますます重要になるはずである。

V おわりに：医療者と患者のコミュニケーション

医療者と患者の間では「見え方」が大きく異な

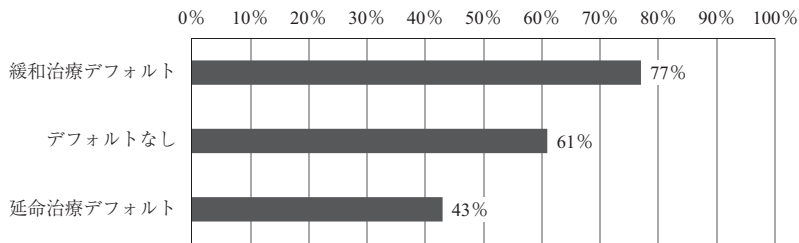


図3 デフォルト設定が緩和治療の選択に与える効果 (Halpern et al., 2013)

るのではないかとI節で書いた。実は、この見え方の違いは実験研究でも指摘されている。Galizzi et al. (2016) は、リスク選好と時間選好が医師と患者の間でどのように異なるのか、を実験質問を使って検証した。ギリシャの病院で質問紙調査を行って、金銭的表現でリスク選好・時間選好を測定する質問と医療・健康に関する表現でそれらの選好を測定する質問を設けた。その回答を使って分析した結果、医療・健康表現の質問では、医師と患者の間でリスク選好に差がなく、ともにリスク回避的だったが、金銭的表現の質問を使った場合には、医師の方が患者よりもリスク回避的だったという。また、時間選好については、どちらの質問を使ったときにも、医師の方が患者よりも我慢強いという結果が得られたと報告されている。つまり、彼らの研究から、医師は患者よりもリスク回避的であり我慢強いというように、医師の方が一般的に良好な健康アウトカムに結びつきやすい選好を持っている可能性が示唆されたということである。仮に医療者がこの違いに意識的でなければ、患者の特性を所与としたときに最適な治療が施されない可能性が生じる。このように、患者が医療機関を受診した後の医療者と患者のコミュニケーションをより良いものに改善し、患者と社会の両方にとってより良い帰結に結びつけようとするときにも、行動経済学は貢献できるかもしれない。

筆者は、2018年2月から2020年9月の間に、日本学術会議・臨床医学委員会腫瘍分科会に特任連携会員として参加して、医学研究の先生方と一緒に、医療者と患者のコミュニケーションにおける行動経済学の貢献可能性について意見交換する機

会を得た。その際、議論の題材として下記の実験研究を紹介した。

その研究は、デフォルトの変更が、緩和治療か延命治療かを選択するような終末期医療に関する意思決定に対して影響を与えるか、という問いを実験的に検証したものである (Halpern et al., 2013)。研究の場面設定は、患者と患者家族に対して医師が将来緩和治療への切替を提案したときに彼らがどうしたいかを計画しておくことを促すというものである。その際、ランダムに振り分けたあるグループには、「緩和治療を選択する」をデフォルトに設定した資料を提供し、どちらが良いかを選択してください、と伝えた。別のグループには、「延命治療を選択する」をデフォルトに設定した資料を提供し、また別のグループには、どちらも選択していない状態で資料を提供した。さらに、すべてのグループに対して、両方の選択肢を家族と相談しながら時間をかけて検討することを医師は推奨している。

図3より、まず、どちらも選択されていない資料を受け取ったグループでは、緩和治療を選択した人の割合は61%であったことが分かる。次に、延命治療がデフォルトだったグループではその割合が43%だったのに対して、緩和治療がデフォルトだったグループでは77%だったことが分かった。フォローアップのために、Halpern et al. (2013) は、患者たちの選択が完了した後で研究の意図を開示して、彼らに選択を変更する機会を提供している。しかし、そこでもほとんどの患者が元の選択から変更しなかったという。また、二つの内どちらの治療法を選んだ場合も、選択後の満足度には差がなかったと報告されている。

この結果をどのように解釈して、そして、臨床実務に対してどのような示唆を読み取れるかを検討する際には十分慎重になる必要があるだろう。政府や医療機関の都合を優先させて、緩和治療の選択を促進することは許容されないはずである。一方で、腫瘍分科会における医学研究者との意見交換では、患者の中には延命治療などの積極的治療がデフォルトであるという強い認識を持って医療機関にかかる者がいるという指摘があった。患者がどちらか一方の治療に偏ったバイアスを持っていることを医療者が理解して、もう片方の選択肢について情報提供することで、患者本来の選好に沿った意思決定と手助けすることが可能かもしれない、という意見も上がった。図3より、延命治療がデフォルトに設定されたままコミュニケーションを取ることで、デフォルトの設定が無かったときには緩和治療を選択するはずであった18%の人たちが延命治療を選択することになる。逆に言えば、デフォルト設定が外れた状態だと、一定割合の人たちは両方の選択肢を検討した結果として、緩和治療を選ぶはずだということである。患者に元々設定されているデフォルトを外すという考え方は、「de-bias (バイアス抑制)」に近いかもしれない。いずれにせよ、医療者と患者の間における意思決定の特性の違いを医療者が理解する上で行動経済学が重要な役割を果たせる可能性を相互に実感することができたと筆者は考えている。

実は、人文社会科学の知見を医学教育に取り入れる取組みは既に始まっている。2017年に改訂された「医学教育モデル・コア・カリキュラム」には、文化人類学と社会学が必須項目として追加された(文部科学省, 2017)。経済学理論に基づき患者の持つ意思決定の特性に関する仮説を体系的に整理する行動経済学もまた、臨床現場の時間制約の中で患者に寄り添うことが求められる医療者に対して、実用可能な知見を提供できるだろう。医療健康分野の至るところで学問領域の垣根を超えたコラボレーションが進む中で、行動経済学がそのコラボレーションに参加する流れは今後ますます加速していくに違いない。

参考文献

- Allcott, H., and Kessler, J. B. (2019). The welfare effects of nudges: A case study of energy use social comparisons. *American Economic Journal: Applied Economics*, 11 (1), 236-76.
- Chapman, G. B., Colby, H., Convery, K., and Coups, E. J. (2016). Goals and social comparisons promote walking behavior. *Medical Decision Making*, 36 (4), 472-478.
- Chapman, G. B., Li, M., Leventhal, H., and Leventhal, E. A. (2016). Default clinic appointments promote influenza vaccination uptake without a displacement effect. *Behavioral Science & Policy*, 2 (2), 40-50.
- DellaVigna, S., and Linos, E. (2020). RCTs to scale: Comprehensive evidence from two nudge units (No. w27594). National Bureau of Economic Research.
- Fukuma, S., Sasaki, S., Taguri, M., Goto, R., Isumi, T., Saigusa, Y., and Tsugawa, Y. Effect of Nudge-based interventions on Adherence to Physician Visit Recommendations and Health Outcomes among Chronic Kidney Disease. *Journal of the American Society of Nephrology*. forthcoming.
- 福吉 潤 (2018). 第5章 どうすればがん検診の受診率を上げられるのか? : 大腸がん検診における損失フレームを用いた受診勧奨. 大竹文雄・平井啓編. 医療現場の行動経済学: すれ違う医者と患者. 東京: 東洋経済新報社.
- G. B. D. Chronic Kidney Disease Collaboration. Global, regional, and national burden of chronic kidney disease, 1990-2017: a systematic analysis for the Global Burden of Disease Study 2017. *The Lancet* 2020; 395 (10225): 709-33.
- Galizzi, M. M., Miraldo, M., Stavropoulou, C., and Van Der Pol, M. (2016). Doctor-patient differences in risk and time preferences: A field experiment. *Journal of Health Economics*, 50, 171-182.
- Goldzahl, L., Hollard, G., and Jusot, F. (2018). Increasing breast-cancer screening uptake: A randomized controlled experiment. *Journal of Health Economics*, 58, 228-252.
- Halpern, S. D., Loewenstein, G., Volpp, K. G., Cooney, E., Vranas, K., Quill, C. M., and Arnold, R. (2013). Default options in advance directives influence how patients set goals for end-of-life care. *Health Affairs*, 32(2), 408-417.
- Heffner, J., Vives, M. L., and FeldmanHall, O. (2021). Emotional responses to prosocial messages increase willingness to self-isolate during the COVID-19 pandemic. *Personality and Individual Differences*, 170, 110420.
- 石原卓典, 依田高典 (2020). 因果性と異質性の経済学②: Causal Forest. 京都大学経済学研究科, ディスカッションペーパー, J-20-004.

- Johnson, E. J., and Goldstein, D. (2003). Do defaults save lives? *Science*, 302 (5649), 1338.
- リチャード・セイラー, キヤス・サンスティーン (2009) 実践行動経済学: 健康, 富, 幸福への聡明な選択. 東京: 日経BP.
- Martin, S. J., Bassi, S., and Dunbar-Rees, R. (2012) Commitments, norms and custard creams-a social influence approach to reducing did not attends (DNAs). *Journal of the Royal Society of Medicine*, 105 (3), 101-104.
- Milkman, K. L., Beshears, J., Choi, J. J., Laibson, D., and Madrian, B. C. (2011). Using implementation intentions prompts to enhance influenza vaccination rates. *Proceedings of the National Academy of Sciences*, 108 (26), 10415-10420.
- 文部科学省 (2017). 医学教育モデル・コア・カリキュラム (平成28年度改訂版). https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2017/06/28/1383961_01.pdf (閲覧日: 2021年9月30日)。
- 佐々木周作 (2020). 『他の人は〇〇しています』: 医療・健康分野の社会比較ナッジの使い方, 経済セミナー, No.714, pp28-33.
- 佐々木周作・大竹文雄 (2019). 医療現場の行動経済学: 意思決定のバイアスとナッジ, 行動経済学, 第11巻, pp110-120.
- Sasaki, S., Kurokawa, H., and Ohtake, F. (2021). Effective but fragile? Responses to repeated nudge-based messages for preventing the spread of COVID-19 infection. *The Japanese Economic Review*, 72 (3), 1-38.
- 高橋勇太・植竹香織・津田広和・大山紘平・佐々木周作 (2020). 日本の地方自治体における政策ナッジの実装: 横浜市行動デザインチーム (YBiT) の事例に基づく体制構築と普及戦略に関する提案. 経済産業研究所ポリシー・ディスカッション・ペーパー, 20-P-026.
- Thunström, L., 2019. Welfare effects of nudges: The emotional tax of calorie menu labeling. *Judgement and Decision Making*. 14 (1), 11.
- Yamada Y, Ikenoue T, Saito Y, et al. Undiagnosed and untreated chronic kidney disease and its impact on renal outcomes in the Japanese middle-aged general population. *Journal of Epidemiology and Community Health* 2019;73 (12):1122-27.

(ささき・しゅうさく)

Current Issues on Behavioral Economics and Health.

SASAKI Shusaku*

Abstract

The medical and health field is one of the areas where applied empirical and experimental studies in behavioral economics have been actively conducted. Behavioral economics has been expected to explain why people cannot implement medically recommended preventive measures and treatments on their own and why people sometimes actively select medically un-recommended choices. In addition, behavioral economics has proposed “Nudge” to help people implement the recommended preventive measures and treatments on their own, given the seemingly irrational nature of people’s decision-making. Currently, the effectiveness of nudges is being tested on various topics, and their implementation in society is underway. On the other hand, academically, behavioral economics and nudge have reached a crossroads. This paper focuses particularly on nudges, summarizes the current issues on nudges in the medical and health field, and overviews the directions of their future research and practical applications.

Keywords : Nudge, Autonomy, Effect size, Chronic Kidney Disease, Medical Education

* Associate Professor, Faculty of Economics, Tohoku Gakuin University

特集：社会保障と行動経済学

社会保障のための行動経済学：補正か誘導か？

竹内 幹*

抄 録

社会保障の分野で、例えば年金や医療に関して、人々が「合理的」な行動をとることは困難である。したがって、非合理的な行動を分析してきた行動経済学が社会保障政策に応用される余地は大きい。行動経済学の政策応用では「ナッジ」という介入が有名なので、その現状を整理したうえで、本稿では、ナッジの手法に着目することよりも重要と思われる枠組みを提示する。それは、行動経済学の数理モデルを念頭に置いたうえで、どのパラメーターに影響を与えるかという明確な目的意識である。そのためにも、行動経済学を活かした政策を次の3つの型に分類することを提案した：事実を歪めて解釈してしまうバイアスを補正するための情報型介入、一貫しない選好から生ずる近視眼的な行動の補正を目指す支援型介入、および、一貫しない選好を逆手に取りながら“望ましい”行動を導く誘導型介入である。それぞれがどのように適用されるかを、失業保険給付政策を例に論じた。

キーワード：行動経済学，意思決定，ナッジ，パターナリズム，社会保障

社会保障研究 2021, vol.6, no.3, pp.233-244.

I 行動科学の知見と「ナッジ」

流行る「ナッジ」

行動経済学や行動科学の知見が、公共政策に応用されている。特に、行動経済学の知見を活かした介入手法と称される「ナッジ (nudge)」が成果をあげており、ナッジを開発するための専門部署が世界各国の政府内に設立されてきた¹⁾。そうし

た部署は「ナッジユニット」とよばれており、経済協力開発機構 (2018) のまとめによれば、世界で200を超えるナッジユニットが立ち上がっているという。日本においても、2017年に環境省が、2019年に経済産業省がそれぞれナッジユニットを発足させている。

本稿は、公共政策におけるナッジや行動経済学の枠組みが社会保障の分野で担う役割について考察する²⁾。行動経済学を社会保障に応用すること

* 一橋大学大学院経済学研究科 准教授

¹⁾ ナッジ (nudge) とは、英語の原語では、ひじで軽く人のことを小突いて人の行動を促すことや、人をやんわりと説得することを意味する。転じて、公共政策でnudgeといえば、「選択を禁じることも、経済的なインセンティブを大きく変えることもなく、人々の行動を予測可能な形で変える選択アーキテクチャーのあらゆる要素」という定義が考案者によって与えられている (セイラー&サンズティーン, 2009)。つまり、ナッジとは、規制や補助金による働きかけではなく、情報提示の内容やタイミング、または、選択肢の組み立て方などを工夫することによって、行動変容を促す仕掛けのことをさす。

を考えるにあたっては、まず、ナッジのあり方を整理することが有効であろう。

ナッジという言葉が独特の響きをもつからか、ビジネスの分野で行動経済学が浸透しているからか、なにげないナッジ的介入が意外な効果を生むからか、いずれにせよ、ナッジは行政で一定の関心を集めている。

ただし、個々のナッジをみると、その多くはマーケティング手法を公共政策で使っているにすぎないように見える。行動経済学の知見が活かされているといわれることもあるが、結局は、申請書をわかりやすくしたり、意思決定のタイミングで情報提供をしたり、呼びかけや情報提示をパーソナライズしたりするだけのナッジが多い。それらが新しい手法だとは到底いえない。

ナッジのなかで最も効果が高い手法は、おそらく「デフォルト」であろう (e.g., Hummel and Maedche, 2019)。臓器提供の意思表示 (Johnson and Goldstein, 2003)、年金積立への加入 (Madrian and Shea, 2001) などでは、その成果が顕著に出たことが知られている。このナッジは、政策当局が誘導したいほうの選択肢が予め「デフォルト」として選択されており、もしユーザーが行動を起こしてopt-outしなければ、それがそのまま実行される仕組みだ。だが、これが行動経済学の知見を活かしたものだということには、あまりに単純である。

ほかにも例えば、フレーミング効果も有効なナッジとして知られている。フレーミング効果とは、意思決定にあたって現在の状況がどのように描写（フレーム）されるかによって、選択が異なってくるというものだ。これも情報の伝え方を工夫しただけの取り組みにも思える。

米国のナッジユニットの年次報告書をもとに、紹介されている19の取り組みのうち、大半は情報提示や周知方法を工夫した程度のものである。行動経済学でいわれる認知バイアスを直接補正したり、それを逆手にとったりして、望ましい行動変容をねらったものはわずかだと筆者は考える。

しかしながら、実際のナッジをよく観察する

と、これまでの政策にはなかった論点もあるので、本稿ではそれらを整理しながら、行動経済学が社会保障に応用される可能性について展望したい。

ナッジ浸透の理由と利点

いま使われているナッジの大半がマーケティング手法であったとしても、ナッジには公共政策になじみやすい特徴があるからこそ、21世紀にもなると世界各国の政府内にナッジユニットが設立されたといえよう。

第一の特徴は、ナッジが、介入対象となる人の厚生を第一に考えるものと位置づけられていることである。理性的に考えれば当然とすべき行動があっても、いざそのときになると体がついていかないといった経験は、多くの人に共通のものであろう。当然とすべき行動を本当にとりたいたいとは思っていても、認知バイアスがその障壁となるのであれば、ナッジによって認知バイアスの影響を補正することは、本人の厚生に資する介入である。これは多くの政策目的に合致する。

第二の特徴として、ナッジは規制的手法や経済的手法でもないため、ナッジにはリバタリアニズムがあることだ。従来の行政手法は、規制的手法にしても経済的手法にしても、個人の意思決定の目的関数や制約条件に直接影響するものと解釈できる。それに対し、ナッジは、制約条件などを決定的に変えるわけではない——若干の変更はあったとしても、個人の意思決定に行動科学的な要素やバイアスなどがなければ、個人の行動を変えるほどの大きさではない。ナッジは、参照点を変えたり、情報提示の順序に変更を加えたりするだけであり、それが何らかの形で、複雑な選好のアウトプット（意思決定や行動）過程に影響を与えていると考えられる。そのメカニズムが明示的でないがゆえにナッジは警戒されるものの、個人の自己決定権を侵襲しないという点ではリバタリアニズムだといえる。

マーケティング手法にすぎないようなナッジであっても、それが公共政策の現場で広く使われる

²⁾ 医療の分野におけるナッジや行動経済学の応用については、すでに日本語での書かれたものもある：大竹・平井 (2018) および竹内 (2020) を参照。

ようになった利点は強調すべきだ。筆者は、以下2つの大きな利点があると考え。

一つ目は、ナッジを実施する多くの場合で、ランダム化比較実験（RCT）をすることが前提となっている点だ。ランダム化比較実験では、介入対象者のうち一定数をランダムに選び、介入を実施せずに経過観察だけを行う統制群（コントロールグループ）に振り分けることで、介入の効果を統計的に検定する。通常の政策で効果を測るには、その政策実施の前後で評価指標を比較する程度のことしかできない。例えば、補助金の効果を測定するために、受給資格がある申請者のうち一定数をランダムに選び、補助金を給付しない統制群として採用するRCTは平等原則に抵触しうるので、実現困難だ。だが、ナッジ自体が付随的な情報提示にすぎないのであれば、その情報提示の有無は平等原則に抵触しない。当該ナッジが“マーケティング手法にすぎない”からこそ、RCTも倫理的に可能である。ナッジが政策現場に浸透していけば、RCT的手法の有効性も広く認識されるようになるだろう。そのときには、補助金制度のようなRCTが困難な政策についても、自然実験の機会を設けるなどの工夫がとられることも期待できよう。これはEBPM（エビデンスベースドポリシーメイキング）の基盤をなす重要な意識変革だ。現段階では、ナッジの評価にあたって「このナッジ介入の結果、参加率が統計的に有意に増加した」という記述は当たり前のものとなってきており、こうした統計的検定結果が政策評価の場面でみられるようになったことだけでも大きな成果・前進である。

二つ目は、ナッジ設計においては学術研究の知見が明示的に活用されることだ。例えば、ある支援制度の普及率の向上を目指す場合に、制度の利点を説明する情報提示よりも、制度を利用しないときの不利益を強調する情報提示のほうが、普及率向上の効果が高いことが知られている。次節で紹介する7番目の事例もそのひとつだ。このナッジに対しては、プロスペクト理論の損失回避というメカニズムが説明に充てられている。このように、ナッジ設計の現場では、逐一その背景となり

うる学術研究が参照引用されている。学術研究成果が頻繁に利用されていることも、ナッジが浸透したことの特長だ。

もちろんのこと、以上の利点が妥当する——すなわちナッジ設計に携わった行政官や行政機関がEBPMに長けるようになる——と結論するためには、ナッジ設計に携わるかどうかをランダムに振り分けるRCTによって検証する必要があるのはいうまでもない。

ナッジを肯定的に評価するかどうかは別として、行動経済学の社会保障への応用可能性は依然として大きく広がっている。行動経済学の基本をなすのは非合理的な意思決定主体としての人間像であり、それは社会保障分野やその隣接領域でも広く妥当する。不健康な生活習慣を改めることの効能を認識はしていても、目の前の誘惑に負けつづけて生活習慣を変えることができず、そのことを後悔しているような人に対しては、行動経済学の意思決定モデルが適用できる。こうした人の生活習慣の改善を支援することは、「高齢者の医療の確保に関する法律」にある特定保健指導としての事業でもあり、社会保障領域の政策介入である。

次節で米国のナッジユニットの報告書を概観するまえに、筆者の主張の要点を以下のようにまとめておきたい。

1 行動経済学の政策応用やナッジの現状について。

- ・ナッジが政策現場に広く受容された理由として2点が考えられる。第1に、行動経済学が想定する非合理的な選択をしがちな人間像が、パターンリズムに基づいた政策介入を正答化した点。第2に、選択の自由を尊重するナッジのリバタリアニズムが行政的手法として適切だった点。
- ・しかし、成功したとされるナッジの大半は、制度の簡素化、周知方法の精緻化やリマインダーにすぎず、行動経済学独自の知見が活用されているとはいいがたい。
- ・ただし、逆にいえば、非合理的な意思決定を

してしまうシーンにおいて行動経済学的ナッジが採り入れられる余地は依然大きいといえる。

2 周知方法の精緻化にすぎないような簡素なナッジ介入であったからこそ、結果的に次のような大きな利点があった。

- ・効果検証としてランダム化比較実験（RCT）を用いるようになったこと（すなわち、介入を実施しない統制群をランダムに選び、結果を数値化し、介入の効果を測定するために統制群との違いを統計的に検定する方法論が定着したこと）。
- ・行動科学的見地から、介入対象者の意思決定や行動の背景を分析するようになったこと。
- ・特に、ナッジ活用を契機として、統制群（コントロールグループ）との差異を統計的に検定する手法が政策現場に浸透していけば、今後のEBPMの基盤をなすはずだ。

3 行動経済学的知見を活かすならば、ナッジ手法の分類よりも、ナッジや政策の型や目的を次のように分類することが重要だ。

- ・「情報型」：認知バイアスのなかでも、事実誤認や錯誤に近いバイアスの補正をするもの。
- ・「支援型」：認知バイアスのなかでも、現在バイアスのように厚生評価基準がわかるものに起因する行動の補正をするもの。
- ・「誘導型」：認知バイアスを補正せずに、むしろそれを逆手にとった形での行動の補正をするもの。

4 行動経済学の知見を社会保障で活かすとすれば、次の3点に注意すべきである。

- ・リバタリアニズムに徹し、「公共の福祉」を目的としないこと、行動経済学の数理モデルを明示的にとり入れること、事後的な情報開示を徹底すること。

II 米国の「社会・行動科学チーム」による取り組み

米国では、2014年に米国科学技術局内に「社会・行動科学チーム（Social and Behavioral Sciences Team, SBST）」が発足しており、2015年9月にはオバマ大統領が「米国民へ質の高いサービスを提供するために行動科学の知見を用いること」という大統領令を出し、SBSTを行政サービス改善のために積極的に動員するよう位置づけた³⁾。大統領令の冒頭では、「人々がどのように意思決定をして、それに基づいて行動するのかについて、行動経済学や心理学が発見してきた知見」を活用する旨が宣言され、このチームが行動科学の知見を総動員しながら主導すべき役割として4つの項目を挙げている。それらをナッジとして解釈すると、行政プロセスの簡素化、情報提示方法の改良、選択方法や選択肢の改良、および行動変容の支援に相当する。以下、年次報告書およびFACT SHEETに報告された取り組みを概観する（sbst.govを参照）。これらは社会保障に限定されたものではないし、必ずしも成果が上がっているものばかりではないが、行動科学の知見が公共政策全般において幅広く活用される可能性をよく示している。

1. 国防省と連携し、連邦職員のための確定拠出型年金（Thrift Savings Plan, TSP）への加入を促進した取り組みがある。基地に赴任した直後にTSPへの加入・非加入の決定をさせることによって加入率が8.3%ポイント上昇した。この改善幅を外挿すると、毎年64万人相当の効果がある。（選択の改良）

2. 雇用者退職金制度のない条件で働く労働者は約6800万人おり、財務省はそうした労働者のために“myRA”「私の退職金口座」の制度を用意している。この口座開設促進のためにさまざまな通知方法が試されており、効果的なのは、納税申告する時期に口座開設を宣伝することであった。（情報提示）

³⁾ トランプ大統領の就任直後に本チームの活動は中断している。

3. 社会保険局と連携し、正しい情報に基づいた退職時期の決定を労働者にうながすために、退職所得調査（retirement earnings test, RET）に関する情報提供を精緻化した取り組みである。（情報提示）

4. 低所得層の生徒が給食費減免をもらえなく受けられるように、州がメディケア受給の情報にアクセスし、自動的に減免措置をとれるようにした。さらに、受給者が受給資格を示して申請する際にはスマートフォンで書類の写真を撮り送信すればよいように手続きを簡略化した。（簡素化、選択の改良）

5. 農業従事者が一時的に減収に見舞われた際の支援として、農務省は小口融資制度を用意している。農務省の担当部署と連携し、制度の対象者に申請方法を詳細に解説した手紙を送ったところ、統制群に比べて申請率が22%上昇した。（情報提示）

6. 教育省と連携し、所得連動返還の学生ローンの周知のために電子メールを送っただけで6000人以上の申請増加があった。また、所得連動の再申請を怠らないためのリマインドメールを約30万人の債務者に送った。再申請をしないと増えてしまう返還額の平均値を通知することに加え、個々の債務者のためにその返還額増加分を計算し、併せて通知することによって、再申請率が8%上昇した。（情報提示）

7. 毎月およそ12万5千人の学生ローン債務者が返還支払に遅延しており、リハビリテーション（債務整理の一形態）をしなければ、賃金差押えなどの厳しいペナルティが課せられる。教育省と連携し、この債務整理を促進する取り組みを行った。債務整理の利点を強調するメール文面を送られた債務者グループよりも、債務整理しないことの帰結（ペナルティなど）を強調したメール文面を送られた債務者グループのほうが、41%も相談件数が多かった。また、予め相談のスケジュールを決めておくことにより、さらに61%も相談件数が高まった。（選択の改良）

8. 障がい者を対象にした学生ローン債務免除制度があり、その利用を促すために、教育省と社

会保障局が連携し、社会保障局の持つ障がい者登録情報を教育省が利用して、債務免除制度対象候補者リストを作成した。教育省とSBSTは連携して、その候補者およそ40万人に簡素化した申請プロセスを通知した。（簡素化、情報提示）

9. エネルギー省エネルギー効率・再生可能エネルギー局と連携し、従来のエネルギーをデフォルトとせずに、利用者に再生可能エネルギーと従来のエネルギーのなかから再度選択してもらう機会を設けたり、エネルギー効率性の数値を可視化したりする取り組みを行った。（情報提示、選択の改良）

10. アメリカ海洋大気庁およびメリーランド大学と連携し、温室効果ガスの推移を可視化して、エネルギー消費者の理解を支援する取り組みを行った。（情報提示）

11. 連邦刑務所局と連携し、受刑者の更生プログラムハンドブックの改訂を行った。出所後は、必要とされる手続きなどのタイミングが特に重要となる。例えば、出生証明がないと身分証が得られないので、出所前から出生証明を取得することなどを順序だててアドバイスすることとした。（情報提示）

12. 労働省およびオレゴン州やユタ州と連携し、失業者の求職活動を支援する取り組みを行っている。そのなかには、例えば、これまで求職活動を行った証明をするよう求められていたが、その代わりに、今後行う求職活動の計画を提示してもらうといった変更がある。あるいは、失業保険給付額を徐々に減額し、復職を促す取り組みもある。（選択の改良、行動変容）

13. 労働省およびシカゴ大学と連携し、求職者と求人側とのマッチングシステムの構築を試みた。

14. 保健福祉省と連携し、アフォーダブル・ケア法によって設立された、連邦健康保険マーケットプレイスでの保険加入を促す取り組みを行った。（簡素化、情報提示）

15. 環境保護庁と連携し、ミシガン州フリントで起きた水道への鉛混入事故への対応の際に、住民自身が安全のために取るべき行動をアドバイス

した。例えば、パンフレットを作成するにあたっては、安全のために実行すべき行動の頻度として、毎日の頻度、1週間の間にすべき頻度とを併記している。(情報提示)

16. 農務省食品安全検査局と連携し、食中毒の発生を抑えるために、肉を調理する際の注意事項(常温解凍しない、生肉はほかの食材と分離する、加熱する等)を表示するラベルを設計した。(情報提示)

17. 国際開発庁と連携し、ナイジェリアにおいて妊婦がマラリア予防措置を受けるための紹介状を改良したり、エチオピアにおいて高リスク群のHIV治療薬の服薬を促すためのテキスト配信などを行ったりした。(簡素化、情報提示)

18. 財務省および内国歳入庁と連携し、授業料支払や賃金に基づく控除の申告が正しくできるように、控除を受けられると予想される対象者に情報提供を行った。(情報提示)

19. 労働省、教育省などと連携し、連邦職員の研修プログラムの改良を行った。(詳細不明)

上記の19の取り組みがFACT SHEETにとりあげられており、年次報告書では30ページが費やされ、129の脚注がつけられ、その脚注の多くが関連する学術研究を引用している。前述したように、連携した政府機関が多岐にわたっており、行動科学や行動分析の知見が応用される公共政策分野が社会保障に限らず幅広いことがわかる。

ただし、19の取り組みのほとんどは、情報提示の工夫にとどまっており、行動経済学独自の知見が直接生かされたものだというのであれば、筆者にはやや大袈裟に聞こえる。

しかしながら、7番目に紹介されたような取り組みは、行動経済学的知見が活かされたものとして注目すべきだ。この取り組みは、リハビリテーション(債務整理の一形態)を申請することで得られるものよりも、申請しない不作為で失う機会損失を強調して伝えるもので、後者のほうが申請を後押しした効果が高かったという。物事のとら

え方次第で行動が変わることは、フレーミング効果として知られており、フレーミングはデフォルトに並んで多用されるナッジである⁴⁾。その理論的説明としてプロスペクト理論の損失回避があてられることが多い。

フレームを変える伝え方は、情報提示を工夫しただけにみえる。しかし、行動経済学の研究成果が知られていたからこそ、フレーミング効果を明示的に利用した政策介入が考案されたにちがいない。

実際に使われたナッジだけを見て、それを行動経済学の政策応用であると考えてしまうのは早計である。行動経済学の政策応用をみるときは、実際の介入手法であるナッジだけに着目するのではなく、そこに至る過程に行動経済学が活かされている可能性もみなければならない。

Ⅲ 行動経済学独自の知見といえるもの

社会保障という広い分野での行動経済学の応用を考える際には、流行っている「ナッジ」を越えた視座が必要である。ナッジの政策現場への浸透や受容にはそれなりの理由があり、それらは重要な論点ではあるものの、結局のところ、ナッジ自体はマーケティング手法を公共政策に応用したにすぎないとみなされてしまうからだ。

重要なのは、ナッジの考案を通して、政策効果の行動経済学的な理解が進むことである。それによって、より良い制度設計がなされる可能性が高い。ナッジ開発の手引としては、英国のBehavioural Insight Team (2015)による「EAST」、OECD (2019)による「BASIC」、あるいは、Doran et al. (2012)による「MINDSPACE」などがある。EASTは、ナッジ開発のポイントとなるEasy, Attractive, Social, Timelyの4つの工夫を単にまとめたものだ。BASICは、EASTに比べると広範な手引であり、ナッジ政策立案から執行までのプロセスを5段階にまとめている。まず、ナッジ対象となる行動を定め(Behaviour)、その行動の原因

⁴⁾ 例えば、和文であれば、山崎(2018)の表6の(2)-1-4の一覧を参照。

などを行動科学の知見で分析し (Analysis), 介入手法をつくって戦略とし (Strategy), 実際にRCTなどで実験をして結果を分析し (Intervention), その結果をもって現状の政策や情勢を変革させていく (Change) までの流れのそれぞれにおいて, 要点を解説した良好な手引である。また, MINDSPACE は, Message, Incentive, Norm, Default, Salience, Priming, Affect, Commitment, Egoの頭文字をとったもので, ナッジを作る際のヒントとなる9つのポイントを解説したものだ。以上の手引では, 主に行動科学の知見を活かすヒントを解説し, 介入手法の種類やタイミングなどを整理しているが, ナッジの作用点に関する分類を主眼においてはしない。

行動経済学を社会保障に活かす上では, ナッジ手法の整理だけでなく, その介入の目的や作用点を明確に意識することが重要だと筆者は考える。手法に着目して行動経済学の応用を考えてしまうと, 目の前の課題に対してナッジ事例をただあてはめようとする懸念があるからだ。また, パターナリズムの深さを明示化するためにも, 介入の目的を明確にすることは手続き上でも重要であると考えられる。

行動経済学的の知見を活かすとすれば, その目的を, 次の3つに分解して考えることを筆者は提案したい: ①「情報型」= 事実誤認や錯誤に近いバイアスの補正および認知 (attention) の補正をするもの, ②「支援型」= 認知バイアスのなかでも, 特に厚生評価基準がわかるものに起因する行動の補正をするもの, ③「誘導型」= 認知バイアスなどの行動特性を補正せずに, それを逆手にとった形で行動の補正をするもの。

第一は, 認識時点で発生すると考えられるバイアスや認知に直接作用し, その補正を目的とするものだ。確率加重関数による歪みや, あいまいさ回避, 利用可能性ヒューリスティックのようなバイアス, あるいは認知の欠如が発生していると推測される場面で, それらを補正するための介入である。介入の目標は, たしかに政策当局が考える“望ましい”行動への誘導を企図したものである。情報正しく認識されるように情報提

供に工夫を施すことは容易に正当化できよう。情報提供の工夫にあたっては, そもそも, どのような歪みや認知バイアスがありうるかといった想定が必要になる。そのときに行動経済学の知見が役立てられる。正確な情報提供やタイムリーなリマインダーはこの分類に該当する。この目的に沿ったものを「情報型」と呼ぶこととする。

第二は, 心的会計や現在バイアスのように, 合理的でない選好に関するものである。そうした選好があると, 逐次的な最適化がもたらす帰結が, 事後的には“失敗”であったとみなされる可能性があり, それに対して意思決定者本人が何らかの「後悔」をすることがある。また, その本人の“失敗”が行政コストを生じさせる可能性もある。例えば, 失業者の求職活動や, 生活習慣病の防止を考えてみよう。逐次的な最適化による活動水準は事後的には後悔を発生させる低いものになりうるし, 失業保険給付や医療費などの行政コストも余計にかかってしまう。このときには, その逐次的な最適化行動を補正する政策目的が正当化される。ただし, その政策が多分にパターナリズムを含んだものとなる点には注意が必要である。この目的に沿ったものを「支援型」と呼ぶこととする。

第三は, 介入対象者には認知バイアスがあるとわかったうえで, そのバイアスの補正はせずに, その認知バイアスを利用して, 政策目標を達するためのものである。例えば, 現状維持バイアスがあることを知った上で, 臓器提供者を増やすために臓器提供意思表示をオプトアウト方式 (デフォルト) にするようなナッジが含まれる。あるいは, 社会規範や同調圧力に敏感な行動特性を利用するために, 他人との比較情報を提示して, 行動変容を起こさせるナッジも同様だ。この目的に沿ったものを「誘導型」と呼ぶこととする。ただし, 次節で述べるように, ここでいう政策目標が社会的に望ましいものであっても, 誘導型の応用については慎重になるべきだと筆者は考える。

以上の3分類を失業保険給付政策への応用場面に当てはめてみたい。Babcock et al. (2012) により整理された, 行動経済学の応用を例に考える。

第一に、失業中の求職者が、市場賃金および自分が獲得できる賃金へ期待を抱く際に発生するバイアスの補正を考えるべきだ。自信過剰や利用可能性ヒューリスティックにより、楽観的な見通しをもってジョブサーチをしても求職活動期間が非効率的に長くなってしまふ。このバイアスを補正するか除去するために情報提示を工夫するやり方が提案されており、それらは情報を正しく認識してもらうことを目的とした情報型ナッジである。

第二に、前職の賃金水準を参照点としてしまい、収入の下落に対して“過剰に”反応してしまうバイアス（損失回避）を補正することが考えられる。失職という事実を踏まえれば、前職よりも収入の低い職に就かざるを得ない可能性も十分にある。そんな状況にあっても、前職での賃金水準を基準に考えるあまり、収入の下落を受け入れることに大きな心理的障壁があれば、就職を先延ばしにしてしまうだろう。だが、失職中の自分の現在の収入が参照点になったときには、それまでの先延ばしを後悔するかもしれない。

行動経済学的知見を活かした支援型介入としては、参照点を失職中の現在に据えかえるためのナッジと、賃金損失保険（wage-loss insurance）の制度が考えられる。後者の保険は、賃金の下落による減収の一部またはすべてを一定期間補填するものである。この保険があれば、損失回避が強く就職できないといった行動を補正できるだろう。

第三に、求職者の先延ばし傾向についても、行動経済学的な知見を活かすことができる。先延ばし傾向は、求職活動を続けるにあたっては不利な行動特性ではある。だが、上述したように、ここでは先延ばし傾向を補正するのではなく、むしろその傾向を利用して政策効果を高める誘導型の介入を考える。例えば、上記の賃金損失保険の給付期間を考えてみよう。前職との賃金格差を補填するのが賃金損失保険であっても、その給付も一定期間が経てば終わってしまう。給付総額は変えずに、給付方法を操作することによって、効果を高めるやり方があり得る。

ひとつ目は、再就職時に大きなボーナスを与え

ることである。先延ばし傾向がある個人は、定額の給付を長期にわたって受け取り続けることよりも、その給付総額の現在割引価値を一括給付として現在受け取ることをより好む。したがって、給付期間を短縮し、その削減分を再就職時のボーナスとする仕掛け（傾斜配分）が考えられる。現行でも早期に再就職できれば、失業保険の残額の一部を再就職手当として受け取ることができる。しかし、先延ばし傾向や現在バイアスを加味すれば、最適な傾斜配分は現在よりも大きなものであるとも考えられる。

ふたつ目は、定額の給付ではなく、再就職後の賃金上昇のタイミングに合わせるように給付金額を減らす仕組みだ。顕著性に関するバイアスを利用し、給与と賃金損失保険の給付の合計金額が受給者に認知されるような仕掛けが可能であれば、その合計金額が減らないように、給与上昇に合わせて徐々に保険給付を減らせば給付を削減しても気づかない。これは給付削減の方法ではなく、その削減分を再就職手当に充当するための措置である。このように、バイアスを逆手にとれば、限られた財源を有効活用するための取り組みに活かすことができる。このときに行動経済学の知見が活かされるのは言うまでもない。

以上のように、行動経済学の政策応用にあたっては、行動経済学的な行動特性のどの部分に、どのように働きかけるかを明確にしたうえで政策を位置付けることが重要である。そうすることによってこそ、行動経済学の理論的知見を政策設計に活かすことができるからだ。また、行動経済学的な政策が抱えるパターンリズムの問題を考えるためにも、政策や介入の作用点のみならず、パターンリズムの輪郭が可視化されるという利点もある。この枠組みは、失業保険の制度設計に限らず、社会保障全般の制度設計でも妥当するので、行動経済学的な知見を活かす際に、その目的の整理に活用されることを筆者は期待する。

Ⅳ 社会保障に応用する際の留意点

行動経済学が政策に応用されることの利点は上

述の通りだが、行動経済学を社会保障に応用するのであれば、以下の点に十分に留意すべきだと筆者は考える：①リバタリアニズムに徹し、「公共の福祉」の観点を評価軸に用いないこと、②行動経済学の数理モデルを明示的にとり入れること、③事後的な情報開示を徹底すること。

第一に、その目的を限定的なものにすべきである。行動経済学が前提とするのは、意思決定の当事者にとって、大域的な最適解と局所的な最適解が乖離しうることである。例えば、大域的な最適解とは健康的な暮らしであるのに対し、局所的な最適解は不摂生な生活習慣といった状況を思い起こせばよい。前節で整理した政策目的の第二と第三（「支援型」と「誘導型」）は、この前提を根拠にして正当化されうる。

ただし、ここで議論の余地があるのは、当事者がある乖離について自覚的であるかどうかという点と、介入する側が抱く“大域的な最適解”が当事者のそれと一致するかどうかという点だ。当事者が乖離に自覚的であれば、行動特性を利用した支援型のナッジ的介入は、当事者の意思決定時点で合意が得られる。自覚的でない場合には、支援型の介入は当事者に心理的な負担を強いるものになる。例えば、社会規範を利用した介入が行動変容を引き起こすのは、その社会規範から逸脱することの心理的コストが高すぎるからかもしれない。あるいは、社会規範を意識すること自体が苦痛を生じさせるかもしれない（Allcott and Kessler, 2019）。このように、意思決定時点で心理的な罰金を科すのと同様のメカニズムで行動変容が起きているのであれば、その介入が事前に正当化されるとは限らない——たとえ行動変容が事後的に正当化されうるとしても。また、誘導型のナッジ的介入にいたっては、当事者の動機の錯誤を利用した介入と非難されうるものになる。さらに、介入する側と意思決定当事者の間で、“大域的な最適解”が一致しない場合は、誘導型介入の根拠は完全に失われることに注意しなければならない。

特に留意すべき点は、行動特性を利用した誘導

型介入が「公共の福祉」のために使われる危険性だ。例えば、省エネ行動とその利益が、囚人のジレンマの状況にあることを想定しよう。すなわち、各個人にとっては省エネ行動をとることはコストのかかる利に合わない行動であっても、社会の構成員の多くが省エネ行動に取り組み、その利益が省エネ行動のコストを上回る状況である。この場合、行動特性を利用した誘導型のナッジ的介入によって、省エネ行動を促すことは正当化されるようにも思える。しかし、囚人のジレンマの状況であるので、社会の構成員の多くが省エネ行動に取り組んでいる現状においても、個人の最適解は省エネ行動をとらないことである。これは大域的にも局所的にも最適解なのであって、行動経済学が前提とするような乖離は存在しない。したがって、誘導型のナッジ的介入の根拠は薄弱だ。大域的な最適解をとりたくてもとれないという意味決定者をナッジ的介入によって支援したり誘導したりすることについては、正当化の余地もある。しかし、パレート優位な状況を実現するために、個人の真意に反した行動をとらせることには、さらなる根拠が必要となるはずだ。この点において、誘導型の政策や介入の実施に一定の根拠を求める法制度も必要となってくる。

第二に留意すべきは、データ分析（パラメータ推定）のために行動経済学モデルを明示的に使用すべきことだ。支援型や誘導型の介入にあたっては、大域的な最適解と、現状の局所的な最適解を比較し、移行コスト等を勘案してもなお、大域的な最適解が厚生観点から優位であると示さなくてはならない。その際には、個人の厚生を評価するひとつの手段として、データ分析に使用できる意思決定モデルを置くべきだ。

最後に、誘導型の政策や介入をとった場合には、デブリーフィング（debriefing）手続きとしての事後報告をしなければならない。その政策や介入の目的、根拠、そして、効果測定結果を事後的に公開することによって、行動経済学を活かした政策への信頼度があがると考えられる⁵⁾。この手

⁵⁾ ナッジへの信頼の議論については、サンステイーン&ライシュ（2020）の第6章を参照。

続きがない場合には、誘導型の介入が、本人の厚生とは別の「公共の福祉」のために用いられてしまう危険がある。あるいは、本来の政策目的を逸脱して、歳出削減だけを目的にして局所的な最適解に影響を与えるような誘導型の介入もとられる危険がある。例えば、生活保護給付を削減するためだけに、自立を支援するとの名目で、生活保護申請のスティグマを高めるような誘導型のナッジがあったとしよう。そのとき、対象者が「生活保護を申請しない」という行動を選んだとしても、それは“大域的最適解”として導かれたものではなく、単に給付削減のために局所的な最適解が与えられただけのものだ。これは支援対象者の厚生や福利に資するための政策ではないため、誘導型の介入は許容できないだろう。

以上の点について厳密な議論や区分けはまだ困難ではあるが、「流行るナッジ」を見る限り、このような議論はまだ少ない。今後、精緻な分析が必要とされる領域であると筆者は考える。

本稿では、行動経済学を社会保障に応用するにあたって、意思決定者の行動特性のどの側面に対して政策やナッジを設計するかという観点を整理した。重要なのは、ナッジ的手法の開発に目を奪われることなく、行動経済学的な数理モデルを念頭に置いたうえで、どのパラメーターに影響を与えるために政策を設計するかであり、また、その明確な目的意識である。そのために、行動経済学的な知見を活かした政策を3つの型（情報型、支援型、誘導型）に分類し、それぞれを失業保険給付政策においてどのように適用させるかを論じた。最後に、行動経済学を政策に応用する際の留意点をまとめた。特に、誘導型の介入は、意思決定者に一種の錯誤があることを利用している点において、その実施には手続き的な定めが必要であることも強調した。

5. 参考文献

Allcott, H., Kessler, J.B. (2019). “The welfare effects of nudges: A case study of energy use social comparisons,” *American Economic Journal: Applied Economics*, 11, pp. 236-76.

Babcock, L., Congdon, W.J., Katz, L.F., Mullainathan, S.

- (2012). “Notes on Behavioral Economics and Labor Market Policy,” *IZA Journal of Labor Policy*, 1 (2), pp. 1-14.
- Behavioural Insights Team. (2015). *EAST Four simple ways to apply behavioural insights*, available at <https://www.bi.team/wp-content/uploads/2015/07/BIT-Publication-EAST_FA_WEB.pdf>
- (2018). *Behavioural Government: Using Behavioural Science to Improve How Governments Make Decisions*, available at <<https://www.behaviouralinsights.co.uk/publications/behavioural-government>>
- Dolan, P., Hallsworth, M., Halpern, D., King, D., Metcalfe, R., Vlaev, I. (2012). “Influencing behaviour: The Mindspace way,” *Journal of Economic Psychology*, 33, pp.264-277.
- Executive Office of the President National Science and Technology Council (2016). *Social and Behavioral Sciences Team 2016 Annual Report*, <https://sbst.gov/>.
- Hummel, D., Maedche, A. (2019). “How effective is nudging? A quantitative review on the effect sizes and limits of empirical nudging studies,” *Journal of Behavioral and Experimental Economics*, 80, pp.47-58.
- Johnson, E., Goldstein, D. (2003). “Do defaults save lives?” *Science*, 302 (5649), pp. 1338-1339.
- Li, M., Chapman, G. (2009). ““100% of anything looks good” : The appeal of one hundred percent,” *Psychonomic Bulletin & Review*, 16, pp.156-162.
- Madrian, B., Shea, D. (2001). “The power of suggestion: Inertia in 401 (k) participation and savings behavior,” *Quarterly Journal of Economics*, 116 (4), pp.1149-1187, 2001.
- 経済協力開発機構 (OECD). (2018). 『世界の行動インサイト——公共ナッジが導く政策実践』(齋藤 長行 監修, 濱田久美子訳), 明石書店。
- OECD. (2019). *Tools and Ethics for Applied Behavioural Insights: The BASIC Toolkit*, available at <<https://www.oecd.org/gov/regulatory-policy/BASIC-Toolkit-web.pdf>>
- 大竹文雄・平井啓編著。(2018). 『医療現場の行動経済学—すれ違う医者と患者』, 東洋経済新報社。
- Rothman, A. J., Martino, S. C., Bedell, B. T., Detweiler, J. B., Salovey, P. (1999). “The systematic influence of gain-and loss-framed messages on interest in and use of different types of health behavior,” *Personality and Social Psychology Bulletin*, 25, pp.1355-1369.
- キャス・サンステイン, ルチア・ライシュ。(2020). 『データで見る行動経済学』, 日経BP. (Sunstein, C., Reisch, L., *Trusting Nudges*, 2019)。
- リチャード・セイラー, キャス・サンステイン。(2009). 『実践 行動経済学』, 日経BP. (Thaler, R., Sunstein, C., *Nudge: Improving Decisions About Health*,

Wealth, and Happiness, 2008.)。
竹内 幹。(2020)。「医療における行動経済学とナッジ」『医療経済研究』, 31 (2), pp.65-75。
山崎由香里。(2018)。「アノマリーを活かしたナッジ

グのためのフレームワーク：ナッジツールのレビューと整理」『成蹊大学経済学部論集』, 第49巻, pp.51-81。

(たけうち・かん)

The Behavioral Economics for Social Security: Should it be Corrective or Inductive?

TAKEUCHI Kan*

Abstract

Humans often exhibit irrational behavior and fail to make optimal decisions in the related fields to social security. Behavioral economics, which has been analyzing those irrational behavior, can be applied to social security policy. In this paper, after briefly overviewing the well-known “nudge” policies, I present a framework for positioning the behavior economics in social security policy. That is to clarify which parameters in the decision-making model to aim and influence by the policy. To this end, I classify behavioral economic policies into the following three types. These are: informational interventions to correct biases that distort objective facts and information; supportive interventions to correct short-sighted behavior caused by inconsistent preferences; and inductive interventions that take advantage of the inconsistent preferences and lead to “desirable” behavior. I discuss the function of each type, using the example of unemployment insurance benefit policies.

Keywords : Behavioral Economics, Decision-making, Nudge, Paternalism, Social Security

* Associate Professor, Hitotsubashi University Graduate School of Economics

老後に備えた貯蓄計画と取崩計画の決定要因¹⁾

北村 智紀*

抄 録

公的年金の給付水準が実質的に低下することが予測されるなか、家計は適切な貯蓄と取崩しが求められている。既存研究によれば、家計の貯蓄と取崩しはライフサイクル・モデルと整合的な行動であるものの、行動経済学的な要因にも影響を受けている。そこで、本研究は老後の生活に向けた家計の貯蓄計画および、引退後の取崩計画がどのような要因で決まっているかについて分析する。独自のサーベイ調査を利用した分析の結果、金融リテラシーが高いほど、老後に備えて多くの金額を貯める必要があると認識されていた。しかし、金融リテラシーが高くても、目標に向けた貯蓄が促進されているわけではなかった。また、公的年金への信頼が高い場合や、自分が長く生きる可能性は低いと考えていると、老後に備えた貯蓄額が低くなる傾向があった。引退後の貯蓄取崩しについては、金融リテラシーが高いほど、スムーズな取崩し計画となっていた。

キーワード：老後貯蓄，資産取崩，金融リテラシー，公的年金への信頼

社会保障研究 2021, vol.6, no.3, pp.245-255.

I はじめに

公的年金は高齢者世帯の収入の約7割を占めている。また、5割の高齢者世帯では収入のすべてが公的年金となっており、高齢期の家計のかなりの部分を支えるものとして、極めて重要な役割を果たしている [厚生労働省 (2020)]。しかし、公的年金は実質的な所得代替率が低下することが予想されており [Okumura and Usui (2014)]、家計に自助努力が求められている。少子高齢化が進行

する日本において、家計の退職後の生活に備えた貯蓄およびその取り崩しの動向は経済政策上の重要な課題となっており、それらがどのような要因で定まるか (決定要因) を理解することは、現役世代に対する老後準備の促進政策や、引退後の世代の長寿リスク：長生きすることで金融資産が枯渇し、消費水準を落とさざるを得なくなるリスクを低減させるなどの課題に対応するために必要である。

家計の貯蓄とその取崩し決定要因はさまざま考えられるが、本研究では、金融リテラシー、公的

* 東北学院大学経営学部教授、ニッセイ基礎研究所金融研究部門客員研究員

¹⁾ 本稿作成にあたり、中嶋邦夫氏、足立泰美氏より貴重なコメントを頂いた。本研究は文部科学省科学研究費助成事業基盤研究 (C) 「長寿リスクを軽減する公的年金の受給開始年齢の延期と金融資産蓄積促進に関する研究 (19131895)」の一部として実施した。

年金への信頼の程度、時間選好率 [Gustman and Steinmeier (2005)], リスク許容度、主観的な生存確率の影響 [Hurd et al. (2004), Payne et al. (2013)], を考察する。金融リテラシーとは、「金融に関する健全な意思決定を行い、究極的には金融面での個人の良い暮らしを達成するために必要な金融に関する意識、知識、技術、態度及び行動の総体」と定義されており [Atkinson and Messy (2012), 金融庁金融研究センター (2013)], 老後の準備にも必要な人的資本の一つである。Lusardi and Mitchell (2011a, 2011b) などによれば、金融リテラシーが家計の合理的な貯蓄などの投資行動に関連性があるとしている。また、公的年金への信頼は退職や年金受給の開始時期に影響することが知られており [Maurer et al. (2018)], 特に終身年金である公的年金の価値を高く評価する傾向がある人ほど、退職時までに必要な金融資産額を低く見積もる傾向がある [北村・中嶋 (2016)]。

老後に備えた貯蓄とその取崩しに関する決定要因を分析した研究は多くある。貯蓄に関しては、例えば、北村・中嶋 (2010) は独自のアンケート調査を利用して、老後の生活に備えるための長期的な株式投資の決定要因を分析し、金融リテラシー、株式投資に対する主観的なリターンやコストが影響しているとした。顔他 (2019) は金融リテラシーや投資家が依拠する情報源が、投資家のリスク資産の保有や投資リターンに与える影響を分析し、金融リテラシーとリスク資産の保有は深い関係があるとした。北村他 (2019) は厚生労働省の『中高年者縦断調査』を利用して高齢者家計の貯蓄動向を分析し、夫が就業している家計では金融資産の積立を行い、退職すると取り崩すという、ライフサイクル・モデルと整合的な結果が観察された。また、配偶者の収入は貯蓄の取崩しを抑制する効果があるとしている。取崩しに関しては、Horioka (2010) は95年以降の家計調査から、無職高齢世帯の貯蓄率がマイナスであるだけでなく、働いていても貯蓄を取り崩していることがあった。また、消費は主に年金水準の低下により時系列的にも低下していると指摘した。中澤他 (2015) は2009年の『全国消費実態調査』から、就

業世帯では貯蓄しているが、非就業世帯では貯蓄が取り崩され、家計の行動はライフサイクル・モデルと整合的であること示した。ホリオカ・新見 (2017) では『家計調査』及びゆうちょ財団『家計と貯蓄に関する調査』を利用して、高齢者家計の貯蓄行動について分析し、働いている高齢者家計は正の貯蓄を行うのに対して、退職後では大きく負であること、主として社会保障給付の削減により、高齢者世帯が資産を取り崩す傾向は緩やかに強まっていること、退職後の高齢者家計は資産を取り崩しているが、取崩率は単純なライフサイクル・モデルが予測するほどは高くなく、予備的貯蓄や遺産動機の可能性があるとした。

これらの先行研究を踏まえて、本研究は、筆者らが実施した独自のサーベイ調査を利用し、老後に必要な貯蓄額の認識とそれに向けた積立の程度、および退職後の取崩計画がどのような要因に影響されているかを分析する。特に、金融リテラシー、公的年金への信頼、時間選好率、リスク許容度、主観的な生存確率の老後貯蓄と取崩しに影響があるのかについて検証を行う。また、近年、金融リテラシーの貯蓄への影響については、内生性を考慮して分析すべきとする既存研究が多いので、本研究でも操作変数法を用いてこれら内生性の可能性を考慮して分析を行う。

本研究の学術的貢献は、第1に、老後のための目標貯蓄額の決定要因を検証している点にある。政府統計などでは保有している金融資産額はわかっても、各個人がどの程度貯蓄が必要であるか認識しているかについてはわからない。また、この認識がどのような要因と関連性があるのか理解することは貯蓄の促進のためにも重要なことと言える。第2に金融資産の取崩計画について分析している点である。既存研究では金融資産の蓄積についての研究は多いが、取崩しがどのような要因の影響を受けるかに関しては、これまでの研究では十分に踏み込んでこなかった分野と言える。

本研究の結果を先に述べると、金融リテラシーが高いほど、老後に備えて多くの金額を貯める必要があるという認識があることがわかった。しかし、金融リテラシーが高くても、目標に向けた貯

蓄が促進されているわけではなかった。ただし取崩計画に関しては、金融リテラシーが高いほど、取崩しの変動性は低まった。また、公的年金への信頼度が高いと、老後に備えた貯蓄額が低くなる傾向があった。さらに自分が長く生きる可能性があると考えるほど、老後に備えた貯蓄額が多くなる傾向と、金融資産の取崩計画が最高齢期に多くなる傾向があった。貯蓄の促進やスムーズな取崩しには金融リテラシーを高めることは重要であるが、金融リテラシーの向上だけでは必ずしも家計は合理的な行動とはならないことが示唆される。老後貯蓄の促進には、米国などで行われている確定拠出年金 (DC) の自動加入のような、制度変更の検討も必要であろう。

本稿の構成は以下のとおりである。次節では分析方法とデータを説明し、第3節は分析結果である。第4節に結論と政策的インプリケーションを述べる。

II 分析方法

本研究では老後に必要な貯蓄額および取崩計画額の決定要因を分析するために、以下の回帰式を推計する。

$$Y = \alpha + \beta \cdot X + \gamma \cdot C + \varepsilon \quad (1)$$

ここで、被説明変数 Y は65歳予定金融資産、予定積立額、予定積立倍率、85歳予定金融資産、65-85歳取崩額、85-95歳取崩額、取崩額差である。65歳予定金融資産は、「老後の生活のために65歳時点でどの程度金融資産が必要か」について段階式の選択肢で尋ねたものである。85歳予定金融資産も同様である。予定積立額は、65歳予定金融資産と現在保有している金融資産額との差額であり、65歳までに積み立てる必要と考えている額である。予定積立倍率は、予定積立額を家計年収で除したものであり、年収の何倍を積み立てる必要があるかを表した数値である。65-85歳取崩額は、65歳予定金融資産から85歳予定金融資産を引いた総取崩額を、金利1%で20年の元利均等で取り崩

した場合の年額である。同様に、85-95歳取崩額は、95歳までに金融資産をすべて取り崩すと想定して、85歳予定金融資産を金利1%で20年の元利均等で取り崩した場合の年額である。

老後貯蓄に影響を与えると考えられる個人属性 X については、金融リテラシー、公的年金への信頼の程度、時間選好率、リスク許容度、主観的生存確率の5つの変数を利用する。金融リテラシーは、金融・経済に関する標準的な5つのクイズの正答率である。クイズは (A) 複利効果、(B) 金利と国債価格、(C) 為替レートを外国投資の自国通貨建ての価値、(D) 分散投資効果について質問を行った。この数値が高いと金融リテラシーが高いことを意味する。金融リテラシーが高いほど老後に備えて多くの積立が必要と認識しており、また、それに向けた蓄積も同時に進んでいることが想定される。公的年金信頼は、「公的年金は信頼できる」かについて質問し、6段階の選択肢 (1. ほとんどそう思わない、2. あまりそう思わない、3. どちらかというところ思わない、4. どちらかといえば、そう思う、5. わりとそう思う、6. かなりそう思う) からの回答である。数値が大きいほど公的年金を信頼していることを表す。公的年金を信頼しているほど、自助努力が少なくても良いと考えている可能性がある。リスク許容度は、Holt and Laury (2002) の方法で測ったものであり、くじA: 確率 p で20万円か、確率 $1-p$ で16万円、あるいはくじB: 確率 p で38.5万円か、確率 $1-p$ で0.1万円のどちらのくじを選択するかを尋ねたものである。確率 p は0%から90%まで10%刻みで変化させて、この質問を10回繰り返して尋ね、くじBを選択した回数をリスク許容度とした。数値が大きいほどリスク許容的 (リスク回避的ではない) であることを表す。時間選好率はBenzion et al. (1989) の方法を利用する。一時的な収入について、(A) 7日後の10万円と、(B) 1年後の10万円 + F円、のどちらがいいかの質問に対して、Fを0から10万円までの10段階に変えながら質問を行った (例えば、7日後の100,000円と、1年後の101,000円)。(A) の回答の選択数を時間選好率とした。この数値が大きいほど時間選好率が高いことを意

表1 記述統計

変数名	単位	N	平均	標準偏差	最小値	最大値
65歳予定金融資産	百万円	3,377	23.48	14.27	0	55
予定積立額	百万円	3,377	11.19	17.41	-75.00	55
予定積立率	= 予定積立額/家計年収	3,209	1.91	2.26	-4.69	9.39
85歳予定金融資産	百万円	3,377	13.25	10.21	0	55
65-85歳取崩額	年百万円	3,043	0.69	0.56	0	3.05
85-95歳取崩額	年百万円	3,377	1.40	1.08	0	5.81
取崩額差	百万円	3,043	0.60	1.05	-3.05	5.81
金融リテラシー	正答率	3,377	0.39	0.33	0	1
公的年金信頼	スケール (1-6:信頼)	3,377	3.01	1.20	1	6
時間選好率	スケール (1-10:高)	3,377	4.42	3.25	0	10
リスク許容度	スケール (1-10:高)	3,377	3.10	2.84	0	10
主観的生存確率	%	3,377	36.66	27.44	2.50	97.50
家計収入	年百万円	3,377	7.09	3.04	0.25	29
金融資産	百万円	3,377	12.29	16.90	0	75
持家	d	3,377	0.76	0.43	0	1
女性	d	3,377	0.50	0.50	0	1
既婚	d	3,377	0.85	0.36	0	1
大学卒	d	3,377	0.52	0.50	0	1
主観的健康状態	スケール (1-6:良好)	3,377	4.19	1.12	1	6
企業型DCあり	d	3,377	0.18	0.38	0	1

注：dはダミー変数を表す。

味する。主観的生存確率は、「自分が85歳まで生きる確率」について、5%未満、10%、15%、・・・、95%、95%以上の選択肢から選んでもらった回答である。このほかに、個人属性を表す変数Cとして、家計収入、金融資産保有額、持家、女性、大学卒、主観的健康状態（1から6までの選択肢で、数値が大きいほど健康状態が良いと考えている）を利用する。

本研究で利用したサーベイは2018年3月にインターネット上で実施した。対象はマイボイス・コム社の登録会員であり、40-64歳の男女を対象とした。まず、約10,000人を対象に年齢や金融資産の保有額等に関する予備調査を実施した。予備調査の結果から、金融資産の保有額が300万円以上で1,500万円以下の者をランダムに抽出し、本調査の対象とした。最終的な回答者（サンプル数）は3,685名である。このうち、95%および5%タイルより外側のデータは外れ値として除外した。

表1は本稿で利用する変数の記述統計である。65歳予定金融資産は約2,300万円であり、2,000万円を超えており、回答者は老後の生活に必要な金融資産額に一定の認識がある。金融庁（2019）な

どの影響もあるものと考えられる。予定積立額は約1,100万円、予定積立率は約2.0倍であり、かなりの金融資産の積立が必要である。85歳予定金融資産は約1,300万円、65から85歳までの取崩額は年約70万円を想定している。一方で、85から95歳までの取崩額は年約140万円であり、高齢になってからの取崩額が約2倍となっている。金融リテラシー（クイズの正答率）は約40%であり、既存研究と大きくは異ならない。家計収入および金融資産額の平均値はそれぞれ約700万円と1,200万円であり、全国消費実態調査等の政府統計よりも高くなっている。これは収入額を300万円以上としたこと、インターネットでの調査であることが影響している可能性がある。

図1は65歳予定金融資産と85歳予定金融資産のヒストグラムである。65歳予定金融資産は2,000万円前後を中心に幅広く分布しており、退職までに貯める必要がある額についてさまざまな考えがあることが示唆される。一方、85歳予定金融資産の分布は、1,000万円前後の頻度が高く、分布は狭くなっており、考え方は均質化しているようである。この2つの金額の差を元利均等に取り崩した

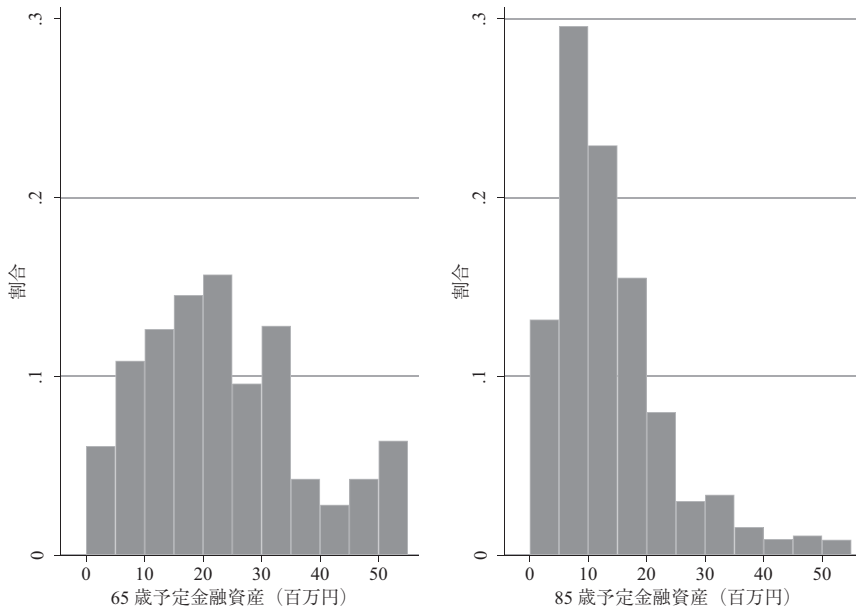


図1：65歳予定金融資産、85歳予定金融資産の分布

のが65-85歳取崩額である。

Ⅲ 分析結果

表2は式(1)の推計結果である。被説明変数は65歳予定金融資産、予定積立額、予定積立倍率、85歳予定金融資産、65-85歳取崩額、85-95歳取崩額、取崩額差であり、主たる説明変数は、金融リテラシー、公的年金信頼、時間選好率、リスク許容度、主観的生存確率である。本研究では、線形確率モデルを利用し最小二乗法(OLS)で推計する。表中の数値は回帰係数、括弧内はロバスト標準誤差を表す。列(1)は65歳予定金融資産の結果である。金融リテラシーは老後の生活費のための貯蓄が多く必要であるという認識を高めることができる。一方で、公的年金への信頼が高いほど貯蓄額は減少する。時間選好率が高いと将来に必要な貯蓄や、退職後の生活に必要な支出を低く見積もる傾向がある。リスク許容度が高いほど、65歳予定金融資産は低くなる傾向があった。これは、将来、金融資産が枯渇する可能性について、一定のリスクをとれるためと解釈することができる。

あるいは、65歳以降も株式投資など高いリターンが期待できるがリスクのある資産への投資を続けるとすれば、65歳時点での金融資産額は少なくともよいと考えているとも解釈可能である。列(2)と(3)は、それぞれ、予定積立額と予定積立倍率の結果である。列(1)と同様に、金融リテラシーが高いほど多くの積立が必要であるという認識となっている。これは、金融リテラシーが高ければ十分に金融資産への積立が進んでおり、将来の積立額は少なくなるはずという仮説とは逆の結果となっている。つまり、金融リテラシーが高いほど、老後の生活に必要な貯蓄額は高まるが、実際には積立は進んでおらず、将来に向けての積立額も同様に多くなっているという考え方と整合的であり、金融リテラシーを高めるだけでは老後貯蓄に関する問題が解決しない可能性があることを示唆している。公的年金信頼と時間選好率の係数も負で有意であり、公的年金への信頼および時間選好率が高いほど将来に積み立てる必要が少ない傾向がある。列(4)は85歳予定金融資産の結果である。金融リテラシーは有意ではなかった。公的年金信頼が高いほど、85歳時点での金融資産は少

なくて済むという認識であった。列(5)と(6)は、それぞれ、65-85歳取崩額と85-95歳取崩額の結果である。金融リテラシーが高いと65-85歳取崩額が多くなる傾向がある。一方で公的年金への信頼が高いと、65-85歳取崩額および85-95歳取崩額が少なくなる傾向がある。列(7)は取崩額差の結果である。金融リテラシーの係数は負で有意である。これは、金融リテラシーが高いと65-85歳取崩額と85-95歳取崩額との差額が少ない、つまり老後貯蓄の取崩し、あるいはそれを使った消費をスムーズに行い、合理性が高いライフプランを構築できる可能性を示唆している。公的年金への信頼が高い場合にもスムーズな取崩しが想定できるが、金融資産よりも公的年金への依存度が高い

ための影響とも考えられる。主観的生存確率が高いと、85-95歳取崩額が多くなる傾向がある。これは、医療費や介護などの最高齢期の消費に備えているためだと考えられる。あるいは遺産を残すことによる影響も考えられる。

これまでの分析では金融リテラシーは外生変数として扱い、金融リテラシーの程度が、老後貯蓄に関する行動にどのような影響があるのかについて分析してきた。しかし、近年、金融リテラシーについては、内生性を考慮した分析が重要視されている。老後に必要な貯蓄を考えることで、金融リテラシーが高まる可能性があるという、老後貯蓄と金融リテラシーの同時決定性が考えられる。これは本研究で利用した金融リテラシーという変

表2 老後貯蓄の推計結果 (OLS)

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
	65歳予定 金融資産	予定積立額	予定積立率	85歳予定 金融資産	65-85歳 取崩額	85-95歳 取崩額	取崩額差
金融リテラシー	6.674 ** (0.725)	6.674 ** (0.725)	0.662 ** (0.106)	-0.948 (0.548)	0.368 ** (0.031)	-0.100 (0.058)	-0.358 ** (0.062)
公的年金信頼	-0.993 ** (0.192)	-0.993 ** (0.192)	-0.139 ** (0.030)	-0.565 ** (0.148)	-0.023 ** (0.008)	-0.060 ** (0.016)	-0.040 * (0.017)
時間選好率	-0.280 ** (0.073)	-0.280 ** (0.073)	-0.035 ** (0.011)	-0.022 (0.058)	-0.012 ** (0.003)	-0.002 (0.006)	0.008 (0.006)
リスク許容度	-0.173 * (0.080)	-0.173 * (0.080)	-0.014 (0.012)	0.138 * (0.068)	-0.006 (0.003)	0.015 * (0.007)	0.006 (0.008)
主観的生存確率	0.021 * (0.009)	0.021 * (0.009)	0.003 (0.001)	0.033 ** (0.007)	-0.000 (0.000)	0.004 ** (0.001)	0.004 ** (0.001)
家計収入	0.533 ** (0.088)	0.533 ** (0.088)	-0.114 ** (0.012)	0.242 ** (0.064)	0.017 ** (0.004)	0.026 ** (0.007)	0.003 (0.007)
金融資産	0.269 ** (0.016)	-0.731 ** (0.016)	-0.076 ** (0.002)	0.098 ** (0.011)	0.009 ** (0.001)	0.010 ** (0.001)	0.002 (0.001)
持家	-0.608 (0.536)	-0.608 (0.536)	-0.099 (0.085)	-0.094 (0.407)	-0.030 (0.023)	-0.010 (0.043)	0.026 (0.044)
女性	3.123 ** (0.495)	3.123 ** (0.495)	0.424 ** (0.075)	2.346 ** (0.387)	0.067 ** (0.021)	0.248 ** (0.041)	0.149 ** (0.043)
既婚	-1.972 ** (0.657)	-1.972 ** (0.657)	-0.474 ** (0.120)	-2.139 ** (0.540)	-0.026 (0.029)	-0.226 ** (0.057)	-0.137 * (0.061)
大学卒	1.614 ** (0.484)	1.614 ** (0.484)	0.234 ** (0.075)	0.541 (0.385)	0.018 (0.020)	0.057 (0.041)	0.101 * (0.042)
主観的健康状態	-0.533 * (0.210)	-0.533 * (0.210)	-0.098 ** (0.033)	-0.390 * (0.174)	-0.008 (0.009)	-0.041 * (0.018)	-0.020 (0.019)
定数	19.713 ** (1.391)	19.713 ** (1.391)	4.391 ** (0.222)	12.914 ** (1.060)	0.492 ** (0.058)	1.363 ** (0.112)	0.679 ** (0.117)
N	3,377	3,377	3,209	3,377	3,043	3,377	3,043
F-値	68.22 **	181.48 **	129.65 **	19.32 **	46.29 **	19.32 **	8.48 **

注：数値は回帰係数、括弧内はロバスト標準誤差を表す。**は1%有意水準、*は5%有意水準を表す。

数だけではとらえることができない観察できない個人間の異質性が影響している可能性がある[Calcagno and Monticone (2015)]。このような影響は適切なコントロール変数を追加することで一定程度の緩和ができるが、操作変数法を利用することで観察できない個人間の異質性を考慮した分析ができる。そこで本研究では、金融リテラシーは潜在的な内生変数とし、企業型確定拠出年金(企業型DCあり)が勤め先にあるかを表すダミー変数を操作変数として、以下の回帰式を利用して

分析を行った。

$$Y = \alpha + \beta_1 \cdot X_1 + \beta_2 \cdot X_2 + \gamma \cdot C + \varepsilon \quad (2)$$

$$X_1 = \alpha' + \theta \cdot Z + \delta \cdot X_2 + \pi \cdot C + \varepsilon \quad (3)$$

ここで、式(2)は第2段階の推計式であり、 X_1 は内生性を疑う変数である金融リテラシー、 X_2 はそれ以外の老後貯蓄に影響を与えると考えられる個人属性を表す変数(公的年金信頼、時間選好率、リスク許容度、主観的生存確率)、 C はコント

表2 老後貯蓄の推計結果(操作変数法)

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	金融リテラシー	65歳予定金融資産	予定積立額	予定積立率	85歳予定金融資産	65-85歳取崩額	85-95歳取崩額	取崩額差
	First-stage	Second-stage	Second-stage	Second-stage	Second-stage	Second-stage	Second-stage	Second-stage
金融リテラシー		5.597 (9.172)	5.597 (9.172)	0.968 (1.318)	-0.663 (6.733)	0.372 (0.398)	-0.070 (0.711)	-0.359 (0.776)
公的年金信頼	0.022 ** (0.005)	-0.974 ** (0.261)	-0.974 ** (0.261)	-0.145 ** (0.037)	-0.570 ** (0.195)	-0.023 (0.012)	-0.060 ** (0.021)	-0.040 (0.024)
時間選好率	-0.013 ** (0.002)	-0.293 * (0.136)	-0.293 * (0.136)	-0.031 (0.020)	-0.018 (0.103)	-0.012 * (0.006)	-0.002 (0.011)	0.008 (0.012)
リスク許容度	-0.009 ** (0.002)	-0.182 (0.115)	-0.182 (0.115)	-0.012 (0.016)	0.140 (0.091)	-0.006 (0.005)	0.015 (0.010)	0.006 (0.010)
主観的生存確率	0.000 (0.000)	0.022 * (0.010)	0.022 * (0.010)	0.002 (0.001)	0.033 ** (0.008)	-0.000 (0.000)	0.004 ** (0.001)	0.004 ** (0.001)
家計収入	0.001 (0.002)	0.535 ** (0.091)	0.535 ** (0.091)	-0.115 ** (0.012)	0.242 ** (0.066)	0.017 ** (0.004)	0.026 ** (0.007)	0.003 (0.007)
金融資産	0.003 ** (0.000)	0.272 ** (0.031)	-0.728 ** (0.031)	-0.077 ** (0.005)	0.097 ** (0.022)	0.009 ** (0.001)	0.010 ** (0.002)	0.002 (0.003)
持家	0.004 (0.014)	-0.606 (0.535)	-0.606 (0.535)	-0.100 (0.084)	-0.094 (0.406)	-0.030 (0.023)	-0.010 (0.043)	0.026 (0.044)
女性	-0.105 ** (0.013)	2.999 * (1.187)	2.999 * (1.187)	0.459 ** (0.173)	2.378 ** (0.886)	0.068 (0.052)	0.251 ** (0.094)	0.149 (0.102)
既婚	-0.027 (0.017)	-2.001 ** (0.715)	-2.001 ** (0.715)	-0.469 ** (0.122)	-2.131 ** (0.571)	-0.026 (0.030)	-0.225 ** (0.060)	-0.137 * (0.065)
大学卒	0.126 ** (0.012)	1.751 (1.248)	1.751 (1.248)	0.196 (0.176)	0.504 (0.922)	0.017 (0.055)	0.053 (0.097)	0.102 (0.109)
主観的健康状態	0.003 (0.005)	-0.529 * (0.213)	-0.529 * (0.213)	-0.098 ** (0.033)	-0.391 * (0.176)	-0.008 (0.009)	-0.041 * (0.019)	-0.020 (0.019)
企業型DCあり	0.066 ** (0.016)							
定数	0.341 ** (0.034)	20.088 ** (3.463)	20.088 ** (3.463)	4.287 ** (0.505)	12.814 ** (2.587)	0.491 ** (0.147)	1.353 ** (0.273)	0.679 * (0.293)
N	3,043	3,377	3,377	3,209	3,377	3,043	3,377	3,043
F-値		57.62 **	178.58 **	123.95 **	19.05 **	31.33 **	19.05 **	5.26 **
Kleibergen-Paap F statistic		20.22 **	20.22 **	19.62 **	20.22 **	18.09 **	20.22 **	18.09 **
Endogeneity test p-value		0.906	0.906	0.816	0.966	0.993	0.966	0.999

注：数値は回帰係数、括弧内はロバスト標準誤差を表す。**は1%有意水準、*は5%有意水準を表す。

ロール変数である。式(3)は第一段階の推計式であり、 Z は操作変数(企業型DCあり)である。企業型DCを設けるかどうかは、主として企業が決めることであり、各個人にとっては外生変数として扱っても構わないと思われる。また、企業型DCの加入者には投資教育があるため、金融リテラシーを高められる可能性がある。老後のための貯蓄額や取崩額については企業型DCの有無が直接影響するのではなく、金融リテラシーを通して間接的に影響すると想定しても問題ないと思われる。

表3は操作変数法による推計結果である。列(1)は第1段階の結果、列(2)から(7)は第2段階の結果である。列(1)では、企業型DCありの係数は正で有意となっている。列(2)から(7)の第2段階では、金融リテラシーの係数はすべて有意ではない。ここで、第1段階のF-値(Kleibergen-Paap F statistic)はすべて10を超えており、伝統的な基準で問題ない水準であり、操作変数である企業型DCありに弱相関操作変数(Weak identification)の問題はないものと思われる¹⁾。しかし、内生性テスト(Endogeneity test)の p -値は何れも有意ではない。これは、「内生性を疑う変数(企業型DCあり)を外生的に扱ってよい」を帰無仮説とするテストであるが、外生性を棄却できなかった。つまり、企業型DCありは外生変数として扱ってよいことを示唆し、表3の操作変数法の結果よりも表2のOLSの結果を支持するものである。本研究で利用したデータでは、金融リテラシーに関しては、観察できない個人間の異質性はそれほど重要な影響を与えないものと思われる。

IV 結論と政策的な示唆

本研究は、独自のアンケート調査を利用し、老後に必要な貯蓄額の認識と積立の程度、退職後の取崩計画がどのような要因に影響されているかを分析した。貯蓄額の認識と積立の程度について

は、65歳に必要な金融資産額、その額と現在の金融資産保有額との差額、あるいは年取と比較した倍率、85歳に必要な金融資産額を検討した。退職後の取崩計画に関しては、65歳から85歳までの予定取崩額、85歳から95歳までの予定取崩額、これら取崩額の差額を検討した。これらの変数の決定要因として分析の対象とした要因は、金融リテラシー、公的年金への信頼、時間選好率、リスク許容度、主観的生存確率である。

分析の結果、老後資産の蓄積と取崩しに関して、金融リテラシーは一定の影響があった。特に、老後の生活のために利用する金融資産の蓄積に関しては、金融リテラシーが高いほど、多くの金額を貯めるべきとの認識があることがわかった。しかし、金融リテラシーが高いほど、目標額に向けて貯蓄が促進されているわけではなかった。逆に、金融リテラシーが高いほど、将来積み立てるべき金額も多くなり、金融リテラシーを高めることだけでは貯蓄を促進することに限界があるように思われる。老後の貯蓄の取崩計画に関しては、金融リテラシーが高いと、退職後の貯蓄の取崩しをスムーズに行える(時期による取崩額の変動性少ない)可能性がある。金融リテラシー以外に関しては、公的年金への信頼度が高いと、老後に備えた貯蓄額が低くなる傾向があった。これは公的年金と私的貯蓄の代替性を表すものである。また、自分が長く生きる可能性があると考えるほど、老後に備えた貯蓄額が多くなる傾向と、金融資産の取崩計画が最高齢期に多くなる傾向があった。

本稿の結論から考えられる政策的示唆であるが、金融リテラシーの向上だけでは、十分な貯蓄を行うには不十分であることがわかる。これらの点は既存研究でも認識されており、例えば、米国ではDCの自動加入、掛金の自動増額、あるいは中小企業における退職給付制度の強制加入のように、金融リテラシーの向上では十分な貯蓄が進まない場合には、人々の貯蓄を進める制度改革が行われている[Madrian and Shea (2001)]。わが国に

¹⁾ 操作変数が一つであるため過剰識別制約テストは実施できない(Hansen J statisticは算出されない)。

においても、金融リテラシーを高めて行くことは重要であるが、老後の貯蓄促進に向けたDCの自動加入制度や掛金の自動増額制度などを検討する余地があるように思われる。次に、公的年金の信頼性を高めて行くことは重要であるが、本研究の分析結果によれば、公的年金を信頼している人ほど、将来の貯蓄額は減る傾向があった。公的年金は給付水準の実質的な低下が予測されるため、公的年金への信頼にかかわらず自助力は必要である。したがって、公的年金の信頼を高めるのと同時に貯蓄促進に向けた方策が必要なかもしれない。老後の生活を経済的に安定させるために十分な貯蓄と適切な取崩が必要であるが、それ以外の方策も検討するべきであろう。例えば、公的年金の繰り下げ受給（年金の受け取りを遅らせて受給する方法）が考えられる。繰り下げ受給を行うことで年金額が増加されることから、長寿リスク（longevity risk）、つまり老後における金融資産の枯渇リスクを低減させることが可能である。ただし、繰り下げ受給は理論的には望ましいはずだが、実際に繰り下げている家計は多くなく、何等かの政策的なインセンティブを導入することが研究されている [Maurer et al. (2018), Maurer and Mitchell (2019), Kitamura and Nakashima (2021a)]。さらに、貯蓄の取崩時期に長寿リスクを低減できる金融商品を導入することも考えられる。例えば、据置年金は年金保険料の払い込みは65歳など比較的若い時期に終了し、年金の受け取りは85歳などの最高齢になってから開始するタイプの年金である [Milevsky (2005)]。長寿リスクを低減する効果は通常の終身年金と同様であるが、保険料が低いのが特長である。しかし、据置年金は理論的には家計の効用を高める商品であるが、わが国では普及していない。これは、加入者側の要因として、据置年金は生死に対するギャンプルだと思われること [Brown (2009)]、供給者側の要因として、商品を提供してもコスト割れになる可能性があることも理由だと考えられる。そこでDCの受給者用のデフォルト（既定）商品として導入することも考えられる [Kitamura and Nakashima (2021b)]。

本研究には一定の限界がある。本研究では65歳で退職することを想定して、老後の生活に必要な貯蓄額や、退職後の取崩額について分析した。しかし、近年の高齢者雇用促進政策により、65歳以降も就業を継続することを前提に、貯蓄とその取崩しを想定する家計もあり、またそのような家計は今後多くなってくる可能性もある。就業継続を前提とするなら、老後に必要な貯蓄額は少なくともいいはずである。また本研究では、被用者を前提に分析を行ったが、本来であれば自営業者等についても考慮して、貯蓄促進政策を検討すべきである。これらの研究には、適切なデータが必要であり、今後の課題としたい。

参考文献

- Atkinson, A. and Messy F. (2012) "Measuring Financial Literacy: Results of the OECD/ International Network on Financial Education (INFE) Pilot Study", OECD Working Papers on Finance, Insurance and Private Pensions, No. 15, OECD Publishing, Paris, Available at: <https://doi.org/10.1787/5k9csfs90fr4-en>. (2021年9月24日最終確認)。
- Benzion, U., Rapoport, A. and Yagil, J. (1989) "Discount Rates Inferred from Decisions: An Experimental Study," *Management Science*, Vol.35, No.3, pp. 270-284.
- Brown, J.R. (2009) "Understanding the Role of Annuities in Retirement Planning", Lusardi, A. (Ed.), *Overcoming the Savings Slump: How to Increase the Effectiveness of Financial Education and Saving Programs*, University of Chicago Press, Chicago, IL, pp.178-206.
- Calcagno, R., and Monticone, C. (2015) "Financial Literacy and the Demand for Financial Advice," *Journal of Banking & Finance*, Vol. 50, pp.363-380.
- Gustman, A. L. and Steinmeier, T. L. (2005) "The Social Security Early Entitlement Age in a Structural Model of Retirement and Wealth", *Journal of Public Economics*, Vol. 89, No. 2-3, pp. 441-463.
- Holt, C. A. and Laury, S. K. (2002) "Risk Aversion and Incentive Effects", *American Economic Review*, Vol. 92 No. 5, pp. 1644-1655.
- Horioka, C. Y. (2010) "The (Dis) saving Behavior of the Aged in Japan,," *Japan and the World Economy*, Vol. 22, No. 3, pp.151-158.
- Hurd, M. D., Smith, J. P., and Zissimopoulos, J. M. (2004) "The Effects of Subjective Survival on Retirement and Social Security Claiming," *Journal of Applied*

- Econometrics*, Vol.19, No.6, 761-775.
- Kitamura, T., and Nakashima K. (2021a) "An Investigation of Policy Incentives for Delaying Public Pension Benefit Claims," *Review of Behavioral Finance*, Vol.13, No.2, pp.109-124.
- (2021b) "Preferences for Deferred Annuities in the Japanese Retirement Market," *Journal of Financial Economic Policy*, ahead-of-print. Available at: <https://doi.org/10.1108/JFEP-06-2020-0138> (2021年9月24日最終確認)
- Lusardi, A. and Mitchell, O. S. (2011a) "Financial Literacy and Planning: Implications for Retirement Well-being", in Lusardi, A. and Mitchell, O.S. (Ed.), *Financial Literacy. Implications for Retirement Security and the Financial Marketplace*, Oxford University Press, Oxford, pp. 17-39.
- (2011b) "Financial Literacy and Retirement Planning in the United States," *Journal of Pension Economics & Finance*, Vol. 10, No. 4, pp. 509-525.
- Madrian, B.C. and Shea, D.F. (2001) "The Power of Suggestion: Inertia in 401 (k) Participation and Savings behavior," *The Quarterly Journal of Economics*, Vol. 116 No. 4, pp.1149-1187.
- Maurer, R. and Mitchell, O.S. (2019) "Older Peoples' Willingness to Delay Social Security Claiming," *Journal of Pension Economics & Finance*, Vol. 20, No. 8, pp. 1-16.
- Maurer, R., Mitchell, O.S., Rogalla, R., and Schimetschek, T. (2018) "Will They Take the Money and Work? People's Willingness to Delay Claiming Social Security Benefits for a Lump Sum," *Journal of Risk and Insurance*, Vol. 85, No. 4, pp. 877-909.
- Milevsky, M.A. (2005), "Real Longevity Insurance with a Deductible: Introduction to Advanced-life Delayed Annuities (ALDA)," *North American Actuarial Journal*, Vol. 9, No. 4, pp.109-122.
- Okumura, T. and Usui, E. (2014) "The Effect of Pension Reform on Pension-benefit Expectations and Savings Decisions in Japan," *Applied Economics*, Vol. 46, No. 14, pp.1677-1691.
- Payne, J.W., Sagara, N., Shu, S.B., Appelt, K.C., and Johnson, E.J. (2013) "Life Expectancy as a Constructed Belief: Evidence of a Live-to or Die-by Framing Effect," *Journal of Risk and Uncertainty*, Vol. 46, No. 1, pp. 27-50.
- 顔菊馨・近藤隆則・白須洋子・三隅隆司 (2019) 「日本の個人投資家のリスク資産投資：金融リテラシーの種類や情報源の違いはどのような影響を与えるのか?」『経営財務研究』, Vol. 39, No. 86, pp.103.
- 北村智紀・白杵政治・中嶋邦夫 (2019) 「引退前後の中高年家計の貯蓄動向」, 『金融経済研究』, Vol. 42, pp.64-85.
- 北村智紀・中嶋邦夫 (2010) 「30・40歳代家計における株式投資の決定要因」, 『行動経済学』, Vol.3, pp.50-69.
- (2016) 「終身年金バイアスと公的年金満足度・金融資産保有への態度」, 『日本経済研究』, Vol. 73, pp.1-30.
- 金融庁 (2019) 『金融審議会 市場ワーキング・グループ 報告書「高齢社会における資産形成・管理」』 Available at: https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20190603/01.pdf (2021年9月24日最終確認)。
- 金融庁金融研究センター (2013) 『研究会報告書「金融経済教育研究会」』 DP 2013-1. <https://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/20130430.html> (2021年9月24日最終確認)。
- 厚生労働省 (2020) 『2019 (令和元) 年財政検証結果レポートー「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し」(詳細版)ー』, Available at: <https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/2019report.pdf> (2021年9月24日最終確認)。
- 中澤正彦・菊田和晃・米田泰隆 (2015) 「高齢者の貯蓄と資産の実態ー『全国消費実態調査』の個票による分析ー」, KIER Discussion Paper Series No,1508, 京都大学経済研究所。
- ホリオカ, チャールズ・ユウジ・新見陽子 (2017) 「日本の高齢者世帯の貯蓄行動に関する実証分析」, 『経済分析』, Vol.196, pp.29-47.

(きたむら・ともき)

Determinants of Savings and Withdrawal Plans in Old Age

KITAMURA Tomoki*

Abstract

With public pension benefits expected to decline substantially, it is imperative for households to save and make prudent withdrawals. According to previous studies, household savings and withdrawals are consistent with the life-cycle model, and are also influenced by behavioral economic factors. This study examines the factors that determine household savings and withdrawal plans for life after retirement. Employing an original Internet-based survey, we find that respondents with a higher financial literacy recognized the need to save, in preparation for their retirement. However, their actual savings deviate from the targets, with high financial literacy not always encouraging savings. In addition, respondents with high confidence in the public pension system and those anticipating a shorter life expectancy are likely to save less. With regard to the withdrawal of savings after retirement, respondents with enhanced financial literacy plan to withdraw their savings smoothly: they can withdraw a comparable amount from their savings periodically.

Keywords : Retirement Savings, Asset Withdrawals, Financial Literacy, Trust in Public Pensions

* Professor, Department of Business Administration, Tohoku Gakuin University, and Visiting researcher, Finance Research Department, NLI-Research Institute

貧困とマイクロファイナンスに関する行動経済学的視点

高野 久紀*

抄 録

従来、開発経済学では「貧しいが合理的」な貧困層を想定して途上国のさまざまな制度の解明や政策デザインが進められてきたが、近年の行動経済学の理論・実証研究の発展に伴い、貧困層の不合理な意思決定を考慮したうえでの貧困削減プログラムの設計が進められるようになった。本稿ではそのようなプログラムの一つとしてマイクロファイナンス（マイクロ貯蓄、マイクロクレジット、マイクロ保険）に焦点を当て、行動経済学に基づく近年の研究をレビューする。特に、貯蓄も借入も保険購入も、異時点間の意思決定を伴うものなので、現在バイアスの問題を中心に論じ、適度なコミットメントを組み入れたプログラムデザインが重要となることを示す。保険はリスクに対処するための金融サービスであるため、プロスペクト理論や確率ウェイトニングの立場からも保険購入の意思決定を検討する。

キーワード：現在バイアス、コミットメント、認知能力の制約、マイクロファイナンス

社会保障研究 2021, vol.6, no.3, pp.256-270.

I 貧困と行動経済学

2030年までの国際社会の開発目標を定めたSDGs（持続可能な開発目標）では、貧困・飢餓の撲滅（目標1, 2）、不平等の是正（目標10）など、国際的な貧困問題の解決を目指した野心的な目標が掲げられている。しかし2017年時点でも世界には約7億人が1日1.90ドル未満の極貧水準で暮らしており、世界の貧困問題の解決にはさらなる貧困対策や経済発展が必要である。

貧困層の生活水準を改善するためにどのような政策・プログラムが効果的かを検討するには、まず対象となる貧困層がどのような行動様式・意思

決定メカニズムを持つのかを理解する必要がある。開発経済学では、従来、小農は貧しいが活用できる生産機会はすべて活用しており合理的だというSchultz（1964）の議論に従って、「貧しいが合理的」な貧困層を想定してきた。そして、分益小作制や相互扶助など一見経済合理性とは矛盾する制度が広範に存在することや、農作物の価格が上昇しても小農は農業生産をあまり増やさず価格インセンティブに感応的でないことなども、情報の非対称性やリスク、市場の不完全性の存在を考慮すれば、合理的な個人の想定から説明できることが示されてきた（Stiglitz, 1974; Coate and Ravallion, 1993; de Janvry et al., 1991）。

しかし、行動経済学・実験経済学の研究が発展

* 京都大学経済学研究科 准教授

し、人々の行動・意思決定の非合理性に関してさまざまなエビデンスが蓄積されてくると、「貧しいが合理的」という貧困層像に疑問が提示されるようになってきた (Duflo, 2006)。そして貧困層の不合理な意思決定・行動を前提に、どのような介入やナッジを提供すれば貧困層の厚生を高めることができるかという研究が行われるようになった (Kremer et al., 2019)。

さらに、貧困層に対する経済実験や心理学調査により、貧困層ほどリスク回避的であり、将来よりも現在を重視する性向があることが分かった。それだけでなく、貧困であることが人々をリスク回避的・将来軽視にさせ、認知能力まで低下させるということも明らかになった (Haushofer and Fehr, 2014; Mullainathan and Shafir, 2013; Schilbach et al., 2016)。また、貧困層は日々の生活のやりくり心に悩ませるために常に認知能力に負荷がかかり、貧困であることが意思決定の質や生産性の低下を招くことが明らかになってきている (Mani et al. 2013; Kaur et al. 2021)。さらに、貧困が鬱や不安を増大させメンタルヘルスを低下させ意思決定にも影響を及ぼすという研究結果も蓄積されてきた (Ridley et al., 2020)。これらは、不合理だから貧しいのではなく、貧しいから不合理な意思決定をしやすい、すなわち「貧しいがゆえに不合理」という可能性を示唆する。貧困が意思決定や生産性、メンタルヘルスに悪影響を与えるというこれらの結果に基づき、貧困が意思決定や生産性に悪影響を与え、それがさらに貧困をもたらすという、「心理学的な貧困の罠」の可能性も議論されている (Kremer et al., 2019)。

これは、「貧しいが合理的」な貧困層から、不合理な貧困層という認識へと180度転換したことを意味しない。経済実験をしてみれば合理的に近い意思決定をしている貧困層もいるし、非合理に見える意思決定をしている貧困層もいる。こうした人々の間の異質性を考慮することの重要性は、近年のミクロ実証経済学でも重要なトピックになっている。合理的な貧困層もいれば不合理な貧困層もあり、「貧しいがゆえに不合理」な貧困層もいるというように、貧困層の意思決定の異質性に関し

てより柔軟に考えながら、貧困削減政策・プログラムのデザインを検討していく方向へと研究はシフトしてきている。

本稿では、貧困削減プログラムのうち、金融アクセスの提供を通じて貧困層の生活水準を改善しようとするマイクロファイナンスに焦点を当てて、行動経済学的の視点からどのような知見がもたらされてきたかをレビューする。マイクロファイナンスとは、貧困層を主な対象として提供される小規模な金融サービスの総称であり、代表的なものとして、(1) 無担保少額融資を提供するマイクロクレジット、(2) 少額貯蓄の積み立てを促進するマイクロ貯蓄、(3) 保険料を低水準に抑えるために補償内容を限定したマイクロ保険、の3つがある。世界中には17億人の人々が金融アクセスを持たないと推定されているが (Global Findex Database 2017)、資金需要や貯蓄可能額が少ない貧困層、貧しくて通常の保険を購入するのが困難な貧困層向けに小規模な金融サービスを提供して金融アクセスを改善しようというのがマイクロファイナンスの目的だ。近年では、モバイルマネーの普及により、少額の送金サービスを取り扱うマイクロ送金を提供するマイクロファイナンス機関も増えてきている。以下では、マイクロ貯蓄、マイクロクレジット、マイクロ保険の順に、行動経済学の枠組みに基づいたさまざまな研究を紹介することによって、より良いプログラムのデザインを考えるための足掛かりとしたい。

II マイクロ貯蓄

1 現在バイアスとコミットメント

人々の意思決定の非合理性を示す行動経済学の理論のうちで、実証的にも広く観察されているものの一つが現在バイアスである。現在バイアスは、以下の「 β - δ 型効用関数」で定式化されることが多い (Laibson, 1997)。これは、第 t 期の効用を v_t , $t=0,1,2,\dots$ で表したとき、第 t 期時点において、人々は現在から将来にわたって得られる効用の現在価値を

$$v_t + \beta E[\delta v_{t+1} + \delta^2 v_{t+2} + \delta^3 v_{t+3} + \dots] \quad (1)$$

現在の効用 来期以降の効用の価値の総和

で評価すると定式化したものだ。ここで、 $\delta (<1)$ は、1期後の効用をどれだけ割引引くかを示す割引因子である。また、将来の効用 $v_{t+1}, v_{t+2}, v_{t+3}, \dots$ は不確実なので期待値を取っているが、来期以降の効用の期待価値の総和 $E[\delta v_{t+1} + \delta^2 v_{t+2} + \delta^3 v_{t+3} + \dots]$ に、 β というパラメータが掛けられている。 β は、現在に比べて将来全体をどの程度低く評価するかを表しており、「現在バイアスパラメータ」と呼ばれる。標準的な経済理論が想定する合理的な個人は $\beta=1$ のケースに相当し、現在と来期以降を同様に評価する。しかし現在バイアスがある場合、 $\beta < 1$ となり、現在に比べて来期以降の効用の価値を低く見積もることになる。この場合、以下に示すように、個人の選択に時間不整合性 (time inconsistency) が生じる。

単純化のため、 $t=0,1,2$ の3期間で、第1期に効用を c 犠牲にし、第2期に正の効用 b を得るような行動Aを考えよう。第0期は計画段階であり、第1期に実際に行動Aをとるかどうかを決定する。このような行動Aの例としては、貯蓄して次の期に消費する、投資して次の期に収益を得る、などが考えられる。説明の都合上、以下では行動Aの具体例として貯蓄を考えよう。また、第1期に貯蓄をすることで犠牲にする効用 c には不確実性があり、第1期の最初に明らかになるとしよう。例えば、通常なら第1期に貯蓄をすることで犠牲にする効用は c_L だが、第1期に天候不順や業績悪化などで収入が減った場合、貯蓄をしようとする食費や生活費を大きく削らなければならない、貯蓄によって犠牲にする効用が $c_H (>c_L)$ に増える、といった状況だ。単純化のため、貯蓄によって第2期に得る効用 b には不確実性はないものとする。

さて、計画を立てる第0期時点では、現在から将来にわたる効用を (1) 式によって評価するので、

第1期に犠牲にする効用 c の値を所与とすると、貯蓄することの価値を

$$\beta[-\delta c + \delta^2 b]$$

で評価する。これが正、すなわち

$$\delta b > c \quad (2)$$

なら貯蓄をするのが最適になる。

しかし、貯蓄を行う第1期になると、貯蓄すれば現在 (第1期) の効用が c 減る一方で、次の期 (第2期) に得る効用 b は $\beta\delta$ で割引かれるため、貯蓄することの価値を

$$-c + \beta\delta b$$

と評価することになり、

$$\beta\delta b > c \quad (3)$$

でなければ貯蓄しないことになる。よって、 β が小さく (現在に比べて将来を過小評価する)¹⁾、

$$\beta\delta b < c < \delta b \quad (4)$$

が成り立つ場合には、事前には貯蓄するのが最適だったのに、実際に貯蓄する時点になると、そのとき犠牲にする不効用 c を将来の効用に比べて過大に評価してしまい、貯蓄しないという選択をしてしまうことになる。このとき、事前で評価した最適行動 (貯蓄する) と、実際にその時点が来たときの最適行動 (貯蓄しない) とが矛盾してしまうという意味で、時間不整合と呼ばれる。

この現在バイアスモデルは、貯蓄促進プログラムに関する経済学者の認識に大きな影響を与えた。標準的な経済学では、人々は自身の効用を最

¹⁾ 経済実験により現在バイアスパラメータ β を推定しようとする研究も多く行われており、個人間・調査間で大きくばらつきがあるものの、現在バイアスがある個人の β の平均値は、だいたい0.7~0.9程度となっている (Kremer, Rao and Schilbach, 2019)。ただし現在バイアスパラメータを経済実験で正しく計測することは困難だ。現在バイアスの計測にまつわる問題に関してはChabris et al. (2008) やCohen et al. (2020) を参照。

大化するように行動すると想定する。借入は貸してくれる人がいなければできないが、貯蓄の場合、貯蓄したければお金を使わずにしまっておけば良いだけなので、効用を最大にする個人は既に最適な貯蓄額を選んでいるはずだ。この場合、貯蓄を促進しても、既に最適な貯蓄額を選んでいる個人の厚生は改善しないため、貯蓄促進プログラムは不要なものと認識されてきた。しかし、現在バイアスの存在が立証され、それが過少貯蓄を引き起こしていることが明らかになると (Thaler and Benartzi, 2004; Meier and Sprenger, 2010)、人々の厚生を高める手段としての貯蓄促進プログラムの有効性が注目されるようになった。特に、前節で触れたように貧しい人々ほど現在バイアスを持つ傾向が高いとすれば、現在バイアスに対処した貧困層向け貯蓄サービスを提供することは、貧困削減戦略としても有効な手段となる可能性がある。

現在バイアスへの対処策を考える場合、そもそも人々が自身の現在バイアスを正しく認識しているかが重要になる。自身の現在バイアスを全く認識していない (すなわち $\beta=1$ だと思い込んでいる) 人は単純タイプ (naïve)、自身の現在バイアスを正しく認識している (β の値を正確に認識している) 人は賢明タイプ (sophisticated)、その中間で、現在バイアスがあること自体は認識しているがその程度を過小評価している人は半単純タイプ (partially naïve)、と呼ばれる。上の例で、(4) 式が満たされる状況 (第0期では貯蓄することが最適なのに第1期では貯蓄しないことを選んでしまう) を考えてみよう。単純タイプの場合、第0期の計画段階で、自分は第1期に貯蓄しないとは夢にも思っていない。しかし、賢明タイプの場合、第0期の段階で、自分は第1期には現在バイアスのせいで貯蓄しないだろうということを正しく予測している。このような賢明タイプは、第1期に自分がきちんと貯蓄するよう、第0期の段階で何らかの策を講じておこうとするだろう。例えば、既に銀行口座にいくらかの貯蓄があり、銀行が「第1期に貯蓄できなければペナルティとして口座から p 円引きます」という、一見、利用者にはまったく

得のないオファーを第0期にしてきたとする。このオファーを受けた場合、第1期において、貯蓄することの価値は $-c+\beta\delta b$ で変わらないが、貯蓄しない場合の価値は p 円失うので $-p$ となり、 $-c+\beta\delta b > -p$ 、すなわち

$$\beta\delta b > c - p \quad (5)$$

なら貯蓄をするようになる。これは (3) 式より満たされやすくなるので、このオファーを受けることで、貯蓄するという事前に最適な行動を実際に選択できるようになる。このように、実際の行動選択を行う以前 (第0期) の時点で、将来の自分が望ましい行動をとるように、ある行動をとることに対してペナルティを与えたりその行動がとれないようにすることを、コミットメントと呼ぶ。自分に現在バイアスがあることを認識している賢明タイプや半単純タイプは、このようなコミットメントに対する需要がある。

途上国の人々が実際に貯蓄のためにコミットメントを活用しようとするかを検証するために、Ashraf, Karlan and Yin (2006a) は、フィリピンで、SEEDと名づけられたコミットメント貯蓄口座を提供するRCT (randomized controlled trial, ランダム化比較試験) を行った。SEEDは、利子率などは通常の貯蓄口座と同一で、設定した期日・金額に達するまでは引き出しできないという点のみが異なる貯蓄口座だ。通常の貯蓄口座をオファーするグループとSEED貯蓄口座をオファーするグループをランダムに分け、その差を比較したところ、経済実験で現在バイアスがあると判定された女性は、SEED貯蓄口座を提示された方が通常の貯蓄口座を提示された場合よりも加入確率が15.8パーセントポイント高くなり、現在バイアスモデルの予測通り、現在バイアスのある個人はコミットメントに対する需要があることが示された。さらにSEED貯蓄口座をオファーされたグループは、貯蓄口座がオファーされなかった対照群に比べ、12か月後の貯蓄額が81%も増加したことが分かった。このことは、コミットメント機能の付いた貯蓄口座を提供することで、現在バイア

スがある賢明タイプの人々の厚生水準を改善できる余地があることを示している。

なお、このようなコミットメント貯蓄を銀行やマイクロファイナンス機関が提供する以前から、途上国の人々は自ら貯蓄のためのコミットメント装置を活用してきた。例えば、途上国では貧しい女性でも宝石や金のアクセサリーを保有しているが、これも貯蓄のためのコミットメントと考えることができる。現金を持っていると現在バイアスにより消費に使ってしまうが、宝石や金で貯蓄しておけば、現在バイアスによって消費する誘惑に駆られても、宝石や金を使って消費するにはわざわざ質屋に行って換金しなければならない。現在バイアスがある人は、現在換金しに行く手間の不効用も大きく評価するため、結局宝石や金を換金しに行かず、貯蓄を保持しておくことができる。このように、人々はあえて流動性の低い形で資産を持つておくことで、無駄遣いしないように自分自身（や家族）に対してコミットメントをかけている (Laibson, 1997)。また、地域によっては、定期的にお金を集めに顧客を訪問して代理で銀行に預金を行う預金集金人が存在しており、利用者は預金集金人に手数料を払ってまで預金している。これも、預金集金人に定期的に集金に来てもらい、預金額を渡せないことで感じる心理的なコストを自身に課すというコミットメントの役割を果たしている (Ashraf, Karlan and Yin, 2006b)。ほかにも、定期的に集会を開いて互いに貯蓄目標の達成をチェックしあう貯蓄クラブといったさまざまな工夫が多く、国で観察されている。

ただし、貯蓄が過少になる原因が必ずしも現在バイアスにあるわけではない。例えば Dupas and Robinson (2013b) はケニアで銀行口座開設支援をするRCTを実施し、貯蓄額や投資額、消費額が増えたことを報告しているが、その銀行支店は預金者が仕事を終える前の3時に閉店するので、日々の稼ぎを手元に残しておかないようにするというコミットメントとしては使えないし、預入金額を見ても1回あたり平均1.6日分の支出額に相当する金額を入金しており、自身である程度貯蓄してから入金していると考えられ、貯蓄額が増えたのは

銀行口座開設が現在バイアスのコントロールに有用だったためではないことが示唆される。また、現在バイアスの人の方が貯蓄口座をよく利用しているという証拠も見出せなかった。著者らは現在バイアス以外の「貯蓄制約」として、手元にお金があると家族からの支出プレッシャーや、親類や近所からの支援要請プレッシャーなどがあることを挙げている。

2 コミットメントの強さ

自身の現在バイアスの問題を認識している人々は、将来の自分が現在バイアスに負けてとってしまふような行動にペナルティを課したり、その行動をとれないよう物理的に制限をかけたりするコミットメントを活用することで、時間不整合の問題に対処しようとする。(5)式では、貯蓄できないとペナルティ p を払わなければならないというコミットメントを将来の自分に課すことで、将来の自分が現在バイアスに負けないようにコントロールできることを示している。しかし、将来の経済環境は完全に予測できるものではなく、第1期に貯蓄をすることで犠牲にする効用 c にも不確実性がある。場合によっては、貯蓄するのに犠牲にする効用 c が高すぎて貯蓄をするのが最適でない ((2)式が成り立たない) 状況になることもあるだろう。そのような場合、貯蓄できなかった場合のペナルティ p が高すぎると、(5)式が成り立つような場合には貯蓄をするがそれによって大きな効用の犠牲 c を払うことになるし、(5)式が成り立たないような場合には貯蓄をしないことを選ぶのでペナルティ p を払わなければならない。このように、ペナルティ p が大きくコミットメントが強すぎる貯蓄口座だと、貯蓄をするのが最適ではない状況になったときに損失を被ってしまうので、人々はそもそもそのような貯蓄口座を利用しようとはしなくなる。

このことは、犠牲にする効用 c の大きさに不確実性がある場合、コミットメントを強くし過ぎず、ある程度の柔軟性を残しておいた方がよいことを意味する (Amador et al., 2006)。実際、Dupas and Robinson (2013a) は、コミットメントの強さ

を変えた健康関連用貯蓄プログラムを提供する RCT を行い、急な医療支出の必要性が生じたときには引き出せる柔軟性をもった貯蓄プログラムの方が、急な医療支出の必要性が生じても引き出すことのできない貯蓄プログラムより加入率が高くなったことを報告している。さらに、柔軟性のある貯蓄プログラムの方が安心して貯蓄できるため、平均的な貯蓄額もより大きかった。コミットメントが強すぎれば、万一の事態のために手元にある程度の金額を残しておく必要があるためコミットメント貯蓄口座に貯蓄するのは少額となってしまう一方、手元に残しておいたお金は現在バイアスのせいでつい消費してしまっただけで貯蓄に成功できないためである。

また Karlan and Linden (2014) は、学校を拠点にした教育目的のコミットメント貯蓄として、貯蓄したお金がバウチャーで払われ用途が教育用品に限定されるハードなコミットメント貯蓄と、貯蓄したお金が現金で払われ用途が限定されない柔軟性を持たせたコミットメント貯蓄を導入する RCT をウガンダで実施したところ、やはり柔軟性を持たせたコミットメント貯蓄の方が貯蓄額が大きく増えたことを報告している。このように、負のショックが生じた場合に問題が生じないよう、ある程度の柔軟性を持たせたコミットメントの設計にしておくことで、人々が安心してコミットメント貯蓄に十分な金額を貯蓄できるようになり、より大きな貯蓄上昇効果をもたらすことが期待される。

一方、賢明タイプでなく半単純タイプの場合には、自身の現在バイアスの程度を過小評価するので、自身が現在バイアスに屈せずに貯蓄するために必要なペナルティ p の大きさを過小評価し、(5) 式が満たされないような水準のペナルティを選んで、結局貯蓄ができずにペナルティだけを払う結果になってしまう場合もある。John (2020) はフィリピンで、毎週あるいは隔週で一定額以上を貯蓄し、3週間分貯蓄スケジュールから遅れたら自身で額を設定したペナルティを払うというコミットメント貯蓄と、Ashraf, Karlan and Yin (2006a) と同様の指定した期日あるいは金額に到

達するまでは引き出せないというペナルティなしコミットメント貯蓄を提供する RCT を実施した。すると、ペナルティ付きコミットメント貯蓄の方が、ペナルティなしコミットメント貯蓄に比べて平均的には貯蓄額を大きく増やしたものの、ペナルティ付きコミットメント貯蓄に参加した半数以上の人がペナルティを払う結果となり、最終的に損をしてしまった。これは自身の現在バイアスを過小評価してペナルティを低く設定しすぎたために現在バイアスに屈して貯蓄ができなかった帰結であり、半単純タイプの人々に対しては、ペナルティ付きのコミットメント手段の提供はむしろ彼らの厚生を低下させてしまう可能性もあることを示唆している。

さらに、半単純タイプは、将来の自分がやるだろうと（間違えて）予測する結果、今やることを選ばなくなってしまい、しかも最後の段階になっても現在バイアスによりやらないことを選んでしまうので、事前にはやろうと計画していたのに結局やらないで終わる、という先延ばし行動（procrastination）をとってしまう。Duflo, Kremer and Robinson (2011) は、農家にとって肥料は収益率の高い投資であるにもかかわらず多くの農家が十分な肥料を投入していない理由として、この先延ばし行動に注目した。肥料は栽培時に購入することがほとんどだが、その時点では農家は手元に十分なお金がないために十分な量の肥料を購入できない。肥料は少額でも購入できるので、もし合理的な農家なら、少しの金額でも節約して肥料を購入し、それで増えた収穫を使って次の期はより多くの肥料を購入し、それによって増えた収穫を使って次の期にはもっと肥料を購入し・・・、というプロセスを繰り返すことで最終的に十分な量の肥料投入と所得増加を達成できるはずだ。また、人々が自身の現在バイアスを正確に認識している賢明タイプなら、収穫直後のお金のある時期に肥料を買っておいて、肥料購入のための資金が消費に使われないよう自身にコミットメントを課しておくこともできるだろう。しかし半単純タイプは、収穫後にお金があっても、自分は後でちゃんと肥料を購入すると（誤って）信じ込んでいる

ため、現在わざわざ移動コスト c を払って町に行って肥料を買わなくてもいいだろうと肥料購入を先延ばしにし²⁾、結局栽培時まで先延ばししてその間にお金も消費してしまう。そこで Duflo, Kremer and Robinson (2011) は、収穫後に肥料の引換券を戸別訪問で販売する RCT を実施した。戸別訪問で引換券を販売するので移動コスト c がかからない一方、戸別訪問時限定の引換券販売なので先延ばしすることもできない。その結果、引換券をオファーされた農家のうち 30~40% が引換券を購入し、肥料利用率も 10~12 パーcentage ポイント上昇した。彼らは肥料価格を半額にする RCT も同時に行ったが、肥料購入に与える影響は価格を半額にするより収穫後の引換券販売の方が大きく、価格という金銭的要因に比較しても現在バイアスによる先延ばし問題が人々の貯蓄・投資行動に大きな影響を与えていることが示唆された。

3 認知能力の制約

貧しい人々は日々の家計の収支に気を取られがちなため、貯蓄に対して十分な注意が向けられずに過小貯蓄になっている可能性もある³⁾。この考えに基づき、Karlán et al. (2016) は、フィリピン、ペルー、ボリビアの3か国で、コミットメント貯蓄に参加している人々に、貯蓄に関するさまざまなリマインダーを送って貯蓄に対して注意が向けられるように仕向ける RCT を行った。その結果、貯蓄目標額と目標達成による金銭的報酬をリマインドするリマインダーを送った場合に貯蓄額が 10% 増加しており、貯蓄の便益に十分な注意が払われていないために本来好ましい貯蓄が行われていないことが示唆された。

また、人々は貯蓄の収益を常に正確に理解しているわけではなく、特に複利で運用した場合の将来の資産額を過小評価してしまう傾向にある。実際 Song (2020) は、中国農村で拠出型年金の複利計算を教える RCT を実施したところ、年金拠出額

が4割も増えたことを報告している。このように、人々の認知バイアスがある場合には、貯蓄プログラムの内容自体を変えなくとも、より分かりやすい形で情報提供を行うことで人々の厚生を高めることができる。

一方で、人々の認知パターンには癖があり、比較的狭い勘定項目を自分で設定して、その中でお金の使途を決定する傾向がある。これは心理的勘定体系 (Mental accounting) と呼ばれるが、これをうまく活用して貯蓄を増やせる場合もある。例えば Dupas and Robinson (2013a) の RCT では、医療健康関連の貯蓄用に使うよう示唆した貯金箱を与えただけで予防医療投資の増大につながった。貯金箱は自分で開けられるので物的なコミットメントとしては役に立たないものの、医療健康用に使うという心理的勘定体系に組み込まれたことにより、他目的の消費に使うのを抑制して貯蓄を増やすのに貢献したと考えられる。ただし、現在バイアスのある人に関しては貯金箱を与えるだけの介入は有意な効果を持たなかったため、現在バイアスによる過小貯蓄に対してはやはり何らかの物的なコミットメントが必要であることも示唆される。

III マイクロクレジット

次にマイクロクレジットについて考える。マイクロクレジットのデザインにはさまざまなバリエーションがあるが、代表的なのは、2006年にノーベル平和賞を受賞したバングラデシュのグラミン銀行に倣ったグラミンモデルだ。グラミン銀行は、主に女性の低所得者を対象に無担保で少額の融資を提供し、98%を超える返済率を維持しながら事業を拡大したことから注目を集め、多くの機関が同様のプログラムを世界中で実施するようになった。グラミン銀行の融資スキームは、従来の金融機関の融資とはいくつかの点で異なっていた。毎回の返済負担を減らすために分割で毎週少

²⁾ 現在バイアスのため現在支払う移動コスト c を将来便益に比べて過大評価するので、現在購入することを選ぶようになってしまう。

³⁾ 認知能力の制約のために十分な注意が向けられないという行動経済学モデルに関しては Gabaix (2019) 参照。

額ずつ返済させ（毎週返済）、返済規律を保つために融資提供後すぐに返済が開始され（早期返済開始）、返済期間は数か月～1年と短く（短期融資）、完済するにつれ融資限度額が増えるよう設計された。また、借り手に自らグループを形成させ、誰かが返済できない場合は構成員全員が責任を負うというグループ貸付が採用された。マイクロクレジットの多くは以上の要素からなるグラミンモデルを踏襲し、多くの場合、グラミン銀行同様返済率98%以上を維持している。

一方で、マイクロクレジットの効果を測定しようとしたRCTの大多数では、マイクロクレジットの平均所得上昇効果は統計的に検出されないか、あるとしても人々を貧困から抜け出させるのに十分なものではなかった（Angelucci et al., 2015; Augsburg et al., 2015; Attanasio et al., 2015; Banerjee et al., 2015; Crépon et al., 2015; Tarozzi et al., 2015)⁴⁾。これは、貯蓄プログラムがある程度の所得上昇効果を持っていた（Dupas and Robinson, 2013b; Brune et al., 2016）のとは対照的だ。マイクロクレジットもマイクロ貯蓄も資金制約を緩和する点では同じなので、マイクロクレジットの融資方法が所得上昇効果を抑制している一因になっていると考えられる。例えばグループ貸付では、誰かが返済不能になるとグループ全員の連帯責任となるため、安全な投資を行うよう互いに圧力をかけあう結果、過剰に安全な投資が選択されることになる（Fischer, 2013）。また、早期返済開始のため、資金回収に時間はかかるが利益率の高い投資もできない（Field et al., 2013）。これらは、返済率98%以上という非常に高い返済率は、借り手が過度に低リスク低リターン投資を選んでいることの裏返しであることを示唆する。貧困削減に対するマイクロクレジットの有効性を高めるために、経済学や行動経済学の知見に基づいて融資契約設計を再検討する必要がある。

前節で説明した現在バイアスの視点からマイクロクレジットの融資契約を考察すると、毎週少しずつ返済する毎週返済がコミットメントの役割を

果たしている。返済期限が来たら一括返済という標準的な返済スケジュールの場合には、返済期限が来る前に現在バイアスによって過剰に消費してしまつて十分な返済資金を手元に残すことが難しいが、毎週という頻度で少額の返済をすることで返済が容易になる。毎週返済でも現在バイアスは発生するが、返済金額も少額なので返済日直前に何とかやりくりするレベルで済む。さらに、毎週という頻度で定期的に返済するので注意も向けられやすくなる。インドで調査を行ったBauer et al. (2012) は、現在バイアスの人ほどマイクロクレジットを利用していることを示している。この毎週返済というスキームは、毎週貯蓄を行い、それができなければ社会的制裁などのペナルティを受けるというコミットメント貯蓄と類似の仕組みになっており、本来は貯蓄で購入すべきものをマイクロクレジットによって「貯蓄の前借り」をして購入しているケースも観察される。例えば、マイクロクレジットの融資の用途としてよく挙げられる項目の一つに「家の修理」がある。家の修理は追加的な収入を生まないで、マイクロクレジットが本来想定している投資財ではない。しかし追加的な収入を生まないにもかかわらず、返済率は高く、通常、一年以内で問題なく返済されている。もし一年で家の修理代を返済できるなら、あらかじめ自分で1年前から貯蓄しておけば、利子支払い分を節約できたはずだ。家の修理を行った借り手に自分で貯蓄すれば利子支払い分節約できたのにと話すと、「支払いを強制されることが大事なんだ」と答える人も多い。このように、現在バイアスのある人は自分で貯蓄しようとしてもできないので、先にお金を借りてモノを購入して、毎週返済しないとペナルティがあるという毎週返済の仕組みをコミットメントとして使って購入資金分を「貯蓄」する、という行動をとっている。

ただし、毎週返済は毎週収入がある自営業者などには有効だが、収入を得る頻度が低い農家などに対してはむしろ厚生を低下させてしまう。また、農業の場合には、田起こし、種まき、田植え、

⁴⁾ 一方で、既存の起業家という一部の集団に対しては大きな所得上昇効果が見られたり（Banerjee et al., 2019）、信用制約が深刻な農村では農業生産の拡大をもたらした（Fink et al., 2020）ことも報告されている。

施肥、除草、収穫と、何か月にもわたる投資が必要であり、通常の融資のように融資金額を一括で供与すると、現在バイアスを持った借り手は過剰消費をして後の段階での投資に十分な金額を残しておけない可能性もある。そこでKono et al. (2021)は、収穫後の一括返済・複数回に分けた融資金額供与という農家向けの新しい融資スキームをデザインし、バングラデシュの小作人農家に提供した。その結果、従来の一括支給・毎週返済のマイクロクレジットと比べ、農家の加入率も高く、現在バイアスのある借り手は生産プロセスの後の段階でより多くの投資を行うことができた。

また、貯蓄同様、リマインダー送付には返済率向上にある程度の効果がある。例えばKarlan et al. (2016)は、融資担当者の名前付きのリマインダーを送付すると返済率が高まったが、そうでない場合にはリマインダーは効果がなかったことを報告しており、借り手と融資担当者との個人的な関係性がモラルハザードなどの問題解決に有効たりうることを示唆している。また、Cadena and Schoar (2011)は、リマインダー送付によって返済率が上昇し、その効果は、返済すれば次回の利率率が25%割引になる場合と同様だったことを示している。

IV マイクロ保険

貧困層ほど資産が少なく信用制約にも直面しやすいため、ショックの影響は大きくなりやすい。そのため、貧困層は保険に対する需要が大きいはずだと考えられ、多くのマイクロファイナンス機関やNGOが貧困層向けのマイクロ保険を販売してきた。通常の保険では逆選択やモラルハザードが生じるため、それを緩和する新しい保険として、保険支払いを降雨量などの個人の行動・タイプによって影響されない公的インデックスに基づ

くように設定したインデックス保険も販売されるようになってきた。

しかしこうした販売努力によっても、人々の保険加入率は依然として低い(Cole and Xiong, 2017)。例えばガーナで天候保険を販売するRCTを行ったKarlan et al. (2014)は、保険料を保険数理的に公正な水準に設定しても、40~50%の人々しか保険を購入せず、また、購入したとしても耕地の4割程度しか保険にかけていないことを報告している⁵⁾。

1 現在バイアス

この低加入率について、保険料は保険契約時に支払うが、保険金が支払われるのはショックが発生した後、というタイミングのずれに着目したのがCasaburi and Willis (2018)だ。保険の標準的な経済モデルでは、保険はショックのない状態からショックがあった状態への資源移転として記述されるが、実際の保険では、保険料を先に払い、ショックがあった後に保険金が払われるので、異時点間の資源移転も伴っている。そうすると、リスク回避性向だけでなく、現在バイアスや信用制約といった、異時点間の選択に影響を与える要因も保険加入の意思決定に影響を与えることになる。Casaburi and Willis (2018)は、ケニアの農家とサトウキビの契約栽培を行っている契約農業企業と協力して、契約栽培に参加している農家に対し、収量が一定水準より低かった場合には保険金が支払われる作物保険を販売するRCTを行った。特に、保険料を支払うタイミングを通常の保険と同じく保険加入時とした標準的な保険契約を提示するグループ、標準的な保険契約だが保険料を3割引きとしたグループ、収穫後に保険料を徴収する事後支払い保険を提示するグループにランダムに分け、加入率の違いを調べた⁶⁾。その結果、保険加入時に保険料を支払う標準的な保険契約を販売

⁵⁾ 保険数理的に公正な保険とは保険料が期待保険支払い金額と等しくなっている保険であり、リスク回避的な個人なら必ず保険を購入する。ただし降雨量保険の場合は、降雨量計では十分な雨が記録されていても、自分の耕地では十分な雨が降っていなかったり、害虫など雨以外の生産ショックがあった場合には、収量が少なくとも保険金が支払われないというベース・リスクがあるので、保険数理的に公正な保険でも保険を購入しない方が最適という結果が導かれる(Clarke, 2016)。

したグループでは加入率は5%、3割引の保険料で標準的な保険を販売したグループでは加入率は6%だったが、保険料事後支払いの保険契約を販売したグループでは加入率は72%にもなった。彼らはデータのパターンと追加的な経済実験から、信用制約と現在バイアスがこの差をもたらした主要な要因だと結論付けている。

保険購入に関するこれまでの研究の中でも、この支払時期の変更による加入率上昇の効果はとびぬけて高い。Casaburi and Willis (2018) では保険料を3割引にしても加入率はほとんど増えなかったし、保険料をランダムに設定したKarlan et al. (2014) でも、保険数理的に公正な保険の半分の保険料で天候保険を販売しても加入率は6割強だった。保険料を事後的に徴収できるようにするためにはさまざまな工夫が必要だが、契約設計を工夫するうえで保険料徴収のタイミングは重要な要素の一つになる。

ただし、現在バイアスがあることが必ずしも保険購入確率を下げるわけでもない。特に自身の現在バイアスを正しく認識しているなら、将来ショックが起きたときに十分な貯蓄がなく効用が非常に低くなってしまおうと予測するため、保険を購入することの便益をより高く評価する。実際、インドの貧困層向け健康保険を研究したIto and Kono (2010) は、現在バイアスを持つ人の方が保険購入確率が高かったことを報告している。一方で、McIntosh et al. (2013) が調査したエチオピアの天候保険のケースでは、現在バイアスは保険購入とは有意に相関していなかった。現在バイアスがあると、将来十分な貯蓄がないことを予想して保険購入をするインセンティブは高くなるが、一方で現在も貯蓄が十分にないために信用制約によって保険購入率は下がってしまう。この二つのバランスにより、現在バイアスが保険購入確率に与える結果は、対象とする人々や保険購入時

の収入の程度に依存しうる。

2 プロスペクト理論

保険はリスクに対処するものだが、リスク下での意思決定を扱う行動経済学の代表的モデルがプロスペクト理論だ。標準的な経済学では、例えば消費水準 Y から効用を得る場合は効用関数は $u(Y)$ と表現し、効用はその水準自体に依存する。一方でプロスペクト理論では、人々は参照点との比較で価値を評価すると定式化する。これは参照点依存と呼ばれる性質で、人々の評価基準は絶対的なものというよりはむしろ相対的なものであり、水準そのものよりも変化に対して敏感に反応するという経験的法則に基づいている。そして得よりも損失の影響を大きく評価し(損失回避)、参照点からの乖離が大きくなるほど得や損失のわずかな変化をあまり気にしなくなるという感応度遞減の性質を持つ。以上の性質をもったプロスペクト理論における価値関数は、参照点を r 、消費水準を Y とすると、以下のように表されることが多い。

$$v(Y,r) = \begin{cases} u(Y-r) & \text{if } Y \geq r \\ -\lambda u(r-Y) & \text{if } Y < r \end{cases}$$

ここで u はリスク回避的な効用関数 u と同様に凹型であり、それが感応度遞減を表している。このとき、損失に対しても感応度遞減となるので、例えば損失額が1万円から2万円に増えたときには価値の変化も大きいですが、損失額が100万円から101万円に増えても価値は大して変化しない。これは、損失に関しては人々はリスク愛好的になることを意味している。また、 $\lambda > 1$ は、得に比べて損がどれほど大きく評価されるかを示すパラメータであり、損失回避係数と呼ばれる。多くの実験データなどから、 λ は2~2.5程度であるとき

⁹⁾ 通常、保険料支払いを事後にすると、保険金支払いに該当する事由が生じなかった場合に保険購入者は保険料を支払わずにデフォルトするという契約不履行の問題が生じうる。Casaburi and Willis (2018) は、契約農業という仕組みを使ってこの問題を回避している。契約農業においては、農家は企業から肥料などの投入財を購入する際、その代金を収穫時の販売額から差し引くという取引信用を利用している。収穫後払いという既に存在する取引形態に保険料支払いを加えることにより、収穫後の保険料支払いが実行可能になっている。

れている。

プロスペクト理論に基づく人々は参照点と比較しての損失を大きく評価するため、もし保険購入を検討する人々が現状（保険を購入しない）を参照点として設定した場合、保険購入して保険料を支払うことは損失として認識される。また実際に負のショックが起きて損失が生じた場合も損失として認識されるが、感応度逓減によりそもそも人々は損失の領域に関してはリスク愛好的になるので、保険料を払ってリスクをカバーしようという動機は持たないかもしれない⁷⁾。Ito and Kono (2010) は、インドの医療マイクロ保険を対象に、損失領域でリスク愛好感が高い人は保険に加入していない傾向があることを見出している。ただし、実際に人々が何を参照点に設定するかは文脈によって異なりうる（脚注8）、この結果は保険が販売される環境やマーケティング方法によっても変化しうる。なお、現状維持を参照点とすると、現在保有しているものを手放すことは損失と認識されるため、保有しているものを高く評価しがちという保有効果が予測され、保険更新率も高いことが予測されるが、実際のマイクロ保険の更新率はそれほど高くない。よって参照点がどのように決まっているのかに関するより詳細な理解が望まれる。

プロスペクト理論の損失回避性向は、同じ事柄でも得を強調するか損失を強調するかで人々の選好が変わりうることを示唆する。これは同じ事柄を異なった表現方法で説明すると人々の価値判断が変わるという意味でフレーミング効果と呼ばれる。保険の例では、「保険を買わなければ負のショックが起きたときに大変なことになる」と保険を買わないことの損失を強調するのか（損失フレーム）、「保険を買えば負のショックが起きても安心」と保険を買うことの利得を強調するのか

（利得フレーム）で、人々の保険購入行動が変わりうる。あるいは、「この保険は20%の確率で保険金が支払われます」と説明されるのと、「この保険は80%の確率で保険金が支払われません」と説明されるのとで、保険購入行動が変わるかもしれない。しかし、Cole et al. (2013) は、このようなフレーミングのRCTをインドで実施したものの、保険購入行動に統計的に有意な違いは見られなかったことを報告している。

また、プロスペクト理論においては、個人は意思決定の際に、確率を確率ウェイト関数によって評価すると考える。人々は小さな確率を過大評価する一方で、大きな確率を過小評価する傾向があり、確率を数字通りには評価していないという実証研究は多くあり、確率ウェイトの概念はプロスペクト理論に特有なわけではない。典型的な確率ウェイト関数では、小さな確率を過大評価し、大きな確率は過小評価するという性向が示されているが、小さな確率を過大評価するならば、小さな確率で生じる損失を補償する保険に対しては、人々は大きな需要を示すはずなので、マイクロ保険の低加入率を説明することはできない。一方で、人々の認知能力には限界があり、限られた事柄についてしか詳細に検討できないので、非常に小さな確率だと思われる事柄に対しては考慮の対象に含めない可能性もある（Gabaix, 2019）⁸⁾。

また、保険購入確率は、直近の出来事に左右されやすい。ガーナでの天候保険を研究したKarlan et al. (2014) は、前年に天候不良で保険金を受け取った人が多かった村では、保険購入確率が高かったことを示している（ただし天候不良が起きず保険金を受け取らなかった人の割合は保険購入確率に有意な影響を与えなかった）。前年の天候不良は今年の天候不良確率にほとんど影響しないと考えられるので、この結果は、人々の主観的確

⁷⁾ 参照点と比べて得か損失かで価値を評価するため、そもそも参照点がどの水準になるかでプロスペクト理論の理論的予測も異なってくる。参照点がどのように定まるかについては、Kőszegi and Rabin (2006, 2007) は、自分が最適行動をしたときの期待価値が参照点となるという、参照点が内生的に決定されるモデルを提案した。Abeler et al. (2011) は、ラボ実験によってKőszegi and Rabin (2006, 2007) の予測が成り立つことを実証している。

⁸⁾ 非常に小さな確率を無視したり過小評価する性質を表す合成確率ウェイト関数も提唱されている（Dharmil and Al-Nowaihi, 2010）。

率が直近の出来事に左右されやすいという直近バイアス (recency bias) を反映している。一方で、前年に保険金を受け取った人の割合をコントロールしたうえでもなお、前年に自分自身が保険金を受け取ったかどうかは保険購入確率に影響を与えている。特に、前年に保険金支払いを受けた家計は保険購入確率・保険購入額ともに高く、一方で前年に保険を買ったが保険金支払いを受けなかった家計は保険確率・購入額が低かった。さらに、この影響は、保険金支払いを受けなかった場合の保険確率・購入額の低下の方が大きかった傾向がある。これは、周りの人の経験よりも自身の経験の方がより顕出 (salient) であることに加え、損失回避性から説明されるだろう。すなわち、ほかの人が前年に保険金を受け取らなかったという事象は自身の保険購入に影響を与えなかったが、自身が前年に保険金を受け取らなかった場合には保険購入率が低下し、その効果は自身が保険を受け取った場合よりも大きいという結果は、保険料を払ったのに保険金がもらえなくて結局損したという損失の感情が低購入率につながったためだと考えられる。

V 今後の展望

以上で見てきたように、行動経済学の知見は、貧困層の貯蓄行動や投資行動、保険需要を考える際に新たな視点をもたらした。特に現在バイアスなど異時点間の意思決定に関する理論と実証の発展は、適度な強さのコミットメント貯蓄の重要性や、保険料支払いタイミングの重要性など、貧困層の金融アクセスを改善するうえで有効なスキームを生み出すのに役立つしてきた。

一方で、損失回避や人々の認知能力の制約からくる確率評価のバイアスなどを考慮した保険プログラムの設計・マーケティングははまだ途上だ。特に貧しい人々は、お金がないゆえに、何も起こらないことに望みをかけて保険を購入しない節がある。お金がなくて保険を買うことが難しいために、保険が必要になる事態が生じる確率は低いだろう、そんなことは起きないだろうと思込むこ

とによって、認知的不協和状態を解消させているようにも思われる。保険金支払いが貧困の罠に陥るのを防げる可能性もある (Noritomo and Takahashi, 2020) ことを考慮すれば、この認知不協和が保険の非購入を通じて本来防げるはずの貧困の罠を生み出している。作物保険など収入変動に対する保険の場合には収穫後などその収入が実現する後に保険料徴収を行えるような制度を整備することでこの問題を緩和しうるのが、医療保険などの場合にはそのような工夫も困難だ。リスクに脆弱な貧困層を守るために、逆選択やモラルハザードの問題も考慮しつつ、貧困層の意思決定メカニズムの理解に基づく保険契約デザイン・マーケティングの工夫がさらに求められている。

参考文献

- Abeler, Johannes, Armin Falk, Lorenz Goette, and David Huffman (2011) "Reference Points and Effort Provision," *American Economic Review*, Vol. 101, No. 2, pp. 470-492.
- Amador, Manuel, Ivan Werning, and George-Marios Angeletos (2006) "Commitment vs. Flexibility," *Econometrica*, Vol. 74, No. 2, pp. 365-396.
- Angelucci, Manuela, Dean Karlan, and Jonathan Zinman (2015) "Microcredit Impacts: Evidence from a Randomized Microcredit Program Placement Experiment by Compartamos Banco," *American Economic Journal: Applied Economics*, Vol. 7, No. 1, pp. 151-182.
- Ashraf, Nava, Dean Karlan, and Wesley Yin (2006a) "Tying Odysseus to the Mast: Evidence from a commitment savings product in the Philippines," *Quarterly Journal of Economics*, Vol. 121, No. 2, pp. 635-672.
- (2006b) "Deposit collectors," *The BE Journal of Economic Analysis & Policy*, Vol. 6, No. 2.
- Attanasio, Orazio, Britta Augsburg, Ralph De Haas, Emla Fitzsimons, and Heike Harmgart (2015) "The Impacts of Microfinance: Evidence from Joint-liability Lending in Mongolia," *American Economic Journal: Applied Economics*, Vol. 7, No. 1, pp. 90-122.
- Augsburg, Britta, Ralph De Haas, Heike Harmgart, and Costas Meghir (2015) "The Impacts of Microcredit: Evidence from Bosnia and Herzegovina," *American Economic Journal: Applied Economics*, Vol. 7, No. 1, pp. 183-203.
- Banerjee, Abhijit, Emily Breza, Esther Duflo and Cynthia Kinnan (2019) "Can Microfinance Unlock a Poverty

- Trap for Some Entrepreneurs?," NBER Working Papers 26346, National Bureau of Economic Research.
- Banerjee, Abhijit, Esther Duflo, Rachel Glennerster, and Cynthia Kinnan (2015) "The Miracle of Microfinance? Evidence from a Randomized Evaluation," *American Economic Journal: Applied Economics*, Vol. 7, No. 1, pp. 22-53.
- Bauer, Michal, Julie Chytilová, and Jonathan Morduch (2012) "Behavioral Foundations of Microcredit: Experimental and Survey Evidence from Rural India," *American Economic Review*, Vol. 102, No. 2, pp. 1118-1139.
- Brune, Lasse, Xavier Giné, Jessica Goldberg, and Dean Yang. (2016) "Facilitating Savings for Agriculture: Field Experimental Evidence from Malawi," *Economic Development and Cultural Change* Vol.64, No.2, pp.187-220.
- Cadena, Ximena and Antoinette Schoar (2011) "Remembering to Pay? Reminders vs. Financial Incentives for Loan Payments," NBER Working Papers 17020, National Bureau of Economic Research.
- Casaburi, Lorenzo and Jack Willis (2018) "Time versus State in Insurance: Experimental Evidence from Contract Farming in Kenya," *American Economic Review*, Vol. 108, No. 12, pp. 3778-3813.
- Chabris, Christopher F., David I. Laibson, and Jonathon P. Schuldt (2008) "Intertemporal Choice," In Steven N. Durlauf and Lawrence E. Blume ed., *The New Palgrave Dictionary of Economics*, Palgrave Macmillan.
- Clarke, Daniel J. (2016) "A Theory of Rational Demand for Index Insurance," *American Economic Journal: Microeconomics*, Vol. 8, No. 1, pp. 283-306.
- Coate, Stephen and Martin Ravallion (1993) "Reciprocity without Commitment: Characterization and Performance of Informal Insurance Arrangements," *Journal of Development Economics*, Vol. 40, No. 1, pp. 1-24.
- Cole, Shawn, Xavier Giné, Jeremy Tobacman, Petia Topalova, Robert Townsend, and James Vickery (2013) "Barriers to Household Risk Management: Evidence from India," *American Economic Journal: Applied Economics*, Vol. 5, No. 1, pp. 104-135.
- Cole, Shawn A. and Wentao Xiong (2017) "Agricultural Insurance and Economic Development," *Annual Review of Economics*, Vol. 9, pp. 235-262.
- Cohen, Jonathan, Keith Marzilli Ericson, David Laibson, and John Myles White (2020) "Measuring Time Preferences," *Journal of Economic Literature*, Vol. 58, No. 2, pp. 299-347.
- Crépon, Bruno, Florencia Devoto, Esther Duflo, and William Pariente (2015) "Estimating the Impact of Microcredit on Those Who Take It Up: Evidence from a Randomized Experiment in Morocco," *American Economic Journal: Applied Economics*, Vol. 7, No. 1, pp. 123-150.
- de Janvry, Alain, Marcel Fafchamps, and Elisabeth Sadoulet (1991) "Peasant Household Behaviour with Missing Markets: Some Paradoxes Explained," *Economic Journal*, Vol. 101, No. 409, pp. 1400-1417.
- Dhami, Sanjit and Ali al-Nowaihi (2010) "Probability weighting functions," In James J. Cochran ed., *Wiley Encyclopedia of Operations Research and Management Science*.
- Duflo, Esther (2006) "Poor but Rational?" In Abhijit V. Banerjee, Roland Benabou, and Dilip Mookherjee ed., *Understanding poverty*, pp. 367-378.
- Duflo, Esther, Michael Kremer, and Jonathan Robinson. (2011) "Nudging Farmers to Use Fertilizer: Theory and Experimental Evidence from Kenya," *American Economic Review*, Vol. 101, No. 6, pp. 2350-2390.
- Dupas, Pascaline, and Jonathan Robinson. (2013a) "Why Don't the Poor Save More? Evidence from Health Savings Experiments," *American Economic Review* Vol.103, No.4, pp. 1138-1171.
- (2013b) "Savings Constraints and Microenterprise Development: Evidence from a Field Experiment in Kenya," *American Economic Journal: Applied Economics*, Vol. 5, No. 1, pp. 163-192.
- Field, Erica, Rohini Pande, John Papp, and Natalia Rigol (2013) "Does the Classic Microfinance Model Discourage Entrepreneurship among the Poor?: Experimental Evidence from India," *American Economic Review*, Vol. 103, No. 6, pp. 2196-2226.
- Fink, Gunther, B Kelsey Jack, and Felix Masiye (2020) "Seasonal Liquidity, Rural Labor Markets, and Agricultural Production," *American Economic Review*, Vol. 110, No. 11, pp. 3351-3392.
- Fischer, Greg (2013) "Contract Structure, Risk-sharing, and Investment Choice," *Econometrica*, Vol. 81, No. 3, pp. 883-939.
- Gabaix Xavier (2019) "Behavioral Inattention," In D. Bernheim, S. DellaVigna, and D. Laibson, *Handbook of Behavioral Economics* Vol. 2, pp.261-343.
- Haushofer, Johannes, and Ernst Fehr. (2014) "On the Psychology of Poverty." *Science*, 344 (6186), pp.862-867.
- Ito, Seiro, and Hisaki Kono. (2010) "Why Is the Take-up of Microinsurance So Low? Evidence from a Health Insurance Scheme in India." *Developing Economics* Vol.48, No.1, pp.74-101.
- John, Annet. (2020) "When Commitment Fails: Evidence from a Field Experiment," *Management Science*, Vol. 66, No. 2, pp. 503-529.
- Karlan, Dean and Leigh L. Linden. (2014) "Loose Knots:

- Strong versus Weak Commitments to Save for Education in Uganda,” NBER Working Papers 19863, National Bureau of Economic Research.
- Karlan, Dean, Margaret McConnell, Sendhil Mullainathan, and Jonathan Zinman. (2016) “Getting to the Top of Mind: How Reminders Increase Saving.” *Management Science*, Vol.62, No.12, pp.3393-3411.
- Karlan, Dean, Melanie Morten, and Jonathan Zinman. (2016) “A Personal Touch in Text Messaging can Improve Microloan Repayment.” *Behavioral Science and Policy*, Vol.1, No.2, pp.25-31.
- Karlan, Dean, Robert Osei, Isaac Osei-Akoto, and Christopher Udry, (2014) “Agricultural Decisions after Relaxing Credit and Risk Constraints,” *Quarterly Journal of Economics*, Vol.129, No.2, pp.597-652.
- Kaur, Supreet, Sendhil Mullainathan, Suanna Oh, and Frank Schilbach (2021), “Do Financial Concerns Make Workers Less Productive?” NBER Working Paper 28338, National Bureau of Economic Research.
- Khamar, Mohita. “Global Outreach & Financial Performance Benchmark Report—2017-2018.” Report prepared for MIX (2019).
- Kono, Hisaki, Kazushi Takahashi, and Abu Shonchoy (2021) “At the Right Time: Modifying Repayment and Disbursement Schedule in Microcredit,” mimeo.
- Kőszegi, Botond, and Matthew Rabin. (2006) “A Model of Reference-Dependent Preferences.” *Quarterly Journal of Economics*, Vol.121, No. 4, pp.1133-1165.
- (2007) “Reference-Dependent Risk Attitudes.” *American Economic Review*, Vol.97, No.4, pp.1047-1073.
- Kremer, Michael, Gautam Rao, and Frank Schilbach. (2019) “Behavioral Development Economics.” *Handbook of Behavioral Economics: Applications and Foundations* 1. Vol. 2. North-Holland, pp.345-458.
- Laibson, David (1997) “Golden Eggs and Hyperbolic Discounting,” *Quarterly Journal of Economics*, Vol.112, No.2, pp.443-477.
- Mani, Anandi, Sendhil Mullainathan, Eldar Shafir, and Jiaying Zhao. (2013) “Poverty Impedes Cognitive Function.” *Science*, 341 (6149), pp.976-980.
- McIntosh, Craig, Alexander Sarris, and Fotis Papadopoulos. (2013) “Productivity, Credit, Risk, and the Demand for Weather Index Insurance in Smallholder Agriculture in Ethiopia.” *Agricultural Economics*, Vol.44, No.4-5, pp.399-417.
- Meier, Stephan, and Charles Sprenger. (2010) “Present-biased Preferences and Credit Card Borrowing.” *American Economic Journal: Applied Economics*, Vol.2, No.1, pp.193-210.
- Mullainathan, Sendhil and Eldar Shafir. (2013) *Scarcity: Why Having Too Little Means So Much*. Times Book.
- Noritomo, Yuma, and Kazushi Takahashi. (2020) “Can Insurance Payouts Prevent a Poverty Trap? Evidence from Randomised Experiments in Northern Kenya.” *Journal of Development Studies* Vol.56, No.11, pp.2079-2096.
- Ridley, Matthew, Gautam Rao, Frank Schilbach, and Vikram Patel. (2020) “Poverty, Depression, and Anxiety: Causal Evidence and Mechanisms.” *Science*, 370 (6522).
- Schilbach, Frank, Heather Schofield, and Sendhil Mullainathan. (2016) “The Psychological Lives of the Poor.” *American Economic Review*, Vol.106, No.5, pp.435-440.
- Schultz, Theodore W. (1964) *Transforming Traditional Agriculture*, Yale University Press.
- Song, Changcheng. (2020) “Financial Illiteracy and Pension Contributions: A Field Experiment on Compound Interest in China,” *Review of Financial Studies*, Vol.33, No.2, pp.916-949.
- Stiglitz, Joseph E. (1974) “Incentives and risk sharing in sharecropping.” *Review of Economic Studies* Vol.41, No.2, pp.219-255.
- Tarozzi, Alessandro, Jaikishan Desai, and Kristin Johnson. (2015) “The impacts of microcredit: Evidence from Ethiopia.” *American Economic Journal: Applied Economics* Vol.7, No.1, pp.54-89.
- Thaler, Richard H, and Shlomo Benartzi. (2004) “Save More Tomorrow: Using Behavioral Economics to Increase Employee Saving,” *Journal of Political Economy*, Vol.112, No.1, pp.S164-S187.

Behavioral Economics Perspectives on Poverty and Microfinance

KONO Hisaki*

Abstract

Traditionally, development economics has analyzed various institutions in developing countries and designed policies based on the assumption of "poor but rational" individuals. However, with the recent development of theoretical and empirical studies in behavioral economics, the design of poverty reduction programs has been promoted by taking into account the irrational decision-making of the poor. This paper focuses on microfinance (microsavings, microcredit, and microinsurance) as one such program, and reviews recent research based on behavioral economics. In particular, we will focus on the issue of present bias, since saving, borrowing, and insurance purchase all involve decision making between different points in time, and argue the importance of program design that incorporates a moderate level of commitment. Since insurance is a financial service to deal with risk, we will also examine insurance purchase decisions from the standpoints of prospect theory and probability weighting function.

Keywords : Present Bias, Commitment, Limited Cognitive Ability, Microfinance

* Associate Professor Graduate School of Economics, Kyoto University

実験経済学から見たベーシック・インカム

川越 敏司*

要 旨

本論文では、ベーシック・インカムが労働インセンティブに与える影響を中心に検討された一連の実験室実験を紹介し、行動経済学による分析結果を示す。実験はいずれも実験室内で実施されるものの、被験者には現実の努力を必要とする課題が設定されている。ベーシック・インカム導入が労働供給を減少させるという理論予測に反して、労働供給は減少しないことが、異なる環境を想定した実験によって見出されている。また、負の所得税との比較でも、ベーシック・インカムの方が好ましいという結果が得られている。労働インセンティブとリスクに対する態度や社会的選好等のさまざまな個人属性との関係を調べた実験では、利己的で競争心の高い被験者ほど、ベーシック・インカムの下で努力水準を下げないということもわかった。また、平均的な労働者よりも生産性の高い人工知能と競争するような環境においても、労働者は努力水準を下げないことがわかった。

キーワード：ベーシック・インカム、負の所得税、労働インセンティブ、実験室実験、行動経済学

社会保障研究 2021, vol.6, no.3, pp.271-289.

I はじめに

ベーシック・インカムとは、老若男女を問わず、各個人に無条件で一定額の所得を保証する所得保障制度のことである¹⁾。各個人は、この保証所得額以上の所得を得ようと労働して対価を得ると、そこにだけ所得税がかかるものとされる²⁾。小沢(2002)の試算では、一人月額8万円をベーシック・インカムとし、それ以外の所得に50%のフ

ラットな所得税を課せば現行の日本の経済・財政状態でも実現可能であるようだ。

なぜベーシック・インカムを導入すべきなのかという点については、左派・右派のそれぞれの思惑があるが、基本的には以下の3つ点が指摘されている。(1) ベーシック・インカムを与えることで、その分労働しなくて済むので、以前より労働需給が緩和され、ワークシェアリングが進むとともに、(2) 余暇の時間を十分持てることで、より多くの全人格的発達の機会が得られ、(3) 所得保

* 公立はこだて未来大学システム情報科学部・教授、電話：0138-34-6424, fax：0138-34-6301, e-mail：kawagoe@fun.ac.jp

¹⁾ ベーシック・インカム受給を無条件ではなく、市民としての社会参加を条件とする場合を参加所得という。参加所得に関してはAtkinson (1996), Bowles and Gintis (1998)を参照。

²⁾ 通常はフラットな所得税を想定するが、累進課税を推奨しているのはMurphy and Nagel (2002)である。

障を「家計」ではなく「個人」を基準にすることにより、家計の中の権力関係に支配されている女性、子ども、老人、障害者たちの人間としての権利と尊厳を尊重できるようになるということである³⁾。

このうち文献で主に議論されているのはモラル・ハザードの問題である。つまり、誰にでも分け隔てなくベーシック・インカムが支払われるなら、労働するインセンティブが失われてしまうのではないかという問題である。また、最近では、人工知能(AI)が人間の労働を代替する結果、失業するリスクが今後高まると予想されるので、その際の所得補償政策としてベーシック・インカムに注目が集まっている。

我が国ではまだ本格的にベーシック・インカムに関する社会実験はなされていないが、いくつか関連する「実験」は試みられている(Vanderborght and Yamamori, 2014)。

例えば、2010年に民主党政権は、15歳までの子供を持つ家計に対して、毎月子供1人当たり1万3千円の「子ども手当」の支給を開始した。支給対象が子供を持つ家計であるという制約はあるものの、家計の所得状況に関係なく一定の所得補償がなされたという意味では、国レベルでのベーシック・インカムの試みと見ることもできるだろう。なお、この制度は2011年には廃止され、所得制限を盛り込んだ児童手当に移行している。

また、コロナ禍における経済的対策の一環として、2020年に国民1人当たり特別定額給付金10万円が支給された。コロナ禍という緊急時における1回限りの支給という制約もあるものの、所得に関係なく所得補償がなされたという点で、これも国レベルでのベーシック・インカムの試みと見ることもできるだろう。ただし、いずれの試みも極めて短期間に一時的になされたものであるので、これらの「実験」からベーシック・インカム導入の是非を論じることは難しい。

また、個人レベルでのベーシック・インカム「実験」もいくつかなされている。例えば、不動産経営者のカイリユー木村が2018年から2年間実施した「ベーシックインカムハウス」では、5部屋ある貸家(家賃約7万円)が無償で提供され、その居住者は1台の車とWi-Fi接続が無償で利用できるほか、毎月1万5千円が支給された。これにより特に芸術活動を支援したのである。また、堀江貴文は自身の設立した堀江貴文イノベーション大学校(HIU)の学生を対象に、毎月10万円を支給するベーシック・インカム実験を2017年に開始以来、現在も継続している。こちらもクリエイティブなアクティビティを支援することが目的となっている。いずれも一定金額を無条件に供与するという意味ではベーシック・インカムのであるが、受益者が極めて少なく、どちらかといえばパトロ的な支援といえるだろう。

ベーシック・インカム導入の是非を巡る問題は実証的な課題でもあるので、ちょうど負の所得税に関して社会実験が実施されたように⁴⁾、実験による検証が必要という意見がしばしば見られる。実際、専門誌*Basic Income Studies*では、2006年刊のVolume 1, No.2で、Groot (2006)の発題によって「ベーシック・インカム実験に向けて」と題する誌上討論が掲載された。この誌上討論で注目しているのは、Peeters and Marx (2006)とNoguera and Wispelaere (2006)である⁵⁾。

Peeters and Marx (2006)は、ベルギーでの「余生を勝ち取る(“Win for Life”）」という名称のくじをベーシック・インカムの社会実験の代用として使えないかという提案を行なっている。このくじでは、勝者は生涯に渡って毎月1000ユーロを受け取ることができる。税の賦課方式に多少の違いがあるものの、これをベーシック・インカムとみなし、くじの勝者の労働供給の実態を追跡することで、ベーシック・インカム導入後の労働市場の変化を予測する基礎資料にしようというわけであ

³⁾ ベーシック・インカムを巡る議論の要点は、Fitzpatrick (1999)、小沢 (2002)、Werner (2006)、武川 (2008)、山森 (2009)などを参照した。

⁴⁾ 負の所得税に関する社会実験に関しては、例えば、Robins (1985)、Widerquist (2005)などを参照せよ。

⁵⁾ この誌上討論に掲載された残りの論文はWiderquist (2006)とVirjo (2006)である。

る。

Noguera and Wispelaere (2006) は、コントロールされた実験室実験によって、直接的にベーシック・インカムの労働供給に与える効果を測定すべきだとの提案を行なっている。ただし、彼ら自身は何ら実験を行っておらず、具体的な実験計画も示されていない。しかし、その後、少数であるが、実験室実験によってこうした問題を具体的に扱った研究が出てきた。

そこで本稿では、こうしたベーシック・インカムにまつわる問題について、行動経済学の観点から行われた、主として実験室実験の成果について紹介することにする。

最初に、第2節では、ベーシック・インカムの支給が労働供給に与える影響を調べるために実施された実験室実験を紹介する。これらの実験はいずれも、実験室実験でありつつも、被験者には現実の努力が必要となるフィールド実験の特徴をも併せ持ったものである⁶⁾。第3節では、ベーシック・インカムの支給がリスク下の投資行動や公共財供給における協力的行動に与える影響を調べた実験研究を紹介する。第4節では、ベーシック・インカム以前にミルトン・フリードマンによって提唱された負の所得税とベーシック・インカムを比較した実験研究とプロスペクト理論による分析を紹介する。最後に第5節では、人工知能 (AI) によって人間の労働が代替されるリスクがある状況でベーシック・インカムが支給されることで、労働供給にどのような影響が見られるかを調べた実験研究を紹介する。

II ベーシック・インカムと労働インセンティブ

ベーシック・インカムの導入が労働のインセンティブを下げるというよく見られる議論の根拠は、以下のような標準的なミクロ経済学における労働供給モデルによって説明できる⁷⁾。

いま、家計が利用可能な総時間は T であり、そ

れを労働 L に費やすか余暇 H に費やすかを家計は決定するものとする。つまり、 $L=T-H$ である。賃金率を w とすると、家計はその労働供給によって所得 $Y=w(T-H)$ を得て、それによって消費財 C を購入し、その消費から効用を得るものとする。いま、この家計には労働によって得る以外の所得はないものとし、消費財の市場価格を p とすれば、

$$pC=w(T-H)$$

が家計の予算制約となる。これから、 $C-H$ 平面上の予算制約線の傾きは w/p となることがわかる。また、家計は余暇 H から効用を得るものとする。消費財についても余暇について通常財だと仮定すると、家計の効用関数 $u(C,H)$ は、

$$\frac{\partial u}{\partial C} \geq 0, \frac{\partial u}{\partial H} \geq 0$$

かつ

$$\frac{\partial^2 u}{\partial C^2} \leq 0, \frac{\partial^2 u}{\partial H^2} \leq 0$$

を満たす。このような効用関数に対応する無差別曲線を $C-H$ 平面上に描いたものが図1となる。この家計にとって最適な消費財と余暇の組み合わせは、この無差別曲線と予算制約線が接するA点となる。

ここで、BIという額のベーシック・インカムが導入された状況を考える。すると、家計の予算制約線はBIだけ上方にシフトすることになる。この新しい予算制約線と無差別曲線とが接するのはB点である。こうして、ベーシック・インカムの導入によって家計は、消費財の購入量を増やすと同時に、余暇の量を増加させることがわかる。したがって、ベーシック・インカムの導入は、ほか

⁶⁾ コントロールされたフィールド実験についてはGneezy and List (2006) が参考になる。

⁷⁾ さらに詳しいベーシック・インカムのミクロ経済学的分析についてはGhatak and Maniquet (2019) を参照のこと。

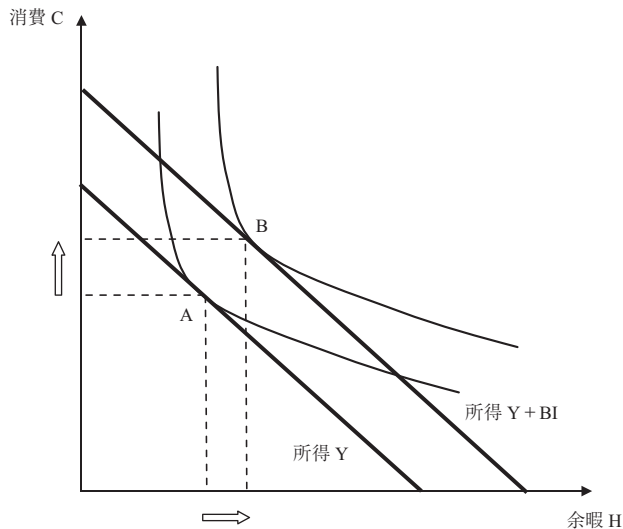


図1 ベーシック・インカム導入による労働供給の変化

の事情が一定であれば、労働供給を減少させることになる。

それでは、こうした理論的予測に対して、実験室実験ではどのような結果が得られているのだろうか？

1 Haigner et al. (2012) の実験

Haigner et al. (2012) は、次のような実験室実験を実施している。被験者は1グループ3人で、コンピュータ画面に表示される2桁の整数5個の和を求めるといった現実の努力が必要になる課題を実施する。課題は1ラウンド5分間で実施され、それが8ラウンド続けられた。被験者には正解する度に30ユーロ・セントが報酬として与えられた。

また、被験者はグループになると、3つの選択肢のうちどれか1つを選択することになっていた。選択indでは、自分が得た報酬を自分だけで享受し、選択groupではグループのメンバー全員が得た報酬を3人で均等割りにして享受し、最後に選択leisureでは被験者は課題を実施しないでコンピュータでメールをチェックしたり、ウェブページを見たりして「余暇」を過ごす。なお、選択leisureを選んだ場合、そのラウンドに報酬は支払われなかった。そのことは被験者にも事前に説明

されている。これは、先に説明した労働供給モデルでの余暇選択を表現しようとしたものである。

Haigner et al. (2012) の実験は、CONTROL, TAX, UBIという3つの処理の下に実施された。TAX処理では、選択indおよびgroupを選んだ場合に、報酬に50%の税が課され、そうして徴収された税額が均等割りて3人に再分配された。UBI処理では、TAX処理と同様に報酬が50%の税率で課税されるが、それは再分配されず、代わりに15ユーロのベーシック・インカムが支給された。CONTROL処理はベースラインとなる実験設定で、課税も再分配もされず、ベーシック・インカムの支給も受けないものとされた。

Haigner et al. (2012) の実験では、CONTROL処理では約85%の被験者が選択indを選び、TAX処理とUBI処理ではそれが約80%であった。それ以外の被験者はほぼ選択groupを選んでおり、選択leisureを選ぶ被験者はまれであった。課題の正答率はCONTROL処理が最も高く、UBI処理より1.5問分正解が多かった。しかし、処理間の差は有意ではなかった。なお、被験者が最終的に得る報酬の分散はUBI処理において最も小さく、UBI処理において所得の不平等を解消する方向に向かっているようである。

この実験からわかることは、課題の正答率が課題遂行における努力水準に比例するものとするれば、ベーシック・インカムの導入は努力水準をやや下げる効果があるものの、その効果は有意ではなく、また余暇を増加させることもなかったことから、ベーシック・インカムが労働インセンティブを下げるとはいえないということである。

2 Jokipalo (2019) の実験

Jokipalo (2019) は、贈与交換ゲーム (gift exchange game) を労働市場のフレームワークとして用いた実験室実験を行っている。この実験では、被験者は企業と労働者のどちらかの役割を行う。最初に、企業が労働者に対して賃金 w を提示する。この賃金 w は、実験室内の貨幣単位 (ECU) で0から120の範囲から選ばれた。

この賃金で働くことに同意した労働者は、現実の努力を要する課題として、文字列を暗号化する符号化課題に4分間取り組んだ。課題の総数は10個である。

労働者の課題に対するコストは定数が $c=20\text{ECU}$ で、それに加えて取り組んだ課題の数 E に依存した追加コストがかかる。追加コストは、2つ以上の課題を行う度に1ECUであった (課題を1つだけ実施した場合、追加コストは0)。なお、この課題を実施する間、労働者は、実験室内のコンピュータを自由に使用して「余暇」を愉しむこともできた。

したがって、労働者の利得 π_L は次のようになる。

$$\pi_L = w - c - (E - 1)$$

企業は、労働者が課題を正しく解いた数 e に応じて利益を得る。その利益の最大値は $v=120\text{ECU}$ であり、これから労働者に支払う賃金 w を差し引いたものが企業の利得 π_F になる。

$$\pi_F = v \times 0.1 \times e - w$$

なお、企業が賃金を提示しない場合や、労働者

が提示された賃金を受け入れない場合、それに労働者が1つも課題に正解しなかった場合、両者の利得は0になるものとされた。

このゲームをベースにして、Jokipalo (2019) は次の3つの処理を実験において比較している。まず、統制群 (control) では上記のゲームを8ラウンド、プレーさせる。BI (basic income) 処理では、課題に関係なく無条件で被験者にベーシック・インカムが支給される。支給額は10 ECUの場合と20 ECUの場合とが設定されている。失業保険を模倣したCT (conditional transfer) 処理では、企業が提示する賃金が労働者に受け入れられて、労働者の課題正答数 e が1以上の場合は統制群と同じであるが、それ以外の場合、10 ECUないし20 ECUが配布されるものとされた。

Jokipalo (2019) では、標準的なゲーム理論における利己的で合理的なプレーヤーを想定した均衡分析がきちんとなされていないので、以下でそれを試みる。

図2には、 $w - c > b > 0$ の場合の労働者の利得関数 π_L が描かれている。黒色の線分が統制群の場合で、灰色の線分がBI処理の場合である。CT処理は、 $E < 1$ の場合は灰色、 $E \geq 1$ の場合は黒色の線分によって表される。この場合は、明らかにどの処理の場合にも、 $E=1$ が最適な努力水準になる。

図3には、 $b > w - c > 0$ の場合の労働者の利得関数が描かれている。この場合、統制群とBI処理においては、やはり、 $E=1$ が最適な努力水準になる。しかし、CT処理の場合、 $E < 1$ の場合に得られる利得 b (灰色の線分) の方が、 $E \geq 1$ の場合に得られる利得 (黒色の線分) よりも常に大きいため、 $E=0$ が最適な努力水準になる。

以上の労働者側の最適反応を前提とすると、企業と労働者がともに利己的で合理的であるなら、統制群およびBI処理では、企業が $w - c > 0$ であるような賃金のうち最低額 ($w=21$) を提示して労働者が課題を1つだけ解く ($E=1$) か、企業が賃金 $w - c \leq 0$ を提示して労働者が課題を1つも解かない、のいずれかになる。CT処理では、 $w - c > b$ であるような賃金のうち最低額 ($b=10$ ならば

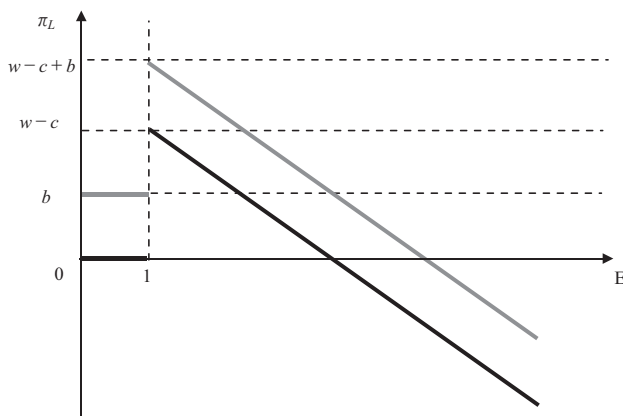


図2 Jokipalo (2019) における労働者の利得関数 ($w-c > b > 0$ の場合)

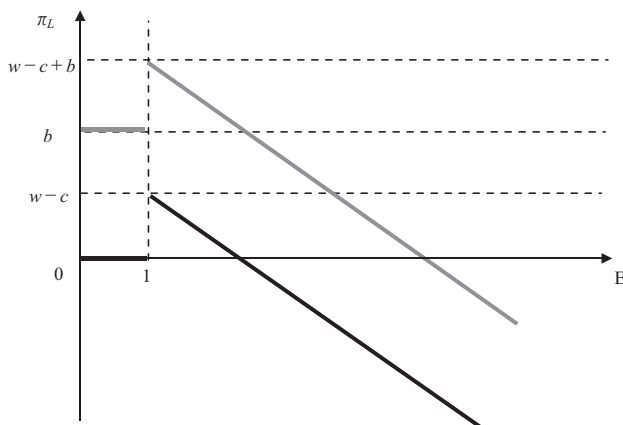


図3 Jokipalo (2019) における労働者の利得関数 ($b > w-c > 0$ の場合)

31, $b=20$ ならば41) を提示して労働者が課題を1つだけ解く ($E=1$) か企業が賃金 $w-c \leq b$ を提示して労働者が課題を1つも解かない、のいずれかになる。

したがって、労働者が(最小の)正の努力水準 ($E=1$) を示すような均衡においては、企業が提示すべき賃金はCT処理における方が統制群およびBI処理よりも高くなるはずである。

Jokipalo (2019) の実験結果では、統制群における労働者側の努力水準の平均は3.0であるのに対して、BI処理やCT処理においてはそれが4.5から5.1の範囲で若干高い水準であった。企業側の賃金提示額も同様で、統制群に比べてBI処理やCT

処理の方がその平均は若干高いものであった。回帰分析の結果では、努力水準についても賃金提示額についても、BI処理とCT処理の効果は有意であった。

このように、Jokipalo (2019) の実験では、ベーシック・インカム(と失業保険)の支給は企業と労働者の間の正の互惠性を高めることになり、その結果、労働供給も賃金も増加した。したがって、この実験でもベーシック・インカムの導入が労働インセンティブを下げるとはいえないということが示されたのである。

3 Kawagoe (2019) の実験

Kawagoe (2019) は、ベーシック・インカムの導入に対する個人の労働供給に影響を与える要因を、個人属性を測定するさまざまな実験を通じて明らかにしようとした研究である。ここで測定されている個人属性は、一般的な人格特性から始まって、リスクに対する態度、社会的選好、認知能力に及ぶ。

この実験でも被験者には現実の努力を要する課題が課された。ここでは、数独（ナンバー・プレースとしても知られる）の簡略版が用いられている⁸⁾。

オリジナルの数独では9×9のマス目に1から9までの整数を埋めていくが、ここで使用された簡略版では4×4のマス目に1から4までの整数を埋めていくことになっている。オリジナルの数独と同様に、問題のマス目は2×2のさらに小さなマス目に分割されており、それぞれに1から4までの整数をただ1つだけ入れなければならない。また、どの行・列についても、1から4までの整数がただ1つしか入らないようにしなければならない。図4には、こうした簡略版数独の課題とその正解が示されている。

実験では、被験者には最大で20問の課題が提示され、それらを3分以内に解くように指示された。こうした課題を各被験者につき合計4セット実施した。実験では、各被験者につき、ベーシック・インカムが支給される場合とされない場合が交互に実施された（被験者内計画）。具体的には、1

セット目はベーシック・インカムが支給されず、2セット目はベーシック・インカムが支給された。3セット目は再びベーシック・インカムが支給されず、最後に4セット目は再びベーシック・インカムが支給された。4セットすべてが終了した時点で、これらのうち1つがランダムに選ばれて、そのセットにおいて正解した課題の数ごとに150円の報酬が支払われた。また、ベーシック・インカムが導入される場合には、課題の正答数に関係なく参加報酬として500円が支給された。

次に、被験者の個人属性を測定するために実施された課題を説明する。

まず、一般的な性格特性検査としてビッグ5の単純化バージョン（Gosling *et al.*, 2003）が使用された。ビッグ5は、被験者の回答からその性格を開放性（openness）、誠実性（conscientiousness）、外向性（extraversion）、協調性（agreeableness）、それに神経症的傾向（neuroticism）という5つの因子で特徴付けるもので、心理学では最もポピュラーな手法の1つである。被験者の一般的な認知能力を測定するに当たっては、これも心理学では最もポピュラーなレーヴン漸進的マトリックス（Raven, 1936）を簡略したものを使用した。被験者のリスクに対する態度については、実験経済学で最もよく使用されているHolt and Laury (2002) による複数価格リスト法（MPL: the Multiple Price List）を用いた。最後に、社会的選好については、社会心理学で最もよく使用されている社会的価値志向性（SVO: Social Value Orientation）の拡張版

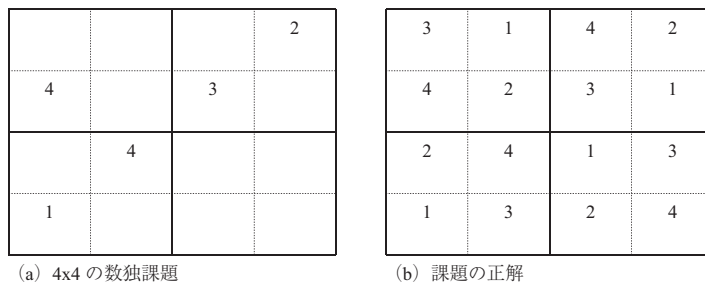


図4 簡単化された数独課題

⁸⁾ この課題は、アファーマティブ・アクション（積極的差別是正処置）が労働供給に与える影響を調べた Calsamiglia *et al.* (2013) と同じ内容の課題になっている。

(Chen *et al.*, 2013) を使用した。

以下では、これらの検査法をもう少し詳しく説明する。

ビッグ5

Kawagoe (2019) で使用されたビッグ5では、被験者に各自の性格的特徴を述べた10種類の文章を読ませ、「全くそう思わない」=1点から「強くそう思う」=7点までの7段階のリッカート尺度により、それらの記述がどれくらい自分自身に当てはまるかを答えさせている。それから、被験者の回答に基づき被験者の性格特性を先に挙げた5つの性格因子に分類する。この簡略化バージョンでは、それぞれの因子に対応する設問が2つずつ含まれている。

データの分析では、これらの因子のうち「誠実性」にかかわるものだけを取り上げた。なぜなら、「協調性」については後に説明する社会的価値志向性 (SVO) によっても測定され、残りの因子は労働供給にかかわるこの実験と関わりがないからである。そこで、被験者には10問すべてに答えてもらった後、「誠実性」にかかわる設問3「しっかりしていて、自分に厳しいと思う」と設問8「だらしく、うっかりしていると思う」についての回答だけを取り出しデータとして使用した。「誠実性」因子に対するスコアは、それぞれの設問で選ばれたリッカート尺度上の得点L3とL8に対して、次の式で求められた(設問8はその記述に当てはまるほど、誠実性が低くなるようになっていることに注意)。

$$\text{誠実性スコア} = [L3 + (8 - L8)] / 2$$

この誠実性スコアが高いほど、被験者は忠実な行動や計画的な行動、達成を目指す傾向を示すものと判断される。したがって、ベーシック・インカムが支給されると、このスコアが高い被験者は引き続き努力水準を維持するが、このスコアが低い被験者は努力水準を下げるものと予想された。

複数価格リスト法 (MPL)

複数価格リスト法では、被験者は、得られる賞金額の組み合わせが異なる2つの選択肢AとBのうちどちらか1つを選ぶという課題を10回繰り返す。ただし、10回ともそれぞれの選択肢で得られる賞金額の組み合わせは固定されたままで、高い方の賞金得られる確率だけが10%刻みで増加されていく。例えば、Kawagoe (2019) の実験では、選択肢Aにおけるくじの賞金額は200円または160円、選択肢Bにおけるくじの賞金額は385円または10円となっているが、それぞれの選択で高い方の賞金額(200円と385円)が得られる確率は、実験の進行に伴って10%から始めて100%に至るまで10%刻みで増加される。すべての選択が完了した後、10回のうちどれか1つをランダムに選び、そのときに実際に選択した選択肢に対応するくじを引いて得た賞金額が報酬として支払われた。

複数価格リスト法では、リスク中立的な被験者ならば、最初に選択肢Aを選び、4回目において初めて選択肢Bに変更することになる。リスク回避的な被験者が選択肢を変えるのはもっと後の回になる。このように、どの回で選択をAからBに変更するかによって、被験者のリスクに対する態度を測定するのである(より詳しくは、川越(2020)の実験4参照)。

リスク回避的な被験者は概して自分の能力について悲観的なので、そうではない被験者よりも数独課題での努力水準を高くすると予想される。しかし、ベーシック・インカムが支給されると、数独課題で低い得点に終わっても十分な報酬を得る可能性があるため、リスク回避的な被験者は努力水準を下げるものと予想される。

レーヴン漸進的マトリックス

レーヴン漸進的マトリックス (Raven, 1936) は、非言語的な課題で被験者の一般的な認知能力を測定する、心理学では非常にポピュラーな手法であり、実験経済学でも最近利用されるようになってきている(例えば、Benito-Ostolaza *et al.*, 2016; Burks *et al.*, 2009; Carpenter *et al.*, 2013)。

レーヴン漸進的マトリックスでは、被験者にあ

るパターンを示した図形が提示されるが、その図形には一部に欠けがある。そこで、被験者にはその欠けた部分に最もよく当てはまるとされる図形片を8つの選択肢から選ばせる。被験者にはこうした課題が続けて提示されるが、難易度が段階的に難しくなるように設定されている。

Kawagoe (2019) では、標準的なレーヴン漸進的マトリックスからバランスよく抽出した16問を、回答時間を15分間に設定した上で被験者に提示し、その正答率が高いほど認知能力が高いものと判定した。

認知能力が高い被験者ほど努力に対するコストは小さいのでベーシック・インカム導入は努力水準の選択に影響を及ぼさず、認知能力が低い被験者は努力コストが大きいのでベーシック・インカム導入によって努力水準を下げるものと予想された。

社会的価値志向性 (SVO)

社会心理学では、被験者の社会的選好を社会的価値志向性 (SVO) という尺度で測定することが最もポピュラーである。SVOを測定する方法は色々あるが、その中で最もよく使用されているのは「三選択肢分解ゲーム (triple dominance game)」と呼ばれる手法である (Messick & McClintock, 1968)。この手法では、次の表1のような配分ゲームの利得表を9個用意し、被験者に順番に答えさせる。ちなみに、表1はChen *et al.* (2013) による拡張版である (これは、Charness and Rabin (2002) による実験経済学でポピュラーな社会的選好測定法とほぼ同値な手法になっている)。

この利得表にはAからDまで4つの選択肢があり、それぞれの選択肢ごとに、自分と相手が受け取る利得が示されている。例えば、選択肢Aでは、自分には480円、相手には80円の利得が配分される。被験者は、これらの選択肢の中でどれが自分

にとって一番望ましいのかを順に選び、その選択によって2人の利得配分が確定する。つまり、この三選択肢分解ゲームは、被験者を独裁者とする、ゲーム理論における「独裁者ゲーム (dictator game)」と同じ構造のゲームになっている。

それで、9個の利得表すべてについての選択が終了した時点で、その選択結果から、被験者のタイプ (つまり、SVO) を判定する。標準的なSVOでは、被験者は「個人主義的 (individualistic)」, 「競争的 (competitive)」, 「向社会的 (prosocial)」の3つに分類されるが、Chen *et al.* (2013) による拡張版ではこれに「利他的 (Altruistic)」が追加されている。

個人主義的タイプは、相手が得る利得に関係なく自分の利得が一番大きくなる選択肢 (表1でいえば、選択肢B) を選ぶ。競争的タイプは、自分と相手が得る利得の差が最大となる選択肢 (表1でいえば、選択肢A) を選ぶ。向社会的タイプは、自分と相手の得る利得の差が最小となる選択肢 (表1でいえば、選択肢C) を選ぶ。最後に、利他的タイプは、自分が得る利得に関係なく相手の利得が一番大きくなる選択肢 (表1でいえば、選択肢D) を選ぶ。

実験で使用される9つの利得表はそれぞれ利得の数値が異なるものの、いずれも上記の4つのタイプごとに異なる選択がなされるようにデザインされている。そこで、すべての利得表についてSVOを判定した上で、過半数以上の利得表でそのタイプだと診断されたものが、最終的にその被験者のSVOのタイプを表すものと判定される。また、実験では、これらの9つの利得表のうちの1つがランダムに選ばれて、そのとき選択した結果に対応する利得が被験者に支払われる。

これらのSVOと数独課題での努力水準との関係については、個人主義的タイプや競争的タイプはベーシック・インカムに関係なく努力水準を維持し、向社会的タイプや利他的タイプはそうではないということが予想された。

表1 社会的価値志向性 (SVO) で使用される配分ゲームの例

選択肢	A	B	C	D
自分の得点	480	540	480	480
相手の得点	80	280	480	540

実験手順と実験結果

Kawagoe (2019) の実験では、上記の課題を次

のような順番で実施した。

1. ビッグ5による一般的な人格特性の測定
2. 数独課題
3. 複数価格リスト法 (MPL) によるリスクに対する態度の測定
4. レーヴン漸進的マトリックスによる一般的な認知能力の測定
5. 社会的価値志向性 (SVO) の測定

ちなみに、リスクに対する態度の測定や社会的価値志向性 (SVO) の測定は、それらが被験者に対して実験目的に対する何らかの予見を与え、それが数独課題での努力水準選択に影響する可能性があることを考慮して、数独課題の後になるようにこの順番は決定されている。

被験者には、数独課題での得点に応じた謝金のほか、MPLとSVOでの選択に基づいて謝金が支払われた。ビッグ5とレーヴン漸進的マトリックスの結果については謝金の対象になっていない。平均的な謝金額は1723円であった。

表2には、Kawagoe (2019) の実験において、数独課題の正答数の平均と標準偏差が示されている。正答数は実験の繰り返しとともに単調に増加しており、後で触れるKawagoe (2008) におけるのと同様に、経験の蓄積による学習効果が見られる。実験の2回目と4回目にベーシック・インカムが導入されているが、それによって努力水準 (したがって、正答数) が下がる気配はない。これから、ベーシック・インカムの導入が労働インセンティブを下げるものではないことが確認できる。

次に、被験者の個人属性が努力水準 (したがって、正答数) に与える影響についての分析をまとめると以下ようになる。

表2 数独課題の正答数の平均と標準偏差

回数	平均	標準偏差
1回目 (BIなし)	6.071	2.638
2回目 (BIあり)	7.393	3.023
3回目 (BIなし)	7.857	3.064
4回目 (BIあり)	8.214	3.143

まず、個人属性の測定結果についての記述統計は以下の通りであった。レーヴン漸進的マトリックスにおける正答率は約73%で、大学生の平均から見るとやや高い数値である (Benito-Ostolaza *et al.*, 2016; Burks *et al.*, 2009; Carpenter *et al.*, 2013)。MPL法によれば、リスク回避的と判断された被験者は約46%であった。また、SVOによれば、向社会的と判断された被験者は約36%、利他的と判断されたのは約25%であった。ビッグ5における「誠実性」項目の平均スコアは約3で、これはリッカート尺度では「少し違うと思う」という回答に該当する。

これらの個人属性が努力水準 (したがって、正答数) に与える影響を線形重回帰分析で検討してみたところ、レーヴン漸進的マトリックスの正答率は努力水準に対して正の効果を持っており、認知能力が高い被験者ほど数独課題でより良い成績を収めていることがわかるが、統計的に有意ではなかった。リスク回避性もまた努力水準に対して正の効果を持っており、被験者がリスク回避的であるほど、正答数が高いことがわかるが、こちらでも有意ではなかった。一方、利他性の係数は負で有意であった。これは、向社会的あるいは利他的と判断された被験者ほど正答数が低い、言い換えれば、個人主義的および競争的と判断された被験者ほど正答数が高いということ意味する。誠実性の係数もまた負であるが、ほぼ0に近い値でかつ有意ではなかった。最後に、繰り返し回数は正で有意であり、学習効果があったことがうかがえる。

このように、Kawagoe (2019) の実験でもまた、ベーシック・インカムの導入は労働インセンティブを下げるものではなく、個人主義的および競争的傾向のある被験者は、向社会的および利他的な被験者に比べて高い努力水準を示すものであることがわかった。

III ベーシック・インカムと投資および協力行動

この節では、ベーシック・インカム導入が労働供給インセンティブ以外にどのような効果がある

のかを調べた実験研究を紹介する。

$$R_p = w_A r_A + w_B r_B + w_C r_C$$

1 Füllbrunn et al. (2019) の実験

Füllbrunn et al. (2019) は、ベーシック・インカムがリスク下の投資行動にどのような影響を与えるのかを実験的に検討している。家計の教育への投資や企業の技術開発投資は、リスクを伴うものの社会的には効率的な場合がある。しかし、例えば、家計はその所得が十分ではない場合、こうした投資をためらってしまうかもしれない。そこで、ベーシック・インカムを導入することにより、本来効率的な結果を生み出しうる投資行動へ主体を誘導できるかどうかをFüllbrunn et al. (2019) は実験室実験により検討している。

この実験では、被験者には $E=100$ トークンが初期保有として与えられる。被験者はこの初期保有から資産A, B, Cへの投資を考える。資産AとBはリスクのある危険資産で、資産Cはリスクのない安全資産である。資産Aは確率1/6で投資額の8倍の収益を生む。資産Bは1/3の確率で投資額の3.5倍の収益を生む。最後に、資産Cは確率1で投資額の0.9倍の収益を生む。したがって、資産A, B, Cへの投資額1単位当たりの収益率はそれぞれ以下ようになる。

$$r_A = \frac{8}{6} - 1 = 0.33$$

$$r_B = \frac{3.5}{3} - 1 = 0.17$$

$$r_C = 0.9 - 1 = -0.1$$

安全資産Cの収益率 r_C はマイナスであることから、危険資産に投資することが望ましい状況になっている。標準的な平均分散モデルで仮定される効用関数は以下の通りである。

$$u(R_p, \sigma_p) = E(R_p) - 0.5\gamma\sigma_p$$

ここで、 R_p はこれら3つの資産からなるポートフォリオの期待収益率で、各資産 i の購入比率を w_i とすると ($\sum_i w_i = 1$),

また、 σ_p は収益率の標準偏差で、

$$\sigma_p = \sqrt{w_A^2 \sigma_A^2 + w_B^2 \sigma_B^2}$$

となる ($\sigma_C=0$ であることに注意)。 γ はリスク回避度を表すパラメータである。

このモデルの下では、リスク中立的な被験者は $\gamma=0$ であるため、期待収益率が最も高い資産Aに初期保有全額を投資することが最適である。一方、リスク回避的な被験者は、 γ の値が大きくなると、資産Cを含むA以外の資産をもポートフォリオに組み込むことが最適になる。

Füllbrunn et al. (2019) は、このモデルをベースに次のような実験を行っている。被験者は、上記のモデルに従った実験（ベースライン課題）と、30トークンのベーシック・インカムが追加的に配分される実験（BI課題）を、それぞれの結果を知らない状態で、ランダムな順番で行った。Füllbrunn et al. (2019) によれば、ベースライン課題とBI課題とで特にポートフォリオ選択に有意な差はなかった。つまり、ベーシック・インカムの導入は、リスクのある投資行動に有意な効果を与えないことがわかった。

Pech (2010)

Pech (2010) は、公共財自発的供給メカニズム (VCM: voluntary contribution mechanism) による公共財供給決定について、ベーシック・インカムを導入した効果を実験室実験によって調べている。

被験者は1グループ3名になりVCMをプレーする。この3名をプレーヤーと呼ぶ。これに加えてもう1人、ボスの役割をする被験者がグループに追加される。各プレーヤー i には実験室内通貨 (EU) で20EUが初期保有として与えられている。この初期保有から各プレーヤー i は公共財に貢献する額 x_i を決め、3人の貢献額の合計 $\sum_i x_i$ の2倍の値に相当する公共財 $G=2\sum_i x_i$ が供給される。

ボスは、3人の公共財に対する貢献額決定の前

に、公共財供給量 G のうちどれくらいの割合を自分が受け取るつもりなのかを宣言する。その割合 β とする。その割合 β を知った上で、プレーヤー3人は公共財に対する貢献額 x_i を決定する。プレーヤー3人には、公共財供給量 G からボスの取り分を差し引いた残り $(1-\beta)G$ が等分されて配分される。

したがって、各プレーヤー i の利得関数は次のようになる。

$$\pi_i = 20 - x_i + \frac{1-\beta}{3} \sum_j x_j$$

ここで、

$$\frac{d\pi_i}{dx_i} = -1 + \frac{1-\beta}{3} < 0$$

であることから、公共財に1単位貢献する度に各プレーヤー i の利得は減少していく。したがって、各プレーヤー i にとって公共財には何も貢献しないことが最適である。

Pech (2010) は、このような環境の下で、ボスに毎回20EUのベーシック・インカムを支給する場合と支給しない場合を比較している。

実験ではさらに、上記のVCMを10回繰り返した後、次の10回ではボスにプレーヤーを罰する機会が与えられた。この場合、ボスは、各プレーヤーの公共財への貢献額を知ったうえで、1EUのコストを支払うことで1人のプレーヤーに3EUの罰を与えることができる。こうした罰則を与える機会がある場合、プレーヤーの公共財への貢献額が増加することが知られている (Fehr and Gächter, 1999)。

Pech (2010) の実験結果では、ボスが公共財供給量 G から差し引く割合 β が小さいほど、(1) プレーヤーの公共財への貢献額が大きくなり、(2) それに、ボスに罰を与える機会があるほど大きく、また、(3) ボスがベーシック・インカムを受け取っているときほど大きいことが示されている。(1) と (2) は正負の互恵性から説明可能であろう。

(3) については、ベーシック・インカムが与えられると、不平等回避的なプレーヤーは、貢献額を増やすことでプレーヤー全員の合計利得を大きくし、ボスとの間の利得差を縮小しようとする動機が強まるためだと思われる。つまり、ベーシック・インカムの導入は、人々の平等意識を強める傾向があるということである。

IV ベーシック・インカムと負の所得税

ベーシック・インカムとよく比較される社会保障制度の1つに負の所得税がある。以下では、これら2つの制度を比較した研究を紹介する。1つは Kawagoe (2008) による実験室実験で、もう1つは Pech (2010) のプロスペクト理論による分析である。

1 Kawagoe (2008) の実験

Kawagoe (2008) では、ベーシック・インカムとそれと同値な負の所得税とが比較されている。負の所得税の下では、労働者が労働を通じて獲得する所得 Y とターゲット所得 G 、それに所得税率 T に対して、税引き後所得 Z は以下ようになる。

$$Z = \begin{cases} Y + T(G - Y) & \text{if } Y \leq G \\ Y - T(Y - G) & \text{if } Y > G \end{cases}$$

つまり、獲得所得 Y がターゲット所得 G 以下の場合は $T(G - Y)$ に相当する補助金 (負の所得税) を受け取り、獲得所得がターゲット所得 G を超える場合は $T(Y - G)$ に相当する所得税が徴収されるというわけである。

ベーシック・インカムの下では、無条件に支給される基本所得 g と所得税率 t に対して、税引き後所得 Z は以下ようになる。

$$Z = g + (1-t)Y$$

つまり、無条件にベーシック・インカム g が支

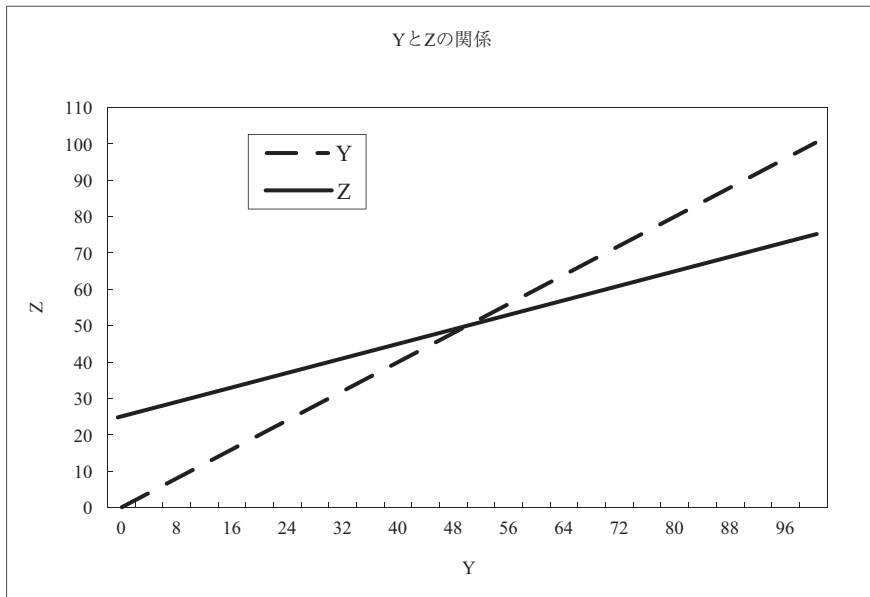


図5 獲得所得Yと税引き後所得Zとの関係

給された上で、労働者が労働を通じて獲得する所得 Y に対して所得税 tY が徴収されるということである。

ここで、 $T=t$ かつ $TG=g$ とすれば、上記の負の所得税とベーシック・インカムは同値となる⁹⁾。 $T=0.5$ かつ $G=50$ ($g=25$) のときの獲得所得 Y と税引き後所得 Z との関係を示したのが図5である。

さて、こうした負の所得税やベーシック・インカムに直面したとき、労働者はどのような反応を示すだろうか。ベーシック・インカムの場合は労働に応じて獲得所得が単調に増加するのに対し、負の所得税の場合は獲得所得が増加すれば支給される補助金が減少するので、負の所得税の方が労働意欲を減退させる傾向があるのだろうか¹⁰⁾。この問題に答えるために、Kawagoe (2008) では以下のような実験室実験が実施されている。

実験では60名のうち30名はベーシック・インカム処理、残りの30名は負の所得税処理に割り当てられた(被験者間計画)。

実験では、被験者に現実の労力が必要な課題として、 24×6 のような2桁と1桁の自然数の掛け算を行なわせた。具体的には、1問4秒以内に解答する条件で、1セットにつき25問がランダムに出題されている。正解した数を得点 Y として Z を計算し、被験者には1点当たり4円が報酬として支払われている。平均的な報酬額は約3,000円であった。

実験は、被験者の経験の効果と、制度導入の効果を分離するために、制度なし条件(条件A1とA2)と制度あり条件(条件B)を交互に、A1-B-A2という順序で実施されている(ABA計画法)。なお、統制群である制度なし条件では、 $Z=(1-t)Y$ という条件で課題を行なわせている。各条件では5セットの課題を行なわせている。

負の所得税やベーシック・インカムの導入が労働インセンティブを下げるというミクロ経済学の予測に基づけば、条件Bにおいて獲得所得の減少が見られるはずだが、実際には獲得所得 Y は実験の経過に伴い増加していった。これは、課題に

⁹⁾ モデルの基本構造は、小沢 (2002)、Tondani (2008) を参考にした。

¹⁰⁾ 小沢 (2002)、p.125参照。

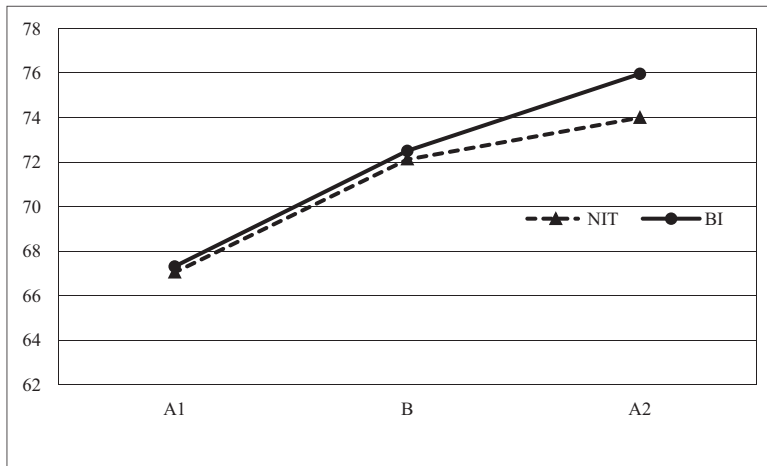


図6 負の所得税とベーシック・インカムにおける獲得所得Yの平均

対する経験の蓄積効果と、制度導入の効果が交絡しているのではないかと推察される。

図6は、負の所得税（NIT）とベーシック・インカム（BI）処理における獲得所得Yの平均を改めてグラフ化したものだが、これを見ると、条件Bから条件A2に変わった際に、BI処理では引き続き獲得所得Yの増加が見られるが、NIT処理ではその増加割合が減少している。実際、条件A2におけるNIT処理とBI処理における獲得所得Yの平均には有意な差が見られる（t検定、 $p < 0.05$ ）。

この結果からすれば、学習効果を考慮したとしても、ベーシック・インカムの方が負の所得税よりも労働インセンティブを抑制する効果が小さいのではないかと推測される。

2 プロスペクト理論から見たベーシック・インカムと負の所得税

Kawagoe (2008) では、労働インセンティブの観点からベーシック・インカムと負の所得税とが比較されたが、プロスペクト理論 (Kahneman and Tversky, 1979) の観点から両者を比較したのは Pech (2010) である。

Kahneman and Tversky (1979) が期待効用理論の修正版として提案したプロスペクト理論では、参照点を基準にして利益が出る場合と損失が出る場合とで異なる形状の効用関数を考える。彼らは

こうした効用関数を価値関数と呼んでいる。ここでは簡単化のために参照点を0と考え、参照点が0でない場合、関数全体を平行移動して0を原点にすることができる、金額 x に対する価値関数を $v(x)$ は次のように定義される。

$$v(x) = \begin{cases} x^\alpha & \text{if } x > 0 \\ -\lambda(-x)^\beta & \text{if } x < 0 \end{cases}$$

ここで、 α, β, λ は定数で、 $0 < \alpha < 1$ かつ $0 < \beta < 1$ であり、 $\lambda \geq 1$ である。また、 $v(0) = 0$ である。絶対値で見ると同じ金額 x でも、参照点より低い損失を受ける場合の方が、参照点より高い利益を得る場合よりも効用の値の変化が λ 倍大きくなるようになっている。つまり、 λ の値が大きい主体ほど、損失回避的な傾向を示すことになる。この λ の値を損失回避度という。

リスク中立的な主体の効用関数は線形で、 $v(x) = x$ と表されるので、先ほどの価値関数を表す式は次のように変形される ($\alpha = \beta = 1$ とした場合)。

$$v(x) = \begin{cases} x & \text{if } x > 0 \\ -\lambda x & \text{if } x < 0 \end{cases}$$

さて、Pech (2010) はこのプロスペクト理論を用いて、ベーシック・インカムと負の所得税を特

徴付けようとしている。ここでの議論のポイントは、ベーシック・インカムの場合、主体はベーシック・インカムという利益を受け取った後、労働して得た所得に対して税（損失）を徴収されるので、利益と損失が別々の勘定として認識されるのに対して（メンタル・アカウンティング＝「心の会計」）、負の所得税の場合、労働して得た所得がターゲット所得を超えたか否かによって所得税が徴収されるかそれとも負の所得税が交付されるかが決まるため、主体は常にこの制度の下でこうした利益と損失との差額しか受け取ることができず、両者を一体のものとしてしか認識できないはずである、という点にある。

これを以下の図7と図8で説明しよう。価値関数は、議論の簡単化のため、先ほどの線形の場合を考える。

図7は所得税額の多い高所得者の状況を表しており、ベーシック・インカムや負の所得税から利益 b を受け取るものの、比較的高額の所得税 t を支払う必要がある。この利益と損失（税）との差額を n とする ($n=b-t$)。ベーシック・インカムの場合、利益と損失を別々のものと認識するため、この主体の効用は $v(b)-v(t)$ となるが、負の所得税の場合、利益と損失を一体のもの、つまり n と認識するため、この主体の効用は $v(n)$ となる。図7より、 $v(b)-v(t) > v(n)$ であるため、こうした高所得者はベーシック・インカムを好むことになるはずである。

今度は、所得税額の低い低所得者の場合を考える（図8）。この場合、支払うべき税 t が小さくなるため、同じ b に対して利益と損失の差額 $n=b-t$ は大きくなる。その結果、ベーシック・インカムの場合に得る効用水準 $v(b)-v(t)$ よりも負の所得税の場合に得る効用水準 $v(n)$ の方が大きくなる。したがって、低所得者ほど負の所得税を好むだろうことが予想される。

先ほどのKawagoe (2008) の実験や第2節で紹介した実験では、ベーシック・インカム導入後も労働者の労働へのインセンティブは下がらない（場合によっては増加する）ことからすれば、現実には図7の状況が当てはまりやすいと考えられるの

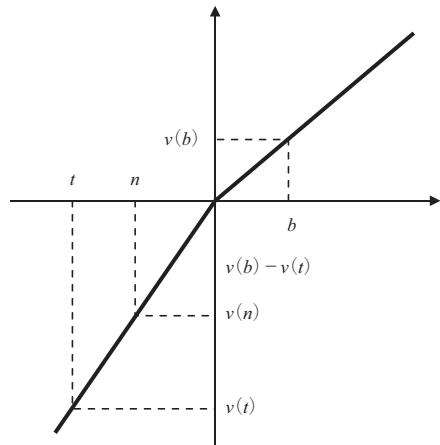


図7 高所得者にとってのベーシック・インカムと負の所得税の比較

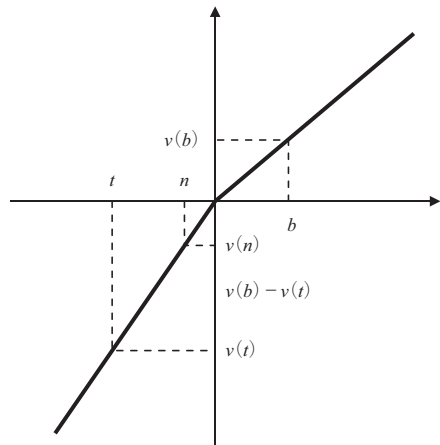


図8 低所得者にとってのベーシック・インカムと負の所得税の比較

で、この場合、ベーシック・インカムの方が負の所得税より好まれるということになるであろう。

V ベーシック・インカムと人工知能

最後に、近未来においてベーシック・インカムが果たす役割について検討した研究を紹介しよう。Cabral et al. (2020) は、近い将来、人工知能 (AI) が労働者の仕事を肩代わりするような事態におけるベーシック・インカム導入効果を、労働

市場に関する実験室実験によって検証している。

この実験でも、被験者は現実の努力が必要となる課題を行う。この実験では、文章の中の文字数を数えたり、整数の合計を求めたりといった課題が課されている。こうした課題を行う第1ステージの後、被験者は第2ステージに進むか、それともロボットが彼らの課題を肩代わりするかが決定される。被験者が第2ステージに進んだ場合は、両方のステージでの課題得点に応じた報酬と参加報酬を受け取り、第2ステージに進めなかった場合は第1ステージで獲得した課題得点に応じた報酬と参加報酬だけを受け取る。

第2ステージに進むかどうかの決定については、2通りの処理があった。

「外生的処理」では、各被験者はランダムに選ばれたロボットと課題の成績を競い合う。なお、ロボットは予備実験で被験者が獲得した課題得点の分布に基づき、平均的な被験者よりも平均的に高い成績を出すように設定されている。ロボットが競争に勝利した場合には、90%の確率で被験者はロボットと作業を交代することになり、第2ステージに進めなくなる。

「内生的処理」では、被験者は第1ステージを終えた後、その成績に関係なく、タイプAとBにランダムに分類される。タイプAの被験者は作業監督の役割をし、タイプBの被験者は従業員の役割をする。タイプAの被験者は、監督しているタイプBの被験者のステージ1での成績と彼/彼女とランダムに組にされたロボットの成績を知った上で、どちらを第2ステージに進ませるかを決定する。

なお、タイプAの被験者は複数のタイプBの被験者の監督をしており、その実験報酬は、第1ステージでの自分自身の課題得点と、監督している従業員らの第2ステージでの課題得点の一定割合を報酬として受け取る。タイプBの被験者は、両方のステージでの自分自身の課題得点に応じた報酬を受け取る。

こうした課題をベースに、Cabrales et al. (2020) は、3.4ユーロのベーシック・インカムを導入した処理とそうでない処理とを比較している。なお、この実験での課題に基づく報酬の中央値は16.15

ユーロであったので、ベーシック・インカムはその約1/3の水準ということになる。

被験者 i の第 j ステージでの課題の成績は、被験者固有の生産性 b_i と各ステージでの努力水準 e_{ij} の積によって決まり、努力に対するコストが2次の凸関数を仮定すれば、被験者 i の効用関数 u は次のようになる。

$$u\left(b_i e_{i1} - \frac{1}{2} e_{i1}^2\right) + u\left(\left(b_i e_{i2} - \frac{1}{2} e_{i2}^2\right) p(b_i e_{ij}) + B\right)$$

ここで、 $p(b_i e_{ij})$ は被験者 i が第2ステージに進む確率で、 B はベーシック・インカムである。この効用関数の下で最適化の条件を求めると、次のことがわかる。

命題1. 第1ステージにおける努力水準 e_{i1} は、ベーシック・インカム B の増加に伴い減少する

命題2. 第1ステージにおける努力水準 e_{i1} は、第2ステージに進む確率 $p(b_i e_{ij})$ の増加に伴い減少する

また、内生的処理の場合、ロボットよりも成績が悪いにもかかわらず、タイプAの被験者がタイプBの被験者を第2ステージに進めるといった「好意」を示した場合、タイプBの被験者は高い努力水準という「好意」によってお返しをするという互恵的行動も予想された。

それ以外に、内生的処理の場合には、ロボットによって作業を代替した場合には税金が徴取されるという設定も比較されており、この場合、タイプAの被験者は税金が徴取されるためにロボットを使用することをためらうということが予想されるが、その行動はあくまでタイプAの利己的な打算からなされるため、その際にはおそらく互恵的行動は見られないだろうと予想された。

Cabrales et al. (2020) の実験結果によれば、命題1も2もデータからは検証できなかった。つまり、ベーシック・インカムの導入の有無や内生的処理における税金導入の有無は、被験者の努力水準に影響を与えなかったのである。

VI おわりに

本稿では、ベーシック・インカム導入の効果を検討した実験室実験の成果を紹介してきた。これらの研究を通してわかったことは、理論的には労働インセンティブを下げる可能性があるような状況であっても、ベーシック・インカム導入は労働供給量を減らすことはないということである。ここで検討した研究では、それぞれかなり異なる意思決定環境であるにもかかわらず、おしなべてベーシック・インカム導入が労働インセンティブを下げないという結果が得られたことは、この結果の頑健性を示唆しているものと思われる。

もちろん、いずれの実験も短期の意思決定状況を想定しており、ベーシック・インカムの導入がもたらす長期の効果を見ていないという制約はある。例えば、いずれの実験でもベーシック・インカムを含めて獲得した所得を貯蓄する機会是与えられておらず、また、労働者の技能レベルの違いは考慮されているものの、所得格差や資産状況の違いなどは考慮されていない。したがって、社会的再分配上の問題を含めて社会保障制度全般にかかわる問題については、こうしたミクロ・レベルの労働・余暇選択の実験では十分に明らかにすることはできていない。マクロ・レベルの影響を考慮した、例えば、一般均衡モデルを前提としたもっと大規模な実験室実験により、今後さらにベーシック・インカム導入の効果を検討することが必要であろう。

References

Atkinson, A. B. (1996) The case for a participation income, *The Political Quarterly*, 67 (1): 67-70.

Benito-Ostolaza, J., P. Hernandez & J. Sanchis-Llopis (2016) Do individuals with higher cognitive ability play more strategically?, *Journal of Behavioral and Experimental Economics*, 64, 5-11. <https://doi.org/10.1016/j.socec.2016.01.005>

Bowles, S. & H. Gintis (1998) *Recasting egalitarianism*, London: Verso. 遠山博徳訳『平等主義の政治経済学』大村書店, 2002年。

Burks, S., J. Carpenter, L. Goette & A. Rustichini (2009)

Cognitive skills affect economic preferences, strategic behavior, and job attachment, *Proceedings of the National Academy of Sciences*, 106 (19): 7745-7750.

Cabrales, A., R. Hernández, A. Sánchez (2020) “Robots, labor markets, and universal basic income.” *Humanities and Social Communications*, 7,:185, 1-8.

Calsamiglia, C., J. Franke, & P. Rey-Biel (2013) The incentive effects of affirmative action in a real-effort tournament, *Journal of Public Economics*, 98, 15-31.

Carpenter, J., M. Graham & J. Wolf (2013) Cognitive ability and strategic sophistication, *Games and Economic Behavior*, 80, 115-130.

Charness, G. & M. Rabin (2002) Understanding social preferences with simple tests, *Quarterly Journal of Economics*, 117 (3): 817-869.

Chen, C.-C., I.-M. Chiu, J. Smith & T. Yamada (2013) Too smart or be selfish? Measures of cognitive ability, social preferences, and consistency, *Journal of Economic Behavior & Organization*, 90, Issue C, 112-122.

Fehr, E., S. Gächter (2000): “Cooperation and Punishment in Public Goods Experiments,” *American Economic Review*, 90, 980-994.

Fitzpatrick, T. (1999) *Freedom and security. An introduction to the basic income debate*, London: Palgrave Publishers. (武川正吾・菊池英明訳『自由と保障 ベーシック・インカム論争』, 勁草書房, 2005年)。

Füllbrunn, S., L. Delsen, J. Vyrastekova (2019) “Experimental economics: a test-bed for the unconditional basic income.” in L. Delsen ed. (2019) *Empirical Research on an Unconditional Basic Income in Europe*, Chapter 7, 171-199.

Ghatak, M., F. Maniquet (2019) “Universal basic income: some theoretical aspects.” *Annual reviews of Economics*, 11, 895-928.

Gneezy, U. & J. A. List (2006) Putting behavioral economics to work: Testing for gift exchange in labor markets using field experiments, *Econometrica*, 74 (5): 1365-1384.

Gosling, S. D., P. J. Rentfrow & W. B. Swann (2003) A very brief measure of the Big-Five personality domains, *Journal of Research in Personality*, 37 (6): 504-528.

Groot, L. (2006) Reasons for launching a basic income experiment, *Basic Income Studies*, 1 (2), Article 8.

Haigner, S. D., W. Höchtel, S. Jenewein, F. Schneider, and F. Wakolbinger (2012) “Keep on workin’ : unconditional basic income in the lab.” *Basic Income Studies*, De Gruyter, 7 (1), 1-14.

Holt, C. A. & S. K. Laury (2002) Risk aversion and incentive effects, *American Economic Review*, 92 (5): 1644-1655.

- Jokipalo, V. A. (2019) "Basic income, wages, and productivity: a laboratory experiment." *Basic Income Studies*, 14 (2), pp. 20190016.
- Kahneman, D. and A. Tversky (1979): "Prospect Theory: An Analysis of Decision Under Risk," *Econometrica*, 47, 263-91.
- Kawagoe, T. (2008) "An experimental study of basic income guarantee." Far East and South Asia Meeting of the Econometric Society.
- (2019) "Experimental and game theoretical analyses of the unconditional basic income." in L. Delsen ed. (2019) *Empirical Research on an Unconditional Basic Income in Europe*, Chapter 8, 201-220.
- Messick, D. M. & C. G. McClintock (1968) Motivational bases of choice in experimental games, *Journal of Experimental Social Psychology*, 4 (1): 1-25.
- Murphy, L. & T. Nagel (2002) *The myth of ownership, taxes and justice*, Oxford: Oxford University Press. (伊藤恭彦訳『税と正義』名古屋大学出版会, 2006年)。
- Noguera, J. A. & J. D. Wispelaere (2006) A plea for the use of laboratory experiments in basic income research, *Basic Income Studies*, 1 (2), Article 11.
- Pech, W. J. (2010) "Behavioral economics and the basic income guarantee." *Basic Income Studies*, 5 (2), 12-28.
- Peeters, H. & A. Marx (2006) Lottery games as a tool for empirical basic income research, *Basic Income Studies*, 1 (2), Article 10.
- Raven, J. C. (1936) *Mental tests used in genetic studies: The performances of related individuals on tests mainly educative and mainly reproductive*, MSc thesis, University of London.
- Robins, P. K. (1985) A comparison of the labor supply findings from the four negative income tax experiments, *Journal of Human Resources*, 20 (4): 567-582.
- Tondani, D. (2008) : "Universal basic income and negative income tax: Two different ways of thinking redistribution," MPRA Paper No.7016, Munich.
- Vanderborght, Y. & T. Yamamori (eds.) (2014) *Basic income in Japan: Prospects for a radical idea in a transforming welfare state*, Basingstoke: Palgrave MacMillan.
- Virjo, I. (2006) A piece of the puzzle: A comment on the basic income experiment debate, *Basic Income Studies*, 1 (2) Article 12.
- Werner, G. W. (2006): *Ein Grund für die Zukunft: Das Grundeinkommen*, Verlag FreiesGeistesleben & Urachhaus GmbH (渡辺一男訳『ベーシック・インカム 基本所得のある社会へ』, 現代書館, 2007年)。
- Widerquist, K. (2005) A failure to communicate: What (if anything) can we learn from the negative income tax experiments?, *Journal of Socio-Economics*, 34 (1): 49-81.
- (2006) The bottom line in a basic income experiment, *Basic Income Studies*, 1 (2), Article 9.
- 小沢修司 (2002) 『福祉社会と社会保障改革 ベーシック・インカム構想の新地平』高峯出版。
- 川越敏司 (2020) 『「意思決定」の科学』講談社ブルーバックス。
- 武川正吾編著 (2008) 『シティズンシップとベーシック・インカムの可能性』法律文化社。
- 山森 亮 (2009) 『ベーシック・インカム入門』光文社新書。

(かわごえ・としじ)

Laboratory Experiments on Basic Income

KAWAGOE Toshiji*

Abstract

In this paper we show a series of experimental results on the Basic Income (BI). These experiments were conducted in the laboratory, but subjects faced real-effort tasks. Theoretically speaking, even it was expected that introducing the BI reduces labor supply in these experiments, there was no such tendency in various experimental settings. In an experiment of comparing the BI with the negative income tax (NIT), experimental result and behavioral economic analysis shows that the BI is more favorable than the NIT. We also find that more individualistic and competitive persons increase their labour supplies even when the BI is introduced. Finally, in the environment that workers should compete against Artificial Intelligence (AI) with superior productivity in average than them, workers did not reduce their labor supplies.

Keywords : Basic Income, Negative Income Tax, Labor Incentive, Laboratory Experiment, Behavioral Economics

* Professor, Future University Hakodate

社会保障と法：社会保障と法政策

支給した生活保護費の「取り戻し」を巡る問題の配置について

太田 匡彦*

生活保護法（以下、法）は、支給した保護費の行政による「取り戻し」を予定した定めを置いている。ここでは、次の判例研究に先立って、この「取り戻し」にかかわって生じる問題の配置を概観し、判例研究での検討判決が持つ含意を確認しておきたい¹⁾。

I 支給した生活保護費の「取り戻し」にかかわる諸争点

支給した保護費の被保護者からの²⁾「取り戻し」に関連する争点は、大きく以下の3つに類型化できる。

1 「取り戻し」の原因の存否

1. 第1が、生活保護費の「取り戻し」自体を基礎付ける原因の存否である。この原因としては、二つの状況がある。一つが、過誤払いがある場合である。被保護者の需要や収入に関する算定間違いが典型例をなす（間違いの原因はここでは問わない）。今一つは、「利用し得る資産」（法4条1項）を被保護者は有するけれども「活用すること」（法4条1項）ができないため、保護の実施機関が急迫保護を行った場合である。後者の場合、活用が可能となった時点で保護費を取り戻す必要はある

が、保護の実施機関が「利用し得る資産」の活用ができないことを認識して保護を行ったならば、保護費の支払いを誤った訳ではない。このような「取り戻し」を基礎付ける原因の存否につき争いがある場合、次に述べる適用法条の如何を問わず、当該法条に基づき行政の行った「取り戻し」のための行政処分に関する訴訟——典型は当該決定に係る取消訴訟——等において原因の有無が争われる³⁾。

2 適用法条

第2が、「取り戻し」の原因の存在を前提に、「取り戻し」を行う際の適用法条である。法63条と法78条1項とが関連する⁴⁾。

法63条が念頭におく状況は、保護の実施機関が被保護者の収入・資産を適切に把握した上で保護を行った場合になされる「取り戻し」である。典型例は、活用できない資産を被保護者が有していたので急迫保護として保護を開始し、被保護者が当該資産を活用できるようになった段階で、支給した保護費の「取り戻し」——条文上は「返還」の文言が用いられる——がなされる場合である。このほか、被保護者に帰責事由がなく、保護の実施機関が保護費算定を誤って過払いを生じさせた場合なども、同条が適用される⁵⁾。

* 東京大学大学院法学政治学研究科 教授

¹⁾ この問題に関連する近年の詳細な研究として、前田（2018）、前田（2020）。

²⁾ ここでは、被保護者の扶養義務者からの徴収（法77条1項）、あるいは被保護者以外の者からの「取り戻し」には立ち入らない。

³⁾ 取り戻しの原因が存在しないとした一例として東京地判平成31年4月17日判時2427号3頁。

⁴⁾ 本稿では、法78条2項、法78条3項には立ち入らず、保護費に係る法78条1項にのみ着目して議論を進める。また、関連する定めとして、法77条の2、法78条の2、法78条の3があるものの、被保護者に対して取り戻しを行うか否か自体の決定については法63条と法78条1項のみがかかわる。

⁵⁾ 前田（2018）、pp. 10-11の指摘する事情に基づき、法63条の適用を否定せずとも良いであろう。

これに対し、法78条1項が念頭におく典型状況は、被保護者が活用できる収入・資産を隠匿して生活保護を受給した場合になされる「取り戻し」であり——条文上は「徴収」の言葉が用いられる——、同項にいう「不実の申請その他不正な手段」と言える範囲がその適用範囲を画する。

法63条か法78条1項かの振り分けの適切さは、法78条1項の射程として議論される。これは、第1に、法78条1項が、保護費の「取り戻し」が必要となる原因を生じさせた被保護者の態様に着目する、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」という要件を有するため、法78条1項が法63条の特別法のように機能し、法78条1項を適用できない場合にも法63条を適用できること⁶⁾、第2に、「取り戻し」を基礎付ける原因自体は認めている被保護者は、法63条に基づく「取り戻し」自体を争うインセンティブがない一方で、法78条1項に基づく「取り戻し」の場合、40%を上限とする加算がなされて「取り戻し」が行われるため、「不実の申請その他不正な手段」は存在せず、法78条1項ではなく法63条を適用すべきであると争うインセンティブがあるからである。

3 「取り戻し」の額

第3が、「取り戻し」のなされる額、被保護者の戻さねばならない額の適正さである。例えば、いつから資産を活用できたのか⁷⁾、法63条に基づく返還の場合にいわゆる自立更生費として控除される額は適正か⁸⁾、法78条1項に基づく費用徴収の場合も勤労収入に係るいわゆる基礎控除額相当額を控除する必要はないか⁹⁾など¹⁰⁾の問題がこの点にかかわる¹¹⁾。

II 検討判決で扱われた問題

次の判例研究で検討する東京地判令和元年9月12日判タ1485号144頁（以下、本判決）における争点は、大きく分けると、(i) 取り戻しを基礎付ける原因があるか、(ii) 法78条1項にいう「不実の申請その他不正な手段により」保護を受けたと認められるかであった。本判決は、(i) を否定し、法78条1項に基づく費用徴収決定を違法とした¹²⁾。「取り戻し」の原因の不存在を基礎付ける根拠は、原告は、未分割遺産を管理していたに止まるため、資産を「活用すること」が（まだ）できないという判断であった。

⁶⁾ 保護の実施機関がどちらの定めを適用して処理するか検討したことが認定されている一例として、秋田地判平成30年2月26日（LEX/DB: 25560042）、仙台高秋田支判平成30年7月23日（LEX/DB: 25561221）。法63条が用いられるべきであったとして、法78条1項に基づく費用徴収決定を違法とした例として神戸地判平成30年2月9日賃社1740号17頁。

⁷⁾ この点が争われた一例として大阪地判平成20年12月10日判タ1298号125頁。損害賠償請求権に関しては最判昭和46年6月29日民集25巻4号650頁の判示が決定的なものとして機能している。この問題は、取り戻しを基礎付ける原因の一部を構成する「資力の発生」時期の問題とも位置づけられ、第1の問題の性格も持つ。

⁸⁾ 例えば、福岡地判平成26年2月28日賃社1615 = 1616号95頁、大阪高判平成25年12月13日賃社1613号49頁、原審たる神戸地判平成24年10月18日賃社1613号58頁（両判決とも資力の発生時期とされるべき時期も争われている）、東京地判平成27年3月10日（LEX/DB: 5525343）。資力の発生時期も争われている）、東京地判平成29年9月21日賃社1696号41頁、福岡高判令和元年7月25日賃社1773号30頁、原審たる熊本地判平成30年3月30日賃社1773号18頁、福岡地判平成26年3月11日賃社1615 = 1616号112頁。

⁹⁾ 最判平成30年12月18日民集72巻6号1158頁。

¹⁰⁾ 医療扶助費の返還につき東京地判令和元年7月30日賃社1765号21頁、控訴審たる東京高判令和2年6月8日賃社1765号38頁。

¹¹⁾ 全般的な調査・考慮不尽による違法を認めた例として、東京地判平成29年2月1日賃社1680号33頁。

¹²⁾ なお、原告の管理する未分割遺産（に対する相続持分）を「活用すること」ができない資産であるとして（i）を否定し、（法63条を含めて）「取り戻し」を行う原因が現時点では存在しないとされると、それを度外視して収入と需要とを認定することになるから、併せてなされた保護廃止決定も取り消されるべきことになる。

Ⅲ 行政実務に対して本判決が持つ含意

1 「利用し得る資産」を「活用すること」ができる状態にあるかの判断

行政実務に対して本判決が持つ含意の第1は、「利用し得る資産」を「活用すること」ができるか否か、いかなる点に注意して判断すべきかに関する含意であろう。この点に関する一事例として本判決は大きな意味を持つ。

もっとも、判例研究において論ずるように、本事件で問題となった金員は相続人たる被保護者が管理していたに止まる未分割遺産であると認定されれば、それがまだ「活用すること」のできない状態にあるとの判断は不可避だったと思われる。問題は、管理していたに止まるか否かであり、この点は、本判決も細かく事実を認定し判断している。

そこで、この問題に焦点を絞って、保護の実施機関が得るべき教訓を考えると、第1に、資産保有の届出がなかったとしても、そこから被保護者の不正受給を短絡させず、届出のなかった資産が「活用すること」のできるものか否か、実際の管理

態様を冷静に検討して判断すること¹³⁾、第2に、未分割遺産を被保護者が管理しているのであれば、その管理のあり方に注意して生計の把握に務めることなどであろう。

2 届出義務の範囲、届出義務の懈怠と「不正な手段」

本判決は、原告が法61条の届出義務に違反したことは認めている。他方、本判決は、本件での届出義務違反が法78条1項の「不正な手段」に該当するか否かは判断していないと考えられる。これらの問題も、事案の蓄積と事案に即した検討が今後必要である¹⁴⁾。

参考文献

前田雅子 (2018) 「生活保護法第63条に基づく費用返還」, 『法と政治』, Vol. 69, No.3, pp.1-58。

—— (2020) 「社会保障における不正利得の徴収」, 『法と政治』, Vol. 71, No.2, pp.67-128。

吉永 純 (2021) 「未分割遺産の一部を一時流用した場合について、不正受給と認めなかった判決」, 『公的扶助研究』, No. 260, pp. 38-40。

(おおた・まさひこ)

¹³⁾ 同旨、吉永 (2021), p.40。

¹⁴⁾ 「不実の申請その他不正な手段」に該当するかが争われたものとして例えば、高松地判平成21年3月23日貸社1495号57頁、控訴審たる高松高判平成21年11月30日(平成21年(行コ)第9号)裁判所ウェブサイト、横浜地判平成27年3月11日貸社1637号33頁、前掲神戸地判平成30年2月9日、さいたま地判平成27年5月27日判例自治411号69頁。

社会保障と法：社会保障判例研究

未分割遺産として管理していた金員を届け出なかったことを理由として行われた生活保護法78条1項に基づく費用徴収決定、当該費用徴収決定に基づく費用徴収後の繰越金及び就労収入に照らして保護を必要としなくなったとして行われた保護廃止決定がそれぞれ取り消された事例

（東京地裁令和元年9月12日判決
平成29年（行ウ）第541号 生活保護廃止決定処分取消請求事件
平成29年（行ウ）第543号 費用徴収決定処分取消請求事件
裁判所ウェブサイト，判例タイムズ1485号144頁，賃金と社会保障1785号19頁）

太田 匡彦*

I 事実

1 原告に対する保護の開始から原告の父の死亡まで

(1) 平成14年7月22日、港区長から生活保護法（以下、法）に基づく保護の決定及び実施ならびに費用の徴収に関する権限の委任を受けている港区福祉事務所長（以下、処分行政庁）は、原告（当時は長女と同居）に対し、生活保護を開始した。その際、処分行政庁は、原告の届出により、原告の有する金融機関口座として、みずほ銀行、D信用金庫、郵便貯金の各口座を把握した¹⁾。

(2) 平成24年3月7日、原告の父であるIは、Iの所有する預貯金そのほか一切の財産を長女のN及び二女の原告に2分の1ずつ相続させる旨の自筆証書遺言（以下、本件遺言）をした。

(3) 平成25年6月21日、処分行政庁の所管課職員は、原告に対し、「福祉事務所からの重要事項の説明・確認書」（以下、本件説明確認書）の記載内容を読み上げ、原告が署名押印した本件説明確認書の原本を收受し、写しを原告に手渡した。本件説明確認書には、世帯構成員の収入変動はすべて申告する必要がある旨の記載があった。

(4) 平成26年4月29日から5月15日にかけて、原告は、ゆうちょ銀行のI名義の口座（以下、ゆう

ちょI口座）から計375万8000円を引き出し、この引き出した現金の中から、三菱東京UFJ銀行H支店に原告が有していた普通預金口座（以下、本件口座）に同月9日から15日にかけて計305万8000円を預け入れ、ゆうちょ銀行の通常貯金口座（以下、ゆうちょ原告口座）に、同月9日、47万円を預け入れた。この移し替えにつき、原告は、概要、Iから、Iが死亡したら貯金が動かせなくなるので引き出して原告の口座に移しておくよう言われ、ゆうちょI口座から現金を引き出し、Nと相談して、Iの遺産を本件口座に預け入れて管理をすることとしたと供述し、裁判所は、この供述をその根幹部分において信用できるとしている。

(5) ゆうちょ原告口座は、原告の住宅費用等の引落しがされていたところ、上記47万円が入金される前において、通常貯金の残高を超える払戻しの請求があったときにその不足分が自動的に貸し付けられている状態となっており、残高はマイナス6万7233円であった。原告は、マイナス状態を解消するため上記47万円をゆうちょ原告口座に預け入れた。

2 原告の父の死亡（相続開始）から処分行政庁による本件口座の把握まで

(1) 平成26年6月3日、Iは死亡した。Iの法定相続人は、妻O、長男P、長女N及び二女の原告で

* 東京大学大学院法学政治学研究科 教授

¹⁾ 関係者の仮名処理は、裁判所ウェブサイトで公開されているものに合わせる。本稿は、判例タイムズ、賃金と社会保障への本判決掲載前に脱稿した。

あった。

(2) 平成26年10月28日、原告は本件口座から20万円を引き出し、原告の長女の専門学校の入学金支払いに充てた。

(3) ゆうちょ原告口座は、平成26年9月30日以降、残高がマイナスの状態となることが繰り返されていたところ、平成26年11月25日、原告の長女の奨学金199万6326円が振り込まれるなどし、ゆうちょ原告口座の残高は196万1217円となった。同月27日、原告は、同口座から原告の長女の専門学校の学費の支払いとして133万1390円を振り込んだ。また、原告は、同年12月17日、同口座から50万円を引き出し、これを本件口座に預け入れ、同月18日、ゆうちょ原告口座から17万円を引き出し、これと手持ちの現金等を合わせて、本件口座に20万3779円を預け入れた。

(4) 平成26年11月24日、Nは、みずほ銀行M支店のI名義の口座（以下、みずほI口座）を解約し、払戻しを受けた34万7518円を原告に預け、原告は、これをみずほ銀行K支店の原告名義の普通預金口座に預け入れた後、平成27年1月13日これを引き出し、翌14日、そのうち34万7000円を、同月5日以降残高が再びマイナスの状態となっていたゆうちょ原告口座に預け入れた。

(5) 原告は、平成27年5月28日、E信用組合F支店の普通預金口座（以下、E信組原告口座）に証書貸付により29万9600円の振り込みを受け、これと手持ちの現金等を合わせて、本件口座に34万9000円を預け入れた。

(6) Nは、平成27年5月30日付けで、Iの遺産一覧表を作成した。同一覧表においては、預金や年金等の収入から入院費・医療費や葬儀費用等の支出を控除した残額が414万6661円であり、その内訳は通帳391万2513円、現金23万4148円である旨記載されていた。同日時点の本件口座の残高は、391万2513円であった。

(7) 原告は、本件口座から、平成27年6月26日、50万円を、同年8月21日、20万円をそれぞれ引き出し、(8)で述べる金銭移動の後の同年10月2日、本件口座に70万円を預け入れた。

(8) ゆうちょ原告口座の残高は、平成27年6月29

日以降一貫して残高がマイナスの状態であったところ、原告は、同年8月21日、同口座に16万円を預け入れ、残高がマイナスの状態が解消した。また、原告は、同月26日にも、同口座に4万円を預け入れた。その後、自動引落し等により、同月31日には、同口座の残高は再びマイナスの状態となった。

(9) Iの死後、本件口座には、平成26年7月31日、コープみらいからのIに対する預託金の返還金1279円が、平成27年2月17日、横浜市からのIに対する後期高齢者医療制度の還付金3650円及び介護保険還付金1600円がそれぞれ振り込まれた。

(10) 原告は、平成27年10月13日から同年12月15日にかけて、本件口座から合計391万2000円を引き出し、自宅で保管した。

(11) 平成27年10月20日頃、処分行政庁は原告に対して、申告期限を平成28年1月29日として保有資産の申告を求めた。原告からの申告により処分行政庁は、原告名義の預貯金口座及び残高として、(i) E信組原告口座に残高500円、(ii) 三井住友銀行G支店の普通預金口座に残高672円、(iii) ゆうちょ原告口座に残高1480円を把握した。しかし、原告は、本件口座に関する申告を行わなかった。

(12) 処分行政庁は、平成28年5月31日に、原告に多額の資産がある旨の匿名の投書を受け調査に着手し、同年7月8日までに本件口座の存在及び平成26年1月7日以降の取引状況を把握した。

3 処分行政庁による本件口座把握から訴え提起まで

(1) 処分行政庁は、平成28年7月27日付けで、原告に対し、「原告の預金口座に多額の入金がありながら、これを申告せず生活保護を受給した」ことを理由に、法78条1項に基づき316万1825円の費用徴収決定（以下、本件徴収決定）をするとともに、本件徴収決定に係る徴収金額決定後の繰越金と就労収入により保護を受ける必要がなくなったとして、同年8月1日を以て生活保護を廃止する旨の決定（以下、本件保護廃止決定）をした。

(2) 原告は、平成28年11月30日、東京家庭裁判

所にIの遺産に係る遺産分割調停を申し立てたが、処分行政庁が平成26年1月7日から平成28年2月22日までの間に本件口座に入金された482万3839円のうち、少なくとも411万8139円（以下、本件金員。本件金員は、平成26年1月7日から平成28年2月22日までの間に本件口座に入金された金員のうち、原告の長女の古本・古着の売却代金等や、近接する時期に払い戻された平成27年10月2日の70万円の預入れ分を除いたものである）を原告の「利用し得る資産」と認定していることが問題となり、遺産分割調停は進まず、原告は同申立てを取り下げた。Oの後見人（弁護士である）及びPは、本件遺言の効力を争っている。

(3) 平成29年1月11日、原告は、I2(10)記載の391万2000円をIの遺産であるとして、原告訴訟代理人の口座に振り込んだ。

(4) 原告は、本件保護廃止決定・本件徴収決定について行っていた審査請求をそれぞれ棄却され、平成29年11月24日、本件保護廃止決定の取消しを求める取消訴訟（第1事件）、本件徴収決定の取消しを求める取消訴訟（第2事件）をそれぞれ提起した。

II 判旨

それぞれの訴えに係る請求を認容。本件徴収決定に係る部分のみ紹介する。

1 本件金員の性質

本件口座への平成26年5月9日から15日にかけての各入金（計305万8000円）は、「原告がゆうちょI口座から引き出した現金を預け入れたものであり、また、Iの死後、本件口座には、コープみらいからのIに対する預託金の返還金並びに横浜市からのIに対する後期高齢者医療制度の還付金及び

介護保険還付金がそれぞれ振り込まれている」。また、原告の行った諸口座間での預け入れ・引き出しの態様からすると、「原告は、Iの財産を原資とする金員を自己のために使用するなどしたことがあったものの、最終的には、使用するなどした額に相当する金員を本件口座に預け入れている」。加えて、Nが平成27年5月30日付けで作成したIの遺産一覧表における通帳の残額391万2513円と同日時点での本件口座の残高は一致しており、原告は平成29年1月11日、原告訴訟代理人の口座に同額をIの遺産として振り込んでいる²⁾。これらの点からすると、原告は、「ゆうちょI口座から引き出した金員、Nから預けられたみずほI口座の解約金及び本件口座に振り込まれたIに対する還付金等をIの遺産として管理すべきものと認識し、一部流用することはあったものの、最終的には流用額に相当する金員を本件口座に預け入れ、Iの遺産の預貯金等相当額をIの遺産として本件口座で管理していたものと認めることができる。」

「Iの遺産について、遺産分割協議等が成立していないこと」、原告が「流用した金員はIの遺産として預金を管理していた本件口座に全額戻していること、原告とIの長男Pの仲は悪かったこと……、……Oには弁護士が後見人に選任されており、……後見人の職責に照らし、同後見人が原告によるIの遺産の生活費等への流用を容易に容認するとは考え難いことからすれば、原告は、Iの相続人全員から、Iの遺産として管理していた預金等を一時的に利用することにつき同意を得ていなかったものと認められる」。「したがって、Iの財産を原資とする本件金員は、原告名義の本件口座の預金となっており、金融機関との関係では原告が引き出すことが可能なものではあったものの、Iの相続人との関係では、遺産の性質を有するものであり、原告において活用することができない

²⁾ 裁判所ウェブサイトに掲載されている判決文（以下、判決文）21頁では、「平成27年10月13日から同年12月15日にかけて、本件口座から合計391万2000円を引き出し、自宅で保管した後、平成29年1月11日、これをIの遺産であるとして、原告訴訟代理人の口座に振り込んだ」とあり（なお本判決の別紙3として付された本件口座の取引推移一覧表により [LEX/DB: 25581430で参照可能]、本註引用部記載期間に本件口座から引き出された額が391万2000円であることは確認できる）、他方で、本註に対応する本文にあるように、391万2513円が原告代理人の口座に振り込まれたとも記載している（判決文25頁）。手持ちの現金を加えて原告代理人口座に振り込んだものと思われる。この部分は、控訴審判決でも変更されていない。

ものであった」。

2 本件金員が原告の「利用し得る資産」に当たるか

「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものであるが（法4条1項）、一方で、法は、同項の規定にかかわらず、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではないとしており（同条3項）、これは、同条1項にいう利用し得る資産等がある者であっても、それを現実に活用することができないなどの理由により、保護の必要が急迫していると認められる場合には、本来的な保護の受給資格を有するとはいえないものの、例外的に、保護を受けることができることとしたものと解されることからすれば、同項にいう「利用し得る資産」には、現金等直ちに活用することが可能な資産はもとより、その性質上直ちに処分することが事実上困難であったり、その存否及び範囲が争われるなどの理由により、直ちに現実に活用することが困難であったりする資産も含まれるというべきである。

そして、未分割遺産の預貯金について、生活保護を受けている相続人は、計算上具体的相続分が存在する限り、権利を放棄しなければ一定の遺産を相続することができるのであるから、その限度では、法4条1項の「利用し得る資産」を有するものといわざるを得ない。

そうすると、本件遺言の効力を措くとしても、原告には、Iの相続について、計算上一定の具体的相続分はあるものと考えられ、少なくともその限度においては、Iの死亡日において、「利用し得る資産」を有するに至ったというべきである。」

3 原告が法78条1項の要件を満たすか

法61条が収入等の変動について「届出義務を定めているのは、保護の実施機関が被保護者の生計の状況等を把握し、保護の適正を図るためと解され、被保護者の収入の届出は、保護の実施機関が被保護者の収入をありのままに把握できる内容で

あることが必要であるからである。したがって、被保護者が同条に基づき届出義務を負う収入とは、現実に増加している金銭等であれば、その種類や原因は一切問わず、後日、保護の実施機関が収入認定の対象にしないもの及び控除の対象となるものをも含むものと解すべきである。

そうすると、本件金員を含め、Iの財産を原資として本件口座に入金された金員は、被保護者である原告が法61条に基づき届出義務を負う収入に当たるといわざるを得ない（なお、遺産については、調査を要し、詳細が判明していないこともあり得るが、判明している限度で届出をすれば足りるものと解されとしても、このことは上記判断を左右しない。）。しかるに、原告は、処分行政庁から本件口座について調査を受ける前に、処分行政庁に対し、Iの未分割遺産である預貯金を原資とする本件口座への入金について、何ら届出をしていないから、法61条の届出義務を果たしていないことになる。」

「しかしながら、Iの財産を原資とする本件金員は、金融機関との関係では原告が引き出すことが可能な預金ではあったものの、Iの相続人との関係では遺産の性質を有するものであり、「未分割遺産の預貯金は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されるものではなく、遺産分割の対象となるものであるから、相続人全員の合意がない限り、払戻しをすることもできないし、相続人の1人が活用することもできないものである。そうすると、未分割遺産の性質を有する預貯金があり、それを現実に活用することができれば、生活保護を受けている相続人の保護が廃止されるべき場合であっても、相続人全員の合意が得られないときは、生活保護を受けている相続人が当該預貯金を現実に活用することができない場合に当たるものというべきである。」

「原告は、Iの未分割遺産の性質を有する財産につき、一定の「利用し得る資産」を有していたものの、これは直ちに活用することのできるものではなく、原告は本来的には法4条3項により急迫した事由がある場合に必要な保護が行われるべき状況にあり、遺産分割協議等が成立するなどしてこ

れを現実に活用し得るようになった時点で法63条により費用返還義務を課され得るにすぎないものというべきである。このことに加えて、ほかに特に増加した資産も見当たらないことを併せて考慮すれば、Iの未分割遺産の性質を有する財産の存在によって、原告の保護の受給の可否に影響が生じるものではないといえる。

そうすると、原告は、処分行政庁に対し、Iの未分割遺産に係る「利用し得る資産」について届出をしていないものの、このことをもって、法78条1項にいう「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けたということはできないと解するのが相当である。したがって、法78条1項に基づく本件徴収決定は違法である。

Ⅲ 評釈

判旨に賛成する。

1 検討の対象

本件徴収決定に関する本判決の判断は、次のようにまとめられよう。本件金員は、原告の管理していた未分割遺産であり、具体的相続分の限度で原告の「利用し得る資産」に該当し、これを保護の実施機関に届け出なかった義務違反を原告に認めうるものの、本件徴収決定時において本件金員は活用できない状態にあり、原告の届出義務違反を伴う保護受給を以て法78条1項にいう「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けたとは言えない。以下では、①本件金員を法4条1項との関係においていかなる性格のものにとらえるべきか、②法61条の届出義務違反を肯定できるか、③法78条1項の定めのうちいかなる要件を欠くために同項該当性が否定されたかにつき、本判決の判断を検討する³⁾。

なお、東京高裁（令和元年（行コ）第248号）

令和2年11月19日判決⁴⁾は、被告からの控訴を棄却した。

2 本件金員の性質決定

(1) 判決の指摘する3つの性質

本判決は、本件金員の性質につき3点、指摘している。第1に、本件金員は、相続人の一人でもある原告が管理していた未分割遺産である。第2に、未分割遺産について原告が相続人として有する具体的相続分が、少なくともその限度で「利用する資産」に該当する。第3に、本件金員は「活用すること」ができない状況にあった。

(2) 原告の管理していた未分割遺産

(i) 本件金員は原告の管理していた未分割遺産であるという認定の検討に先立って、相続財産（遺産の語と互換的に用いる）としての銀行預金の取扱いに関する最高裁の立場に触れておくことが便宜であろう。最高裁は、本件徴収決定・本件保護廃止決定がなされた後しばらくの最大決平成28年12月19日民集70巻8号2121頁（以下、最高裁平成28年決定）において、「共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となる」とし、それまでの判例を変更した。本判決の「未分割遺産の預貯金は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されるのではなく、遺産分割の対象となる」という判示は、これを踏まえている。

他方、Iが原告に行った、自らの口座から預金を引き出す許可は、銀行預金は「相続開始と同時に各相続人の相続分割合に応じて当然に分割され、各相続人は単独で、その分割額につき銀行に払戻しを請求できる」という変更前の判例の立場に従わず、「相続預金の払戻しの請求は相続人全員で共同してすることを要する」としてきた銀行実務

³⁾ 保護廃止決定は、本件の事実関係の下、本件徴収決定が以上の理由で違法とされてしまえば、当然に違法となると考えられる。なお、本判決の紹介・検討として吉永（2021）がある。

⁴⁾ 控訴審判決については、島村暁代立教大学准教授のご尽力により、原告側代理人であった木村真実弁護士から提供を受けた。記して謝意を表す。なお、本稿脱稿後、控訴審判決は賃金と社会保障1785号34頁以下に掲載された。また同14頁以下には木村弁護士及び古田理史弁護士による紹介がある。

に対処するためのものである⁵⁾。

(ii) もっとも、Iの行為は、困難を引き入れるものであった。仮に、Iの遺産をなす預貯金がI名義の口座に留めおかれていたならば、当該預貯金を原告が活用できないことを容易に認定できたと考えられるからである。相続人の一人である原告が自分名義の口座で本件金員を管理していたため、原告が本件金員をIの遺産として相続人全員のために管理しているに止まるか、本件金員がIの遺産であるとしても、それを横領的に抱え込み自らの取り分を確保しつつ自らの生活に充当しているかが、確かに不分明となりやすい。本件の問題が生じた根本的原因はここにある。

しかし、相続財産の管理を常に第三者に委ねることは求め得ず、相続人が管理する場合も当然に生じる。相続人自ら管理する場合、相続人の中から管理者が出るとともに、ほかの相続人が管理者たる相続人の行動をチェックする形でその管理の適正を図ることになる⁶⁾。したがって、相続人の一人である原告が管理していたことだけで未分割遺産の性質が失われるわけではない。未分割遺産を管理しているに止まるか否かは、管理者かつ相続人たる原告、ほかの相続人、被相続人の債権者・債務者等、相続財産の関係者の行動に依存する。

(iii) それでは、本件金員について、原告が管理しているに止まる未分割遺産と性質決定することを支えた事実はいかなるものだったろうか。

第1に、Iの遺言、口座から引き出す許可は、この性質決定と微妙な緊張を持つ。その内容に照らし、Iの遺言は、Iの預貯金と実質的には等しい本件金員が本件口座にある状態をもって、原告は遺

言に従い管理しているだけであるとの認定を支えよう。しかし同時に、Iが、自分が死ぬと自らの預貯金を引き出せなくなることを不都合と考え、原告に引き出しを許した理由が問題となる。この不都合を原告にとってのそれと考え、I自身は、自らの預貯金を一時的に原告が自己の生活費に充てることを黙認していたのではないとも思われる。しかし、現にIの遺言の効力が争われた点にも鑑み、この不都合はやはりIにとってのそれであり、自己の遺言が実現されなくなることへの危惧から引き出しを許したとも解せる。このような状況で、原告が、自分にはIの遺産たる預貯金を遺産分割まで管理することが委ねられただけであると解釈し、それに従って行動したのであれば、本件金員を未分割遺産として管理されていたIの遺産と評価することも適切であろう。

第2に、原告が実際に行った管理態様につき、「Iの財産を原資とする金員を自己のために使用するなどしたことがあった」点が大きな問題となる。自分名義の口座で管理したことと併せ、保護の実施機関に多大の疑いを生じさせる行動であった。しかし、本判決の認定を支持してよからう。まず、原告が、Iの遺産を原資とする金員を一部自己のために使用したことがあったとしても、その使用に係る金員をすべて本件口座に戻している点は、評価の出発点として良い。Iの遺産を自分の金にする意識を窺わせない事実として重要である。確かに、流用した事実自体はなくなる。しかし、流用の期間は本判決の指摘するように比較的短期に止まり、中途の時間的利益——信用を別に受けていれば負った筈の利子がないことによる受益——も少ない。また、最終的には、E信組

⁵⁾ 参照、金子 (2014), pp.729-730 (本文引用部も)。

⁶⁾ 本稿は、相続財産の相続人による承継をいかなるプロセスで行うべきか議論するものではない。このプロセスについては、例えば金子 (2014), pp. 737-755の提案を参照 (前提をなす研究として金子 (2001, 2002, 2003, 2004))。本文の叙述は、共同相続の下で穏当な遺産承継を行おうとするならば、遺産を管理するという中間かつ独立の段階が必要となるはずだという程度の言明に止まる。本文で想定した管理者が立たず相続人間での奪い合いとなり、遺産分割協議成立前に相続人の一人たる被保護者が遺産の一部を押さえ自己の生活に充てた場合——残念な相続プロセスだが——、当該部分を収入認定することに問題はない。このことは、正確には本判決の射程外だが、自己の口座で管理していることを前提に、本件金員の性質を“管理しているに止まる未分割遺産”と性質決定して (それを論じることが必要だと考え)、「活用すること」ができないとしたのだから、本判決も前提にしていると理解して良いだろう。

から正式の信用を受けている。つまり、遺産から不透明な信用を得続けようとはしていない。以上のことは、危ない瞬間があったものの、遺産を遺産として管理しているに止まるという評価を支える。さらに、赤字残高の存在、入学金の必要など、Iの財産を原資とする金員を流用する緊急の必要を感じやすい状況であったこと、また入学金についてはすぐ後に奨学金が入金されることを予測できたことも、本件口座に後に金員を戻していることを重視して流用が短期間に止まると評価し、本件金員を原告が管理しているに止まる未分割遺産と認定することを許す事情として考慮されたと解される⁷⁾。もっとも、本判決で大きくは争われていないものの、平成27年10月から約一年間、原告訴訟代理人の口座に振り込むまで現金として手許で管理していたことは、非常に問題であった。短期の流用を疑わせ、また、本件口座の不申告と相俟って、保護の実施機関に対する発覚を妨げようとする意図を疑わせるからである。しかし、現金として管理していた金員からの流用を証明する責任は行政が負うであろうし、原告訴訟代理人の口座に「Iの遺産の預貯金等相当額」を振り込めたことは、大きな流用がなかったと推測させる事情であろう。

第3に、原告を圍繞する人的関係は、本判決の認定を支える。Iの遺言内容に照らせば、口座から引き出す許可は、遺産管理を原告に委ねる趣旨が基本である。また、原告に遺産の管理を委ねて信頼しつつ、財産目録を作り監査を行うNも存在した。このNの信頼と監査は、原告が本件金員を横領的に利用しているのではなく、遺産管理しか

行っていないことを担保する機能を持ったと考えられる⁸⁾。加えて、本件金員が管理される口座は、Iの関係者にはオープンであった。Iの遺産を構成する金員がN以外からも直接振り込まれている。さらに、原告・Nと対立するOの後见人たる弁護士やPの存在は、Iの遺産のあり方についてチェックする関係者がさらに存在し、原告がNと意を通じ、不透明な行動を取ることを妨げる関係が存在したことも示す。

(iv) 以上からすれば、本件口座に管理されている本件金員はIの遺産であり、原告はそれを管理していたに止まると認定することは不合理ではない。確かに、原告は本件口座を届け出していない。しかし、保護の実施機関が本件口座を認知していても、本件金員の原資が変わるわけでも、原告の管理態様・原告を圍繞する人間関係が変わるわけでもない。保護の実施機関が認知していなかったことは、原告の管理していた未分割遺産という本件金員の性質決定には無関係の事実と評価される。

(3) 未分割遺産の「利用し得る資産」該当性と その範囲

では、原告の管理していた未分割遺産たる本件金員は、法4条1項にいう「利用し得る資産」に該当するか。判旨に引用した本判決の立場は、後述の最判昭和46年6月29日民集25巻5号650頁を踏まえたものであり、妥当であろう⁹⁾。

本判決は、未分割遺産たる預貯金について、相続人は計算上具体的相続分が存在する限り、少なくともその限度では原告は「利用し得る資産」を

⁷⁾ 判旨には引用しなかったが、本判決は、使用した「金額、用途等を考慮すると、全体としてみれば、原告が保護基準を上回る生活を享受したということとはできない」と述べており（判決文28頁）、これは、以上の点を最終的に確認するものであろう。

⁸⁾ 巨視的にみれば、原告とNは、ほかの相続人O、Pと対立し、相互に連帯する立場にある。しかし、だとしても、原告とNは、流用を見逃してもらうことを期待する、流用を見逃すといった関係ではなかったことになる。本件金員と原告との関係を本判決のように理解するにあたっては、Nの存在が決定的な意味を持ったと考えられる。

⁹⁾ 法4条1項にいう「利用し得る」の意義につき、立案者は「資産についていえば、現実使用、収益、処分の権能を持つていること」としているものの、「その他あらゆるもの」について、「現実には資産になつていないが一挙手一投足の労で資産となし得るもの、例えば、確認を受けていない恩給権はこれに当たる」としており（小山（1951）、p.121）、「資産」と「その他あらゆるもの」の仕分けが現在の下級審・行政実務と異なっていた可能性が認められるとはいえ、法4条1項に基づき「利用し得る」とされる財産の範囲、その取得時の判断等について、現在の下級審・行政実務とそこまで異なることを考えていたわけではないと思われる。

有するとする。相続財産のうち相続人に帰属する財産の割合（部分）を考えると、この判断になるとは考えられる。これにより被告行政の主張を否定した点は、遺産分割を進行させる機能を持ちえ、この点が重要かもしれない。しかし、本件費用徴収決定の適法性との関係では、次に検討する、本件金員は「活用すること」ができない資産であるという認定こそがレレヴァントである。

(4) 未分割遺産の活用可能性

本判決は、未分割遺産の預貯金は遺産分割の対象となることから、相続人全員の合意が認められない本件では、原告は本件金員を現実に活用することができないとする。最高裁平成28年決定・銀行実務を前提とすれば、そうなる。同時に、原告がIの死亡日において「利用し得る資産」を有することになったとしても、現実に活用することができない場合、法4条3項に基づく急迫保護の対象となり、「遺産分割協議等が成立するなどしてこれを現実に活用することができるようになった時点で」法63条に基づき費用返還義務が課せられ得るという本判決の議論は、前掲最判昭和46年6月29日が、存否・範囲の争われている損害賠償請求権と生活保護法4条、63条との関係に関して行った判示を踏まえている¹⁰⁾。

行政実務も、以上の立場を共有していると考えられる¹¹⁾。すなわち、生活保護手帳別冊問答集は、「被保護者が財産を相続することとなったが、相続人が多数のため遺産分割手続に期日を要した場合」における「法63条に基づく返還費用の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきであり、遺産分割手続により被保護者が相続することとなった財産の額を限度として、被相続

人死亡時以後に支給された保護費について返還請求の対象とする」としている¹²⁾。ここでは、返還費用算定に係る始期を被相続人死亡時とすることに主眼があるけれども、「遺産分割手続により被保護者が相続することとなった財産の額を限度として」という記述に照らし、遺産分割手続終了後にはじめて返還請求を行えることは前提になっている。したがって、本判決の判断は、原告が本件金員を未分割遺産として管理していたに止まること、遺産分割が成立していないことを認定されてしまえば、行政としても否定できない帰結であつたろう。

3 法78条1項該当性否定の論理

(1) 法61条の解釈

法61条の届出義務の範囲に関する本判決の解釈も支持して良いだろう。収入認定の対象とするか否か、資産活用を求めるか否かを適切に判断するためには、収入認定の対象とならない収入、資産活用の対象としない資産も含めて「生計の状況」の変動を届け出てもらふ必要があり、本判決の立場は、基本的に正当である¹³⁾。

とりわけ未分割遺産である本件金員については、原告が相続分を有すること、自分名義の口座で管理していることいずれに照らしても届け出るべきであった。前者の点は、資力の発生という観点から届出の必要性を基礎付けるし、後者の点も、自分名義の口座の出入金は通常、自らの生計の状況を示すことを考えると、収入認定除外によりその性格を明確にし¹⁴⁾法78条1項の「不正な手段」該当の疑いを払拭するためにも、届出が必要である。それ故、本件で原告に法61条の届出義務違反を認めることは適切である。

¹⁰⁾ 被保護者の遺留分減殺請求権行使による金員取得との関係で「利用し得る資産」の取得時点を論じたものとして、横浜地判平成31年1月16日判例自治455号65頁がある。この判決は、訴訟上の和解において被保護者が得た金員を遺留分減殺請求権行使の結果であると認定した上で、この金員を「利用し得る資産」として取得した時点を相続開始時とした。

¹¹⁾ 処分行政庁は、届出のあったことが必要と考えたのかもしれない。しかし、これは、不用意な判断であった。III3 (2) を参照。

¹²⁾ 生活保護手帳別冊問答集 (2021) 問13-6 (引用部はpp.424-425)。

¹³⁾ 立案者の解釈も同様である (小山 (1951), p.642)。

¹⁴⁾ これにより、被保護者の生活に充当すべき金銭でないことを保護の実施機関も認識することになる。

さらに、分割前相続財産について未確定であれ相続分を有することは、単独で届出義務を基礎付けると考えるべきであろう¹⁵⁾。すなわち、仮にNがIの預貯金を管理していた場合、I名義の口座にそのまま預貯金が残されていた場合も、原告には届出義務が生じていたと考えるべきであろう。その範囲・額は未確定であるにせよ、「利用し得る資産」を構成する相続財産持分を相続開始により取得した以上、「生計の状況について変動が」あったと考えられ、また、法63条に基づく費用返還を予定した生活保護に切り替わった時期、遺産分割成立を踏まえて費用返還命令を行ってよい時期は、相続財産を被保護者自身が管理しているか否かにかかわらないからである。

(2) 法78条1項にいう「不正な手段」該当性、それにより「保護を受け」たことの該当性

もっとも、本判決は、原告の届出義務違反が法78条1項の「不正な手段」に該当するか否かは判断せず、むしろ、本件金員の存在によって原告の保護受給の可否（及びさしあたり額についても）に影響が生じないことに着目し、届出義務違反によって「保護を受けた」という関係にないとして法78条1項に基づく費用徴収決定は行えないとする論理を示したと解される。これは、本件金員が未だ活用できないことから、現時点では、法63条の費用返還命令によることも含めて保護費の「取り戻し」を行う原因がないという思考であろう。これは、本件金員の理解からすれば素直な、あるべき理解・構成である。

4 残された問題

(1) 生活保護法上の問題

(i) 本件は、共同相続のケースであった。これに対し、被保護者が単独相続する場合、遺産分割

を觀念する必要がなく、現在の法状況では、「利用し得る資産」を取得したものの「活用すること」ができないという段階が明確には表れない、または極小化される可能性が高い。ただし、これも本判決の射程内の事態であり、遺産を「活用すること」ができない段階が縮減される結果、本判決の認定した状況が生じにくいということではかない¹⁶⁾。

(ii) 最高裁平成28年決定を受けて、平成30年法律72号は民法909条の2、家事事件手続法200条3項を新設し、特に前者は、一定の限度内で相続人が遺産分割前に相続財産を構成する預貯金債権を単独行使することを認めた。

民法909条の2に基づく単独行使を相続人たる被保護者が自発的に行った場合、これにより取得された金銭は収入認定されて良いであろう。「利用し得る資産」を実際に活用したと言えるからである。では、相続人が単独行使しない場合に、保護の実施機関が同条に基づき単独行使できる上限額まで相続開始時から活用可能な資産であるとして収入認定できるか。民法909条の2は単独行使を積極的に求めている訳ではなく、また、単独行使を行っても行わなくても、遺産分割により定まった具体的相続分として認定できる収入（資産）は変わらないから¹⁷⁾、単独行使できる上限額を相続開始とともに収入認定させる必要はないと思われる。

(2) (市) 民法上の問題

本件において、原告は、本件金員を未分割遺産として管理しており、遺産に対する相続分の限度で「利用し得る資産」を有するけれども、「活用すること」ができる状態にはないと認定された。我々は、この状態を的確に表現する法学上の概念を日常的に有しているだろうか。

¹⁵⁾ ただし、後註18も参照。

¹⁶⁾ 本判決の射程につき、前註6も参照。

¹⁷⁾ 相続財産が債務超過でないこと、被保護者が相続放棄を行わないことが前提である。最高裁は、相続放棄について詐害行為取消権の対象とならないとしており（最判昭和49年9月20日民集28巻6号1202頁。民法424条2項も参照）、同判決が示す議論とのバランスを考えると、生活保護法の定める資産活用原則を基礎に、被保護者による相続放棄が制限される、あるいは無効となると現行法を解釈することは、おそらく妥当を欠く。立法による対応を図る必要があるかの検討は、機会を改めたい。

本件で問題となった状態を、原告が本件金員を自己の支配下で管理していることから、占有しているとだけ理解すると、管理しているだけで自らの生活に充当していない状態と、自らの生活に充当できるものとして支配・利用している状態との区別がつかない。本件での処分行政庁の行動は、今述べた区別をする日常的な意識、その意識をもたらす概念が一般的でないことの反映ととらえられる。

加えて、Iの遺産を構成する個々の財産に対する関係と、Iの遺産全体に対する関係を分けて観念できる。仮にIが別に土地も保有しており、遺産を構成するこの土地をNが管理したと想定しよう。この場合、III3(1)で述べたところからすれば、原告は、自らの管理する本件金員だけでなく、土地・預貯金等からなる遺産全体に対する相続分の存在も保護の実施機関に届け出る必要がある。後者の届出義務を基礎付けるものは、原告だけが本件金員との間に有する関係とは別の、ほかの相続人(N, O, P)と同質の、Iの遺産全体に対して原告が有する関係である。この二種の関係は互いに異なり、それぞれが届出義務を基礎付けている¹⁸⁾。

民法が、これらの関係を区別して把握するための概念を持っていないとは言えない。端的な占有と区別される、ローマ法における資産占有(bonorum possessio)、最判平成17年3月10日民集59巻2号356頁を手掛かりに議論される管理占有といった概念は¹⁹⁾、原告と本件金員との関係をとらえるために、一定の役割を果たす可能性がある。しかし、現在これらの概念が確立した理解の下で広く用いられているとも言い難く、本稿がここで行った議論自体が示すように、生半可な議論は火傷を招く危険がある。したがって、本判決が、未

分割遺産の管理という(市)民法とも交錯する問題を取扱いながら、徹頭徹尾、法4条1項にある概念だけ——「利用し得る資産」か否か、「活用すること」ができるか否か——用いて議論したことは、手堅く賢明であった。しかし、同時に、民法上の一般的法概念との接続を切ったまま、人と物との関係(被(要)保護者と資産との関係)を把握するための理解を生活保護法の世界の中だけで構築・維持できるだろうか。市民法に見られる一般的法概念と接続させず生活保護法に閉じこもって議論し続けなければならないとすれば、それはかえって悲劇なのではないか。だとすれば、本件は、法学者一般に伝えられる必要がある。本件は、それに値する事件として、生活保護法に止まらない、法学一般に関する意味も含んでいると思われる。

参考文献

- 金子敬明(2001, 2002, 2003, 2004)「相続財産の重層性をめぐって(1)～(5)」『法学協会雑誌』Vol. 118, No. 11, pp.1-48, Vol. 119, No. 1, pp.78-146, Vol. 120, No. 9, pp.66-115, Vol. 120, No. 11, pp.62-107, Vol. 121, No. 6, pp.1-80。
 ———(2014)「相続財産論」, 吉田克己・片山直也編『財の多様化と民法学』, 商事法務, pp.727-755。
 木庭 顕(2018)『現代日本法へのカタバシス(新版)』, みすず書房。
 小山進次郎(1951)『生活保護の法の解釈と運用(改訂増補)』, 中央社会福祉協議会(1975年復刻, 全国社会福祉協議会)。
 生活保護手帳別冊問答集(2021)『生活保護手帳別冊問答集(2021年度版)』, 中央法規出版。
 吉永 純(2021)「未分割遺産の一部を一時流用した場合について、不正受給と認めなかった判決」, 『公的扶助研究』, No. 260, pp. 38-40。

(おおた・まさひこ)

¹⁸⁾ 具体的相続分が未確定の段階でも届出義務が生じる根拠は、未確定であれ相続財産に対する持分を相続開始により取得したことにさしあたりは求めうるだろうが(前註15に対応する本文)、未確定でも相続開始時に届出なければならないことを基礎付ける要素をさらに考えると、ヨリ精確には、具体的相続分のあり方に依存しない、被相続人の遺産全体に対して有することになったほかの相続人と同質の関係に求めるべきであろう。

¹⁹⁾ さしあたり日本法に即して木庭(2018), pp.81-89(特にpp. 84-86, pp. 88-89), pp.234-235を参照。端的な占有について同書, pp.216-223も参照。

年金改革と遺族年金のあり方

菊池 馨実*

I はじめに

公的年金には、老齢・障害・遺族給付の3類型がある。これらのうち、年金給付の規模からみた場合、中核的な位置づけを与えられるのが老齢年金である。2019（令和元）年度末現在、受給権者ベースで、老齢・退職年金が47兆4802億円であるのに対し、障害年金2兆3828億円、遺族年金7兆3109億円となっている¹⁾。本格的な少子高齢社会の到来を迎え、総じて立法・政策担当者や国民の関心も老齢年金に向きがちである。

II 近時の議論状況

こうした傾向は、公的年金制度の改正経過をたどることによっても伺い知ることができる。例えば、過去10年間の主な改正時における障害年金及び遺族年金固有の制度改正に着目した場合、2012（平成24）年のいわゆる年金機能強化法（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律）により、遺族基礎年金の支給を、従来の母子家庭のみならず父子家庭へも拡大したこと、そして2013（平成25）年のいわゆる健全性信頼性確保法（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律）により、障害・遺族年金の支給要件に係る特例措置の10年延長を行ったことが挙げられるにとどまる。換言すれば、この間における改正項目のほとんどは、老齢

年金を念頭に置くものであった。

公的年金関連の制度改正に際して議論が行われる社会保障審議会年金部会でも、老齢年金が中心的な議題であり、障害年金及び遺族年金が取り上げられることは少ない。同部会での過去10年間の主な議題をみても、障害年金及び遺族年金が取り上げられたのは、以下の機会にとどまる。

2011（平成23）年10月31日の第5回部会において、「その他の制度改善事項」の一環として、遺族基礎年金の男女差が取り上げられた。その後、年末の「議論の整理」では、当初案では、「遺族年金の支給対象範囲の拡大については、……引き続き検討する」こととされたのに対し、部会での議論を経て最終的には、「遺族年金の支給対象範囲の拡大については、……基本的には男女差を解消する方向で、引き続き検討する」こととされた。これを受けて2012（平成24）年1月23日の第9回部会では、遺族基礎年金につき、父子家庭への遺族基礎年金の支給と、支給要件の判定基準（生計維持要件）のうち収入要件の適正化が取り上げられ、同年2月14日の第11回部会において、前者につき支給対象に含める一方、後者につき引き続き検討課題とされた。この前者が2012年改正へと結びついたものである。

次いで、2014（平成26）年11月4日の第27回部会において、遺族年金制度の在り方について資料が提出され、現行の仕組みに残る男女の要件の違いをどう考えるか、遺族年金の制度設計（特に養育する子のいない場合）の男女差が論点として提示された。その後、翌2015（平成27）年1月の「議論

* 早稲田大学法学学術院 教授

¹⁾ 社会保障審議会年金数理部会国立社会保障・人口問題研究所『公的年金財政状況報告－令和元（2019）年度－』125頁。

の整理」では、これらの点を含め、時間をかけて基本的な考え方の整理から行っていくのがよいのではないかと認識を共有するにとどまった。その際、第3号被保険者が死亡した場合にも支給される遺族基礎年金の取扱いについても検討課題とされた。

その後、2019（平成31）年3月13日の第8回部会において、遺族年金制度について資料が提出され、諸外国の遺族年金制度とその改革動向を含めた紹介がなされた。ただし、特定の論点が提示されたわけではなく、当日のほかの議題との時間配分の兼ね合いで、事務局による資料の解説にとどまり部会での議論も行われず、同年末の「議論の整理」でも触れられていない。

Ⅲ 年金改革の動向と次期制度改革

21世紀に入り、公的年金制度は、2004（平成16）年の大改正の後、2012（平成24）年、2013（平成25）年、2014（平成26）年、2016（平成28）年、2020（令和2）年と相次いで法改正が行われてきた。

このうち直近の2020（令和2）年改正では、先述した2019（令和元）年末の年金部会「議論の整理」に基づき、2020（令和2）年通常国会に「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案」が提出され、可決成立した。公的年金に係る主な改正内容としては、①被用者年金の適用拡大（i. 短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件の段階的引下げ（500人超→100人超〔2022年10月〕→50人超〔2024年10月〕）、ii. 5人以上の個人事業主に係る適用業種への、弁護士、税理士等の資格を有する者が行う法律または会計に関する業務の追加など）、②在職中の年金受給の在り方の見直し（i. 在職中の高齢厚生年金受給者〔65歳以上〕の年金額の定時改定を毎年行うこととする、ii. 低所得者在職高齢年金〔低在老〕制度の見直し〔支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準を28万円から47万円（令和2年度額）に引き上げ、支給停止としない範囲を拡大する〕）、③受給開始時期の選

択肢の拡大（60歳から70歳の間となっているのを、60歳から75歳の間へと拡大する）など、重要な改正事項が並んだ。

年金制度には長期的な財政の均衡が欠かせないため、政府は少なくとも5年ごとに財政の現況及び見直しを作成しなければならないとされている（国年4条の3第1項、厚年2条の4第1項）。この財政検証は、直近では2019（令和元）年に行われ、2020（令和2）年改正へと結びついた。最近では財政検証結果をもとに法改正に向けた議論が本格化するため、次回財政検証に基づく法改正は、2025（令和7）年前後になりそうである。

ただし、既に次回制度改革に向けた方向性は一定程度示されている。2020（令和2）年12月25日の社会保障審議会第86回年金数理部会に提出された資料によれば、基礎年金と厚生年金（報酬比例部分）のマクロ経済スライドの調整期間の乖離が大きくなっているため、これらを一致させた場合に将来の給付水準がどのようになるか試算を実施するとともに、2019（令和元）年財政検証のオプション試算で基礎年金水準の上昇に効果が大いことを確認した、基礎年金の保険料拠出期間を40年から45年に延長した場合の影響を加えた試算を実施した。いずれも、マクロ経済スライドによって基礎年金の給付水準が将来的に大きく低下することへの懸念が、強い問題意識として根底にある。これらの事項、すなわち基礎年金と厚生年金のマクロ経済スライド調整期間の一致と基礎年金拠出期間の45年への延長は、次回制度改革の有力な柱になり得るものと思われる。加えて、被用者年金の適用拡大もまだ道半ばであり、企業規模要件の50人以下へのさらなる適用拡大や、個人事業所の非適用業種へのさらなる適用拡大なども課題となろう。

Ⅳ 遺族年金をめぐる論点—解釈論と政策論—

これに対して、遺族年金についても、先述したように年金部会でまったく議論がなされていないわけではなく、後述するように制度見直しの必要度は高い。特徴的なのは、論点のいくつかをめ

ぐって、裁判上も争われており、その意味で法解釈論と政策論が交錯する場面であることである²⁾。以下では、いくつかの論点につき言及しておくたい。

まず、これまでも議論されてきた男女の支給要件の違いの見直しである。2012(平成24)年改正で遺族基礎年金を父子家庭にも支給することになったものの、i. 遺族厚生年金で夫にのみ課される年齢要件(子のいる妻は年齢を問わないが、夫は55歳以上の場合に限り、60歳に達するまでは遺族基礎年金の受給権を有する場合を除き支給停止)、ii. 遺族厚生年金が子のない妻にのみ支給される(ただし夫の死亡時に30歳未満の場合5年間の有期給付)、iii. 遺族厚生年金の中高齢寡婦加算、iv. 寡婦年金、の諸点で依然として相違がある。支給要件の男女差については、裁判上も争われているものの、上級審で違憲ないし違法とされ確定した事例は見当たらない³⁾。ただし、ある制度が合憲ないし適法であることが当然に政策論的にも妥当ということにはならない。

このテーマについて、筆者は既に本誌上で包括的に考察したことがあり、現在でも見解は変わっていない。結論のみ記しておく、子が独り立ちするまでの扶養に関連する親子年金的な性格をもつ給付については、男性(夫)配偶者にも拡大することに合理性が認められる一方、もっぱら生存配偶者の生活保障を目的とした給付については、労働市場の動向をみながら随時有期化していくこ

とが適切である。こうした観点から、少なくとも18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子などを扶養する男性(夫)に対する遺族厚生年金の支給は認められて然るべきである一方、労働市場や女性の就業の動向などを見極めながら、子のない妻への有期支給の拡大(さしあたり30歳代まで)などが検討されるべきである⁴⁾。

次に、死亡時の生計維持要件のうち収入要件の扱いである。この点についても裁判で争われており、結論は分かれている⁵⁾。生計維持要件は、保険事故発生時に受給権が発生するかを判断するための要件(権利発生要件)であり、受給権が発生しなかった場合、たとえその後収入が下がっても、支給停止の解除と異なり支給が開始されることがない性質のものであるとされ、政府説明によれば、こうした法的性格から、通常の所得制限による支給停止と同様の考え方は採ることができず、社会通念上著しく高額収入があるもの、すなわち通常の所得分類の最高位に該当する者ということで被用者年金の上限10%にあたる年収を基準として採用したとされている⁶⁾。そうした政策判断自体、一概に不合理とはいえないが⁷⁾、少なくとも基準を一定程度引き下げること⁸⁾、あるいは一定期間(例えば5年間)に限って支給停止とする扱いができないか(その間、支給停止が解除されなければ失権する)など、法的観点を踏まえた検討を行う必要性は高いといえる。

また少子化対策の下、一連の制度改正がなされ

²⁾ 岩村正彦＝菊池馨実＝嵩さやか「〈研究座談会〉解釈論と政策論」『社会保障法研究』8号(2018年)3頁以下参照。

³⁾ 平成24年改正前国民年金法上の遺族基礎年金の男女差(妻にのみ支給)につき、憲法14条1項違反はないとした事案として、東京地判平25・3・26判例集未登載(LEX/DB文献番号25511386)及びその控訴審である東京高判平25・10・2判例集未登載がある。菊池馨実「遺族年金制度の課題と展望」『社会保障研究』1巻2号(2016年)363頁。また地方公務員災害補償法上の遺族補償年金の男女差(夫のみ55歳以上との年齢要件)につき、大阪地判平25・11・25判時2216号122頁は憲法14条1項違反を認めたのに対し、控訴審である大阪高判平27・6・19判時2280号21頁及び上告審である最3判平29・3・21集民255号55頁は合憲とした。

⁴⁾ 菊池・前掲論文(注3)366-367頁。

⁵⁾ 適法としたものに、東京地判令元・12・6判例集未登載(LEX/DB文献番号25583330。早期退職と実母の介護)、東京地判令元・7・12裁判所ウェブサイト(市議員の任期満了)、東京地判平29・1・13判例集未登載(LEX/DB文献番号25537811。公立高校教諭の公務員給与削減)、違法としたものに、東京地判平30・4・18裁判所ウェブサイト(社外取締役の退任)。

⁶⁾ 第27回社会保障審議会年金部会「資料3：遺族年金制度の在り方」(平成26年11月4日)5頁。

⁷⁾ 基準の適法性につき明言したのものとして、東京高判平15・10・23訟月50巻5号1613頁。

⁸⁾ 菊池・前掲論文(注3)367頁。

ている中で⁹⁾、遺族基礎年金の第3子以降の加算額が大幅に減額される扱いにつき、第2子と同額かむしろ高額にすべきではないかも現実的な課題となろう。

老齢年金の安定性と十分性を図るための改革が日本の社会保障全体にとって重要であることは言

を俟たないとしても、遺族年金改革の必要性も高い。次期改正に向けた政策的取り組みを期待したい。

(きくち・よしみ)

⁹⁾ 直近では、2021（令和3）年健康保険法等改正により、国民健康保険の保険料（税）について、子ども（未就学児）に係る被保険者均等割額を減額し、その減額相当額を公費で支援する仕組みを導入したのに続き、同年育児介護休業法等改正により、子の出生後8週間以内に4週間まで取得することができる柔軟な育児休業の枠組みを創設するとともに、それに合わせて育児休業給付の規定を整備した。さらに同年児童手当法等改正により、高額所得者に係る児童手当特例給付を廃止し、待機児童対策の財源に充てることとした。ただし、これらのうち特例給付廃止に対する疑問として、菊池馨実「育児休業給付の見直し」『週刊社会保障』3121号（2021年）26-27頁。

DVによる別居と遺族年金の支給

（令和元年12月19日判決
東京地方裁判所平成30年〔行ウ〕第322号
賃金と社会保障1755号32頁〔確定〕）

菊池 馨実*

I 事実の概要

(1) X（原告）は昭和21年生まれ的女性であり、昭和44年10月にA（昭和15年生まれ）と婚姻し、兩名の間には、昭和45年にB（長女）とC（長男）が出生した。Xは婚姻後、Aと同居し専業主婦として生活していたが、平成15年5月、Aによる暴力に耐えかねて自宅を出て、以後、Aが死亡するまで同人と同居することはなかった。

(2) Aは、平成6年5月に万引きした疑いで逮捕され、起訴猶予となった。その後Aは、平成24年10月に銀行で職員に暴行を加え、平成25年3月には女性に暴行したとの罪で、H地方裁判所において、懲役1年4月執行猶予4年の有罪判決を受けた。さらにAは、同年12月にスーパーマーケットで店員に暴行したとの罪で、平成26年2月、同裁判所において懲役1年2月の有罪判決を受け、同判決は控訴審における棄却判決を経て確定したため、上記の執行猶予が取り消され、平成28年8月下旬までI刑務所で服役した。

(3) Aは、昭和34年に入社したE会社で上記の逮捕・起訴猶予後の平成6年6月末まで勤務した後、同年7月からF会社に勤務し、平成23年4月末に定年退職した。

(4) Aは、B及びCが出生した頃からXに対し暴力を振るうようになり、平成2年頃からXやBに対し頻繁に暴力を振るうようになった。B及びCが

就職などのため家を出た後、Xは平成11年1月、Aにより顔面を殴打され、全治1か月を要する鼻骨骨折の障害を負った。その後も、XはAの暴力により身の危険を感じ、複数回にわたり家出したことがあった。平成15年5月14日、XはAから激しい暴力を受けた上、「明日はバットを持ってきてたき殺すから、がん首洗って待っておけ。」と言われ、生命の危険を感じ、翌15日にAが外出している隙にBに迎えに来てもらい、Aとの別居生活を開始した。

(5) 別居開始後、Xは実家やB、Cの家などに身を寄せるなどしていた。その間、平成15年6月に市の弁護士相談で、Aの暴力について相談したところ、別居して身を守ることを優先すべきとの助言を受け、XはAとの別居が長期化してもやむを得ないと覚悟した。Aが健康保険に加入していなかったため、自ら加入の必要性を感じたXは、平成16年4月に住民票上の住所をCの住所に移した。別居開始後、Xは生活を自らの老齢基礎年金のほか、Aの口座から引き出した預貯金などで賄っていた。XがAと直接会ったり電話で話したりすることはなく、離婚に向けた働きかけをすることもなかった。

(6) Aは、平成28年8月下旬にI刑務所を出所した後、同月21日頃から同月31日頃までの間に自宅で死亡した。Aの死亡は9月6日に発見され、死亡の届出はXによってなされた。Xは、同年10月12日、Aを被保険者とする遺族厚生年金の裁定請求（本

* 早稲田大学法学学術院 教授

件裁定請求)を行った。これに対し、処分行政庁(厚生労働大臣)は、同年11月30日、XがAの死亡当時に同人によって生計を維持していた遺族とは認められないとの理由で、Xに対し遺族厚生年金を支給しない旨の処分(本件不支給処分)を行った。社会保険審査官への審査請求及び社会保険審査会への再審査請求がいずれも棄却された後、XがY(被告国)を相手取って、本件不支給処分の取消しとともに、厚生労働大臣が本件裁定請求に係る遺族厚生年金の支給裁定をすることの義務付けを求めて訴えに及んだのが本件である。

(7) なおXは、Aの妻として自己の老齢基礎年金へ加算される振替加算の請求をしたところ、平成30年4月5日付で、Xが65歳に達した平成23年11月当時においてXとAとの間に生計維持関係があったと認められることを前提に、同年12月に遡って振替加算の認定がなされている。

II 判旨

請求認容

(1)「厚年法59条1項が、遺族厚生年金を受けることができる遺族について、被保険者等の死亡当時、その者によって生計を維持したものであることを要する(生計維持要件)としているのは、被保険者等の死亡によって生計の途を失う者は生活保障の必要性が高いため、これを遺族厚生年金の支給対象として保護しようとするものと解される。」

厚年法59条4項の委任を受けて定められた同法施行令3条の10は、「同条に定める生計同一要件及び収入要件を満たす配偶者は生計維持要件に該当する旨を規定しており、同条がこのように定めているのは、被保険者等と生計を同じくし、かつ一定の収入以下である配偶者は、通常、被保険者等の収入によって生計を維持していたものと推認することができることを前提に、被保険者等の収入の具体的金額や、それが当該配偶者の生計を維持する上でどの程度の割合を占めていたか等を問わず、生活保障の必要性があるものとして生計維持要件該当性を認める趣旨であると解することがで

きる。」

「なお、生計同一要件等の認定に係る行政庁の運用指針を定める……認定基準①ウ(イ)は、『単身赴任、就学又は病気療養等のやむを得ない事情により別居しているが、生活費、療養費等の経済的な援助が行われていることや、定期的に音信、訪問が行われていることといった事実が認められ、その事情が消滅したときには、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき』であれば生計同一要件を満たすものとし認定し得ることとしているが、これは、当該配偶者が被保険者等と別居し、住民票上の世帯及び住所も別にしていくが生計同一要件を満たすと評価できる典型的な場合について定めたものというべきであり、夫婦の在り方にも様々なものがあり得ることに照らせば、生計同一要件を満たすと評価される場合を認定基準①に定める場合に限定するのは相当ではない。この点、認定基準総論ただし書において、認定基準の定めに従うことにより生計維持関係の認定を行うことが実態と著しく懸け離れたものとなり社会通念上妥当性を欠くこととなる場合には、認定基準の定めによらずに認定すべきものとしているのは、以上に説示したところと同旨をいうものとして正当というべきである。」

(2)「本件において、Xは、被保険者であるAの死亡当時、同人と住民票上の世帯又は住所を同一にしておらず、起居を共にしていたとも認められないため、それでもなお生計同一要件を満たすと評価できる事情があるといえるか否かについて、上記(1)のような観点から検討する。」

「①XがAとの別居を開始したことはやむを得ない事情によるものであり、別居が長期間に及んだことも相応の理由に基づくものといえるところ、②別居中のXの生計を維持するには、Xの年金収入およびCやB等による経済的援助だけでは足りず、Aの収入から得られた財産(同居時貯蓄金及び別居時持出金)を用いることが不可欠であったものであり、Xが持ち出すなどした金銭を生活費に充てることについてはXも黙認していたものである。また、③長期間に及ぶ別居にもかかわらず、X又はAのいずれからも離婚に向けた働きか

けがされたことはなく、そのほかの両名の行動に照らしても、XとAとの婚姻が形骸化し、婚姻が解消されたのと同様の状態にあったとは評価することができない。これらの事情に照らせば、Xは、別居中も、Aとの婚姻関係を基礎として、同人の収入によって生計を維持していたものということができるから、Aの死亡当時同人と生計を同じくしていた（生計同一要件を満たす）ものと評価するのが相当である。」

（3）「以上によれば、Xについては、厚年法施行令3条の10に定める生計同一要件及び収入要件のいずれも満たすものと認められ、したがって、厚年法59条1項にいう生計維持要件を満たすものと認められるから、同項に定める遺族厚生年金を受けることができる遺族に該当する。そうすると、Xがこれに該当しないことを理由として遺族厚生年金を支給しないものとした本件不支給処分は違法であり、取り消されるべきである。」

以上に加えて、本件裁定請求に係る遺族厚生年金の支給裁定の義務付けを求める訴えについても、厚生労働大臣（処分行政庁）に対し、本件裁定請求に係る遺族厚生年金の支給裁定をすべき旨を命ずるのが相当であるとして、これを認容した。

Ⅲ 検討〔結論賛成〕

（1）はじめに

本件は、夫の暴力（いわゆるドメスティックバイオレンス〔DV〕）から逃れるため長期間にわたり別居生活を送っていた妻が、夫の死亡による遺族厚生年金の裁定を求めたのに対して、厚生年金保険法（以下厚年法）59条1項にいう「被保険者の死亡の当時、その者によって生計を維持したものの」（生計維持要件）に該当しないとして不支給とした処分の適法性を争い、処分の取消と支給裁定の義務付けがともに認められた事案である。

従前より、遺族年金の不支給処分が裁判所で争われた事例は少なくない。そうした中で本件は、DVを背景とした紛争である点、なかでも別居してから13年間という相当長期にわたった事案で不

支給処分が取り消された点に特色がある。

以下では、本件との関連で法令等の定めを確認した後（2）、遺族年金の不支給処分をめぐる従来の判例・裁判例の動向を概観したうえで（3）、Xの請求を認容した本判決の評価を行う（4）。

（2）本件に関連する法令等の定め

本件で争点となっている遺族厚生年金の支給要件は、大別して二つに分けられる。

第1に、被保険者又は被保険者であった者が厚年法58条1項1号ないし4号のうちいずれかに該当することである（厚年58条1項）。本件との関連では、「老齢厚生年金の受給権者（保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上である者に限る。）又は保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上である者が、死亡したとき」（いわゆる長期要件。4号）への該当性が問題となる。

第2に、遺族厚生年金を受けることができる遺族は、被保険者又は被保険者であった者の配偶者、子、父母、孫又は祖父母……であって、被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時……その者によって生計を維持したものとされている（同59条1項）。このようにいわゆる生計維持関係の存在が必要である（生計維持要件）。この要件を設けた趣旨は、本判決によれば、「被保険者の死亡によって生計の途を失うものは生活保障の必要性が高いため、これを遺族厚生年金の支給対象として保護しようとするもの」と述べられている。

法59条4項によれば、生計を維持していたことの認定に関し必要な事項は、政令で定めるものとし、政令に委任している。そして、これを受けた法施行令3条の10は、当該被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時「その者と生計を同じくしていた者」（生計同一要件）であって「厚生労働大臣の定める金額以上の収入を将来にわたって有すると認められる者」（収入要件）以外のものその他これに準ずるものとして厚生労働大臣の定める者と規定している¹⁾。この「厚生労働大臣の定め」として実務上重要な役割を果たしてきた通知が、「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いに

ついて」であり、昭和61年に発出したもの（以下、旧通知）を廃止し、新たに平成23年に発出された（以下、本通知）²⁾。

本件との関連では、収入要件充足性については争いがなく、法施行令3条の10にいう生計同一要件該当性が争点となっている。

本通知によれば、生計同一に関する認定要件につき、ア 住民票上同一世帯に属しているとき、イ 住民票上世帯を異にしているが、住所が住民票上同一であるとき、ウ 住所が住民票上異なっているが、次のいずれかに該当するとき、が列挙されており、ウに関して、（ア）現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき、（イ）単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき、が挙げられている（傍線筆者）。さらに上記の「次のような事実」として、（ア）生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること、（イ）定期的に音信、訪問が行われていること、が挙げられている。

他方、本通知は総論部分で、「ただし、これにより生計維持関係の認定を行うことが実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合には、この限りではない。」との例外条項（本判決にいう「認定基準総論ただし書」）を設けており、柔軟な判断の余地を認めている。その意味で、本通知の定めが全体として法令の委任の範囲を超えているとは解されない³⁾。

（3）遺族年金の不支給をめぐる裁判例

遺族年金の不支給をめぐることは、従来から一定の裁判例の蓄積がみられる。なかでも多くの裁判が提起されてきたのは、「配偶者」該当性（配偶者要件）にかかわる紛争であった。年金各法は遺族の生活保障を目的とすることから、遺族年金の支給対象となる「配偶者」（厚年59条1項）には婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むとされている（同3条2項）。ここにいう事実上の婚姻関係とは、いわゆる内縁関係が存在する場合の内縁関係上の当事者をいう⁴⁾。ただし、この点をめぐって法的紛争が生じ、一定の判例法理が形成されている。

第1に、法律上の婚姻関係が解消されていない状態で事実上の婚姻関係が存在しない、いわゆる重婚の内縁関係の事案がある。この点につき、最高裁は、「戸籍上届出のある配偶者であっても、その婚姻関係が実体を失って形骸化し、かつ、その状態が固定化して近い将来解消される見込みのないとき、すなわち、事実上の離婚状態にある場合には、もはや右遺族給付を受けるべき配偶者に該当しない⁵⁾」とし、戸籍上の妻との関係に着目した判断枠組みを示した。その後最高裁は、同様の判断枠組みを前提として、事実上の婚姻関係にあった者からの請求を認容している⁶⁾。

第2に、いわゆる近親婚など反倫理的な内縁関係にあるものを含むかにつき、最高裁は、叔父と姪という傍系血族3親等の内縁につき、一般論としては反倫理性、反公益性の観点から配偶者性を否定しながらも、例外的に特段の事情があるとして配偶者性を認める旨の判断を行った⁷⁾⁸⁾。

これに対し、生計維持要件をめぐることは、収入

¹⁾ 施行令3条の10の趣旨につき、本判決は、「被保険者等と生計を同じくし、かつ一定の収入以下である配偶者は、通常、被保険者等の収入によって生計を維持していたものと推認することができることを前提に、被保険者等の収入の具体的金額や、それが当該配偶者の生計を維持する上でどの程度の割合を占めていたか等を問わず、生活保障の必要性があるものとして生計維持要件該当性を認める」ところに求めている。

²⁾ 平成23年3月23日年発0323第1号（日本年金機構理事長あて厚生労働省年金局長通知）。

³⁾ 従来の裁判例も、認定基準の定めが法令に照らして合理的なものであるとしている。最近のものとして、大阪地判平30・6・21裁判所ウェブサイト、大阪地判令2・1・16裁判所ウェブサイト、東京地判令1・10・15判例集未登載（LEX/DB文献番号25580344）、東京地判令2・6・30判例集未登載（LEX/DB文献番号25584651）。

⁴⁾ 東京地判昭63・12・12行集39巻12号1498頁、東京地判平元・9・26訟月36巻6号1080頁。

⁵⁾ 最1判昭58・4・14民集37巻3号270頁（農林漁業団体職員共済組合法）。

⁶⁾ 最1判平17・4・21集民216号597頁（私立学校教職員共済法）。

要件の適法性が争われ、適法とされた裁判例がある⁹⁾。本通知によれば（国民年金法においても同様）、生計維持認定対象者に係る収入の認定に当たっては、次のいずれかに該当する者は、厚生労働大臣の定める金額（年額850万円以上）の収入を将来にわたって有すると認められる者以外の者に該当するものとする旨規定し、ア 前年の収入（前年の収入が確定しない場合にあつては、前々年の収入）が年額850万円未満であること、イ 前年の所得（前年の所得が確定しない場合にあつては、前々年の所得）が年額655.5万円未満であること、といった基準を設けている。ただし、エ 定年退職等の事情により近い将来（おおむね5年以内）収入が年額850万円未満又は所得が年額655.5万円未満となると認められることも基準として挙げられており、金額のみによって形式的に判断されるわけではない。したがって、この基準に依拠してなされた不支給処分が争われる事例も稀ではなく、適法とされた裁判例¹⁰⁾のほか違法とされた裁判例¹¹⁾もある。

次に、本件と同様、生計同一要件の充足性が争われた事案も少なくない¹²⁾。以下では、本件と同様、DVが契機となった本通知発出下の事案を紹介しておきたい¹³⁾。

① 名古屋地判平27・3・19裁判所ウェブサイト

本件は住民票上同一世帯のまま、精神的に不安定で自殺未遂を企てた亡夫（平成23年1月死亡〔自殺〕）からのDVを機に、平成22年9月から一時保護施設に入所し、その後母子生活支援施設で避難生活を送った妻子の事案である。

裁判所は、1. 避難に至った事情、2. 死亡までの期間が4か月にとどまること、3. 避難にあたり預貯金を持ち出し当座の生活費として費消したこと、4. 避難後就職し、月額15万円の手取り収入を得て母子生活支援施設で暮らしていたもので、経済的自立とは程遠かったこと、5. DV被害者として亡夫との間に音信等はなかったものの、亡夫は同居を強く望み、DV講習会に参加するなど妻子の出奔の原因を解消しようと努めていたこと、6. 子どもが亡夫との同居を望んでいたこと等を指摘した上で、妻らは、避難生活開始後も、夫婦共有財産の持ち出しという形で亡夫の収入等から生活費等の出捐を受けており、亡夫の死亡当時も、その収入等からの出捐を得られなければ生計の維持に支障を来すこととなる関係にあったとし、遺族基礎年金不支給決定取消請求を認容した。

② 仙台高判平28・5・13判時2314号30頁

本件は亡夫の激しい暴力・負傷を契機に平成20年1月別居に至り、平成24年4月夫が死亡するまで

⁹⁾ 最1判平19・3・18民集61巻2号518頁（厚生年金保険法）。本判決は、直系血族間、2親等の傍系血族間の内縁関係に配偶者性を認める余地を残していない。同判決後、配偶者性を認めた判決として、大阪地判令2・3・5裁判所ウェブサイト（養親子関係）。

⁸⁾ 今後は、同性婚を「配偶者」に含めることができるかが争点となると思われる。名古屋地判令2・6・4判時2465＝2466号13頁では、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律5条1項1号にいう「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」にあたらないとされた。同判決では、配偶者該当性を認めるためには、同性間の共同生活関係が婚姻関係と同視し得るものであるとの社会通念の形成を要する旨判示されている。

⁹⁾ 東京高判平15・10・23訟月50巻5号1613頁（国民年金法）。

¹⁰⁾ 東京地判平29・1・13判例集未登載（LEX/DB文献番号25537811。公立高校教諭の公務員給与削減）、東京地判令元・7・12裁判所ウェブサイト（市会議員の任期満了）、東京地判令元・12・6判例集未登載（LEX/DB文献番号25583330。早期退職と実母の介護）。

¹¹⁾ 東京地判平30・4・18裁判所ウェブサイト（社外取締役の退任）。

¹²⁾ 本文で紹介する裁判例のほか、近時の事案で原告の請求を認容したものとして、東京地判平28・2・26判時2306号48頁、福岡高判平29・6・20判時2399号3頁、東京地判令2・6・30判例集未登載（LEX/DB文献番号25584651）、同様に棄却したものとして、東京地判平27・5・15判例集未登載（LEX/DB文献番号25530122）、大阪地判令2・1・16裁判所ウェブサイトなど。

¹³⁾ 紙幅の都合上、判旨を紹介できないものの、本通知の発出前後で生計同一要件の内容自体は変わっていないため、旧通知下の事案も先例として参考になる。広島高判平21・10・1判例集未登載（原審を覆して生計維持要件充足性を否定した例）、東京地判平23・11・8判時2175号3頁（生計維持要件充足性を認めた例）。

別居が継続していた事案で、未支給年金等不支給決定取消請求を認容した裁判例である。

裁判所は、1. 亡夫との別居の事情等（激しい暴力があったことなど）、2. 亡夫からの経済的援助（平成22年末頃までは相応の経済的援助がなされていたなど）、3. 定期的な音信、訪問の有無（夫婦間の音信はほぼ途絶えていたものの、妻と同居していた子が毎月亡夫と会って近況を伝えていたことなど）、4. 別居解消の可能性（夫が末期がんでホスピス治療を受けている間、頻繁に病院を訪れ看病したことなど）といった諸事情を総合考慮し、生計同一性を認めることができるとして不支給処分を違法とした。

③ 大阪地判平30・6・21裁判所ウェブサイト

本件は妻がDVにより平成19年5月入院し、その後一時保護され、自立支援センターに入所した事案である。同年8月DV防止法による保護命令が出され、平成19年9月に転居し生活保護受給に至り、夫は平成25年に死亡した。

裁判所は、認定基準の例外条項該当性について判断し、別居期間が約6年1か月もの長期間にわたる上、この間、経済的な援助はなく、亡夫に対し経済的援助を求めたこともなく、妻は自ら生活保護を申請し、これを受給して生活していたこと、亡夫の死亡時において、妻との関係が改善していたとはいえ、別居が解消される可能性があったとは認められないことなどからすると、妻が亡夫による暴力から逃れるため別居するに至った経緯等を十分に考慮してもなお、亡夫の死亡当時、妻が亡夫と消費生活上の家計を一つにしていると認められる状況にあったとはいえ、例外条項により生計同一関係に該当すると認めることはできないと判示した。DVによる別居の経緯を考慮しつつも、1. 亡夫からの経済的援助（援助がなく自ら生活保護受給により生活していたこと）、2. 別居解消の可能性（亡夫が入院中も連絡を取らず、死亡時点でも亡夫に強い恐怖心を抱いていたことな

ど別居解消の可能性がなかった）に着目した判断を行ったものとみられる。

（4）本判決の検討

本判決では、判旨（1）において、厚年法59条1項に定める生計維持要件の趣旨と、同条4項の委任を受けて定められた同法施行令3条の10の趣旨¹⁴⁾に触れた上で、「なお書き」において認定基準の定め の正当性に言及し、その後、判旨（2）冒頭部分において、「XがAの死亡当時、同人と住民票上の世帯又は住所を同一にしておらず、起居を共にしていたとも認められないため、それでもなお生計同一要件を満たすと評価できる事情があるといえるか否かについて、上記（1）のような観点から検討する」との判示につなげているようにみられる。「住民票上の世帯又は住所を同一にしておらず、起居を共にしていたとも認められない」との表現は認定基準を意識しているようにみられるが、同表現は「なお書き」での判示部分であるため、基本的にはあくまで法施行令3条の10の解釈問題として、生計同一要件を満たすか否かにつき判断を下した判決と位置付けられる。

このことは、判旨（2）の後段部分において、Yの主張に依って、「本件の事情の下において、これらの経済的援助や音信等がないからといって生計同一要件を認めないとするのは、厚年法施行令3条の10の解釈適用を誤るものといわざるを得ない」と判示していることに加えて、それに続く判示部分において、再度「なお書き」により、「なお、……本件は認定基準総論ただし書の場合にもあたるものといえることができる」としていることから窺い知ることができる。つまり本判決は、認定基準の適法性を前提としたうえで、同基準へのあてはめにより結論を導き出すとの論理構成をとった裁判例¹⁵⁾とは異なる判断過程を経て、結論を導いたものと評価することができる。

ただ本判決では、上述した判旨（2）冒頭部分に

¹⁴⁾ (注1) 参照。

¹⁵⁾ 本文（3）で紹介した③判決（大阪地判平30・6・21）のほか、従来の裁判例の中には、本判決の構成と異なり直接的に本通知の例外条項該当性の問題として扱ったものが少なくない。（注12）に掲げた裁判例でも、東京地判平28・2・26、大阪地判令2・1・16、東京地判令2・6・30がこれにあたる。

において、「上記（1）のような観点から検討する」と述べているものの、具体的にどのような観点が必要しも明確でない。この点については、結局のところ、生活保障の必要性という厚年法59条1項及び法施行令3条の10の根底にある趣旨自体に依拠せざるを得ないのではないかと思われる¹⁶⁾。

次いで本判決は、判旨（2）後段部分において、本件で生計同一要件を満たすと評価できる事情の有無について検討を行い、「Xは、別居中も、Aとの婚姻関係を基礎として、同人の収入によって生計を維持していたものということが出来るから、Aの死亡当時同人と生計を同じくしていた（生計同一要件を満たす）ものと評価するのが相当である」と結論づけた。

こうした結論を導くにあたって本判決が挙げている具体的事情は3点である。①別居を開始し、それが長期に及んだ事情（すなわちAによる一連のDV）、②別居中の生計維持のため、Aの収入から得られた財産が不可欠であったこと（さらにその利用についてAも黙認していたこと）、③X及びAのいずれからも離婚に向けた働きかけがされたことがなく、そのほかの行動に照らしても婚姻が形骸化し、解消されたのと同様の状態にあったと評価できないこと、である。以下、それぞれにつき敷衍しておきたい。

まず①では、Aによる長年にわたる家庭内暴力（DV）が、XがAと生計を同一にすることを妨げた事情として勘案されている。被保険者たる亡夫が家出し、事実上の婚姻関係を新たに形成する重婚的内縁関係の事案と異なり、たとえ暴力がもたら亡夫に帰責されるべき（換言すれば妻に非がない）ものであったとしても、遺族厚生年金裁定請求者たる妻自らが家出し、別居の状態を作出したことの評価が一応問題となり得る。この点につい

ては、妻の行為による別居がDVからの避難という合理的理由によるものであり、度重なる暴力がなければなおも生計を同一にしていたであろうと推認できることが、生計同一要件の充足を認める方向での判断要素として評価できるのではないかと思われる。

ただし、この要素は、基本的には自らの作為による別居が受給資格取得の妨げにならないという消極的意味合いにとどまる。つまり生計同一要件の充足を認めるためには、それを積極的に根拠づける事情が別途必要である。そして②が、これに相当する要素といえる。別居がAの暴力に起因するものであったとしても、XがAの死亡当時、一定程度生計を維持されていたという関係になれば、「生活保障を必要とする被保険者等の配偶者を保護しようとする厚年法59条1項の趣旨に沿う」（本判決の判示）とはいえないからである。仮にまったく経済的にAに依存せずに生活できているのであれば、遺族年金を必要とする生活保障ニーズがあるとはいえない。したがって、総合判断における判断要素のひとつとしてであれ、②の要素を勘案し、Xの年金収入およびB及びC等による経済的援助だけでは足りない部分を、Aの黙認の下、同人の収入から得られた財産から充当していた点に本判決が着目したのは適切と思われる。生計同一要件該当性が争われた従来の裁判例においても、経済的依存関係に着目した判断がなされているものは少なくない¹⁷⁾。

これに対し、婚姻が形骸化し、解消されたのと同様の状態にあったか否かに着目する③はどのように理解すればよいのだろうか¹⁸⁾。この部分は、「戸籍上届出のある配偶者であっても、その婚姻関係が実体を失って形骸化し、かつ、その状態が固定化して近い将来解消される見込みのないと

¹⁶⁾ 前掲③判決（注15）では、施行令3条の10につき、「配偶者において、被保険者等の死亡により援助等を失えば、その生計の維持に支障を来していたであろうという関係にある場合には、厚年法59条1項という生計維持関係を満たすことを定めたもの」との理解を示している。

¹⁷⁾ 例えば、前掲・大阪地判令2・1・16（注12）は、例外条項該当性につき、個別の具体的事情に基づき当該配偶者等の消費生活上の家計と被保険者等の消費生活上の家計とが経済的な一体性を有していた程度という観点から、社会通念に照らして判断すべきであるとしている。前掲・東京地判令2・6・30（注12）も、例外条項の意義につき、生計同一要件に該当するとはいえないものの、被保険者等に経済的に依存しなければ生計維持に支障を来していたであろうという関係が認められる事案において適用されることが想定されているものと判示している。

き」にあたるかという配偶者性に係る最高裁判決の判断基準を想起させる。ただし、本判決でXの配偶者性は当事者間に争いが無いと判示されている。このことは、配偶者であることを前提に生計維持要件ないし生計同一要件充足性を判断する際にも、②で挙げた経済的側面以外の婚姻関係全体の状況に着目した判断を行う必要性を示唆している。

通常、②と③は相互に関連しており、特に②で一定の経済的な依存関係が認められれば③の形骸化を否定する有力な事情となり得、総合判断としても生計同一要件を認める方向に作用すると思われる。これに対し、②の要素が死亡時に近接した時期に強く認められなくても、生活保障の必要性という厚年法59条1項及び法施行令3条の10の根底にある趣旨に鑑みて、総合判断の中でそのほかの諸事情をも勘案し、生計同一要件を認めるべき場合があり得る¹⁸⁾。

従来裁判例においても、避難開始から夫の死亡まで4か月にとどまり避難生活を送っていたにすぎないこと²⁰⁾、亡夫がDVの講習会に参加するなど妻子の出奔の原因を解消しようと努めていたこと²¹⁾、母(妻)と同居する子が父(夫)との同居を望んでいたり父と定期的に会って母の状況を伝えていたこと²²⁾、夫が亡くなる間際に看病するなど別居解消の可能性があったこと²³⁾等を、生計同一要件を認める方向での積極的要素として勘案して

いる。

本件では、①につき、Aによる一連のDVに係るやむを得ない事情があることに加えて、②につき、別居中の生計維持のため、Aの収入から得られた財産を取り崩すことが不可欠であり、その利用についてAも黙認していたことから、一定の経済的依存関係の存在が認められること、③につき、X及びAのいずれからも離婚に向けた働きかけがされたことがなく、そのほか両者の一連の行動(Aが逮捕された際に妻として警察署を訪問し、XがAの死亡の届出を行い、自ら喪主として葬儀を行い、葬儀費用を負担したこと、AもXが配偶者であることを前提に老齢厚生年金に係る加給年金額の支給を受け、所得申告において配偶者控除を受け、X及びAを加入名義人とした葬儀保険に加入し保険料を払っていたことが認められる)など、婚姻が形骸化し、解消されたのと同様の状態にあったとまではいえないこと、以上を総合勘案すると、別居期間が13年を超える長期にわたっていたとはいえ、生計同一要件該当性を認めた本判決の結論は妥当である²⁴⁾。

なお本判決は、義務付け請求を認容した。この点については既に先例があり²⁵⁾、特段問題ないと思われる。

¹⁸⁾ 本判決と同様、生計同一要件の該当性判断において、婚姻関係が実体を失って形骸化した状態が固定化したといえるかに着目した裁判例として、前掲・福岡高判平29・6・20(注12)。

¹⁹⁾ この点、本文(3)で紹介した①判決(名古屋地判平27・3・19)において、「別居期間の長短、別居の原因やその解消の可能性、経済的な援助の有無や定期的な音信・訪問の有無等を総合的に考慮して、上記関係(生計維持関係-筆者)の有無を判断すべきである。」「そして、……生計維持関係の判断に当たっては、被保険者等の死亡時という一時点の事情のみでなく、同時点を中心としつつもある程度の幅を持った期間の事情を考慮することも許容されている」と判示されているのが参考になる。

²⁰⁾ 同上。

²¹⁾ 同上。

²²⁾ 同上及び本文(3)で紹介した②判決(仙台高判平28・5・13)。

²³⁾ 前掲・仙台高判平28・5・13(注22)。

²⁴⁾ ③に関連して、夫婦における生計同一要件充足性の判断においては、事実的要素のみならず、婚姻費用分担義務の存否そのほかの規範的要素を含めて判断すべき場合がある旨述べる裁判例がある。前掲・仙台高判平28・5・13(注22)。しかし、主たる生計維持者の死亡に際しての生活保障という遺族年金の趣旨からすれば、殊更に規範的要素を強調するのは適切でない。

²⁵⁾ 東京地判平31・3・14判例集未登載(LLEX/DB文献番号25580927。国家公務員共済組合法)、東京地判平28・2・26判時2306号48頁(厚生年金保険法)

Ⅳ むすびにかえて

本判決言い渡し前の令和元年10月3日、事務連絡（厚生労働省年金局事業管理課長事務連絡）「DV被害者に係る遺族年金等の生計同一認定要件の判断について」が発出された。

この事務連絡では、以下のように記載していた。

1 被保険者等の死亡時において以下の①から④までのいずれかに該当するために被保険者等と住民票上の住所を異にしている者については、DV被害者であるという事情を勘案して、被保険者等の死亡時という一時点の事情のみならず、別居期間の長短、別居の原因やその解消の可能性、経済的な援助の有無や定期的な音信、訪問の有無等を総合的に考慮して²⁶⁾、通知（平成23年2月23日付け年発0323第1号「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」）3（1）①ウ（イ）に該当するかどうかを判断する。

- ①配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）に基づき裁判所が行う保護命令に係るDV被害者であること。
- ②婦人相談所、民間シェルター、母子生活支援施設等において一時保護されているDV被害者であること。
- ③DVからの保護を受けるために、婦人保護施設、母子生活支援施設等に入所しているDV被害者であること。
- ④公的機関その他これに準ずる支援機関が発行する証明書等を通じて、①から③までの者に準ずると認められるDV被害者であること。

2 1の①から④までに該当するかどうかについては、裁判所が発行する保護命令に係る証明書、公的機関その他これに準ずる支援機関が発行する証

明書を通じて、確認を行う。

3 DV被害に関わり得る場合であっても、一時的な別居状態を超えて、消費生活上の家計を異にする状態（経済的な援助も、音信も訪問もない状態）が長期間（おおむね5年を超える期間）継続し固定化しているような場合については、原則として、通知3（1）①ウ（イ）に該当していないものとして取り扱う。

3（3）で取り上げたDV関連裁判例①ないし③²⁷⁾、そして本判決と照らし合わせた場合、1の総合判断にあたって挙げられている考慮要素はおおむね妥当であるものの、DV防止法に基づく法的措置などDV被害者であることが公的に確認し得ることが前提となっており、直接の射程は限定的であった。

原告の請求を認容した裁判例①（亡父の死亡まで4か月）、②（同じく4年3か月）と、棄却した③（同じく少なくとも5年3か月以上）を期間的に分けると²⁸⁾、おおむね5年という基準が導き出されるのも一見不合理ではないようにみえるものの、これらの裁判例は別居ないし避難期間を唯一の（あるいは有力な）判断基準として結論に至ったわけではない（本件は別居後亡夫の死亡まで13年以上経過した事案である）。「原則として」本通知に該当していないものとして取り扱う旨記載されており、例外を認めない趣旨ではないものの、期間の例示は年金事務所窓口での職員対応の際の基準として誤解を与えかねない懸念があった²⁹⁾。

こうした観点も踏まえ、令和3年9月にこの事務連絡を廃止し、同じタイトルの新たな通知が発出されるに至った（令3・9・1年管管発0901第1号）。基本的に令和元年事務連絡の内容に則りつつ、一部修正を行っている。

主な修正点は、以下の通りである。

1④を新設し（従来の④は⑤に繰り下げ）、「④DVを契機として、秘密保持のために基礎年金番

²⁶⁾（注19）参照。

²⁷⁾ 旧通知下の（注13）掲記の裁判例を含む。

²⁸⁾ さらにいえば、前掲・広島高判平21・10・1（注13）は6年近くで請求棄却、前掲・東京地判平23・11・8（注13）は1年1か月で請求認容であった。

²⁹⁾ 令和3年3月に行われた本判例研究をめぐる研究会報告でも、筆者はこの点を指摘していた。

号が変更されているDV被害者であること。」を追加した。

2を「1の①, ②, ③及び⑤に該当するかどうかについては, 裁判所が発行する保護命令に係る証明書, 配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書(「配偶者からの暴力を受けた者に係る国民年金, 厚生年金保険及び船員保険における秘密の保持の配慮について」(平成19年2月21日庁保険発第0221001号)の別紙1をいう。), 住民基本台帳事務における支援措置申出書(相談機関等の意見等によってDV被害者であることが証明されているものに限る。)の写し又は公的機関その他これに準ずる支援機関が発行する証明書を通じて, 確認を行う。なお, 1の④に該当する場合は, 証明書を通じた確認は不要とする。」と改めた。

3の末尾に但書を付し, 「ただし, 長期間(おおむね5年を超える期間)となった別居期間に於いて, 経済的な援助又は音信や訪問が行われている状態に準ずる状態であると認められる場合には,

この限りではない。」との一文を加えた。

新たに4を起し, 「1から3までの規定により生計同一認定要件の判断を行うことが実体と著しく懸け離れたものとなり, かつ, 社会通念上妥当性を欠くこととなる場合にあっては, 1から3までの規定にかかわらず, 当該個別事案における個別の事情を総合的に考慮して, 被保険者等の死亡の当時その者と生計を同じくしていたかどうかを個別に判断する。」とした。

認定を基礎づける公的証明書等の範囲を広げるとともに, 別居期間が長期間にわたる場合や, 1から3に直接該当しない場合も, 個別判断により認定すべき場合があることを明示したことは, 相談窓口での機械的な対応によりそもそも請求に至らないリスクを回避し得るという意味で, 本稿の立場からしても有意義な通知発出として評価したい。

(きくち・よしみ)

投稿：論文

NPMと現代スイスの労働政策における政治過程について
競争的・客観的・量的評価は、いかにして政治的に拒絶可能か

掛貝 祐太*

抄 録

本稿は、スイスにおける90年代のバブル崩壊後の労働政策改革について分析する。とりわけ、連邦レベルの改革に先行する「下からの改革」に着目しつつ、連邦政府と州、州間での妥協的な合意形成が形骸化されたとする既存の研究を、一次史料・関係者へのヒアリングをもとに批判的に検証する。たしかに、95年の連邦法改正は、財源・人員のような量的な面では州財政に大きなインパクトを与えた。しかし、ここでの民営化自体は、州で先行して実施されていたものに連邦政府が追従したものであり、また、民営化を行ったのちもなお、州議会を通じたサービスの質的検証が行われている。これらは、同じく小さい政府である、同時期の日本と対照をなしている。加えて注目すべきは、地方政府の強い拒否権である。当初、連邦政府が数値目標を設定し、NPM的な統制を州に加えようとしたが、州政府は拒否権を発動し、頓挫することとなる。これらを通じて、しばしば好ましいものとして語られがちな量的・競争的な政策評価を批判的に検証する。

キーワード：スイス、NPM、KPI、民営化、労働政策、量的評価、「反政治マシーン」

社会保障研究 2021, vol. 6, no. 3, pp. 317-329.

I 背景：先進国の新自由主義と地方政府の負担

スイスが国際比較の焦点となることは少ない。しかし、日本とスイスは90年代初頭に至るまで、多くの共通点を有していた。例えば、ながらく一般政府支出でみるとOECD諸国の中でも小さい政府（対GDP比35%弱）であることや、公共事業による雇用創出、90年代初頭までの5%以下の極めて低い失業率といった特徴を共有していた。実際

に、エスピン・アンデルセンのレジーム論では、三つのレジームへの収まりの悪さを示す日本とスイスの二国について、三浦（2003）のように、高い雇用保障と低い所得保障に分類される新たなレジームとしての共通性を指摘する議論も存在する¹⁾。しかし両国ともに、OECD諸国との比較でみればいまだ低水準にはあるといえるものの、90年代初頭よりバブル経済の破綻により失業率の大幅な増大を迎える。

こうした状況をうけ、日本では、1990年代初頭

* 茨城大学人文社会科学部

¹⁾ Bonoli, Kato (2004) も同じく、スイスと日本の福祉レジーム上の共通性を指摘している。しかし、こうした分析はあくまで例外的な趨勢であり、スイスの財政・社会保障は、日本国内の議論の中では国際比較の対象としてほとんど焦点化されてこなかった。

の長期的な不況の後、2000年代の小泉政権期に至るまで、公共セクターの市場化、地方自治体への補助金の減少、それに応じた地方の財政負担増など、緊縮財政圧力と新自由主義的改革へと進む傾向があった。これらの傾向はある程度、先進諸国に共通する現象といえよう。学術レベルにおいてもNew Public Management (NPM) の興隆は、こうした動きを実質的に後押ししたものとみて良いだろう。そもそもNPMや新自由主義をどのように定義するのか、という問題自体、議論が分かれるところではあろうが、「NPMのネーミング自体は、新自由主義的なイデオロギーとして特徴づけられ実践が先行しそれを学問的に色付けしてまとめたもの」〔兼村 (2019), p.75〕というような評価もみられる²³⁾。同時期のスイスにおいても同様の政治的な動きが存在していた。この点において、1991年の「白書」(“Schweizerische Wirtschaftspolitik im Internationalen Wettweberb. Eine ordnungspolitische Analyse”, Zürich 1991) と1995年の報告書 (“Mut zum Aufbruch. Eine wirtschaftspolitische Agenda für die Schweiz.”) は重要な文書である。これらの文書は1990年代に政府の新自由主義的解決策の事実上の規定路線となったとも言われている。例えば、Kriesi and Trechsel (2008) は改革期間の中で、スイスの国民は新自由主義的方向を基調路線として辿ったと結論づけている〔Kriesi and Trechsel (2008), p.14〕。議論を失業における社会政策に限定すると、Ehrler and Sager (2011) は、同期間の改革の特徴として、以下の三点を指摘してい

る。まず、①州レベルでの再集権化への傾向をみせたこと、加えて、②連邦政府による失業保険給付期間終了後の州政府による社会扶助 (Social assistance) が、平等さの追求のため集権化したこと、最後に③アクティベーションによる市場化が準市場をもたらしたことである。結果的に、スイスの労働市場政策は市場支配的なレジームへと変化した、と彼らは結論づけている。

しかし、同時期のスイスの政策決定過程を、各論において仔細に分析すれば、これらはスイス財政への一面的な評価でもある〔掛貝 (2018)〕。中央集権化という方向にもストレートには進んでおらず、緊縮と新自由主義的な措置はある程度緩衝されている。例えば、財政調整 (NFA) や年金改革に関しては、財政的に弱い地域や左派との政治的妥協があったという指摘もされている〔掛貝 (2017); 掛貝 (2019)〕。本稿はそうした観点から、1990年代の失業政策の改革について検討する。特に1995~96年の連邦レベルでの失業保険・労働政策における変革は、現在に至るまでのフレームワークを形作ったものとして、スイスの労働政策自体についても大きな重要性をもっている。これらがいかになされたかについて、日本との比較を視野にいれつつ、Ehrler and Sager (2011) らの評価を批判的に検討することが本稿の目的である⁴⁾。

Ehrler and Sager (2011) らのような一面的な評価が難しいことは、連邦政府の失業保険改革の報告書 ((Botschaft und Beschlussesentwurf vom 29. November 1993 zur zweiten Teilrevision des

²³⁾ NPMは、とりわけアングロ・サクソン諸国において影響力が強いが、OECD諸国の中ではある程度共通して観察できるメガ・トレンドであり、アングロサクソンモデルとの差異を強調されがちな北欧諸国にあってなお、NPMの影響から全く自由ではないことも指摘されている〔大住 (2002), 児山 (2005), 兼村 (2019)〕。

³⁾ 兼村 (2019) はNPMの要素として、明確な基準による業績測定や、アウトプットによる統制、競争市場への移動などを挙げている。こうした政策評価をより競争的・客観的・量的な評価に組み替えようという動き自体は、NPMという標語のもとだけでなく、現代にいたるまでEBPM (Evidence-based Policy Making, エビデンスに基づく政策立案)、KPI (Key Performance Indicators, 重要業績評価指標)、PDCAなどさまざまな標語のもとに、繰り返し現れてきたように思われる。

⁴⁾ なぜ労働政策についての分析なのか、という点についてここで付言しておきたい。スイスにおいては、医療・介護・育児などに関して、州・運営団体間における激しい制度的分立、複雑さがあるため、そもそも社会福祉全体を包括的に論じることが非常に困難である。例えば、医療保険は連邦政府が運営するのではなく、一定の連邦法規制の下で民間会社の提供する保険を加入者が選択する、という形式となっている。そういった意味では、失業保険は年金制度とならび、連邦政府レベルでの均一性が比較的強く、分析の俎上に載せうる数少ない制度であると考えられる。

Arbeitslosenversicherungsgesetzes (AVIG) からも分かる。本報告書は、州の予算を増加させる効果と減退させる効果の両面を持っているとされ (ibid, pp.368-369), 「新しい労働市場の手段 (訓練補助金, 自営業の促進) により, 州の雇用事務所は新たな課題に取り組まなければならない。一方, 短時間勤務や天候に関連した失業の場合のスタンプ・チェックの廃止は, 州法執行を大幅に軽減する。」と州の事務負担も新設されるものがある一方, 廃止されたものも存在すると指摘している。

よって, 本稿は州政府の強い拒否権やアクター間の妥協の文化などのスイスの政治文化が, 労働政策部門においても, 緊縮・新自由主義改革路線をある程度抑制したのか, また, 抑制されたとすればどのようになされたのかについて検討する。結論を先取すると, 一見, 民営化など日本と共通する方向へ向かっているようにみえるが, NPMに基づく改革は阻止されている。そして, 政治的決定に関する質的な評価がなされ, 緊縮路線方向とも異なる方向へと進んだ。こうした分析を通じ, 「小さな政府」である国すべてが, 必然的に新自由主義的であったり, NPMの言説を無批判に摂取したりしたわけではないことを示してゆく⁵⁶⁾。

II 1995年改革に至るまでの時系列的概説： 雇用政策の制度はどのように変わったのか？

本章では, まず1990年代前半の改正案起草期の時系列で記述し, それぞれの制度の中身について概説する。最初に失業保険に対して対策が提示されたのは, 1993年から議論されたOFIAMTプラン

と呼ばれる案である⁷⁾。同案は, 最長給付期間を300日から400日に変更する代わりに, 給付額は原則的に所得代替率を80%から70%へ変更することを提示した。失業の長期化が予測され, 財政悪化を抑えつつも長期にわたる失業保障が必要とされたためといえよう。使用者団体や労働組合は同案に対し, 国民の意見を問うべきとして国民投票 (レファレンダム) を要求した。

これらの対策は, あくまで連邦政府による緊急措置としてとられ, 並行して制度全体の見直しも進めることとなった。その作成にあたって, 二つの委員会が主導権を握った。なかでも監督委員会 は, 雇用主および従業員, 州政府, 連邦政府関係者および学者によって構成される最高意思決定機関として機能し, 8回にわたる会議を重ねた。また, スイスでは重要な決定事項を検討する際の慣行として, 国会での議論を行う前に利害関係者とヒアリングを行う制度である「事前聴取制」という制度が存在する。この「事前聴取制」が1993年7月8日~10月初旬に行われることになった。草案は, 州, 党, 業界団体, そのほかの関係者に提出され, 26の州, 10の当事者, 15のビジネス団体, 62のほかの利害関係者が, この草案に意見を表明することとなる。

その後の, 93-95年の期間は, 議会を中心に検討がなされた。93-94年に両院における数点の修正を経て, 失業保険法 (Arbeitslosenversicherungsgesetz (AVIG)) の改正は, 1995年6月23日に受理される。95年改正のほかの主な点としては, ①保険料の拠出金を所得の2から3%への変更 (従業員と雇用主の両方から1.5%), ②積極的労働市場政策を推進するため地域雇用センター (Regionalen

⁵⁾ 兼村 (2019) が「日本でも依然としてNPMの考え方は官民ともに支持している」(p.85) と指摘するように, NPMに対する (批判的) 検証は政策課題として今なお重要であると考えられる。

⁶⁾ 社会・経済的な課題や福祉レジームをめぐる特徴については, 多くの共通点を抱える両国であるが, 政治制度や民主主義のあり方においては, 大きく異なる。スイスは, 多くの民主主義の指標・文脈において, 先進国であることが指摘されている [掛貝, (2020)]。先述の兼村 (2019) は, 経済理論, 市場原理をベースとするNPMを批判する主要な立場として, 民主主義理論をベースとする新公共ガバナンス・NPG (New Public Governance) が出てきたことに触れている。これらを合わせて考えると, 民主主義先進国であるスイスがいかにNPMを抑制したかについて考察することは, 財政における民主主義, すなわち財政民主主義がいかに過度のNPMの追求を抑制することができるのか, という課題にもかかわってくる。

⁷⁾ OFIAMT (l'Office fédéral de l'industrie, des arts et métiers et du travail se présente) とは失業保険を管轄する連邦省庁Staatssekretariat für Wirtschaft (SECO) の内部組織の名称である。

Arbeitsvermittlungszentren (REC (英略記), RAV (独略記))が設立されたこと, ③失業保険の給付水準の一定の引き下げ(給付金額と被保険期間の間のリンクがなくなり, 年齢に依存するようになったこと)が中心的な変化として挙げられる。

この間の修正をめぐる政治過程に関しては次章で詳述するが, Mach et al. (2004)は, 93年の給付の制度変更により, 削減と拡大方向の対立が鮮明化し, 1995年改正では, 議会前の事前聴取の段階で妥協的な解決策を見出すことが難しくなったとしている。そもそも, 利害が異なるアクター間の妥協的な合意は, スイスの政治的伝統ともいわれてきた。しかし, 90年代には失業保険法・老齢年金の両制度で, そうした文化が後退している, と彼らは結論付けている。この点は後の章で批判的に検討する。

Ⅲ 政治過程における3つの特徴

1 政治的アクター間の妥協的合意形成

以降は時系列による記述ではなく, 成立前後の時期において, どのような政治的特徴がみられるか, に焦点を当て記述する。結論を先取すると①アクター間の妥協的合意形成, ②連邦の施策に先行する州レベルの取り組み, ③州の強い拒否権という特徴に集約して記述する。

第一の政治主体間の妥協という特徴は, まず, 保険金の受給権の生じる期間について確認できる。95年改正後, 97年に連邦内閣は, 補填的な措置を講ずることなく給付水準を引き下げる提案をした。しかし, これにはLa Chaux de Fondsの左派グループが国民投票を出した。この点は, アクターの間で妥協を機能させない一方的な提案が難しいということを示している〔Kriesi and Trechsel (2008)〕。

Mach et al. (2004)では失業保険の給付面に分析の重点をおき, 妥協的合意の文化が後退したとしている。しかし, 95年失業改革のほかの側面にも目を向ければ, 妥協的合意が依然として重要である, という傾向は顕著である。まず財源面, とりわけ保険料の拠出の増加に関しては, 事前聴取制の結果と並行して行われた国会での討議をまとめている1993年段階の連邦政府によるレポートでは, 妥協的合意という特質を阻むような財政拡大・緊縮をめぐる鋭い対立があったようには見受けられない⁸⁾。報告書の「事前聴取制」の結果の記述によれば, 保険料の拠出を定めたAVIG4条⁹⁾について, 州レベルでは26州のうち21州が賛成を示している。加えて, 社会民主党・中道右派のキリスト教民主党・中道右派の自由民主党という, 「魔法の公式」を構成する主要政党4党のうち3党から, 左右問わず合意を集めている¹⁰⁾。スイスでは中央の党の立場と, 州や基礎自治体の党の立場が食い違うこともままあり, 左と右, 連邦と州・基礎自治体という二重の分断を抱えているといえる。しかし, 保険料の拠出の増大に関しては, 二つの次元でコンセンサスがとれていたのである。ほかにも, 地域レベルでの社会扶助に関し, 連邦全体を通じた基準を提示するなど社会保障の水準に関する委員会であるSKÖF¹¹⁾など12団体が賛成の意見を示している。ただし, 無制限の保険料の増大が許容されていた訳ではない。社会民主党が代替的な財源を考える必要性についても強調しているほか, 労働者団体SGB (Schweiz. Gewerkschaftsbund)も同様の立場をとった。また, 保険料の増大に賛成したアクターの多く(アッペンツェル・アウサーローデン, バーゼル・ラント, バーゼル・シュタット, ヌーシャテル, オプヴァルデン, ヴォーなどの州を含む)は, 先ほどの三党を含め, 3%以上の上昇水準は超えて

⁸⁾ Botschaft zur zweiten Teilrevision des Arbeitslosenversicherungsgesetzes (AVIG) vom 29. November 1993.

⁹⁾ その後の法改正により4条は削除され, 現在は保険料の拠出は3条にて規定される。

¹⁰⁾ スイスでは戦後ながらく4党の連立政権が保たれ, 左右の妥協的コンセンサスを重んじ, 議員議席とは無関係に内閣ポストの定数を各党に配分するという「魔法の公式」と呼ばれる不文律の慣行が存在する。

¹¹⁾ Schweizerische Konferenz für öffentliche Fürsorgeの略称。のちにDie Schweizerische Konferenz für Sozialhilfe (SKOS)と改称。

はならないとの見解を共有していた。

逆に、保険料財源の増加に反対の姿勢をとったのは、チューリヒ州、および主要四大政党のうちの残り1党である右派ポピュリズム政党の国民党、および連立政権外のスイス民主党（SD: Schweizer Demokraten）、スイス自由党（LPS: Liberale Partei der Schweiz）、一つの労働者団体（VSA: Vereinigung Schweiz. Angestellten verbände）および5つの使用者団体が挙がっている。その批判の中心は、保険料の上昇に伴い人件コストが増大することであった。Mach et al. (2004) は財政緊縮派として使用者団体を挙げるが、むしろ保険料増加をめぐる事前聴取制の中では、反対派は少数派であったといえる。

さらに、現金給付のみならずRAV（REC）の創設に連なる積極的労働市場政策や、公共職業案内に対する合意も、この時期の国会での議論に確認できる。社会民主党は同党のMatthey議員の1992年の発議をうけ、党全体として職業訓練に関する財政支出拡大を支持した。具体的な提案として、92年12月にはSilvio Bircher議員が職業安定所のスタッフの為の支出拡大を主張し¹²⁾、結果的に74条としてまとめられた。次章で詳述するが、この意見による方向性は95年の改革に、日本との決定的な違いをもたらしている。ほかの党のFasel Hugo議員もまた、そうした施策のために多くの財源を使うのに肯定的な意見を出し、超党的合意形成が伺われる。つまり、ここにも妥協的意思決定がなお観察できることが分かる。Mach et al. (2004) では議会以前の段階の事前聴取制の段階での合意形成が不可能となり、議会以前でのコンセンサス重視の傾向は後退し、積極的労働市場政策はその後の落とし所として雇用主や労働組合に合意をもたらしたとしている。だが、93年の事前聴取制よりも前の段階（92年）で、既に積極的労働市場政策への提言がなされていた訳であり、議会以前での合意困難性が積極的労働市場政策という方向を決定づけたとは解釈しがたい。また、Machらは事前聴取制以降の94年の国会で積極的

労働市場政策へと進む“完全に新しい方向付け（complete reorientation）”が起きたとしているが、それ以前の段階から積極的労働市場へと進む契機が存在していたわけである。

なお、このような積極的労働市場政策は、同時期の欧州諸国でも見られる現象である。積極的労働政策を行う一方で現物給付を維持、というパターンはしばしば散見されるといえるだろう。しかし、労働政策が普遍的な方向に変化するにしても、どのように地域のニーズを把握するかに関して、中央行政には限界があるのではないかという点が課題となってきた。対照的にスイスでは、むしろ州の行政が強くニーズを認識しており、彼らはすでに州レベルで現物給付を行っており、中央部が率いる改革の前に改革を進めていたのである。これが同時期にみられる第二の政治的特徴である。

2 連邦レベルの改革に先行する「下からの改革」

(1) RAVの“量的”インパクト

Ehrler and Sager (2011) は、1995年の連邦政府の改革は、単純な所得保障からアクティベーションへと移行するキーとなった契機であり、1990年代の行政部門のNPMへの傾向を反映していると評価している。更に、同改革は行政職員の専門化に中心的な役割を果たしたと指摘する。つまり、彼らは同改革をCritical junctureであるように評価しているとも読めるだろう。

実際に、こと財源・人材に関しては、95年改革による積極的労働市場政策の一環として地域雇用センター（RAV）が95年に設立され、大きな量的な変化を迎えた。RAVは、アクティベーションの中心的なアクターとなり、求職者へのアドバイス、資格の確認、仕事のポストの割り振り、雇用される見込みの審査、アクティベーションの配分と割り当て、民間部門との協力などを総合的に行った¹³⁾。RAV創設以前は、主に基礎自治体を運営の中心に連邦全体で約3000の職業案内・職業訓

¹²⁾ 92.3583 - Motion., Arbeitslosenversicherung. Bildungspolitische Ausrichtung https://www.parlament.ch/afs/data/d/gesch/1992/d_gesch_19923583_002.htm (2018/09/28 アクセス)。

練所があったという。だが、改革以前の地元の雇用事務所には十分な資源がなく、スタッフの専門性も低かった¹⁴⁾。また、彼らのほとんどはパートタイムの雇用だった〔Ehrler and Sager (2011)〕。RAV導入で、従来の施設は120から150程度の数のRAVへと合併された¹⁵⁾。こうして年間2500人が新しく雇用された〔Ehrler and Sager (2011)〕。

職業斡旋、および職業訓練はRAVに一元化された訳だが、失業保険を財源として提供される積極的労働市場政策としては、教育的手段（語学を始めとするコース/研修会社によるもの/資格とスキルの向上に資するインターン）や、実践的な労働プログラム（一時的な雇用を提供するプログラム/モチベーションに関するセミナー¹⁶⁾/職場でのインターンシップ (vocational internship)¹⁷⁾、に加えて特別措置（トレーニングのための補助金/慣熟手当/遠隔地での雇用された場合の交通費補助/自営への補助と促進）などの幅広い施策が挙げられる¹⁸⁾。日本における職業訓練と比較すると、より実地研修に重点が置かれているという傾向が指摘できるだろう。そして、連邦省庁の管轄部門であるSECO (Staatssekretariat für Wirtschaft, State Secretariat for Economic Affairs) は、こうした各州のRAVにおける成果を複数の指標に基づき評価・監督する役目を担うようになった。

このように、中央政府は、一連の雇用保障と失業保険改革の中で、求人情報局を設置し、積極的な労働市場政策を推進し、人材・財源の両面で拡大をみせた。しかし、実はこれは州レベルでの先行事例をもとにしたものである。すなわち、そもそもその改革の始まりが下からであった。これに加えて、高位の政府が標準化・統制する前に、多く

の下位政府の間の政策のネットワークによって、下位政府が自発的に改革を行っていた。これらはスイスの積極的労働市場政策の特徴といえよう。こうした点を踏まえると、95年改正に伴って、1996年に設置が義務づけられたRAVをcritical junctureとしてとらえるのみでは不十分であり、むしろ経路依存性にも目が向けられるべきである。では、次節以降で具体的な州レベルの動向を追跡する。

(2) 具体的な州レベルでの施策と動向

こうした連邦政府での施策に先行する事例の一つとしてゾロトゥルン州が挙がる〔中野 (1997)〕。ゾロトゥルンの事例の新しい点は、職員の専門的助言により失業期間の短縮が意図されたことや、地域のビジネス界と緊密に接触し、求職者のニーズを理解すること、などがあったという〔中野 (1998)〕。

そのほかの先行事例としては、ザンクトガレン州での事例も挙げられる。当時の政策担当者のJohannes Rutz-Metzger氏への取材¹⁹⁾によると、同州でも連邦政府のRAV設立義務化以前から既に州内で対策が打たれてきていた。70年代の不況に対応する形で、1977年よりKIGA (kantonales Amt für Gewerbe und Arbeit) と呼ばれる部署が州政府内に設立され、ジョブ・プレイスメントを含む、州内の雇用対策を担ってきた。1984年には、ザンクトガレン州で3つの地域雇用機関が立ち上がった。更に、KIGAは90年代初めの景気後退の初期に、アクティベーションの中身に関してIBISやAdeccoなどの10の民間企業に委託し、これらの企業のもとで一年の間に5000人以上の人々が対処さ

¹³⁾ 州の行政側にはLAM (Logistikstellen für arbeitsmarktliche Massnahmen, 英語ではLogistical centers for Labour Market Measures) もしくはLogistics Officesとも訳される) と呼ばれる部署を設け、RAVと協調して業務にあたる。

¹⁴⁾ 連邦政府における担当省庁の責任者であるTony Erb氏 (Chief, Products and Programmes for Active Labour Market Policy, State Secretariat for Economic Affairs (SECO), Federal Department of Economic Affairs (FDEA))、への2018年7月9日にSECOオフィスでのインタビュー、および取材時の配布資料による。

¹⁵⁾ 同上のTony Erb氏へのインタビュー及び、取材時配布資料による。

¹⁶⁾ 若年の学校中退者を対象に、平均6カ月間の自己啓発的なワークショップを行う。

¹⁷⁾ 若年層高卒者・学位保持者に平均6カ月間の民間企業・公的部門で就業体験を行う。

¹⁸⁾ 同上のTony Erb氏へのインタビュー及び、配布資料による。

¹⁹⁾ 2018年5~6月にかけて複数回 (5/30, 6/2, 6/21) メールにて取材を行った。

れることとなった。すなわち、これまで1995年の失業保険法改正とそれに伴う1996年のRAV設立による成果としてEhrler and Sager (2011)で強調されていたような、「積極的労働市場政策の部分的な民営化・市場化」という質的な変化は、それ以前の段階から既に進んでいた訳である。

ただその一方で、人材・財源といった、量的な側面に限っては、やはり96年を境に大きく変化したという。当時の政策担当者であるJohannes Rutz-Metzger氏によれば、RAVの導入に伴い、100~120人の失業者ごとにコンサルタントが1名必要となることが判明したという。彼は、それに基づく相談員の雇用の爆発的な増加は「人員爆発(“Personalexpllosion”）」だと表現していた。これにより、より個別化されたケアを提供することが目指されたとされている。財源面においても、失業保険から職業訓練プログラムへの支出が可能になったことにより、関連基金²⁰⁾に約2000万スイスフランが費やされ、職業訓練プログラムの種類の拡大²¹⁾につながったという。

前述の職業訓練の民間委託は、より実践的なスキルや経験をもたらすとも考えられる。例えば、小林(2013)はデンマークと日本における積極的労働市場政策の国際比較により、デンマークではプログラム作成において、より労使や企業が関与しており実践的な内容であることを指摘する。だが当然ながら職業訓練というものの公益性から、それらに対する政治的なコントロールという課題も同様に重要である。小林(2013)も、デンマークにおいては民間の関与が大きい一方、政治部門からのモニタリングも強いことを指摘する。

ザンクトガレン州でもこうした政治的な監視の

存在が確認できる。しかもそれが単純な費用対効果のように量的に把握できる問題だけではなく、民間による職業訓練の中身の“質の評価”も踏まえた議論がなされている。例えば、96年5月の州議会議事録²²⁾では、以前よりKIGAの下で委託を受けてきたIBISという企業が行う職業訓練プログラムに関して批判的な質疑が行われている。先述の通りRAVの下でのサービスには求職者のモチベーションに対するセミナーが存在する。州議会では、Steinemann-Mörschwil氏が、このIBISによって行われるプログラムは“求職者のこれまでの失敗を顧みさせる”というコンセプトに基づいて行われているようにみられるが、こうしたやり方は求職者にとって精神的にストレスを与えるのではないかと、として批判する意見を出した。こうした“求職者の尊厳”という観点はそもそも量的な評価が困難である。そのため、費用対効果という観点のみでは度外視されてしまう論点だろう。また、同氏はIBISがドイツ系の外資企業である点も問題視し、スイス系の企業・職員によって行われるべきではないのかと提起している²³⁾。こうした疑問は、地域に密着した視点からのニーズの把握、という観点からは自然な発想であると考えられる。ただ、この質疑に関して州政府は、IBIS自体は外資系であるが、23人の担当者のうち外国人は4人にすぎないことや、コースの受講者の中には正規ドイツ語²⁴⁾を学びたいと考えている者もいるため、むしろ一定数ドイツ人を雇うことが好ましいとの見解を示している。サービスの質に関しても、96年の初めに審査を行ったという事実を元に問題ないという見解を示している²⁵⁾。

つまり、この段階では州政府はIBISによる職業

²⁰⁾ kantonalen Arbeitslosenversicherungと Hilfsfondsと呼ばれる制度である。

²¹⁾ 同上のJohannes Rutz-Metzger氏への取材によれば、新たな取り組みとして、ヨーロッパコンピュータドライビングライセンス(ECDL)と呼ばれる欧州のITスキル検定の推進や、アルコール依存症患者の社会的統合に向けたプログラムなどが行われた。

²²⁾ State Archives St. Gallen, Steinemann-Mörschwil: IBIS Reintegrationsseminar für Arbeitssuchende (vom KIGA unterstützt), Ref code: AGR B 1-1996.2000-61.96.17.

²³⁾ この点は、当時の政策担当者のJohannes Rutz-Metzger氏に対する取材の中でも、IBISのような民間企業による職業訓練が批判された主な点の一つとして挙げている。

²⁴⁾ スイスはおよそ6割がドイツ語話者とされているが、話し言葉はドイツにおけるドイツ語(正規ドイツ語)と発音・語彙において大きく異なっている一方、書き言葉は正規ドイツ語に依拠している。

訓練を擁護する姿勢をとっていた²⁶⁾。しかし、当時の政策担当者であるJohannes Rutz-Metzger氏への取材によれば、興味深いことに、後にIBISはサイエントロジーと呼ばれる自己啓発・新興宗教団体に接近し、提供するプログラムには科学的根拠がないことが分かったため、最終的に業務の委託関係が放棄されたという。なんにせよ重要なのは、ザンクトガレン州では民間企業に職業訓練を委託したのちにも、費用対効果の観点だけでなく、提供するプログラムが求職者の精神的な側面に与える影響や、提携企業が内資か外資か、あるいはより具体的な提携企業のバックグラウンドなどの点を踏まえた“質的な評価”が、州議会を中心に行われているということである。

(3) スイスで観察された特徴は日本で観察できるか

これまでスイスの労働政策改革の特徴について論じてきたが、同時期に一見類似する社会・経済状況の課題を抱えていた同時期の日本では、このような特徴は観察できるだろうか。本稿の主題はスイスの事例研究・歴史研究であるため、詳細に立ち入った検討は本稿の課題設定を超えるが、簡単に文献のサーベイをベースに検討してみたい。日本でも、職業訓練の市場志向の改革はおよそ同時期にみられる現象であり、90年代末より顕著となった〔木村(2010)〕。具体的には、木村(2010)は、離転職者訓練の民間委託化は拡大を続け、98年度の緊急雇用開発プログラムや、2000年度予算には学卒未就職者を対象にした民間教育機関への

委託訓練費が計上され、2001年から05年までの「第7次職業能力開発基本計画」では「民間教育訓練機関への委託の活用」が目指されることになったと指摘する。小泉政権期には、03年に指定委託管理者制度、06年に市場化テスト（官民競争入札）なども導入された。無論、指定管理者の選定には総合評価に基づく議会の承認が必要であり、スイスのような議会による質的な評価・統制も論理的には可能ではある。しかし、導入の背景・文脈としてニュー・パブリック・マネジメント（NPM）の思想が強固であったこともあり、価格競争をより重んじる傾向は依然として強いといわれている²⁷⁾。

結局のところ、いかなる理由・基準において指定管理者を自治体が選定しているかについては、総務省も調査を行っている²⁸⁾。本調査では、99.3%が都道府県の指定管理団体の選定基準の内容として、「施設の管理経費の節減に関すること」をあげている。しかし、同調査では複数回答が可能²⁹⁾であるために、選定基準の比重の内訳は把握できない。ザンクトガレン州では、議会において詳細な質的評価がなされ、委託が取り下げられた訳だが、日本で同調査による委託をとりやめた理由に関しては、サービスの質的評価に関連するのは「費用対効果・サービス水準の検証の結果」という項目のみで、この選択肢では経済的な指標と質的な指標を切り離すことができない。しかし、この項目すら7.1%という小さな値に留まっている。価格的评价だけでなく質的評価の重要性を考えた場合、そもそも同調査の手法自体に欠陥があ

²⁵⁾ 同上のJohannes Rutz-Metzger氏への取材によれば、IBISはそれまでのドイツにおける失業者への訓練における経験の蓄積が、委託を行うきっかけとなったとされている。

²⁶⁾ State Archives St. Gallen, “Steinemann-Mörschwil: KIGA durchleuchten (Titel der Antwort: Öffentliche Arbeitsvermittlung)”, Ref. code AP : AGR B 1-1996.2000-51.96.26.

²⁷⁾ 例として「自治体の間で多様な成果を追求する公共調達の実践がようやく始まった一方で、入札の競争性を重んじる姿勢、競争性の高さがコスト削減に繋がるという考え方は大変強固であるように思われる」〔北大路(2010), p.36〕とある。

²⁸⁾ 総務省(2014)『「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」の概要」(http://www.soumu.go.jp/main_content/000405023.pdf 2020/07/10最終確認)。

²⁹⁾ 選定理由に関して、1施設の平等な利用の確保に関すること、2施設のサービス向上に関すること、3施設の管理経費の節減に関すること、4団体の業務遂行能力に関すること、5その他、の選択肢があり、どれも90%以上の地方自治体を含むと回答している。しかし、1の平等な利用、という質的な評価軸は1~4の中では同意の割合が最も低い。

るといえるかもしれないが、この数値からでも委託を取りやめる理由としての質的評価への関心が薄いことは見て取れる。

さらに、指定管理者全体でなく、話を職業訓練にしほれば、ザンクトガレン州を含むスイス全体で、職業訓練指導に関する人員の雇用が“爆発的に増加”したのに対し、日本では対照的にむしろ職業訓練指導員の非正規化・リストラが進んでいるとの指摘もあり、ある種の「医者の不養生」のような状態に陥ってしまっているともいえる³⁰⁾。

スイスと日本は、1990年代初頭より、極めて低い失業率からの失業問題の浮上、それに伴う職業訓練プログラムの民営化、と似たような課題と解決策をもっているようにみえるが、このように中央政府からの財源・人材に対する保障、州議会の質的見地からの評価などの点で大きく異なっているといえよう。

3 州政府の強い拒否権

(1) SECOのNPM的評価設定をめぐって

Ⅲ、2、(2)では州レベルで、職業訓練プログラムの民営化ののちも、提供されるサービスの中身や企業のバックグラウンドを含めた質的な評価が、州議会によってなされたことを強調した。ただし、各州の労働政策への監視はそれだけでなく、連邦からの監視も働いている。前述したように、とりわけ連邦省庁の中でも、SECOがその中心的な役割を果たしているとされている³¹⁾。こうした連邦政府・州政府間の関係において、Ehrler and Sager (2011)は、連邦と州間の関係は同じ権力関係になく、改革の目的の1つは後者の力を制限することだったとしている³²⁾。

ただし、96年のRAV設置義務化以降の流れを踏まえると、実際にはむしろ州政府の拒否権が前景化している部分も観察できる。SECOは目標として、できるだけ早い恒久的な仕事としての市場への再統合、長期失業の回避、支払い期間の制限を設定していた。そのため、これらの目標に向けたRAV間の競争を促進するために、成果に応じた賞与、もしくは補助の減額を行うことを、97年以降議論しだした。これらの背景には日本同様、NPM的な思想があったと指摘されている〔Ehrler and Sager (2011)〕。具体的には、州が4つの指標（長期失業者の割合など）によって、全州の平均を上回った場合、関連政策の費用はカバーされ、さらに一定のボーナスを得ることとなる。その一方で、逆に、3年間にわたって全州平均を5%下回ると、関連政策全体の3%の負担分が、その州の負担として増加することになった。このシステムは、2000年に州と連邦政府との間で合意された。しかし、2002年、つまり評価対象となる最初の3年が過ぎるよりも早く、この“罰金とボーナスの制度”は廃止されることになる。廃止の背景として、指標としての効果測定の不適切さが指摘されていたほか³³⁾、SECOのErb氏によれば、政治的な理由も大きかったという。そもそも、なぜ失業に関して悪い業績を持っている州が、財政的に冷遇されなければならないのか、という反論が強く、その点に関してこの制度は説得的でなかったためであるという³⁴⁾。同氏によれば、こうした結果をふまえて、現在のSECOのRAVに関する評価・監査基準は、単純に成果を評価するのみで、成果をどのように上げるかの方法は問われず、また成果の悪い州には助言を行うというスタンスに変化しているとい

³⁰⁾ 例えば、「職業能力開発校の統廃合や訓練科目の廃止、民間委託にともなって、職業訓練指導員のリストラが展開している。職業能力開発校の統廃合や訓練科目の市場化テスト（民間委託）によって「指導員の過剰化」（当局の見解）が進み、指導員の職種転換、退職後の不補充が全国で一般化している。また、それとは別に正規の職業訓練指導員を非常勤講師で代替するリストラも展開している。具体的には11県で「任期付指導員の採用」（3年）を実施している」〔木村（2010）、p.56〕のような指摘がある。

³¹⁾ 同上のJohannes Rutz-Metzger氏への取材においても、同様の旨を伝えられた。

³²⁾ 州にはget out clause（免責条項）がないこと、財政的に依存関係にあることを理由として挙げている〔Bonvin and Moachon (2007)；Ehrler and Sager (2011)〕。

³³⁾ 〔Ehrler and Sager (2011)〕。

³⁴⁾ 同上のErb氏への取材による。

う³⁵⁾。ザンクトガレン州のJohannes Rutz-Metzger氏によれば、RAV設立義務化の後、「どれくらいの頻度でRAVに求職者が訪れているか」などの指標は後から削除されたそうだが、こうした変化もその姿勢の表れであると評価できよう³⁶⁾。予算計画にも同様の動きがあり、州政府(Logistics Offices)はSECOに財政計画を出す必要が従来あったが、03年より380万スイスフランまではSECOの承認が必要なくなった³⁷⁾。こうした傾向は中央省庁による積極的労働市場政策による量的な評価による統制よりも、より州レベルでの評価・ニーズの把握に重点があることを示しているだろう。

(2) 積極的労働市場政策の財源をめぐる動向

こうした州による連邦政府への拒否という傾向は、最終的なパッケージにもりこまれた積極的労働市場政策の財源に関しても共通する。94年7月下旬の委員会の議論の主導によって、94年10月に3日間のセッションが行われる。そして、失業給付を最大520日にするかわりに、無条件の給付は150日のみでそれ以上の給付継続には職業訓練を義務付けるとの案をまとめ、州が連邦からの補助のもとプログラムを担当することとなった[Ehrler and Sager (2011)]。これに対し、労組と使用者団体は両者合意に至る。しかし州が議会で拒否権を発揮し、州によって作られファイナンスされる職業プログラムの多さの削減を要求した。こうした点は、積極的労働市場政策の財源が失業保険によって大きな割合でカバーされていた点に繋がっているだろう。Häusermann et al. (2004)らが強調するような、労組と使用者団体の分断という点に注目するだけでは不十分であることも示していると考えられる。

IV 結論

本稿では、Kriesi, Trechsel (2008) や Ehrler, Sager (2011) らの議論を批判的に検討し、財政緊縮・新自由主義・市場化への直接的な展開ではなく、幾つかの政治的特徴によって一定の度合いまで緩衝されていると考えられることをしめした。Häusermann, Mach, Papadopoulos, (2004) が後退したと主張する妥協的な合意形成が残存すること、州政府の強い主導(「下からの改革」)・強い拒否権のもとに、中央からのNPM的改革が拒否されたことをしめした。

そしてEhrler, Sager (2011) によるとRAVによって大きく変わったとされる積極的労働市場政策も、ザンクトガレンなどでは既に先行する改革が存在していた。むしろRAVは質的な変化というよりは、財源・人材の量的な変化としての側面が強かったといえる。しかし、量的評価による上からの統制は拒否された。そして、RAV創設義務化後の1996年以降も、積極的労働市場政策の委託先の民間企業に対して、州議会による質的な評価軸での望ましさが検討されていた。この点は、社会経済上の課題や、職業訓練プログラムの民営化というその後の対処では一見類似している、日本とは大きな違いを示していると考えられる。これを図にまとめるなら図1ようになる。

福祉レジームや社会経済状況において、日本と共通性を持つスイスでは、新自由主義やNPMに基づく量的な評価への変化も、当初は模索されたが、本稿で紹介した三つの政治的特徴などの影響により、抑制されたわけである。

さらに、そもそもNPMという量的かつ競争主義的な指標に基づく方針が優位か・そうではないか、民間企業委託における評価軸が質的なものか・費用対効果か、という違いは、近年政治学や歴史学の中で提起されてきた問題とも接続可能で

³⁵⁾ 同上のErb氏への取材による。

³⁶⁾ 同上のJohannes Rutz-Metzger氏へのメール取材による。

³⁷⁾ こうした傾向も日本における計画重視・媒体的で中規模なさまざまな指標を通じた評価重視とは対照的であると考えられる。

	スイス	日本	
類似	課題の類似	低失業率から90s初頭に失業率の上昇	低失業率から90s初頭に失業率の上昇
	対処の類似	積極的労働市場政策で民間活用	職業訓練で民間活用
相違	職業訓練の委託企業選定・廃止の軸	州議会による質的な検討	NPM的な費用対効果が優位 議会による質的な評価軸はあまり前景化していない
	NPM	州の反発によりNPMに基づく中央のコントロール弱体化(∴②)	民間委託先の業者の選定基準、および委託廃止の基準として優位
	職業訓練相談員	"人員爆発"とされる量的増加(∴③)	非正規化・リストラが進展

図1 1990年代の日本とスイスの失業政策の比較

ある。

スコット (2017) は、質的評価を量的評価に置き換えることは、民主的討議の対象となるべき重大な問題を、中立を称する専門家の手へと委ねることを意味し、ある種の「反政治マシン」として機能すると指摘する。例として、費用便益分析・社会科学引用指数などをあげ、費用便益はいかに厳格に適用されようとも、公共的な意思決定の根本的な非政治化を孕んでいるという。結果として、これまで質的に評価されていたものを正確に測ることができなかつたり、行動自体を歪めたりする危険性を「測定方法が行動を植民地化する」と指摘する。そして、逆説的に、何を測るのか、どの尺度を使うのか、いかに数値的な価値へ翻訳するのか、数値的価値をどう意思決定に利用するのか、という計算技術の中に強い政治性を隠蔽したとされる。結果的に、偏りや依怙最良という批判を払いのける非政治性の見かけの裏で、計算方法のなかに深く隠蔽された政治性をもつと述べている³⁸⁾³⁹⁾。

質的評価を量的評価へと変換しようという欲求は、NPMに限らずこうした費用便益分析、KPI、EBPM、PDCAサイクルなどのさまざまな標語を携え、再登場してきたように思われる。しかし、公共政策について政治的・質的に評価・決定され

てきた領域を、“客観的”で中立に思われる量的な評価に置き換える際には、注意が必要であるし、量的評価は唯一解でないことが意識されるべきである。そこには、本稿で委託企業選定の評価軸として示されたような、人間や社会についての量的に表現困難な側面が捨棄される可能性を常に孕んでいる。むしろ質的な評価に価値判断が入ることを前提とし、その価値判断をいかに民主主義的に行うか、という方向も存在するのである。本事例では、福祉レジームや社会経済状況において類似するスイスが、いかにそうした質的評価を維持したかについて示した。

(令和2年8月投稿受理)

(令和3年9月採用決定)

References

Afonso, A. and Papadopoulos, Y. (2015). “How the populist radical right transformed Swiss welfare politics: From compromises to polarization”. *Swiss Political Science Review*, Vol.21, No.4, pp.617-635.

Bonoli, G., & Kato, J. (2004). Social policies in Switzerland and Japan: Managing Change in Liberal-Conservative Welfare States. *Swiss Political Science Review*, 10 (3), pp.211-232.

Ehrler F., Sager F. (2011) “Marketization in a Federal System: New Modes of Governance in Unemployment Insurance and Social Assistance in Switzerland”. In:

³⁸⁾ NPMについても同様に、一見客観的で価値中立的な評価を標榜しつつ、そこに価値尺度を隠蔽している、と解釈することも可能であろう。

³⁹⁾ 類似する問題意識のもと、ミュラー (2019) も量的評価への執着が起きる背景、その危険性を指摘する。測定に基づく集権的な計画は、重要だが分散している情報を考慮できない可能性があることや、イノベーションを妨げる可能性すらあることを指摘している。実際の地域での問題の対処に必要な測定の精度を超えて、もっとモニタリングを、もっとアンケートを、といった形で、測定自体のコストが度外視され「測りすぎ」となることは、無駄な作業を生み、時間と創造力を犠牲にする可能性があるとして指摘されている。

- van Berkel R., de Graaf W., Sirovátka T. eds *The Governance of Active Welfare States in Europe. Work and Welfare in Europe*. Palgrave Macmillan, London.
- Häusermann, S., Mach, A., and Papadopoulos, Y. (2000) "Changing Interactions between Corporatist and Parliamentary Arenas in Social Policy: Reform Processes in the Field of Swiss Pension Policy and Unemployment Insurance in the 90s". In *Annual Congress of the Swiss Political Science Association*, Fribourg, November (pp. 8-9).
- (2004) "From corporatism to partisan politics: social policy making under strain in Switzerland". *Swiss political science review*, Vol.10, No.2, pp.33-59.
- Kriesi, H., and Trechsel, A. H. (2008) *The politics of Switzerland: Continuity and change in a consensus democracy*. Cambridge University Press.
- Sciarini, P. (2015). "From corporatism to bureaucratic and partisan politics: Changes in decision-making processes over time. Political Decision-Making in Switzerland", In Sciarini, P., Fischer, M., and Traber, D. eds, *The Consensus Model under Pressure*, Palgrave Macmillan, London.
- The federal government, "Botschaft und Beschlussesentwurf vom 29. November 1993 zur zweiten Teilrevision des Arbeitslosenversicherungsgesetzes (AVIG)".
- 大住莊四郎 (2002) 「北欧型NPMモデル：分権型から集権的システム改革へ」国土交通政策研究, 第8号。
- 掛貝祐太 (2018) 「現代スイス財政における新自由主義改革とその抵抗 — 白書の影響と限界を中心に —」, 『財政研究』, Vol.14, pp. 228-246。
- (2019) 「スイスの第10, 11次年金改革における政治的コンセンサス」, 『社会政策』, Vol. 11, No.1, pp. 74-84。
- (2020) 「財政民主主義についてのサーベイと概念的多面化への試論 利害の多様性を前提とした財政民主主義へ」『生活経済政策』。
- 兼村高文 (2019) 「公共経営 (NPM) による地方行革の四半世紀を振り返る ～日英比較をとおして～」, 『地方財政レポート2018』, vol.17, pp.75-86。
- 木村保茂 (2010) 「公共職業訓練の今日の特徴と課題：北海道を中心に (分権型社会における地域自立のための政策に関する総合研究 (II))」, 『開発論集』, Vol.85, 北海学園大学開発研究所, pp.47-82。
- 北大路信郷 (2010) 「自治体における公共調達改革の課題-指定管理者制度活用のために」, 『ガバナンス研究』, Vol.7, pp.21-54。
- 見山正史 (2005) 「NPM (新公共管理) の類型化」, 人文社会論叢, vol.13, pp.219-236。
- 小林一幸 (2013) 「積極的な労働市場政策による経済成長：デンマークの施策とわが国への示唆 (特集 成熟国家日本の統治システムを考える)」, 『知的資産創造』, Vol.21, No.2, pp.42-49。
- ジェリー・Z・ミュラー (2019) 『測りすぎ：なぜパフォーマンス指標は失敗するのか?』みすず書房。
- ジェームズ・C・スコット, (2017) 『実践 日々のアナキズム』, 岩波書店。
- 中野育男 (1997) 「海外研究--スイス社会保障法制の動向」, 『週刊社会保障』, Vol.51, No.1930, pp.52-55。
- (1998) 「スイスにおける雇用保障と就労インセンティブ (特集：就労インセンティブと社会保障)」『海外社会保障研究』, Vol.125, pp.39-43。
- 三浦まり (2003) 「第4章 労働市場規制と福祉国家—国際比較と日本の位置づけ—」, 埋橋孝文 (編著), 『比較のなかの福祉国家』, ミネルヴァ書房, pp.109-134。
- [リンク]
- Botschaft und Beschlussesentwurf vom 29. November 1993 zur zweiten Teilrevision des Arbeitslosenversicherungsgesetzes (AVIG) . BBl 1994 I 340 Die Bundesversammlung — Das Schweizer Parlament, <<https://www.parlament.ch/de/ratsbetrieb/suche-curia-vista/geschaeft?AffairId=19930095>> (2018/09/28 アクセス)。
- 92.3583 - Motion., Arbeitslosenversicherung. Bildungspolitische Ausrichtung <https://www.parlament.ch/afs/data/d/gesch/1992/d_gesch_19923583_002.htm> (2018/09/28 アクセス)。
- #ST# 93.095Botschaft zur zweiten Teilrevision des Arbeitslosenversicherungsgesetzes (AVIG) vom 29. November 1993 <<https://www.amtsdruckschriften.bar.admin.ch/viewOrigDoc.do?id=10052909>> (2018/09/28 アクセス)。
- 総務省 「『公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果』の概要」 <http://www.soumu.go.jp/main_content/000405023.pdf> (2019/11/18 アクセス)。
- [未公開資料]
- State Archives St. Gallen, "Steinemann-Mörschwil: KIGA durchleuchten (Titel der Antwort: Öffentliche Arbeitsvermittlung)", Ref. code AP: AGR Bf 1-1996.2000-51.96.26.
- State Archives St. Gallen, Steinemann-Mörschwil: IBIS Reintegrationsseminar für Arbeitssuchende (vom KIGA unterstützt), Ref code: AGR B 1-1996.2000-61.96.17.
- State Archives St. Gallen, "Amtsblatt 1993 seiten1449-2848" Grossratsbeschluss ueber die Arbeitslosenhilfe 23.92.02, pp.1449-1511.

(かけがいの・ゆうた)

How Competitive, Objective and Quantitative Assessments are Politically Rejectable From an Examination of the Political Process in Contemporary Swiss Labor Policy and NPM

KAKEGAI Yuta*

Abstract

This study analyzes the labor policy reforms in Switzerland after the bubble economy burst in the 1990s, focusing on the “bottom-up reform” that preceded the reforms at the federal level. Based on primary documents and interviews with relevant members, this study critically examines existing studies that argue that the consensus between the federal government and cantons and among the cantons has been weakened.

The 1995 amendment to the federal law significantly impacted the quantitative aspects of cantonal public finances, such as financial and personnel resources. However, the privatization itself was a follow-up by the federal government to their prior actions in the cantons. Despite the privatization, the quality of the services was still being examined through the cantonal legislatures. This is in contrast to Japan, which also had a small government during the same period.

Additionally, cantonal governments have strong veto power. Initially, the federal government set numerical targets and attempted to impose NPM controls on the cantons, but the cantonal governments vetoed the attempt and it was abandoned. Accordingly, we critically examine quantitative and competitive policy evaluation, which is often considered favorable.

Keywords : Switzerland, NPM, KPI, Privatization, Labor Policy, Quantitative Evaluation

* Ibaraki University, College of Humanities and Social Sciences, Lecturers (Tenure-track)

投稿：論文

病床数と入院医療費に関する再考：
基準病床数を用いた固定効果操作変数推定アプローチ片岡 栞ほか^{*1}，湯田 道生^{*2}

抄 録

本稿では、2000年度から2007年度にわたる二次医療圏単位のパネルデータを使用して、千人当たり病床数（設置病床密度）が国民健康保険被保険者の一人当たり入院医療費に与える影響を推定した。病床数は各医療機関の設備投資行動によって決定されるが、わが国では、都道府県が策定する地域医療計画において定められる二次医療圏ごとの基準病床数を上限としてその増減が認められている（病床規制）。本分析では、そうした制度的な背景を踏まえて、千人当たり基準病床数（基準病床密度）を設置病床密度の操作変数として分析を行った。その結果、一般的に広く知られている設置病床密度と一人当たり入院医療費の強い正の相関は、病床過剰圏域の傾向が反映されたものであるが、その弾力値は非弾力的であることが分かった。また、設置病床数が基準病床数に満たない圏域では、二次医療圏の固定効果と病床設置の内生性を考慮することによって、この影響は限定的にとどまることが分かった。

キーワード：基準病床数（病床規制），入院医療費，国民健康保険，固定効果操作変数法，局所平均措置効果

社会保障研究 2021, vol.6, no.3, pp.330-345.

I 序論

世界にも類を見ない少子高齢化に伴って、高騰する医療費の適正化や費用負担の在り方が官民のさまざまなレベルで活発に議論されて久しい。近年では、財政制度等審議会・財政制度分科会（2018）が、地域の医療供給体制の適正化を通して医療費の適正化を目指すという提言を発表したことや、人口減少社会における医療資源の最適な再配分を目指すために、地域の公的・公立病院に対して、医療機関としての役割や医療機能別の病床

数の見直しの検討要請を出した厚生労働省医政局地域医療計画課（2019）など、具体的な提案が示されたことは記憶に新しい。

医療供給体制については、特に病床数が、我が国の医療費の約三分の一を占める入院医療費と強い正の相関があることを多くの研究が指摘している¹⁾。例えば、1981年、1993年、1994年前後のクロスセクションデータをそれぞれ用いて分析を行った前田（1985）、Tokita and Chino（1997）、印南（1997）からは、この正の相関が数十年前から存在していたことがうかがえる。また、介護保険制度導入前の高齢者の入院医療費の都道府県格差とそ

^{*1} 中京大学経済学部（則竹亮佑，藤井友也，星野皓，柳田康太郎）

^{*2} 東北大学大学院経済学研究科

の決定要因を検証した知野（2003）では、1983～1999年の都道府県別のpooledデータを使って、病床数が入院医療費に正で有意な影響を与えていることが確認されている。近年では、1984～2007年の都道府県別パネルデータを使った今村・印南・古城（2015）が、千人当たり病床数が一般・老人それぞれの一人当たり入院診療費に対して正で有意な影響を与えていることを確認しているが、推定された弾力値は一般がおよそ0.3、老人がおよそ0.4程度と非弾力的であったことを報告している。比較的近年の海外の研究では、Fisher et al.（2000）が、1990年のU. S. センサスからの抽出されたデータを使って、一人当たり病床数と医療利用の間に正の相関があることを確認しており、米国の州レベルのパネルデータを使ったWang（2009）も、病床数が入院医療費の増加要因の一つであることを確認している。また、Freedman（2016）は、新生児集中治療室の前日の空き状況が利用状況に与える影響を分析し、重体な乳幼児の利用は変わらないが、新生児の体重によってはその利用が増えることを明らかにしている。一方で、介護施設に対する規制緩和の影響を検証したGrabowski and Gruber（2007）では、利用対象者の拡大やMedicaid診療報酬の増加、そして病床の拡張が介護施設利用に与えた効果は一貫して確認されていない。

本稿の目的は、2000年度から2007年度にわたる二次医療圏単位のパネルデータを使用して、千人当たり病床数（以下、「設置病床密度」と示す）が一人当たり入院医療費に与える影響を推定することである。本分析では、上述した日本の先行研究が抱えている二つの分析上の問題を改善して、より精度の高い因果効果の推定を試みている。第一

の改善は、都道府県別データではなく、二次医療圏別のデータを用いている点である。次節で詳述するが、地域の病床総数の上限である基準病床数（いわゆる病床規制）は二次医療圏ごとに設定される。しかし、都道府県内でも設置病床密度などの医療資源や医療利用に影響しうる地域属性には偏りがあると考えられるため、それらが集約された都道府県別データを使った分析では、そうした異質性を考慮することができず、場合によっては、得られた結果が偏っている可能性がある。より詳細な分析を行うことを考えれば個票データの利用が望ましいが、未受診者をも含む全国的で包括的な個人レベルのデータベースが整備されていない現状を踏まえば、基準病床数の最小行政単位である二次医療圏別の集計データを用いて分析することには大きな意義がある。第二の改善は、設置病床数の内生性の問題に対応している点である。日本の先行研究では病床数を外生変数として取り扱っているが、二次医療圏内で設置される病床の総数は、病床規制という上限（制約）のもとで、個々の医療機関の設備投資行動によって変動するものである。また、基準病床数はその圏域における過去の医療提供の実績も考慮されるため、都市部などの人口・医療機関の密集地域ほど基準病床数は多くなる傾向がある。これらは、設置病床数と基準病床数の間には正の相関があることを示唆しており、この関係を考慮していない先行研究の推定値は過大に推定されてきた可能性が高い。本分析では、基準病床数を設置病床数（正確には、いずれも対人口数の変数）の操作変数として回帰分析を行うことで、この問題に対応する。こうして得られる精度の高い推定結果は、今後の医療提供体制の在り方を議論するうえで重要な基

¹⁾ ここで紹介していない我が国における入院医療利用に関する実証研究には、泉田（2004）、鎌倉・泉田・野口（2012）およびNoguchi（2015）がある。泉田（2004）は、1996～2000年度の健康保険組合のレセプトデータをエピソードレベルに変換したマイクロデータを用いて分析を行っているが、病床数に関する変数は含まれていない。鎌倉・泉田・野口（2012）は、2000年1月から2009年12月にわたる『医療施設調査』と『病院報告』（いずれも厚生労働省）の医療機関体の月次パネルデータを使って、隣接病院の廃止や休止がその後の地域の病院の受け入れ患者数に与えた効果を推定し、入院・在院・退院・外来患者に対して短中期的にさまざまな影響を与えることを確認している。Noguchi（2015）は、1984～2008年の『病院報告』と『医療施設調査』をマージした医療機関単位の個票データを使用して、入院医療に対する出来高払いの診療報酬改定が、患者・看護師比率や平均在院日数を有意に減少させたことを確認している。

礎資料の一つとなるであろう²⁾。固定効果推定による分析の結果、一般的に広く知られている設置病床密度と一人当たり入院医療費の強い正の相関や因果効果は、病床過剰圏域の傾向が反映されたものであるが、その弾力値は0.110～0.182と先行研究で計測されてきたよりも非弾力的であることが分かった。また、設置病床数が基準病床数に満たない圏域においては、二次医療圏の固定効果と内生性を考慮することによって、この影響は限定的にとどまることが分かった。これらの結果は、設置病床密度と一人当たり入院医療費の強い正の相関を前提としていたこれまでの政策論議の妥当性に疑問を呈さざるを得ないことを示唆するものである。

本稿の構成は以下の通りである。次節では基準病床数制度の概略についてまとめる。III節では、分析に使用するデータと分析方法について説明する。IV節では結果とまとめる。V節は本稿の結論である。

II 基準病床数制度

基準病床数制度は、二次医療圏を単位として、既存の病床数（以下、設置病床数と記す）が、全国統一の算定方法で定められる基準病床数（2000年の第四次医療法改正までは「必要病床数」とよばれていた）を超えている地域において、原則として病院の開設や増床が許可されないという、我が国における医療供給政策の一つである。この制度は、戦後の復興期における公的医療機関の濫立が問題視されたことから、1962年の医療法改正において、公的病院に病床規制が導入されたのが始まりである〔池上（2017）〕。その後、国民皆保険制度の発足（1961年）や老人医療費無料化政策の導入（1973年）に伴って高まった医療需要に見合

う医療提供が行えるようにと、全国の病床総数は急激に増加したが、その一方で医療資源の地域的な偏在や医療施設の機能分担が不明確であるという課題も明らかになっていった。そこで、第一次医療法改正（1985年）において、都道府県自らが地域の実情に応じた地域医療計画を策定し、体系立った医療体制の実現を目指すこととなった。そのときに病床規制の対象は民間病院にも拡大され、二次医療圏単位で医療法施行規則に定められた全国一律の算定式により基準病床数を算定するという現行制度の骨子が確立された。対象となる病床は、当初の「その他病床（2000年より一般病床・療養病床として計上）」に加えて、有床診療所の療養型病床群（第三次医療法改正（1992年））や、同一般病床（第五次医療法改正（2006年））にも拡大している〔厚生労働省医政局（2016）〕。基準病床数の算定方法も、当初は圏域内の人口数に基づくだけであったが、現在では、性別・年齢階級別人口、同入院受療率、患者流出入者数、病床利用率（1985年以降）、平均在院日数（2000年以降）、介護施設対応可能数（2006年以降）なども考慮されて算出される〔厚生労働省医政局（2016）〕。なお、精神・感染症・結核病床については、病院病床について、医療法施行規則に定められた全国一律の算定式により、都道府県ごとにそれぞれの基準病床数が定められている。

基準病床数制度の導入によって、全国の病床総数増加の収束と、病床不足地域における病床整備と過剰地域の病床抑制といった医療機関の適正配置および診療機能の充実強化が期待された。その一方で、医療機関間の競争が働きにくく、既存病床の既得権益化が生じ新規参入が妨げられていること³⁾や、病床数の基準が現状追認的なものとなっているため、結果として対人口比の地域間格差があること、そして地域の実情やニーズに応じ

²⁾ 海外では、配分効率性や費用効率性といった経済学的な基準による評価〔Kuntz, Scholtes, and Vera（2007）、Longo et al.（2019）〕や、過剰病床のコスト推計、病床過剰時の最適価格を理論的・実証的に検討した研究〔Keeler and Ying（1996）、Ennis, Schoenbaum, and Keeler（2000）〕などが入院医療制度改革の際に参考にされた例もある。

³⁾ この点については、Longo et al.（2019）が、2006年に実施された英国の国民保健サービス改革（患者の病院選択の緩和）が、病院間の競争が効率性に与えた影響を検証しており、競争度の上昇はさまざまな効率性指標に対して異なる効果をもたらすことを明らかにしている。

た適切な機能別の病床数の確保ができていないことなどが問題として挙げられている〔尾形ほか(2004)〕。病床規制の導入効果を検証した研究には、泉田(2003)や今村・印南・古城(2015)、印南(2016, 5章)がある。泉田(2003)は、『医療施設調査』の都道府県データを使って、1985年より実施された地域医療計画は病床数をコントロールするうえで有効であったことを確認しているが、記述統計的な分析にとどまっている。都道府県別パネルデータを使った今村・印南・古城(2015)は、病床規制が実質的な効果を持ち始めたとする1991年以降に1をとるダミー変数を加えることで、病床規制が医療費に与える影響を推定し、病床規制が国民健康保険の医療費全般の増加率の上昇を抑制している可能性があることを確認している。しかしながら、推定式の構造上、この結果には同期間のバブル崩壊以降の「失われた20年」を含む景気変動が健康〔井深(2019)〕や医療利用に与えた効果も含まれている可能性が高い。印南(2016)は、1973～1990年の都道府県別パネルデータを使って、人口当たり病床数とその増加率を年度ダミー群や病床数の多寡に関するダミー変数に回帰する簡単なモデルを推定している。その結果は、病床規制は総量規制として機能し、また、過剰地域の増床防止と病床数の地域差の拡大に歯止めをかけたことを示唆するとしている。ただし、著者自身が論文の中で述べているように、モデルの構造が単純すぎるため、そのような解釈を支持するだけの十分な証拠とはならない。海外における類似の政策には、米国のHill-BurtonプログラムとCertificate of Need (CON) 規制がある。Hill-Burtonプログラムは、1947年から1971年にかけて実施された病院産業への大規模な公的支援

で、Chung et al. (2017)によれば、このプログラムは7万床以上の病床拡大をもたらし、地域間の一人当たり病床数の差を縮小させたことを明らかにしている。CON規制は、医療機関が高額機器の購入や病床の拡大などに要する資本支出が、さまざまな基準額を超える場合、州の計画機関から承認を得なければならないという制度である。Conover and Sloan (1998)は、CON規制が一人当たりの医療費、病院供給、技術の普及、病院産業組織などの病院におけるさまざまな指標に与える効果を評価し、CON規制が病床供給量を2%減らす一方で、微小ではあるが一人当たり入院費と病院利益は増えたことを明らかにしている。また、Delia, Tiedemann, and Huang (2009)は、ニュージャージー州におけるCON規制改革による病床の拡大が、心臓血管造影(CA)の利用率を増加させたこと、特に黒人の利用率が急速に増加し、大幅な格差の縮小につながったことを明らかにしている。

Ⅲ データと分析方法

1 データ

本研究で用いるデータは、本分析を行うために筆者によって行われた『基準病床数の推移に関する調査』と、公表されている市区町村別データを二次医療圏単位に集計して作成したパネルデータである⁴⁾。『基準病床数の推移に関する調査』は、1999年から2007年までの都道府県内の二次医療圏別の基準病床数(一般病床と療養病床(旧称含む)の総和)を各都道府県庁の関係部局に尋ねたもので、2018年1月にEメールで実施された。最終的に37都道府県からの回答があり(回答率78.7%)、

⁴⁾ 二次医療圏別のパネルデータを作成するにあたって、データの制約上、以下のような措置をとった。(1) 同一自治体内に複数の二次医療圏を持つ神奈川県横浜市と同川崎市は市単位に集約した。(2) 埼玉県さいたま市岩槻区(旧岩槻市)は埼玉県東部医療圏、大阪府堺市美浜区は大阪府南河内医療圏にそれぞれ属しているが、さいたま市内・堺市内におけるデータの分割が不可能であるため、前者はさいたま市(埼玉県中央医療圏)、後者は堺市(大阪府堺市医療圏)に含めた。(3) 静岡県静岡医療圏の2003・2004年度の国民健康保険に関するデータは存在しなかったが、ほかのデータの集計状況から、静庵医療圏に一括した。(4) 千葉県夷隅長生市原医療圏は、2004年9月から夷隅長生医療圏と市原医療圏に分離するが、ほかのデータの集計状況から、2005年度から別々にした。(5) 岡山県吉備中央町は、2004年10月に賀陽町(高梁・阿新医療圏)と加茂川町(県南東部医療圏)が合併して誕生したが、ほかのデータの集計状況から、高梁・阿新医療圏に含めた。データの出所については、表1を参照のこと。

313二次医療圏(観測値数は2310)の基準病床数の推移を入手した⁵⁾。公表されている市区町村別データのうち、入院医療費などの医療保険関係のデータは『国民健康保険事業年報』と『国民健康保険実態調査報告』の保険者別データを用いている。また、本研究の分析対象期間は、2000年度から2007年度の8年間である。2000年度以降に焦点を当てた理由は、同年から施行された第4次医療法改正によって病床区分が見直されたためと、同年から導入された介護保険制度関係のデータの利用可能になり、入院医療と介護の代替関係をより正確にとらえられるようになったためである。一方で、2007年度までとした理由は、その翌年度から導入された後期高齢者医療制度によるためである。具体的には、保険者が広域連合に移管したことで、全年齢層を包括的に集計した市区町村レベルの医療保険関係のデータが容易に入手できなくなったためである。

詳細な分析に先立って、設置病床数と被保険者一人当たり入院医療費の関係を概観しておく。図1の散布図は、縦軸に二次医療圏内の入院医療費の合計額を同圏内の被保険者総数で除した一人当たり入院医療費の対数値、横軸に設置病床密度の対数値をとったものである。パネルAは二次医療圏別データをそのままプロットしたものであるが、先行研究と同様に正の相関関係が視覚的に確認でき、相関係数も0.692と高めである。一方、パネルBは固定効果変換したデータ \hat{x}_{it} ($=x_{it}-\bar{x}_i$ 。ただし、 \bar{x}_i は二次医療圏*i*ごとの平均)を用いたものであるが、こちらでは正の相関は視覚的にほとんど観察されず、相関係数も0.030と非常に小さい。このことは、クロスセクションデータを用いて検証を行ってきた先行研究の結果は何らかのバイアスを含んでいることを強く示唆するものである。

なお、データの制約上、以下の点には留意が必要である。第一は、選択バイアスによる過小評価の可能性である。『基準病床数の推移に関する調

査』の未回答県は、秋田県・富山県・山梨県・鳥取県・広島県・徳島県・佐賀県・長崎県・熊本県・鹿児島県であったが、病床数が多く一人当たり医療費とされる高い西日本地域が多い。補論1で示しているように、すべての二次医療圏を含むサンプルと比較すると、分析サンプルの一人当たり入院医療費は低く、設置病床密度も少ないため、この影響が過小に推定される可能性がある。第二は、医療保険関係のデータは市町村国民健康保険のものを使用しているため、医療需要は国内の平均よりも高い集団のものであるという点である。しかしながら、今村・印南・古城(2015)が指摘するように、ほかの公的医療保険の公表データは、職域単位で収集されているため、地域ごとに定められる施策の評価や地域特性を考慮した分析を行うことが不可能である。第三は、本分析で対象とする設置・基準病床は一般病床と療養病床を合算したもので、都道府県単位で基準が算定されている精神病床、感染症病床および結核病床は分析の対象に含めていない点である。

2 分析モデル

本分析における推定式は以下の(1)式である。

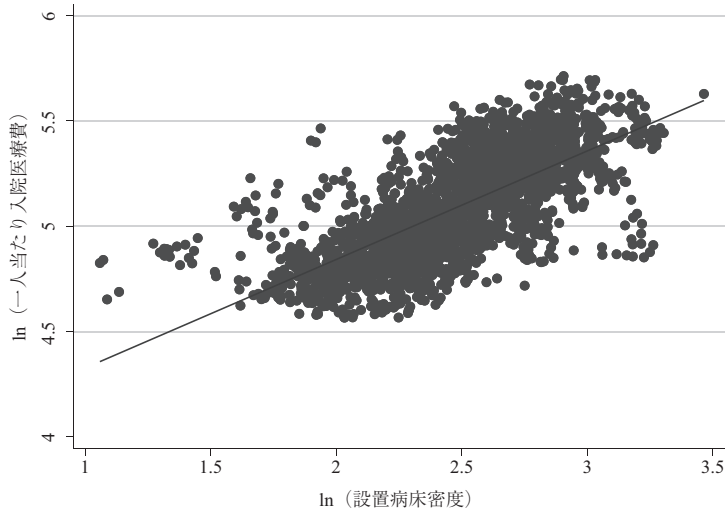
$$\ln(Y_{it}) = \beta_0 + \beta_1 \ln(Bed_{it}) + \mathbf{x}'_{it} \boldsymbol{\beta}_x + \tau_t + \mu_i + u_{it} \quad (1)$$

Y_{it} は二次医療圏*i*の*t*年度における被保険者一人当たり入院医療費(2005年価格)、 Bed_{it} は設置病床密度である。設置病床密度と一人当たり医療費の間に正の相関があれば、係数 β_1 は正で有意に推定される。 \mathbf{x} は説明変数ベクトルで、保健資源や人口構造などの地域属性が含まれている。保健資源には、二次医療圏内の人口千人当たり病院数(病院密度)、高齢被保険者一人当たり介護施設定員数および同介護保険施設定員割合が含まれる。病院密度は市場の集中度の代理変数で、二次医療圏内の入院医療の競争状態やアクセスの影響をと

⁵⁾ 厚生労働省は過去に『厚生白書』などで都道府県別の基準病床数を公表したこともあったが、筆者による厚生労働省へのヒアリングによれば、これは各都道府県から報告された集計値をまとめただけで、厚生労働省自体は、二次医療圏ごとの基準病床数は把握していないとのことであった。

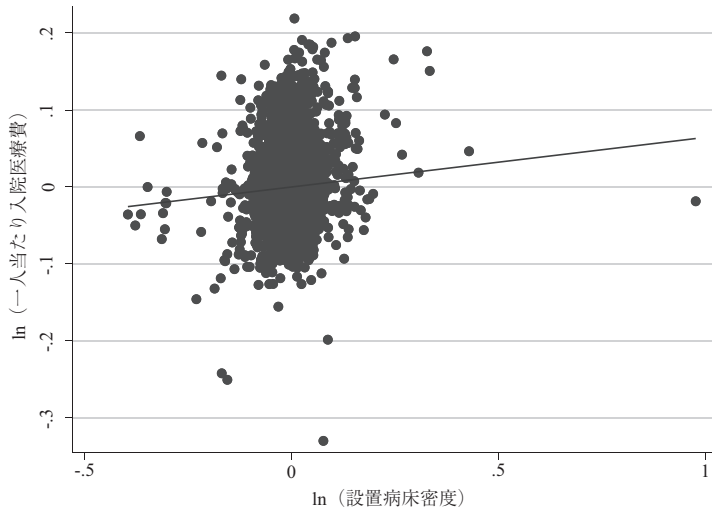
らえるものである⁶⁾。介護施設関係の変数は、入院医療の代替的なサービス利用の影響を考慮するものである。このうち、高齢被保険者一人当たり介護施設定員数は、二次医療圏内の介護施設（介

パネル A：Pooled クロスセクションデータ



注：分析サンプルより筆者作成。相関係数は0.692である。

パネル B：固定効果変換データ



注：分析サンプルより筆者作成。相関係数は0.030である。

図1 被保険者一人当たり入院医療費と設置病床密度

⁶⁾ 市場の集中度を示す代表的な指標にはHirschman-Herfindahl Index (HHI) があるが、本分析でHHIではなく病院密度を用いた理由は、二次医療圏内にある各医療機関の病床数を個別に把握できないためである。また、二次医療圏を構成する市区町村ごとの病床数を使用してHHIのような変数を用いることも考えたが、一つの自治体のみで構成されている二次医療圏のHHIは1（独占）となってしまうため、本分析ではHHIは用いずに病院密度を用いている。なお、人口当たり医師数は、医師による居住地選択の影響などが含まれ〔例えば、吉田・幸野（2007）やYuda（2013）〕、その内生性にも対応すると実証モデルが複雑になりすぎるため、本分析では採用しない。

護老人保健施設・介護老人福祉施設・養護老人ホーム・軽費老人ホーム・有料老人ホーム)の定員総数を高齢被保険者(退職者医療制度の被保険者と老人保健制度の適用者)総数で除したものである。介護保険施設定員割合は、定員総数に占める介護保険二施設(介護老人保健施設・介護老人福祉施設)の定員数の割合である。また、地域属性には、被保険者数、高齢化率、被保険者一人当たり課税標準額(2005年価格)、および財政力指数が含まれる。被保険者数は二次医療圏内における市町村国民健康保険被保険者の総数であり、保険者の規模の代理変数である〔例えば、湯田(2010)〕。高齢化率は被保険者総数に占める高齢被保険者数の割合であり、高齢化が医療費に与える影響をとらえるものである。被保険者一人当たり課税標準額は所得の代理変数であり、二次医療圏内における被保険者の課税標準額の総額を同圏内の被保険者総数で除したものである。財政力指数は地方公共団体の財政力を示すもので、二次医療圏内の自治体の財政力指数の平均値を採用している。財政に余裕がある(ない)自治体は、公立の医療機関を拡大(縮小)したり、地域の保健政策に割ける予算が多い(少ない)可能性があり、これは地域住民の健康水準や医療利用に影響を与えると考えられる。これらの連続変数はすべて対数化したものを用いるので、各係数推定値 β は Y に対する弾力値を表す。また、 τ の年効果は、診療報酬改定やマクロ経済環境などの影響を包括的にとらえるものであり、 μ の二次医療圏の固定効果は、そのほかの観察不可能な地域要因の影響をとらえるものである。なお、 u は誤差項である。

I節で述べたように、設置病床数は内生変数であり、制度的な背景(病床規制)を踏まえると、それは基準病床数の関数であるとみなせる。本分析では、基準病床密度(人口千人当たり基準病床数、 $Tbed$)を設置病床密度の操作変数とした操作変数法によって、この問題に対応する。つまり、第一段階の推定式は、

$$\ln(Bed_{it}) = \alpha_0 + \alpha_1 \ln(TBed_{it}) + \mathbf{x}_{it}' \boldsymbol{\alpha}_x + \tau_t + \mu_i + e_{it} \quad (2)$$

である。ただし、 e は誤差項である。地域属性 x が推定式に含まれることから、(2)式は印南(2016)の推定式をより精緻化したものであるとも解釈できる。また、基準病床数は都道府県内の二次医療圏で同時に改定されるが、そのタイミングは都道府県によって異なるため、基準病床密度は横断面的・時系列的の双方に十分な変動がある変数である。加えて、以下では操作変数の妥当性(関連性と外生性)について確認しておく。補論2の図A1は、基準病床密度と設置病床密度の散布図であるが、これらの間には明確な正の相関関係があることが確認でき、相関係数も0.804と図1Aのものよりも大きいため、関連性は満たしているといえる。一方で、外生性については、より慎重な議論が必要である。なぜならば、II節で示したように、基準病床数は前年までの地域属性や入院医療の実績に基づいて算出されるが、推定式の地域属性 x にはそれらの変数は含まれていないため、(2)式の $TBed_{it}$ と e_{it} は相関し、推定結果にバイアスが生じる可能性がある。この懸念に対して、本分析では、基準病床数の算定に用いられる指標の中で、考慮可能な地域属性と入院実績のラグ値(先決変数)を明示的に追加した以下のモデルでも推定を行う⁷⁾。

$$\ln(Y_{it}) = \beta_0 + \beta_1 \ln(Bed_{it}) + \mathbf{x}_{it}' \boldsymbol{\beta}_x + \mathbf{z}_{it-1}' \boldsymbol{\beta}_z + \tau_t + \mu_i + u_{it} \quad (1)'$$

$$\ln(Bed_{it}) = \alpha_0 + \alpha_1 \ln(TBed_{it}) + \mathbf{x}_{it}' \boldsymbol{\alpha}_x + \mathbf{z}_{it-1}' \boldsymbol{\alpha}_z + \tau_t + \mu_i + e_{it} \quad (2)'$$

ただし、 z は先決変数ベクトルで、女性割合、入院受療率、病床利用率および平均在院日数の1期ラグ値が含まれている。ただし、女性割合については、国民健康保険の保険者レベルの男女別被保険者数の統計は利用不可能であるため、市区町村全体の割合を代用している。また、病床利用率と

⁷⁾ 分析期間内に二次医療圏を再編している都道府県が複数あるため、先決変数がない(つまり、サンプルから除外される)二次医療圏も存在する。詳細は表2を参照のこと。

平均在院日数も、国民健康保険だけのものではなく、二次医療圏全体のものを使用している。ただし、入院受療率は、二次医療圏内すべての国民健康保険被保険者の入院件数を同被保険者数で除したものを使用している。

表1は分析に使用する変数の記述統計量がまとめられている。一人当たり入院医療費の平均は約16万円であり、設置病床密度の平均は基準病床密度の平均を上回っていることが確認できる。介護施設定員密度は地域間のばらつきが大きく、また、介護保険施設の定員比率の平均は76.6%である。被保険者数も地域間のばらつきが大きく、高齢化率の平均は41.9%と高めである。被保険者一人当たり課税標準額の平均は63.1万円と低いが、これらは国民健康保険のデータを用いているためであると考えられる。また、財政力指数の平均は

0.511である。先決変数については、女性割合の平均が51.4%であり、入院受療率と病床利用率の平均は、それぞれ39.1%と83.7%、そして平均在院日数の平均は39.5日である。

Ⅳ 推定結果

推定結果は表2にまとめた通りである。上段のパネル(1)は設置病床密度のみを説明変数とした単回帰分析の結果、下段のパネル(2)は諸変数を含んだ重回帰分析の結果である。重回帰分析では、先決変数 z_{it-1} を含まないモデル(i)とそれらを含むモデル(ii)の結果を並列しているが、モデル(ii)のいずれにおいても、入院受療率のみが正で有意に推定されている。しかしながら、モデル(i)・(ii)におけるほかの説明変数の推定結果はあ

表1 記述統計量

変数名	出所	平均	標準偏差	最小値	最大値
内生変数					
一人当たり入院医療費(千円)	[1]	159.875	40.134	96.119	302.652
設置病床密度	[2]	11.821	3.981	2.882	27.215
説明変数					
基準病床密度	[3]	9.915	2.619	2.144	24.625
病院密度	[2]	0.205	0.095	0.024	0.626
介護施設定員密度	[4]	55.274	38.479	16.350	914.384
介護保険施設定員割合	[4]	0.766	0.097	0.237	1.000
被保険者数(千人)	[1]	137.772	155.018	1.364	1180.579
高齢化率	[1]	0.419	0.078	0.186	0.634
被保険者一人当たり課税標準額(千円)	[6]	631.825	191.001	212.635	1909.066
財政力指数	[7]・[8]	0.511	0.251	0.106	1.750
先決変数					
女性割合	[9]	0.514	0.011	0.478	0.540
入院受療率	[1]	0.391	0.103	0.238	0.836
病床利用率	[10]	0.837	0.058	0.399	0.973
平均在院日数	[10]	39.505	12.993	11.900	106.800

注：観測値数は2310(ただし、先決変数は1997)、二次医療圏数は313である。金額は消費者物価指数(総合、総務省統計局「消費者物価指数」)を用いて2005年度価格に調整している。変数の出所は以下の通りである。

- [1] 厚生労働省『国民健康保険事業年報』, 各年版。
- [2] 厚生労働省『医療施設調査』, 各年版。
- [3] 湯田道生『基準病床数に関する調査』, 2018年。
- [4] 厚生労働省『介護サービス施設・事業所調査』・『社会福祉施設等調査』, 各年版。
- [5] 総務省『住民基本台帳人口要覧』, 各年版。
- [6] 厚生労働省『国民健康保険実態調査報告』, 各年版。
- [7] 総務省『市町村税課税状況等の調』, 各年版。
- [8] 東京都総務局行政部政課『特別区決算状況』, 各年版。
- [9] 総務省『住民基本台帳人口要覧』, 各年版。
- [10] 厚生労働省『病院報告』, 各年版。

表2 一人当たり入院医療費に対する推定結果

サンプル 推定方法 モデル	全サンプル				病床過剰圏域					
	OLS		IV		FE		FEIV		FE	
	(i)	(ii)	(i)	(ii)	(i)	(ii)	(i)	(ii)	(i)	(ii)
(1) 単回帰										
設置病床数	0.498*** (0.056)		0.588*** (0.055)		0.030 (0.045)		-0.142 (0.184)		-0.211*** (0.063)	
定数項	3.842*** (0.124)		3.625*** (0.126)		4.974*** (0.108)		5.387*** (0.445)		5.606*** (0.157)	
R-Squared	0.479		0.464		0.479		0.479		0.514	
Weak identification test			506.701***				6.130**			
(2) 重回帰										
設置病床数	0.286*** (0.061)	0.033* (0.019)	0.291*** (0.065)	0.083*** (0.019)	0.144*** (0.042)	0.089*** (0.028)	0.147 (0.099)	0.078 (0.068)	0.182*** (0.059)	0.110** (0.044)
病院数	0.054* (0.031)	-0.075*** (0.017)	0.051 (0.035)	-0.086*** (0.016)	-0.042 (0.026)	-0.052*** (0.019)	-0.043 (0.042)	-0.048* (0.028)	-0.038 (0.033)	-0.045** (0.022)
介護施設定員数	0.002 (0.035)	-0.006 (0.010)	0.001 (0.034)	-0.009 (0.011)	-0.036* (0.018)	-0.031** (0.014)	-0.037** (0.018)	-0.031** (0.014)	-0.025 (0.032)	-0.020 (0.022)
介護保険施設定員割合	-0.095 (0.079)	-0.018 (0.020)	-0.094 (0.078)	-0.022 (0.022)	-0.013 (0.024)	-0.033* (0.019)	-0.014 (0.026)	-0.032 (0.019)	-0.013 (0.026)	-0.031 (0.022)
被保険者数	-0.001 (0.013)	0.017*** (0.005)	-0.001 (0.014)	0.014*** (0.005)	-0.008 (0.019)	-0.006 (0.014)	-0.008 (0.019)	-0.006 (0.014)	0.019 (0.034)	0.021 (0.026)
高齢化率	0.545*** (0.051)	0.027 (0.019)	0.543*** (0.053)	0.036* (0.020)	0.373*** (0.065)	0.319*** (0.064)	0.372*** (0.064)	0.319*** (0.064)	0.305*** (0.105)	0.292*** (0.102)
被保険者一人当たり所得	-0.034 (0.069)	0.038*** (0.013)	-0.033 (0.068)	0.037*** (0.013)	-0.001 (0.042)	0.023 (0.027)	-0.001 (0.042)	0.023 (0.027)	0.008 (0.037)	0.035 (0.021)
財政力指数	-0.090* (0.050)	-0.008 (0.010)	-0.089* (0.048)	-0.007 (0.010)	0.037* (0.020)	0.020 (0.018)	0.037* (0.020)	0.020 (0.018)	0.044* (0.025)	0.036 (0.023)
女性割合		0.521** (0.242)		0.357 (0.298)		-0.816 (1.116)		-0.819 (1.123)		-0.001 (1.480)
入院受療率		0.988*** (0.028)		0.956*** (0.029)		0.476*** (0.048)		0.479*** (0.051)		0.470*** (0.076)
病床利用率		-0.051 (0.042)		-0.047 (0.043)		-0.021 (0.043)		-0.024 (0.043)		0.070 (0.073)
平均在院日数		-0.007 (0.014)		-0.011 (0.015)		-0.008 (0.022)		-0.007 (0.023)		0.036 (0.030)
定数項	5.022 (0.673)	5.844 (0.168)	5.005 (0.688)	5.722 (0.174)	5.158 (0.334)	4.957 (0.802)	5.149 (0.433)	4.984 (0.810)	4.812*** (0.349)	5.059*** (1.070)
R-Squared	0.753	0.960	0.753	0.958	0.462	0.848	0.463	0.848	0.375	0.870
t-test for year effect	74.271***	72.519***	539.933***	438.424***	111.691***	107.126***	823.673***	673.085***	138.608***	91.487***
Weak identification test			216.978***	235.588***			6.708**	7.390**		
観測値数	2310	1997	2310	1997	2310	1997	2310	1997	1627	1408
二次医療圏数	313	307	313	307	313	307	313	307	219	214

注：操作変数推定は制限情報最尤法（LIML）法による。すべての重回帰モデルには年ダミー変数群が含まれている。***は1%、**は5%、*は10%有意水準でそれぞれ有意であることを示す。括弧内は、都道府県内の二次医療圏間の誤差項の相関を許した頑健な標準誤差である。“Weak identification test”は、Kleibergen-Paap Wald rk F統計量で、いずれのモデルにおいても、OLS推定量のバイアスに対するIV推定量のバイアスを10%、15%、20%、25%まで許容する場合の臨界値はそれぞれ、16.38、8.96、6.66、5.53である〔Stock and Yogo (2005)〕。

まり変わらない。一列目から四列目は、固定効果を考慮しない最小二乗法 (ordinary least squares, OLS) と操作変数法 (instrumental variable estimation, IV) によるクロスセクション分析の推定結果、五列目から八列目のFEとFEIVは固定効果を考慮したパネル分析 (固定効果 (fixed-effect, FE) モデル) の推定結果である。なお、IV法によって推定される係数についての近年の解釈に従えば、(FE) IV法で推定されるのは、設置病床数が基準病床数に満たない圏域 (compliers) における病床密度が一人当たり入院医療費に与える局所平均措置効果 (local average treatment effect) である。なぜならば、すでに設置病床数が基準病床数を上回っている圏域では、規制によって病床を増やすことができないためである。これは、第一段階推定で推定される基準病床密度の変化が病床密度の変化に与える影響についても同様である。このことは、FEIV推定では、設置病床数が基準病床数を超過している過剰病床圏域における影響を推定できないことを意味している。そこで本分析では、過剰病床圏域に限定したサンプルを使って同様の分析を行うことで、過剰病床圏域における影響も推定する。なお、過剰病床圏域では、病床の縮小をもってのみ病床密度は変動するが、これらは医療機関と取り巻く諸変数 (x_{it} , z_{it-1} , τ_i , μ_i) によって影響されると考えられるので、通常のFEモデルによって、過剰病床圏域における設置病床密度が入院医療費に与える影響を推定することができる。これらの結果は九列目と十列目に示している。なお、地域医療政策は都道府県ごとに作成・施行されるため、標準誤差は都道府県内の二次医療圏間の誤差項の相関を許す頑健な標準誤差 (clustering robust standard error) を推定している。

分析結果の報告に先立って、操作変数の関連性について確認する。補論2の表A2には、第一段階推定における基準病床密度の設置病床密度に対する推定値がまとめられている。基準病床密度の係数はいずれも正で有意であるが、固定効果推定の結果では、Staiger and Stock (1997) の弱操作変数の検定結果 (この場合はt値の二乗) が、関連性の

仮定を満たすとされる水準である10に及ばない。このことは、通常の二段階最小二乗法による推定では、得られた推定値がOLS推定量に偏る、つまり、本分析の場合には過剰推定されるという弱操作変数問題によるバイアスが生じていることを示している。この問題に対して、本分析では操作変数が弱くてもバイアスが小さくカバレッジ率が良い信頼区間が得られる制限情報最尤法 (Limited Information Maximum Likelihood Method, LIML法) を用いている。表2の“Weak identification test”には、不均一分散の下での操作変数の関連性を検定するKleibergen-Paap Wald rk F統計量を報告している。いずれのモデルにおいても、OLS推定量のバイアスに対するIV推定量の相対的なバイアスを20% (15%) まで許容する場合の臨界値は6.66 (8.96) であるため [Stock and Yogo (2005)], FEIV推定では、その状況においては操作変数が弱いという帰無仮説を棄却できる。なお、表A2の第一段階推定のFEIV法の結果によれば、設置病床密度に対する基準病床密度の弾力性は0.153~0.161と非弾力的である。このことは、設置病床数が基準病床数に満たない圏域では、基準病床密度を10%増加させても、設置病床密度の増加は1.6%程度にすぎないことを示している。

設置病床密度が被保険者一人当たり入院医療費に与える影響は、単回帰モデルでは、内生性の考慮の有無にかかわらずpooledデータを用いた推定では正で有意であるが、パネル推定であるFEモデルでは有意ではなく、FEIVモデルにおいては符号が負になっている。加えて、過剰病床圏域では負で有意に推定されている。これらは散布図 (図1A・B) で確認された傾向とおおむね一致している。一方で重回帰モデルでは、pooledデータおよびFE推定では係数 β_1 は正で有意であるが、FEIV推定では係数はFE推定とほとんど変わらないが有意ではない。このことは、設置病床密度が基準病床密度に満たない圏域においては、二次医療圏の固定効果と病床密度の内生性を考慮すると、設置病床密度が一人当たり入院医療費に与える影響は限定的になることを示している。その一方で、過剰病床圏域におけるFE推定では、これら

は正で有意に推定されており、その弾力値は0.110~0.182と推定されている。過剰病床圏域は全体の約7割を占めるため、広く認知されている設置病床密度と一人当たり入院医療費の正の相関関係はこれらの地域の相関を反映したものであると考えられるが、推定された弾力値は今村・印南・古城(2015)の0.3に比べるとかなり小さい。

FEIV推定と過剰病床圏域におけるほかの説明変数の影響を見てみると、すべてのモデルにおいて、一人当たり入院医療費の増加に最も強い正の影響を与えているものは高齢化率であり、弾力値は前者で0.319~0.372、後者で0.292~0.305であった。これはWang(2009)の定性的な結果と整合的である。また、財政力指数が正で有意にされており、財政状況が良い自治体ほど医療費が高いことが確認されているが、弾力値は0.037または0.044と低い。一方で、FEIV推定では、介護施設定員数が負で有意に推定されている。これは介護施設が入院医療の代替的なサービスとして機能していることを示唆しているが、介護保険制度導入前の都道府県データを使った知野(2003)とは異なる結果である。推定された弾力値は-0.037~-0.031と低いが、本分析の医療費の指標は高齢者だけでなく全年齢階層の被保険者の平均を用いているので、実際の代替効果はこれより大きいと推察される。また、病床過剰圏域ではこの影響は有意に推定されていない。

V 結論

本稿では、2000年度から2007年度にわたる二次医療圏単位のパネルデータを使用し、設置病床密度が一人当たり入院医療費に与える影響を推定した。その結果、一般的に広く知られている設置病床密度と一人当たり入院医療費の強い正の相関や因果効果は、病床過剰圏域の傾向が反映されたものであるが、その弾力値は0.110~0.182と先行研究で計測されてきた以上に非弾力的であることが分かった。また、設置病床数が基準病床数に満たない圏域においては、二次医療圏の固定効果と内生性を考慮することによって、この影響はほぼ

消失することが分かった。また、後者の圏域では、基準病床密度が10%増加しても、設置病床密度の増加は1.6%程度の増加にとどまることも分かった。

これら二つの弾力値が有意でも小さい、または非有意であることは、設置病床数の調整を経て入院医療費をコントロールするという病床規制が導入された当初に想定されたメカニズムがあまり機能しないことを示唆している。ただし、冒頭で述べたように、医療費の決定要因は多元的であるため、この結果のみをもって今後の病床の在り方を議論すべきではなく、設置病床数の変化がほかの指標に対する影響も考慮に入れるべきである。例えば、一人当たり医療費を入院率(外延, extensive margin)と一件当たり費用(内延, intensive margin)に分解して、より詳細な医療利用に与える影響を分析することや、在院日数(医療供給)や健康(死亡率)などの成果に与える影響を分析する余地はまだ十分にある。また、本稿の分析対象期間以降について考える場合には、高額な特定保険医療材料や薬剤の利用が増えていることにも留意すべきであろう。高額医療費を被保険者または患者一人当たりで考えた際に、これらの影響がどこまで残るかは分からないが、エビデンスに基づく政策論議を行うためには、そうした要因も考慮に入れることも重要であると考えられる。本稿では、紙幅の都合からこれらの分析は行わなかったが、これらの検証は、高齢社会における医療費の決定要因を探るうえでも非常に重要な今後の研究課題である。また、FE・FEIVモデルにおける多くの説明変数が非有意であったことは、固定効果として考慮されている地域特有の生活習慣による疾病構造の違いといった需要要因や、医療機器の整備状況などの物的資本の違いといった供給要因が、一人当たり入院医療費を増加させていることも考えられる。二次医療圏別の地域データによる分析ではこれ以上の解釈は不可能であるため、需給双方の個票データによる分析を行うことも今後の重要な研究課題であるといえる。

謝辞

本稿は、2017年度中部経済学インターゼミならびに東北大学における報告論文を大幅に加筆修正したものである。本稿の旧稿に対して、2名の匿名レフェリー、風神佐知子、吉田浩、若林緑の各氏および上記研究会の参加者からいただいたコメントは本稿の改善に大いに役立った。記して感謝の意を表したい。また、『基準病床数の推移に関する調査』に対して、迅速で丁寧なご協力をくださった各都道府県庁の部局担当者の方々にも感謝を申し上げたい。本稿の内容は、すべて筆者らの個人的見解であり、それぞれの現所属の見解を示すものではない。残された本文中の誤りはすべて筆者らに帰するものである。

(令和2年9月投稿受理)

(令和3年9月採用決定)

参考文献

- Chung, A.P., M. Gaynor, and S. Richards-Shubik (2017) "Subsidies and structure: The lasting impact of the Hill-Burton program on the hospital industry," *Review of Economics and Statistics*, Vol.99 (5), pp.926-943.
- Conover, C. J. and F. A. Sloan (1998) "Does removing Certified-of-Need regulations lead to a surge in health care spending?" *Journal of Health Politics, Policy, and Law*, Vol.23 (3), pp.455-481.
- Delia, D., A. Tiedemann, and C. S. Huang (2009) "Effects of regulation and competition on health care disparities: The case of cardiac angiography in New Jersey," *Journal of Health Politics, Policy, and Law*, Vol.34 (1), pp.63-91.
- Ennis, S., M. Schoenbaum, and T. Keeler (2000) "Optimal prices and costs for hospitals with excess bed capacity," *Applied Economics*, Vol.32 (9), pp. 1201-1212.
- Fisher, E. S., J. E. Wennberg, T. A. Stukel, J. S. Skinner, S. M. Sharp, J. L. Freeman, and A. M. Gittelsohn (2000) "Association among hospital capacity, utilization, and mortality of U.S. Medicare beneficiaries, controlling for sociodemographic factors," *Health Services Research*, Vol.34 (6), pp.1351-1362.
- Freedman, S. (2016) "Capacity and Utilization in Health Care: The Effect of Empty Beds on Neonatal Intensive Care Admission," *American Economic Journal: Economic Policy*, Vol.8 (2), pp. 154-185.
- Grabowski, D.C. and J. Gruber (2007) "Moral Hazard in Nursing Home Use," *Journal of Health Economics*, Vol.26 (3), pp. 560-577.
- Keeler, T. and J. S. Ying (1996) "Hospital costs and excess bed capacity: A statistical analysis," *Review of Economics and Statistics*, Vol.78 (3), pp.470-481.
- Kuntz, L., S. Stefan, and V. Antonio (2007) "Incorporating Efficiency in Hospital-Capacity Planning in Germany," *European Journal of Health Economics*, Vol.8 (3), pp. 213-223.
- Longo, F., L. Siciliani, G. Moscelli, and H. Gravelle (2019) "Does hospital competition improve efficiency? The effect of the patient choice reform in England", *Health Economics*, Vol.28, pp.618-640.
- Noguchi, H. (2015) "How Does the Price Regulation Policy Impact on Patient-Nurse Ratios and the Length of Hospital Stays in Japanese Hospitals?" *Asian Economic Policy Review*, Vol.10 (2), pp. 301-323.
- Staiger, D. and J. H. Stock (1997) "Instrumental variables regression with weak instruments," *Econometrica*, Vol.65 (3), pp.557-586.
- Stock, J. H. and M. Yogo (2005) "Testing for weak instruments in linear IV regression," In D. W. K. Andrews and J. H. Stock. (eds.) *Identification and Inference for Econometric Models: Essays in Honor of Thomas Rothenberg*. pp.80-108. Cambridge: Cambridge University Press.
- Tokita, T. and T. Chino (1997) "The present and future national medical expenditure in Japan," *The Economic Analysis (Keizai Bunseki)*, No.152, pp.1-68.
- Wang, Z. (2009) "The determinants of health expenditures: Evidence from US state-level data," *Applied Economics*, Vol.41 (4), pp.429-435.
- Yuda, M. (2013) "Medical fee reforms, changes in medical supply densities, and supplier-induced demand: Empirical evidence from Japan," *Hitotsubashi Journal of Economics*, Vol.54 (1), pp.79-93.
- 池上直己 (2017) 「医療計画の歴史と課題」, 『日本の医療と介護 歴史と構造, そして改革の方向性』, 第6章, pp97-110.
- 泉田信行 (2003) 「病床の地域配分の実態と病床規制の効果」, 『季刊社会保障研究』, Vol.39 (2), pp.164-173.
- (2004) 「入院医療サービスに関する分析」, 『季刊社会保障研究』, Vol.40 (3), pp.214-223.
- 井深陽子 (2019) 『景気変動が健康に与える影響 日本の1976年から2016年の都道府県別データによる実証分析』, 三菱経済研究所。
- 今村晴彦・印南一路・古城隆雄 (2015) 「都道府県別国民健康保険医療費の増加率に関するパネルデータ分析」, 『季刊社会保障研究』, Vol.51 (1), pp.99-114.
- 印南一路 (1997) 「医療費の決定構造と地域格差：国民健康保険医療費・老人医療費の実証分析」, 『医療と社会』, Vol.7 (3), pp.53-82.

- (2016)『再考・医療費適正化 実証分析と理念に基づく政策案』, 有斐閣。
- 尾形裕也・柏樹悦郎・河口洋行・河原和夫・長谷川敏彦・長谷川友紀・松田晋哉 (2004)「医療計画の見直し等に関する検討会」ワーキンググループ報告書, <https://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/10/s1012-5a.html> (2020年8月1日)。
- 鎌倉安男・泉田信行・野口晴子 (2012)「隣接病院の廃止・休止が地域の病院の受入れ患者数に与える影響」, 『国立社会保障・人口問題研究所ディスカッションペーパーシリーズ』, No.2011-J04。
- 厚生労働省医政局 (2016)「基準病床について」, 厚生労働省 第三回 医療計画の見直し等に関する検討会 (2016年7月15日) 資料1, <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10801000-Iseikyoku-Soumuka/0000130335.pdf> (2020年5月7日アクセス可能)。
- 厚生労働省医政局地域医療計画課 (2019)「診療実績データ分析等の活用について」, 厚生労働省 第24回地域医療構想に関するワーキンググループ (2019年9月26日) 資料2, <https://www.mhlw.go.jp/content/10802000/000551391.pdf> (2020年12月23日アクセス可能)。
- 財務省財政制度等審議会・財政制度分科会 (2018)「地方財政」, 財務省 財政制度等審議会・財政制度分科会 (2018年10月30日) 配布資料, https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of-fiscal_system/proceedings/material/zaiseia301030/02.pdf (2019年10月23日アクセス可能)。
- 知野哲朗 (2003)「高齢者入院医療費の都道府県別格差とその決定要因」, 『医療と社会』, Vol.13 (1), pp.67-

81。

- 前田信雄 (1985)「高齢者の入院費用の高低に関する研究」, 『季刊社会保障研究』, Vol.19 (1), pp.56-69。
- 吉田あつし・幸野聡 (2007)「茨城県における診療所間の空間的競争」, 『日本統計学会誌』, Vol.37 (1), pp.133-150。
- 湯田道生 (2010)「国民健康保険における被保険者の最小効率規模」, 『医療経済研究』, Vol.21 (3), pp.305-325。

補論1 セレクションバイアスの可能性

表A1は、全二次医療圏と分析サンプル (表1) の比較可能な変数の記述統計量と、それらの平均値の差の検定結果をまとめたものである。これによれば、分析サンプルの一人当たり入院医療費と設置病床密度は、全二次医療圏のそれらに比べて、4.1%と5.8%それぞれ有意に低い。このことは、『基準病床数の推移に関する調査』の未回答県が、病床密度が高く一人当たり医療費が高い西日本地域を多く含んでいることが一因であると思われる。このため、本分析で得られた設置病床数が一人当たり入院医療費に与える影響は過小に推定されている可能性がある。そのほかには、介護保険施設定員割合以外には有意差があり、全二次医療圏の分布に比べて、分析サンプルの病院密度

表A1 全二次医療圏の記述統計と分析サンプルとの比較

変数名	平均	標準偏差	平均の差	標準誤差	(乖離幅)
内生変数					
一人当たり入院医療費 (千円)	166.069	41.174	6.194***	(1.138)	3.9%
設置病床密度	12.499	4.204	0.678***	(0.114)	5.7%
説明変数					
病院密度	0.230	0.114	0.025***	(0.003)	12.1%
介護施設定員密度	58.858	49.732	3.584***	(1.230)	6.5%
介護保険施設定員割合	0.768	0.092	0.003	(0.003)	0.3%
被保険者数 (千人)	124.282	145.360	-13.490***	(4.225)	-9.8%
高齢化率	0.424	0.077	0.005**	(0.002)	1.1%
被保険者一人当たり所得 (千円)	607.728	187.193	-24.098***	(5.305)	-3.8%
財政力指数	0.482	0.243	-0.029***	(0.007)	-5.7%
先決変数					
女性割合	0.516	0.011	0.002***	(0.000)	0.4%
入院受療率	0.412	0.110	0.021***	(0.003)	5.3%
病床利用率	0.843	0.058	0.006***	(0.002)	0.7%
平均在院日数	41.844	15.316	2.339***	(0.425)	5.9%

注：全二次医療圏サンプルの観測値数は2837 (ただし先決変数は2452)、二次医療圏数は385である。「平均の差」は全二次医療圏サンプルの平均から分析サンプル (表1) の平均を引いたもので、「乖離幅」はその差を分析サンプルの平均で除したものである。***は1%、**は5%有意水準でそれぞれ有意であることを示す。

(11.9%)、介護施設定員密度(6.4%)はやや低く、被保険者数(10.3%)と財政力指数(5.5%)および一人当たり所得(4.5%)はやや高い。先決変数については、分析サンプルの平均在院日数(5.9%)と入院受療率(5.3%)の平均値が特に低い。これらの差も推定結果全体に影響を与える可能性がある。

補論2 操作変数の関連性

図A1の散布図から、基準病床密度と設置病床密度の間には明らかな正の相関関係があることが確認できる。また、相関係数は0.804であり、これは

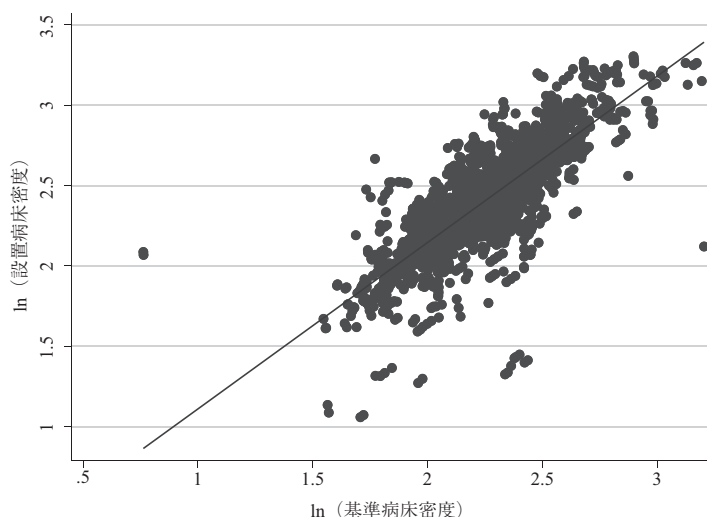
一人当たり入院医療費と設置病床密度の相関係数(0.692, 図1のパネルA)よりも大きい。したがって、操作変数の関連性については十分に満たされていると判断できる。

また、表A2は、第一段階推定における基準病床密度の推定結果のみをまとめたものであるが、いずれも1%または5%有意水準で正に有意に推定されている。しかしながら、固定効果推定の結果では、Staiger and Stock (1997)の弱操作変数の検定結果(この場合はt値の二乗)が、関連性の仮定を満たすとされる水準である10に及ばない。つまり、操作変数が弱いという帰無仮説は棄却できない。

表A2 第一段階推定における基準病床密度の推定結果

推定式	単回帰		重回帰			
	IV	FEIV	IV		FEIV	
推定方法						
推定モデル	(i)	(i)	(i)	(ii)	(i)	(ii)
基準病床密度	1.035*** (0.046) [22.510]	0.205** (0.083) [2.475]	0.795*** (0.054) [14.730]	0.708*** (0.046) [15.349]	0.153** (0.059) [2.590]	0.161** (0.059) [2.718]
R-Squared	0.646	0.646	0.795	0.830	0.633	0.677
観測値数	2310	2310	2310	1997	2310	1997
二次医療圏数	313	313	313	307	313	307

注：被説明変数は設置病床密度。推定方法は制限情報最尤法(LIML)法による。すべての重回帰モデルには、表2で挙げたすべての変数と年ダミー変数群が含まれている。上段の数値は係数推定値、中段の括弧内は、都道府県内の二次医療圏間の誤差項の相関を許した頑健な標準誤差、下段の角括弧内はt値である。***は1%、**は5%有意水準でそれぞれ有意であることを示す。



注：分析サンプルより筆者作成。相関係数は0.804。

図A1 基準病床密度と設置病床密度の相関

(かたおか・しおり)
(のりたけ・りょうすけ)
(ふじい・ともや)

(ほしの・こう)
(やなぎだ・こうたろう)
(ゆだ・みちお)

Revisiting the Number of Beds and Inpatient Health Care Cost: Evidence from Instrumental Variable Fixed-Effect Estimation Using the Target Number of Beds

KATAOKA Shiori, et al.*¹ and YUDA Michio*²

Abstract

This paper revisits to estimate the effect of the number of existing beds per 1,000 people (existing bed density) on per capita inpatient health care cost using panel data for secondary medical regions from FY2000 to FY2007. The total number of existing beds in a region generally varies according to the capital investment of individual medical institutions, but in Japan, it can be subject to the target number of beds in each secondary medical care region, which is the upper limit regulation for regional total number of beds, defined in the regional health care plans established by each prefectural government. Based on such institutional background, we use the target number of beds per 1,000 people (target bed density) as an instrumental variable for the existing bed density. Our results by the instrumental variable estimation with fixed effects show that the widely known strongly positive correlation between existing bed density and per capita inpatient health care cost reflects the tendency in the highly competitive areas and that its elasticity is estimated from 0.110 to 0.182. We also find that the correlation disappears by controlling for the fixed effects of the secondary medical regions and endogeneity of existing bed density in the less competitive areas. In addition, the elasticity of the target bed density with respect to the existing bed density in less competitive areas is estimated around 0.16.

Keywords : Target Number of Beds (Regional Hospital Bed Regulation), Inpatient Health Care Cost, National Health Insurance System, Fixed Effect Instrumental Variable Estimation, Local Average Treatment Effect

*¹ Alumni and Alumnae of School of Economics, Chukyo University. (NORITAKE Ryosuke, FUJII Tomoya, HOSHINO Koh, YANAGIDA Kohtaro)

*² Graduate School of Economics and Management, Tohoku University.

動向

令和元年度 社会保障費用統計

——概要と解説——

国立社会保障・人口問題研究所 社会保障費用統計プロジェクト*

抄 録

国立社会保障・人口問題研究所は2021年8月31日に「令和元年度社会保障費用統計」を公表した。2019年度の「社会支出」総額は127兆8,996億円、対前年度増加額は2兆3,982億円で過去最高となり、対GDP比は0.31%ポイント上昇した。「社会保障給付費」総額は123兆9,241億円で、対GDP比は0.34%ポイント上昇した。

社会支出を政策分野別にみると、最も大きいのは「保健」で53兆527億円、次いで「高齢」の48兆4,114億円であり、この2分野で総額の約8割（79.4%）を占め、社会支出の伸びを牽引している。

社会保障給付費を「医療」、「年金」、「福祉その他」に3分類すると、「医療」は40兆7,226億円で総額に占める割合は32.9%、「年金」は55兆4,520億円で同44.7%、「福祉その他」は27兆7,494億円で同22.4%であった。社会保障給付費に対応する、社会保険料や公費による負担などの「社会保障財源」は、総額132兆3,746億円で、前年度に比べ2,297億円の減少となった。大項目別構成割合をみると、「社会保険料」が55.9%、「公費負担」が39.2%、「他の収入」が4.9%であった。

キーワード：社会支出，社会保障給付費，社会保障財源，OECD，ILO

社会保障研究 2021, vol.6, no.3, pp.346-359.

I 社会保障費用統計

社会保障費用とは、社会支出（OECD基準）と社会保障給付費（ILO基準）の総称である。社会支出は、社会保障給付費に加え、直接個人に帰着しない支出も集計範囲に含む。社会支出のデータはOECDにおいて定期的に更新・公表されており、国際比較の観点から重要な指標となっている（なお、国際比較では2017年度のを公表している（後述））。他方、社会保障給付費は1950年以

降について利用可能で、長期時系列推移をみるに適しており、国内の政策議論の基礎として長年利用されている。

国立社会保障・人口問題研究所（以下「研究所」という。）は、毎年、社会保障費用を取りまとめた統計として「社会保障費用統計」を公表している。公表時期については、近年は、公表年度の8月に前々年度の「社会保障費用統計」を公表しており、2021年度は8月31日に「令和元年度社会保障費用統計」を公表した¹⁾。本稿は、「令和元年度社会保障費用統計」についてその集計結果の概要を示

* 小西香奈江（企画部長）、竹沢純子（企画部 第3室長）、渡辺久里子（同 第1室長）、黒田有志弥（社会保障応用分析研究部 室長）、佐藤格（社会保障基礎理論研究部 第1室長）

し、解説することを目的とするものである。

II 「令和元年度社会保障費用統計」の概要と解説

本節では、まず社会支出及び社会保障給付費の総額の動向、次に政策分野別社会支出、部門別社会保障給付費、機能別社会保障給付費の動向、最後に社会保障財源の動向について解説する。

1 社会保障費用（社会支出、社会保障給付費）の総額—過去最高額を更新

(1) 社会支出（表1、表2、表3）

2019年度の社会支出の総額は127兆8,996億円、対前年度伸び率は1.9%（2018年度は1.0%）、対国内総生産比は22.85%（2018年度は22.54%）であった。また、2019年度の国民1人当たりの社会支出は101万3,700円であり、1世帯当たりでは242万4,900円であった。社会支出の総額は1980年の集計開始以来最高額であり、対国内総生産比は0.31%ポイント上昇した。

(2) 社会保障給付費（表1、表2、表3）

2019年度の社会保障給付費の総額は123兆9,241億円、対前年度伸び率は2.1%（2018年度は1.1%）、対国内総生産比は22.14%（2018年度は21.80%）であった。また、2019年度の国民1人当たりの社会保障給付費は98万2,200円であり、1世帯当たりでは234万9,500円であった。社会保障給付費の総額は1950年の集計開始以来最高額であり、対国内総生産比は0.34%ポイント上昇した。

2 政策分野別社会支出—「保健」と「高齢」で約8割を占める（表4）

(1) 社会支出の動向

2019年度を政策分野別にみると、「保健」が最も多く（構成割合は41.5%。以下同

表1 社会保障費用の総額

社会保障費用	2018年度	2019年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	億円	億円	億円	%
社会支出	1,255,014	1,278,996	23,982	1.9
社会保障給付費	1,213,987	1,239,241	25,254	2.1

注：社会支出には、社会保障給付費に加えて、施設整備費等の個人に帰着しない支出も集計範囲に含む。詳しくは国立社会保障・人口問題研究所（2021）56-67頁参照。

表2 社会保障費用の対国内総生産比及び対国民所得比

社会保障費用	2018年度	2019年度	対前年度増加分
	%	%	%ポイント
社会支出			
対国内総生産比	22.54	22.85	0.31
対国民所得比	31.20	31.87	0.67
社会保障給付費			
対国内総生産比	21.80	22.14	0.34
対国民所得比	30.18	30.88	0.70

資料：国内総生産及び国民所得は、内閣府「2019年度（令和元年度）国民経済計算年次推計」による。

表3 1人当たり及び1世帯当たり社会保障費用

社会保障費用	2018年度	2019年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	千円	千円	千円	%
社会支出				
1人当たり	992.6	1,013.7	21.2	2.1
1世帯当たり	2,420.1	2,424.9	4.8	0.2
社会保障給付費				
1人当たり	960.1	982.2	22.1	2.3
1世帯当たり	2,341.0	2,349.5	8.5	0.4

注：1世帯当たり社会支出＝平均世帯人員×1人当たり社会支出によって算出した。1世帯当たり社会保障給付費も同様の方法による。

資料：人口は、総務省統計局「人口推計—2019年10月1日現在」、平均世帯人員は、厚生労働省「2019（令和元）年国民生活基礎調査」による。

じ。）、次いで「高齢」（37.9%）、「家族」（7.6%）、「遺族」（5.1%）、「障害、業務災害、傷病」（4.9%）、「他の政策分野」（1.4%）、「失業」（0.7%）、「積極

¹⁾ 国立社会保障・人口問題研究所（2021）参照。同内容は研究所ホームページおよび政府統計の総合窓口（e-Stat）に全文掲載している。なお、社会保障費用統計では、集計範囲や集計項目の分類の妥当性を随時検証し、変更の必要があれば毎年の公表時にそれらを反映させている。その際には過去の数値についても適切な時点まで遡及修正している。「令和元年度社会保障費用統計」においても細かな変更を行い、それに伴い遡及修正も行っているため、時系列表などを参照する際には最新のもの（2022年度公表予定の「令和2年度社会保障費用統計」までは「令和元年度社会保障費用統計」）を参照されたい。

的労働市場政策」(0.6%)、「住宅」(0.5%)の順となっている。「保健」と「高齢」の2分野で総額の約8割(79.4%)を占めている。前年度と比較して、「保健」と「高齢」の順位が入れ替わっているが、これは、OECD社会支出の基準マニュアルの改定(2019年)に伴い、「令和元年度社会保障費用統計」より作成方法の変更を行ったことによるも

のである。「令和元年度社会保障費用統計」における作成方法の変更の詳細については後述する。

2019年度の政策分野別社会支出の対前年度伸び率でみると、「他の政策分野」「家族」「失業」「障害、業務災害、傷病」「保健」「高齢」(伸び率の大きい順)が増加している一方で、「積極的労働市場政策」「住宅」「遺族」は減少している。「他の政策分野」の増加は年金生活者支援給付制度が導入されたことなど、「家族」の増加は子どものための教育・保育給付交付金が増加したことなどが影響している。

(2) 社会支出の国際比較(表5, 図1)

表5及び図1は日本を含めた主要6か国の政策分野別の社会支出の対国内総生産比である。出所のOECD社会支出データベースは原則として2年おきにt-3年度²⁾まですべての国について一斉に更新され、直近では2020年度に2017年度まで更新された。社会支出の対国内総生産比を諸外国と比較すると、2017年度時点で日本はイギリスよりも大きく、フランス、ドイツ、スウェーデン、アメリカと比較すると小さくなっている。

3 部門別社会保障給付費—「医療」と「福祉その他」が昨年度より高い伸び率(表6)

部門別社会保障給付費は、社会保障給付費を「医療」「年金」「福祉その他」に分けているものである。これはILO第18次調査の社会保障給付費収支表を基礎にしているが、分類は日本独自である。

2019年度の社会保障給付費を部門別にみると、「医療」が40兆7,226億円(構成割合は32.9%。以

表4 政策分野別社会支出

社会支出	2018年度	2019年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	億円	億円	億円	%
合計	1,255,014 (100.0)	1,278,996 (100.0)	23,982	1.9
高齢	482,446 (38.4)	484,114 (37.9)	1,668	0.3
遺族	65,074 (5.2)	64,600 (5.1)	△474	△0.7
障害、業務災害、傷病	60,630 (4.8)	62,392 (4.9)	1,762	2.9
保健	516,879 (41.2)	530,527 (41.5)	13,648	2.6
家族	90,567 (7.2)	96,730 (7.6)	6,164	6.8
積極的労働市場政策	8,567 (0.7)	8,303 (0.6)	△264	△3.1
失業	8,535 (0.7)	8,964 (0.7)	429	5.0
住宅	6,084 (0.5)	6,028 (0.5)	△56	△0.9
他の政策分野	16,231 (1.3)	17,338 (1.4)	1,106	6.8

注1: ()内は構成割合である。

2: 政策分野別社会支出の項目説明は、国立社会保障・人口問題研究所(2021)56-67頁を参照。

表5 社会支出の国際比較(2017年度)

社会支出	日本 (2019年度)	日本	イギリス	アメリカ	スウェーデン	ドイツ	フランス
社会支出							
対国内総生産比	22.85%	22.36%	21.36%	24.78%	26.44%	27.64%	32.21%
(参考)対国民所得比	31.87%	31.01%	29.68%	31.15%	41.08%	37.01%	45.57%

注: アメリカについては、2014年にいわゆるオバマケア(Patient Protection and Affordable Care Act)が施行され、個人に対し医療保険への加入が原則義務化されたことに伴い、それまで任意私的支出(Voluntary Private Expenditure)とされてきた民間の医療保険支出が、義務私的支出(Mandatory Private Expenditure)として社会支出に計上されることになった。

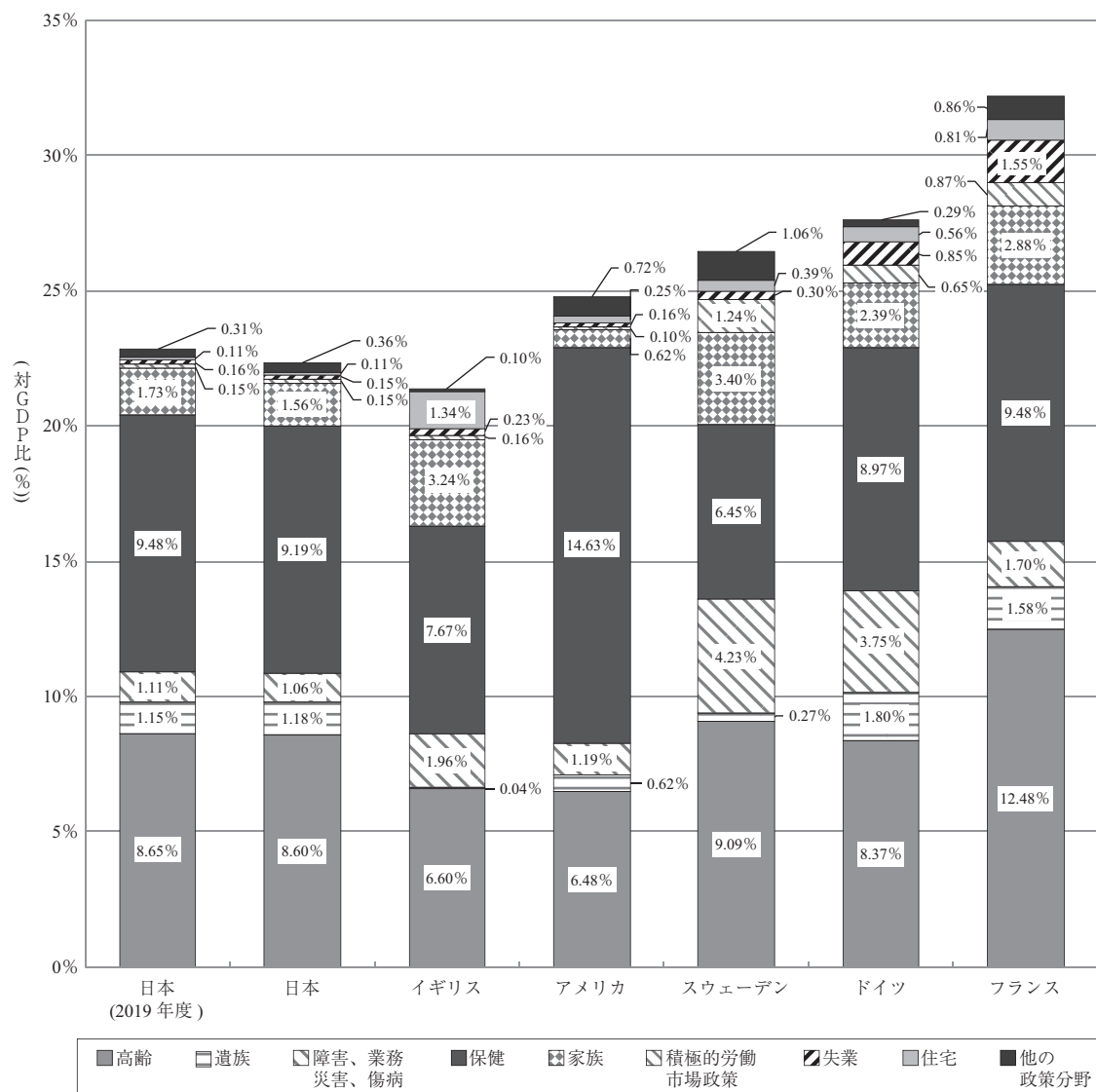
資料: 諸外国の社会支出は、OECD Social Expenditure Database(2021年5月24日時点)、国内総生産・国民所得については、日本は内閣府「2019年度(令和元年度)国民経済計算年次推計」、諸外国はOECD Annual National Accounts Database(2021年5月24日時点)による。出所: 上記資料より国立社会保障・人口問題研究所が作成。

²⁾ t-3年度のtとは、OECDデータベースの更新作業が行われた年度を表す。

下同じ。),「年金」が55兆4,520億円(44.7%),「福祉その他」が27兆7,494億円(22.4%)であり、近年、「福祉その他」の構成割合が徐々に増加する傾向にある。

2019年度の部門別社会保障給付費について対前

年度伸び率でみると、「医療」は2.5%増、「年金」は0.4%増、「福祉その他」は5.1%増であった。「年金」の伸び率は2018年度における対前年度比を下回ったが、「医療」と「福祉その他」は2018年度における対前年度比を上回った。



注：表5注参照。

資料：諸外国の社会支出は、OECD Social Expenditure Database (2021年5月24日時点)、国内総生産・国民所得については、日本は内閣府「2019年度(令和元年度)国民経済計算年次推計」、諸外国はOECD Annual National Accounts Database (2021年5月24日時点)による。出所：上記資料より国立社会保障・人口問題研究所が作成。

図1 政策分野別社会支出の国際比較 (2017年度)

表6 部門別社会保障給付費

社会保障給付費	2018年度	2019年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	億円	億円	億円	%
計	1,213,987 (100.0)	1,239,241 (100.0)	25,254	2.1
医療	397,480 (32.7)	407,226 (32.9)	9,746	2.5
年金	552,581 (45.5)	554,520 (44.7)	1,939	0.4
福祉その他	263,926 (21.7)	277,494 (22.4)	13,569	5.1
介護対策（再掲）	103,885 (8.6)	107,361 (8.7)	3,476	3.3

注1：（ ）内は構成割合である。

2：部門別社会保障給付費の項目説明は、国立社会保障・人口問題研究所（2021）27頁、51頁を参照。

（1）医療

2019年度の「医療」は全体として9,746億円増加し、2018年度における伸び（0.8%増）と比較して高い伸び（2.5%増）となった。その要因としては、後期高齢者医療制度と全国健康保険協会管掌健康保険（以下「協会けんぽ」という。）の給付費が伸びたことによる³⁾。

上記に述べたように、制度別にみると、「医療」の増加に最も寄与したのは、後期高齢者医療制度（5,997億円増）、次いで協会けんぽ（3,447億円増）である。

「医療」の伸びに最も寄与した後期高齢者医療制度の給付は、対前年度比で4.0%の増加となった。被保険者1人当たり医療費の増加（対前年度比1.2%増⁴⁾）、被保険者数の増加（対前年度比2.6%増⁵⁾）が影響したと考えられる。協会けんぽの給付費の増加（対前年度比5.9%増）は、1人当

たりの医療費の増加と制度加入者数の増加⁶⁾によるものと考えられる。

（2）年金

2019年度の「年金」は全体で1,939億円増加し、対前年度比0.4%増となった。近年の「年金」の伸び率はおおむね1.0%未満で推移しており、「年金」の増加の伸びは低く抑えられているといえるが、2019年度は、年金額の改定が0.1%と低かったこと、後述するように、国民年金では増加したものの厚生年金保険が減少したため、伸びが低かった。

制度ごとにみると、厚生年金保険（1,226億円減）等で減少したが、国民年金（3,618億円増）等で増加したため「年金」全体としては増加している。厚生年金保険の減少は、2019年度から男性及び共済組合等の女性において、報酬比例部分の支給開始年齢が63歳に引き上げられ、62歳の受給権者が大きく減少したことが影響している⁷⁾。

他方、国民年金については、受給者数・平均年金月額ともに2018年度よりも増加しており、その結果、年金総額も2018年度よりも増加している⁸⁾。

（3）福祉その他

2019年度の「福祉その他」は、社会福祉、介護保険等で増加したため、全体として1兆3,569億円増（対前年度比5.1%増）となった。

社会福祉は、全体で9,331億円の増加（対前年度比16.1%増）となった。これは主として、子どものための教育・保育給付交付金（4,345億円増）、介護給付費・訓練等給付費の増加（942億円増）、年金生活者支援給付制度が導入されたことによる年金生活者支援給付金給付費の新規計上（1,244億円増）等による。

³⁾ なお、2019年度の診療報酬については、診療報酬本体が消費税率の引き上げに伴いプラス0.41%の改定、薬価等のうち材料価格はプラス0.03%の改定であった一方で、薬価について実勢価が引き下げられ、消費税対応分を含めてマイナス0.51%の改定であったため、全体としてマイナス0.07%の改定であった。

⁴⁾ 厚生労働省保険局「令和元年度後期高齢者医療事業状況報告」。

⁵⁾ 前掲注5) 報告書参照。

⁶⁾ 2019年度の協会けんぽについては、1人当たりの医療費は対前年度比で2.5%の増加、制度加入者数は同2.8%の増加となっている（厚生労働省保険局「令和元年度健康保険・船員保険事業年報」）。

⁷⁾ 厚生労働省年金局「公的年金財政状況報告－令和元（2019）年度－」p.121。

⁸⁾ 国民年金について、受給者数の対前年度比で1.0%の増加、老齢年金平均月額は同0.4%の増加となっており、年金総額は1.4%の増加となっている（厚生労働省年金局「令和元年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」）。

表7 機能別社会保障給付費

社会保障給付費	2018年度	2019年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	億円	億円	億円	%
計	1,213,987 (100.0)	1,239,241 (100.0)	25,254	2.1
高齢	572,766 (47.2)	578,347 (46.7)	5,581	1.0
遺族	64,976 (5.4)	64,499 (5.2)	△477	△0.7
障害	47,506 (3.9)	49,001 (4.0)	1,495	3.1
労働災害	9,182 (0.8)	9,305 (0.8)	123	1.3
保健医療	380,830 (31.4)	390,815 (31.5)	9,986	2.6
家族	84,894 (7.0)	91,908 (7.4)	7,014	8.3
失業	14,297 (1.2)	14,635 (1.2)	337	2.4
住宅	6,032 (0.5)	6,028 (0.5)	△4	△0.1
生活保護その他	33,503 (2.8)	34,703 (2.8)	1,199	3.6

注1：() 内は構成割合である。

2：機能別社会保障給付費の項目説明は、国立社会保障・人口問題研究所（2021）71-73頁を参照。

「福祉その他」の中で再掲している「介護対策」⁹⁾は、昨年度の対前年度増加率（2.8%増）より高い伸び（3.3%増）となった。「介護対策」の増加は、そのうち98.0%（2019年度）を占める介護保険が増加したためである（3,462億円増、対前年度比3.4%増）。

4 機能別社会保障給付費—「家族」「障害」が比較的大きな伸び（表7）

機能別社会保障給付費は、社会保障給付費を「高齢」「遺族」「障害」「労働災害」「保健医療」「家族」「失業」「住宅」「生活保護その他」の9つのリスクあるいはニーズに分類したものである¹⁰⁾。

2019年度の社会保障給付費を機能別にみると、「高齢」が全体の46.7%で最も大きく、次いで「保

健医療」が31.5%であり、この2項目で78.2%を占めている。これ以外では、構成割合の高い順に「家族」（7.4%）、「遺族」（5.2%）、「障害」（4.0%）、「生活保護その他」（2.8%）、「失業」（1.2%）、「労働災害」（0.8%）、「住宅」（0.5%）の順となっており、構成割合は2018年度と大きな違いはなかった。

対前年度伸び率でみると、「家族」（対前年度比8.3%増）が比較的大きく伸びている。その主たる要因としては、（前述の社会福祉の増加要因と同様）子どものための教育・保育給付交付金の増加（4,345億円増）など、子ども・子育て関連施策の拡充のための費用が増加したことが挙げられる。

また、「生活保護その他」も増加しているが（対前年度比3.6%増）、これも前述のように、年金生活者支援給付制度が導入されたことによる年金生活者支援給付金給付費の新規計上（1,244億円増）等が要因として挙げられる。

5 社会保障財源—「社会保険料」「公費負担」は増加（表8）

社会保障財源の概念は、社会保障給付費と同じようにILO基準に対応するもので、その総額には、給付費に加えて管理費及び施設整備費等の財源も含まれる¹¹⁾。

2019年度の社会保障財源は、総額で132兆3,746億円となり、前年度に比べて2,297億円減少した（対前年度比0.2%減）。社会保障財源の総額は、資産収入の変動に大きく影響を受けているが、2019年度は、2018年度と比較して社会保険料や公費負担が増加したが、資産収入が減少したため全体としては減少した。

社会保障財源の大項目別構成割合をみると、「社会保険料」が55.9%、「公費負担」が39.2%、「他の収入」が4.9%であった。また、社会保障財源の小項目別構成割合は、「被保険者拠出」が最も多く（29.4%）、次いで「事業主拠出」（26.5%）、

⁹⁾ 「介護対策」には、介護保険給付のほか、生活保護の介護扶助、原爆被爆者に対する介護保険の一部負担金の助成及び介護休業給付が含まれる。

¹⁰⁾ 各項目に含まれる制度については、国立社会保障・人口問題研究所（2021）71-73頁参照。

表8 項目別社会保障財源

社会保障財源	2018年度	2019年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	億円	億円	億円	%
計	1,326,043 (100.0)	1,323,746 (100.0)	△2,297	△0.2
社会保険料	725,926 (54.7)	740,082 (55.9)	14,157	2.0
被保険者拠出	383,382 (28.9)	389,665 (29.4)	6,284	1.6
事業主拠出	342,544 (25.8)	350,417 (26.5)	7,873	2.3
公費負担	503,913 (38.0)	519,137 (39.2)	15,225	3.0
国庫負担	335,997 (25.3)	344,067 (26.0)	8,071	2.4
他の公費負担	167,916 (12.7)	175,070 (13.2)	7,154	4.3
他の収入	96,205 (7.3)	64,526 (4.9)	△31,678	△32.9
資産収入	44,286 (3.3)	15,944 (1.2)	△28,341	△64.0
その他	51,919 (3.9)	48,582 (3.7)	△3,337	△6.4

注1：() 内は構成割合である。

2：公費負担とは、「国庫負担」と「他の公費負担」の合計である。「他の公費負担」とは、①国の制度等に基づいて地方公共団体が負担しているもの、②地方公共団体の義務的経費に付随して、地方公共団体が独自に負担をしているもの、である。ただし、国の制度等に基づかず地方公共団体が独自に行っている事業については、認可外保育所等の一部の就学前教育・保育に係る事業及び公費負担医療給付分が含まれている。

3：「資産収入」については、公的年金制度等における運用実績により変動することに留意する必要がある。また、「その他」は積立金からの受入を含む。

「国庫負担」(26.0%)、「他の公費負担」(13.2%)、「その他」(3.7%)、「資産収入」(1.2%)の順となっている。前年度と比較して資産収入の割合が

減少しているが、資産収入を除いた各項目の相対的な構成割合に大きな変化はなかった。

社会保障財源を小項目別にみると、前述のように「資産収入」が減少し(対前年度比64.0%減)、「その他」も減少したが(対前年度比6.4%減)、それ以外の項目はいずれも2018年度より増加した。

(1) 社会保険料

① 被保険者拠出

「被保険者拠出」は、主として厚生年金保険(3,455億円増)、協会けんぽ(2,966億円増)等で増加したことにより、全体として6,284億円の増加、対前年度比1.6%の伸び率となった。

「被保険者拠出」の増加の要因について制度別にみると、厚生年金保険については被保険者数の増加、1人当たり標準報酬額の増加¹²⁾、協会けんぽについては制度加入者の増加及び平均総報酬額等の増加¹³⁾が挙げられる。

② 事業主拠出

「事業主拠出」は、厚生年金保険(3,455億円増)、協会けんぽ(2,953億円増)、児童手当(1,046億円増)等で増加し、全体として7,873億円の増加、対前年度増加率2.3%の伸び率となった。厚生年金保険、協会けんぽの保険料は労使折半であるため、「事業主拠出」の増加要因は、「被保険者拠出」の増加の要因と同じである。また、児童手当の増加は、2019年4月より子ども・子育て拠出金率が1,000分の2.9(0.29%)から1,000分の3.4(0.34%)に改定されたことによる。

(2) 公費負担

公費負担とは、「国庫負担」と「他の公費負担」の合計である。

¹¹⁾ 財源はILO基準のみであり、社会支出に対応する財源の集計は存在しない。OECDでは別の統計(Revenue Statistics歳入統計)において、各国の税、社会保険料の国際比較データを整備している。ただし、Revenue Statisticsの税には、社会保障に加えて防衛費等のほかの支出へ充当する分も含むため、社会保障に限った財源をみるデータとしては不相当である。将来、OECDが社会支出とRevenue Statisticsを一体化させる形で拡張される可能性があるが、多大な労力がかかるため実現は難しい状況にある(Adema et al. 2011)。他方、欧州諸国に限れば、ESSPROS統計において社会保障の財源データが整備されており、国際比較が可能である。しかし、日本は、ESSPROS統計を整備していないため、比較ができない。日本と諸外国の比較可能な財源データの整備が今後の課題であることは、国立社会保障・人口問題研究所(2011)でも指摘しているところである。

¹²⁾ 2019年度の厚生年金保険被保険者数の対前年度伸び率は1.4%、1人当たりの標準報酬額の対前年度の伸び率は0.6%であった(厚生労働省年金局「令和元年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」)。

¹³⁾ 2019年度について、協会けんぽの制度加入者は対前年度比2.8%の増加、平均総報酬額は同0.5%の増加となっている(厚生労働省保険局「令和元年度健康保険・船員保険事業年報」)。

① 国庫負担

「国庫負担」は、社会福祉、厚生年金保険、後期高齢者医療制度などで増加し、全体として8,071億円の増加となった。

社会福祉の「国庫負担」の増加（5,587億円増、対前年度比16.3%増）は、子どものための教育・保育給付交付金の増加（2,172億円増（国庫負担分））、年金生活者支援給付制度が導入されたことによる年金生活者支援給付金給付費の新規計上（1,244億円増）等による。

厚生年金保険の「国庫負担」の増加（2,304億円増、対前年度比2.3%増）は、厚生年金保険の国庫負担の多くは基礎年金拠出金に係るものであるところ、基礎年金等給付費の増加を反映した基礎年金拠出金の増加が要因となっている。後期高齢者医療制度の国庫負担の増加（1,245億円増、対前年度比2.4%増）は、給付費の増加が要因である。

② 他の公費負担

「他の公費負担」とは、①国の制度等に基づいて地方公共団体が負担しているもの、②地方公共団体の義務的経費に付随して、地方公共団体が独自に負担をしているもの、である。ただし、国の制度等に基づかず地方公共団体が独自に行っている事業については、認可外保育所等の一部の就学前教育・保育に係る事業及び公費負担医療給付分が含まれている。

2019年度の「他の公費負担」は、社会福祉（4,301億円増）、介護保険（1,595億円増）等で増加した結果、全体で7,154億円の増加（対前年度比4.3%増）となった。

社会福祉の「他の公費負担」の増加は、子どものための教育・保育給付交付金（2,172億円増（地方負担））、子育てのための施設等利用給付交付金（700億円増（地方負担））の増加等による。介護保険の「他の公費負担」の増加は、保険給付の増加

により地方公共団体の負担分が増加したことによる。

(3) 他の収入

① 資産収入

「資産収入」は、2019年度の年金積立金の運用収益額及び運用収益率が2018年度と比較して低かった¹⁴⁾影響で、全体として2兆8,341億円の減少（対前年度比64.0%減）となった。

② その他

他の収入の「その他」は、雇用保険等で増加したものの、厚生年金保険で減少したこと（6,531億円減）等により、全体として3,337億円の減少（対前年度比6.4%減）となった。雇用保険における増加（1,548億円増）は、失業等給付費の財源として将来の給付費に充てるため積立金からの受入が増加したことが要因である。厚生年金保険における「その他」の減少は、解散厚生年金基金等徴収金¹⁵⁾が減少したことが主たる要因である。

III 「令和元年度社会保障費用統計」における主な変更点

1 作成方法の変更

社会保障費用統計における作成方法の変更については、統計法（平成19年法律第53号）26条1項後段に基づき総務大臣へ通知が必要である。「令和元年度社会保障費用統計」においては、(1) 介護保険等のサービスのうち医療・看護系サービス等の「高齢」から「保健」へ計上区分の変更（OECD基準）、(2) 「積極的労働市場政策」及び「失業」の遡及修正（OECD基準）、(3) 地方公務員災害補償法に規定する非常勤の職員等の公務上の災害に係る補償費の遡及計上（OECD基準、ILO基準）、について変更通知を行った¹⁶⁾。以下では修正した理由とその内容、影響額を含め、詳細に述べる。

¹⁴⁾ 年金積立金の運用実績について、2015年度から2019年度の収益率は、厚生年金保険では、△3.63%、5.47%、6.51%、1.43%、△5.00%、国民年金では、△3.72%、5.63%、6.70%、1.46%、△5.07%と推移している（厚生労働省「年金積立金の運用状況について」）。

¹⁵⁾ 解散厚生年金基金等徴収金とは、厚生年金基金が確定給付企業年金に移行する際、代行部分に関する権利義務は国に戻るが、それに伴って解散厚生年金基金等から国庫に納められるものである。

¹⁶⁾ 本変更については2021年8月24日に作成方法変更通知を发出し同日受理された。変更後の作成方法全文は当研究所ホームページ上（<https://www.ipss.go.jp/ss-cost/j/sakusei/sakusei-2019.pdf>）に掲載している。

(1) 介護保険等のサービスのうち医療・看護系サービス等の計上区分の変更

① 変更の経緯とその内容

集計表1 (OECD基準社会支出集計表) ではこれまで介護保険等のサービス¹⁷⁾を「高齢」に区分してきたが、保健分野の費用に係る国際基準であるSHA (A System of Health Accounts) の2011年基準改定 [OECD, Eurostat and WHO (2011)] に伴うOECD社会支出基準の改定 [Adema and Fron (2019)] により、表9に示すとおり長期療養・介護サービスのうち医療・看護系サービス及び入浴・食事・排泄等のADL (日常生活動作) に関する支援サービスは「保健」分野に計上区分を変更することとなった。

表10に示した介護保険等のサービスの区分は、SHA委員会の決定事項 [医療経済研究機構 (2016)]¹⁸⁾を参考に、SHA2011基準に基づき当研究所において整理したものである。主な項目の区分の考え方及び推計方法は表11のとおりである。

② 週及の影響額

週及については、「保健」が準拠するSHA基準の改定時期を踏まえ、2011年度分まで行った。各年

度における「高齢」から「保健」へ移行した支出額は表12のとおりである。2019年度において「高齢」から「保健」へ移行した支出額 (9兆7,786億円) には、表10に挙げたサービスのうち「保健」に区分した費用及び「高齢と保健で按分」の項目のうち「保健」分が含まれている。

③ そのほかの留意点

SHA基準の長期療養・介護サービスには高齢者に加えて、障がい児・者を対象とするサービスも本来は集計対象であり¹⁹⁾、OECD社会支出基準の「保健」にも含めるべきである。しかしながら、日本の制度決算においては、同サービスについて種別ごとの費用を区分して計上していないというデータの制約により、「保健」に計上することができていない。この点は今後の課題である。

また、今回のSHA基準の改定は、OECD社会支出基準集計のみに影響し、ILO基準集計の分類は従来通りである。介護保険等サービスは、ILO基準部門別分類においては「福祉その他」のうち「介護対策」に、同機能別分類において「高齢」に引き続き区分されている。

表9 長期療養・介護サービスのOECD社会支出基準の改定前後における計上区分

長期療養・介護サービスの種類 ^{注1)}	OECD社会支出基準の計上区分		(参考) SHA2011基準の計上区分 ^{注2)}
	改定前	改定後	
I 医療・看護系サービス ^{注3)}	高齢	保健	HC.3
II 入浴・食事・排泄等のADL (日常生活動作) に関する支援サービス	高齢	保健	HC.3
III 買い物、洗濯等のIADL (手段的日常動作) に関する支援サービス	高齢	高齢	HC.R.1
IV その他の社会福祉サービス ^{注4)}	高齢	高齢	集計対象外

注1: OECD, Eurostat and WHO (2017) の第5章機能別分類 HC.3 Long-term Careの項で示された4類型である。

2: HC.3はLong-term Care (Health), HC.R.1はLong-term Care (Social) と表記される。

3: 医療・看護系サービスには、医療または看護における、疼痛などの症状の緩和、薬剤の投与、医学的診断及び処置の実施、創傷の手当、家族への健康相談、患者とその家族への情緒的・精神的支援の提供など、医療、パラメディカル、看護サービスが関係する症状の管理が含まれる。

4: 社会参加や余暇を主な目的とする、個人に連続または繰り返し提供される地域社会活動及び就労支援が含まれる。

資料: OECD, Eurostat and WHO (2017), Adema and Fron (2019)。

出所: 筆者ら作成。

¹⁷⁾ 介護保険と介護保険以外の生活保護のうち介護扶助等を含む。表10参照。

¹⁸⁾ わが国のSHA基準による推計結果については、社会保険協会・医療経済研究機構 (IHEP) が集計しOECDに登録している。IHEPは、SHA基準の2011年改定への対応に当たり、2015年度に開催したSHA委員会において介護保険サービスに係る「保健」と「高齢」の区分方針を検討・作成し (医療経済研究機構2016)、2016年に2011年度まで週及したデータをOECDに登録している (満武2016a; 満武2016b)。

¹⁹⁾ 障がい児・者を対象とする長期療養・介護サービスは医療経済研究機構が作成するSHA集計においても脱落している (西沢2015)。

表10 介護保険等のサービスに係る「保健」と「高齢」の区分^{注1}

介護保険			高年齢医療合算介護サービス費		保健と高齢で按分 ^{注3}
保険給付費	介護サービス給付	介護予防給付	市町村特別給付費		高齢
居宅サービス			保険給付費のその他		高齢
訪問サービス			地域支援事業費		
訪問介護	生活援助：高齢 身体介護等： 保健	- ^{注2}	介護予防・生活支援サービス事業費		高齢
訪問入浴介護	保健	保健	一般介護予防事業費		高齢
訪問看護	保健	保健	介護予防事業費		高齢
訪問リハビリテーション	保健	保健	包括的支援事業・任意事業費		保健
居宅療養管理指導	保健	保健	地域支援事業費のその他		高齢
通所サービス			保健福祉事業費		高齢
通所介護	保健	- ^{注2}	事業費（介護サービス事業勘定）		
通所リハビリテーション	保健	保健	居宅サービス事業費		保健
短期入所サービス			地域密着型サービス等事業費		保健
短期入所生活介護	保健	高齢	居宅介護支援事業費		保健
短期入所療養介護（老健）	保健	保健	介護予防・日常生活支援総合事業費		高齢
短期入所療養介護（病院等）	保健	保健	その他		高齢
短期入所療養介護（介護医療院）	保健	保健	管理費		保健と高齢で按分 ^{注3} 注4
短期入所療養介護（介護老人保健施設）	保健	保健	介護保険以外		
短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）	保健	保健	・生活保護		
福祉用具・住宅改修サービス			介護扶助		保健と高齢で按分 ^{注3}
福祉用具貸与	保健	保健	・公衆衛生		
福祉用具購入費	保健	保健	原爆被爆者介護保険法一部負担金（原爆被爆者等援護対策費の内数）		保健
住宅改修費	高齢	高齢	・社会福祉		
特定施設入居者生活介護	保健	高齢	低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減措置事業（介護保険制度運営推進費の内数）		保健と高齢で按分 ^{注3}
居宅介護支援（介護予防支援）	保健	保健	・地方単独事業		
地域密着型サービス			公立介護老人ホーム等管理費（老人保護措置費）		高齢
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	保健	-	公立老人福祉施設管理費（老人保護措置費以外）		高齢
夜間対応型訪問介護	保健	-	高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）管理費		高齢
地域密着型通所介護	保健	-	老人憩の家管理費		高齢
認知症対応型通所介護	保健	保健	地域包括支援センター管理費		保健
小規模多機能型居宅介護	保健	保健	介護サービス利用者負担助成に要する経費		保健と高齢で按分 ^{注3}
認知症対応型共同生活介護	保健	保健	介護老人ホーム等入所負担軽減に要する経費		高齢
地域密着型特定施設入居者生活介護	保健	-	高齢者等の安否確認・見守り事務費		高齢
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	保健	-	高齢者日常生活支援事業費（老人日常生活用具、介護用品等支給に要する経費を含む）		高齢
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	保健	-	私立介護老人ホーム等助成費（老人保護措置費）		高齢
施設サービス			私立老人福祉施設助成費（老人保護措置費以外）		高齢
介護老人福祉施設	保健	-	介護予防・地域支え合い事業費（在宅医療・訪問看護推進事業費を含む）		高齢
介護老人保健施設	保健	-	高齢者虐待防止事業費		高齢
介護療養型医療施設	保健	-	認知症高齢者支援事業費		高齢
介護医療院	保健	-			
高額介護サービス等費	保健と高齢で按分 ^{注3}				
特定入所者介護サービス等費	高齢				

注1：2019年度時点の制度に基づき整理した。

2：2017年度以前の予防訪問介護、予防通所介護は「高齢」として計上している。また、総合事業移行後の訪問型サービス、通所型サービスは、「介護予防・生活支援サービス事業費」の一部として「高齢」として計上している。

3：介護給付と介護予防給付の合計額に占める「保健」と「高齢」の割合から按分率を作成し、各費用に乗じて「保健」と「高齢」に区分する方法で推計した。

4：管理費はOECD社会支出の基準において「保健」のみ集計対象のため、「高齢」分は計上していない。

出所：筆者ら作成。

表11 介護保険等サービスのうち主な項目の区分の考え方及び推計方法

・訪問介護	訪問介護のうち身体介護等 ²¹⁾ は、ADL（日常生活動作）に関する支援サービスであることから、「保健」に区分した。一方、訪問介護のうち生活援助 ²²⁾ は、IADL（手段的日常生活動作）に関する支援サービスであり、総合事業のうち訪問型サービス ²³⁾ についても生活援助が中心と考えられることから、「高齢」に区分した。 なお、生活援助相当額については、厚生労働省「介護給付費等実態統計報告」に基づき、加算項目を除く訪問介護総単位数（＝「身体介護」＋「身体介護・生活援助」＋「生活援助」＋「通院等乗降介助」）に占める「生活援助」（いわゆる生活援助中心型サービス）の割合を訪問介護の合計額に乗ずることにより推計し、「高齢」に計上している。また、身体介護等の費用については、訪問介護の合計額から生活援助相当額を除いた額を「保健」に計上している。
・通所介護	要介護者向けサービスである「通所介護」は「保健」としたが、要支援者向けサービスである総合事業のうち「通所型サービス」 ²⁴⁾ については、IADL（手段的日常生活動作）に関する支援サービスが主であると考えられることから、「高齢」とした。
・介護予防短期入所生活介護 ・介護予防特定施設入居者生活介護	要支援者の利用分はIADL（手段的日常生活動作）に関する支援サービスが主であると考えられることから、「高齢」とした。
・福祉用具貸与 ・福祉用具購入費	SHA基準に照らせば、一部「高齢」に該当する用具もあるが、決算値からは区分しての集計ができないことから、すべて「保健」として区分した ²⁵⁾ 。
・住宅改修費	資本形成に関する費用はSHA基準の「公的保健医療支出」からは除外されているため、「高齢」とした。
・特定入所者介護サービス等費	直接的な身体介護ではない、食費・居住費の補足給付であることから、「高齢」とした。
・高額介護サービス等費 ・高額医療合算介護サービス費	給付対象サービスの内訳を算定できないことから、厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」より介護給付と介護予防給付の合計額に占める「保健」と「高齢」の割合から按分率を作成し、「高額介護サービス費」等に乗じて「保健」と「高齢」に区分する方法で推計した。表10において「保健と高齢で按分」とした介護扶助や介護サービス利用者負担助成に要する経費等についても、同様の理由から上記の按分方法を適用している。
・地域支援事業費のうち包括的支援事業 ・任意事業費	地域包括支援センターにおける地域ケア会議の開催、認知症総合支援事業などの費用である。SHA基準の定義（症例管理及び医療と長期療養サービスとの調整を含む医療評価及びサービスはHC.3に含む）[OECD, Eurostat and WHO (2011), p.116]に照らし「保健」に区分した。同様に地域包括支援センターに係る費用である「地方単独事業」のうち「地域包括支援センター管理費」についても「保健」に区分した。
・公衆衛生のうち原爆被爆者介護保険法一部負担金（原爆被爆者等援護対策費の内数）	原爆被爆者の介護保険サービスの利用者負担を助成する制度である ²⁶⁾ 。助成対象のいわゆる福祉系サービス ²⁶⁾ の多くが表10で「保健」に区分されるサービスであることから「保健」に区分した。

注1：「身体介護等」は入手できるデータの制約等をふまえ、生活援助中心型サービス以外のものとしており、身体介護と生活援助が混在する場合のサービス、通院等乗降介助を含む。「生活援助」は生活援助中心型サービスとしている。

2：2017年度以前の予防訪問介護を含む。

3：2017年度以前の予防通所介護を含む。

4：SHA基準機能別分類においては、長期療養・介護サービスではなく、補装具費（HC.5.2.9）に該当する。

5：次の二つの助成事業を含む（厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13410.html）（2021年11月2日最終確認）より引用）。①介護保険等利用被爆者助成事業（介護保険法に規定する介護福祉施設サービスまたは通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護若しくは認知症対応型共同生活介護等を受け、当該費用を負担する被爆者、及び老人福祉法に規定する養護老人ホームまたは特別養護老人ホームに入所し、当該施設の入所に係る費用の一部を負担する被爆者に対して、利用者負担の軽減措置を図るもの。②訪問介護等利用被爆者助成事業（介護保険法に規定する訪問介護等を受け、当該費用を負担する被爆者に対して、利用料自己負担分を助成する事業。所得制限あり）。

6：注5の①及び②に該当する介護保険サービスは都道府県において「福祉系サービス」と呼称されている。一例として愛媛県資料「被爆者の介護保険利用時の公費負担等（令和3年4月）【介護サービス事業所向け】」

（https://www.pref.ehime.jp/h25500/kenkou/kenjou/hibaku/documents/zigyousya_osirase.pdf（2021年11月2日最終確認））参照。

出所：筆者ら作成。

(2) 「積極的労働市場政策」及び「失業」の週 及修正

集計表1（OECD基準社会支出集計表）のうち「積極的労働市場政策」分野については、1980年度分から1989年度分まで未計上となっており、1990年度分から2004年度分までは予算額を計上（「積極的労働市場政策」に計上すべき一部の費用につ

いては「失業」に計上）していた²⁰⁾。そのため、1980年度分から2004年度分まで決算額を計上する修正を行った。あわせて、「失業」に計上されていた上記の一部の費用について、「積極的労働市場政策」に区分を変更して計上することとした²¹⁾。

表13は「積極的労働市場政策」及び「失業」の1980年度から2004年度について、修正前後の額と

表12 介護保険等のサービスのうち医療・看護系サービス等の計上区分の変更に係る修正額

(単位：億円)

年度	高齢		保健		修正前後の差額
	修正前	修正後	修正前	修正後	
2011 (平成23)	518,884	447,767	368,834	439,951	71,117
2012 (24)	533,538	457,707	375,457	451,288	75,831
2013 (25)	543,580	464,290	384,529	463,820	79,290
2014 (26)	545,745	462,852	391,720	474,613	82,893
2015 (27)	557,144	471,816	410,474	495,802	85,328
2016 (28)	560,967	473,447	412,189	499,709	87,520
2017 (29)	569,399	478,004	419,384	510,779	91,395
2018 (30)	576,766	482,446	422,559	516,879	94,320
2019 (令和元)	581,900	484,114	432,741	530,527	97,786

出所：筆者ら作成。

その差額の内訳を示している。2004年度についてみると、「積極的労働市場政策」の差額△5,095億円は、予算額1兆1,506億円を決算額3,810億円に差し替え、さらに「失業」から「積極的労働市場政策」に区分を変更した雇用保険のうち雇用安定等給付金2,602億円が加わった結果である。一方、「失業」の差額△2,667億円については、予算額1兆5,144億円から「積極的労働市場政策」に区分を変更した2,602億円を差し引き、かつ雇用対策の決算値についても必要な見直し（20億円追加、85億円削除）を行った結果である。

(3) 地方公務員災害補償法に規定する非常勤の職員等の公務上の災害に係る補償費の計上

集計表1 (OECD基準社会支出集計表) における「保健」及び集計表2 (ILO基準社会保障給付費収支表) における「22. 地方公務員等災害補償」では、これまで、地方公務員災害補償法第69条第1項に規定する非常勤の職員等の公務上の災害に係る補償費は未計上であったが、内閣府「国民経済計算」において「地方財政状況調査」(総務省) の集計結果を活用し計上していることに倣い、費用統

計においても当該費用を計上することにした。なお、遡及は本費用の計上先である集計表1の「保健」が準拠するSHA基準の改定時期を踏まえ、2011年度分まで行った。本費用は2019年度において42億円、社会保障給付費計の0.003%であり、遡及修正による影響は極めて小さい。

参考文献

Adema, W., Fron, P. and Ladaique, M. (2011) "Is the European Welfare States Really More Expensive?: Indicators on Social Spending, 1980-2012; and a Manual to the OECD Social Expenditure Database (SOCX)," *OECD Social, Employment and Migration Working Papers*, 124.

Adema, W. and Fron, P. (2019) *The OECD SOCX Manual 2019 Edition - A guide to the OECD Social Expenditure Database*.

医療経済研究機構 (2016) 「SHA2011準拠の計上範囲－平成27年度SHA委員会の議論に基づく決定事項－」『OECDのSystem of Health Account 2011 (SHA2011) に準拠の推計方法の開発と推計』厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業 (統計情報総合研究) 平成27年度総括・分担研究報告書 (研究代表者：満武巨裕), 73-74頁。

国立社会保障・人口問題研究所 (2021) 『令和元年度社会保障費用統計』 (<http://www.ipss.go.jp/ss-cost/j/fsss->

²⁰⁾ 社会支出のうち「積極的労働市場政策」については、OECD社会支出基準においてOECD Employment DatabaseのうちLabor Market Programを引用するルールとなっている。2015年度の登録までは、厚生労働省が1990年度分以降の予算値を同データベースへ提供していた。2016年度に研究所が登録業務を引き継いだ際に、2005年度まで決算値へ遡及修正したが、それ以前の決算値への置き換えが課題となっていた。

²¹⁾ 「失業」から「積極的労働市場政策」に区分を変更したのは雇用保険のうち雇用安定等給付金である。定義上は「積極的労働市場政策」に分類すべきところ、2004年度以前の厚生労働省が登録した予算値には含まれていなかったため、「失業」に仮計上していた。

表13 「積極的労働市場政策」及び「失業」の遡及修正額

(単位: 億円)

年度	積極的労働市場政策						失業					
	修正前	修正後	修正前後の差額	追加	削除	「失業」からの区分変更	修正前	修正後	修正前後の差額	追加	削除	「積極的労働市場政策」への区分変更
1980 (昭和55)	-	3,759	3,759	1,216	-	2,543	12,200	9,764	△2,436	107	-	△2,543
1981 (56)	-	4,196	4,196	1,349	-	2,846	14,022	11,238	△2,784	63	-	△2,846
1982 (57)	-	3,690	3,690	1,313	-	2,377	14,829	12,493	△2,336	41	-	△2,377
1983 (58)	-	3,542	3,542	1,324	-	2,218	15,342	13,167	△2,175	43	-	△2,218
1984 (59)	-	3,417	3,417	1,364	-	2,053	15,685	13,680	△2,004	49	-	△2,053
1985 (60)	-	3,517	3,517	1,381	-	2,137	13,349	11,257	△2,092	45	-	△2,137
1986 (61)	-	3,816	3,816	1,411	-	2,404	14,508	12,143	△2,366	39	-	△2,404
1987 (62)	-	4,974	4,974	1,509	-	3,465	15,540	12,126	△3,414	51	-	△3,465
1988 (63)	-	6,444	6,444	1,537	-	4,906	15,463	10,629	△4,834	72	-	△4,906
1989 (平成元)	-	7,318	7,318	1,587	-	5,731	15,627	9,922	△5,704	26	-	△5,731
1990 (2)	14,691	6,353	△8,338	1,689	△14,691	4,664	14,423	9,770	△4,652	12	-	△4,664
1991 (3)	14,992	5,880	△9,111	1,753	△14,992	4,127	14,680	10,562	△4,117	10	-	△4,127
1992 (4)	14,005	6,391	△7,614	1,835	△14,005	4,556	17,087	12,541	△4,546	10	-	△4,556
1993 (5)	14,829	7,624	△7,205	1,999	△14,829	5,625	20,668	15,053	△5,615	10	-	△5,625
1994 (6)	15,694	7,615	△8,079	1,968	△15,694	5,647	22,776	17,137	△5,639	9	-	△5,647
1995 (7)	15,685	9,054	△6,631	2,324	△15,685	6,730	25,618	18,896	△6,722	8	-	△6,730
1996 (8)	16,671	8,431	△8,240	2,610	△16,671	5,821	25,468	19,654	△5,814	7	-	△5,821
1997 (9)	16,520	7,911	△8,609	2,884	△16,520	5,027	26,228	21,208	△5,020	7	-	△5,027
1998 (10)	13,673	8,372	△5,301	3,703	△13,673	4,669	29,476	24,815	△4,660	9	-	△4,669
1999 (11)	14,291	11,679	△2,612	6,389	△14,291	5,291	30,529	25,254	△5,275	15	-	△5,291
2000 (12)	14,196	10,031	△4,165	4,099	△14,196	5,932	29,409	23,494	△5,915	17	-	△5,932
2001 (13)	14,316	13,958	△358	7,953	△14,316	6,005	29,825	23,830	△5,995	10	-	△6,005
2002 (14)	12,289	10,521	△1,768	5,725	△12,289	4,796	27,365	22,597	△4,768	28	-	△4,796
2003 (15)	12,138	8,341	△3,797	4,570	△12,138	3,771	20,378	16,575	△3,803	34	△66	△3,771
2004 (16)	11,506	6,412	△5,095	3,810	△11,506	2,602	15,144	12,477	△2,667	20	△85	△2,602

出所: 筆者ら作成。

R01/fsss_R01.asp (2021年10月25日最終確認)。

満武巨裕 (2016a) 「OECDのSHAガイドライン準拠した場合の日本の長期医療(保健)サービスの範囲(前編)」『Monthly IHEP 2016 5月号』No.252, 23-25頁。

—— (2016b) 「OECDのSHAガイドライン準拠した場合の日本の長期医療(保健)サービスの範囲(後編)」『Monthly IHEP 2016 6月号』No.253, 12-16頁。

西沢和彦 (2015) 「総保健医療支出」におけるLong-term care推計の現状と課題—医療費推計精度の一段の改善を—」『JRIレビュー』Vol.11, No.30。

OECD, Eurostat, WHO (2011), *A System of Health*

Accounts, OECD Publishing, Paris. (<https://doi.org/10.1787/9789264116016-en> (2021年10月25日最終確認))。

OECD, Eurostat and WHO (2017), *A System of Health Accounts 2011: Revised edition*, OECD Publishing, Paris. (<http://dx.doi.org/10.1787/9789264270985-en> (2021年10月25日最終確認))。

(こにし・かなえ)
(たけざわ・じゅんこ)
(わたなべ・くりこ)
(くろだ・あしや)
(さとう・いたる)

Financial Statistics of Social Security in Japan, Fiscal Year 2019

National Institute of Population and Social Security Research Project Team
for Financial Statistics of Social Security*

Abstract

The total amount of Social Expenditure in FY 2019 was 127,899.6 billion yen and the highest ever. The percentage share of the Gross Domestic Product (GDP) increased by 0.31 percentage points from the previous fiscal year. The total amount of Social Benefit was 123,924.1 billion yen. It was also recorded highest ever and the share of GDP also increased by 0.34 percentage points.

Among the nine policy areas of Social Expenditure in FY 2019, Health was the largest amount (53,052.7 billion yen), followed by Old age (48,411.4 billion yen). These two areas accounted for 79.4% of the total amount of Social Expenditure in FY 2019 and have driven growth of the Social Expenditure.

Among the three categories of Social Benefit in FY 2019, expenditure (and its share in the total amount) in Medical Care was 40,722.6 billion yen (32.9%), in Pensions was 55,452.0 billion yen (44.7%), and in Welfare and Others was 27,749.4 billion yen (22.4%).

Social Security Revenue in FY 2019 amounted to 132,374.6 billion yen, which was 229.7 billion yen decrease from the previous fiscal year. The sources of revenue are 55.9% from contribution and 39.2% from tax, and 4.9% from others including income from capital.

Keywords : Social Expenditure, Social Benefit, Social Security Revenue, OECD, ILO

* KONISHI Kanae, Director, National Institute of Population and Social Security Research
TAKEZAWA Junko, Senior Researcher, same as above
WATANABE Kuriko, Senior Researcher, same as above
KURODA Ashiya, Senior Researcher, same as above
SATO Itaru, Senior Researcher, same as above

社人研における機関リポジトリの運用開始について

久井 情在*¹, 是川 夕*²

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）は、国立情報学研究所（NII）の提供するクラウド型の機関リポジトリ環境提供サービス「JAIRO Cloud」上に「社人研リポジトリ」（<https://ipss.repo.nii.ac.jp/>）を開設し、2021年4月より一般公開している。今後、社人研から新たに出される研究論文や報告書は、当リポジトリを通じて公表されることとなる。

社人研ではこれまで、機関誌『社会保障研究』『人口問題研究』、ディスカッションペーパー、ワーキングペーパーおよび各種研究報告書を社人研ウェブサイト上で公表してきた。しかし、これらのコンテンツは、Google ScholarやCiNiiといった国内外の学術情報データベースには掲載されていなかったため、こうしたデータベース上で論文を検索する研究者の目に留まりにくいという課題があった。

このうち機関誌に掲載された論文については、

国立国会図書館への納本を通じて書誌情報のみCiNii等に掲載されていたが、そこから社人研ウェブサイトへのリンクは貼られていなかった。そのため、検索者が社人研ウェブサイトのことを知らなければ、そのまま閲覧を断念する可能性があった。さらに、ウェブ上の学術コンテンツにDOI（Digital Object Identifier）を付与することで、永続的なアクセスを保証しようとする国際的な動きがあり、社人研においても対応が求められていた。

このたび社人研が機関リポジトリを開設したJAIRO Cloudは、NIIが2012年から運用するクラウドサービスであり、2021年10月現在、全国の大学・研究機関等609の機関が利用している。各機関は、それぞれが構築したりポジトリに論文・報告書の電子ファイルやその書誌情報を登録することで、研究成果を保存・蓄積でき、そのデータはリポジトリのウェブサイトを通じて外部にも公表される。

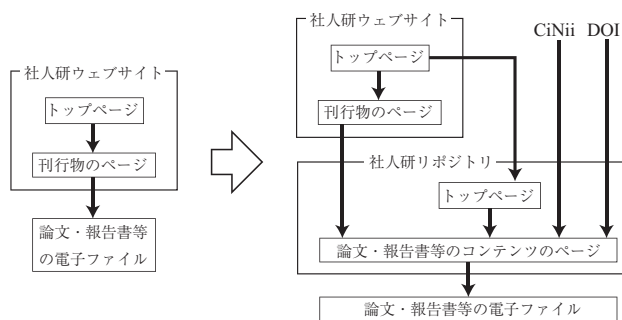


図1 社人研リポジトリ導入によるアクセス向上

*¹ 国立社会保障・人口問題研究所研究員

*² 国立社会保障・人口問題研究所国際関係部長

また、JAIRO Cloudに登録されたコンテンツ情報は、同じNIIが運営する学術データベースCiNiiに反映され、CiNiiの検索画面からリポジトリの該当コンテンツのページへのリンクが貼られる。さらに、NIIは国内唯一のDOI登録機関であるジャパンリンクセンター（JaLC）の共同運営者でもあることから、JAIRO Cloudに登録したコンテンツにDOIを付与するサービスも提供している。したがって、論文・報告書等をJAIRO Cloud上のリポジトリを通じて公表し、DOIを取得することで、国内外からのアクセス向上が期待できる（図1）。

社人研では、速報性の高いディスカッションペーパーおよびワーキングペーパーの掲載を先行させる形で機関リポジトリを構築し、2021年4月

に公開した。機関誌については、『社会保障研究』を第6巻第1号（2021年7月刊）から、『人口問題研究』を第77巻第2号（2021年6月刊）からリポジトリ上で公開している。

なお、ディスカッションペーパー・ワーキングペーパーを除く既刊の論文・報告書については、量が膨大なことからリポジトリへの移行を行っておらず、今後の措置についても未定である。そのためこれらにアクセスするには従来どおり、社人研ウェブサイトを経由する必要がある。

（ひさい・せいあ）
（これかわ・ゆう）

書評

酒井正 著『日本のセーフティーネット格差』
(慶應義塾大学出版会, 2020年2月)

大石 亜希子*

本書は「就業」を軸として社会保険のセーフティーネットからの脱落がどこで起きているのかを明らかにし、セーフティーネット機能を回復するための方向性を論じた著作である。経済学分野で「セーフティーネット」をタイトルに打ち出す学術書は非常に少なく、評者の知る限りでは橋本(2000)以来の、実に20年ぶりの出版となる。¹⁾この間に介護保険が施行され、社会福祉基礎構造改革に続いて社会保障と税の一体改革も実施された。これら一連の制度改革が行われたという事実だけでも、セーフティーネットを改めて論じることの意義を見出せるが、それだけではない。1990年代半ば以降、労働市場では非正規雇用者が顕著に増加し、就業者に占める割合も上昇した。このような変化は、安定的な正規雇用を前提として構築されてきた皆保険の維持を困難にし、セーフティーネットの綻びを生んでいる。さらに足元では、コロナ禍のなかで雇用保険でカバーされていない非正規雇用者やフリーランス労働者が休業あるいは失職して生活苦に陥る状況がしばしば生じている。これらを踏まえて今日、セーフティーネットのあり方を検討することは、学問的にも政策的にも重要である。

I 本書の概要

本書は序章・終章と7つの章で構成される。はじめに、各章の概要を紹介する。

まず、序章において著者は、日本の労働市場と社会保障制度の全体像を概観したのち、主たるセーフティーネットの役割を果たしてきた社会保

険制度に注目し、個々の社会保険の成り立ちと沿革を解説している。この部分は労働市場と社会保障に関する知識をコンパクトにまとめているので、読者にとって有益なイントロダクションとなるであろう。今日の社会保険は、リスク・プーリングを行うだけではなく、大規模な所得再分配装置としても機能しているのであるが、序章の終節ではその再分配が実際には現役世代から高齢世代への世代間再分配になっており、現役世代内の格差を縮小させるという、本来のセーフティーネット機能を果たしていないことを指摘している。

第1章では、セーフティーネットに綻びが生じている具体例として、年金保険と医療保険における未納・未加入問題を取り上げている。酒井(2009)を含めて従来の研究では、流動性制約と就業移動に伴う手続きのし忘れが未納・未加入の背景にあることが指摘されてきた。そのどちらについても、非正規雇用者や無業者の存在が深くかかわっている。この問題に対して、これまで政府は啓発活動や保険料減免、そして制度適用範囲の拡大による解決を目指してきた。しかし、著者によれば、減免措置は保険料拠出の任意性を許すものでもあり、「強制加入による皆保険」という原則に矛盾する。また、適用範囲を拡大しても給付水準が低ければセーフティーネット機能の回復にはつながらない。重要なのは、給付水準を含めた給付設計であると著者は強調する。

本書の分析のコアとなる第2章から第4章は、労働保険の分析である。第2章では、雇用保険からの基本手当を受給する失業者の割合が長期的に低下トレンドにあることに注目し、その背景を要因

* 千葉大学大学院 教授

¹⁾ 本書刊行後に出版された書籍として八代(2020)がある。

分解によって探っている。分析の結果、雇用保険によって救済されない失業者の増加には、非正規雇用者と長期失業者の増加が寄与しており、セーフティーネットの脆弱性が特に雇用不安定な層で顕著なことを示している。この章では「手厚い失業給付がモラルハザードを生む」という教科書的な通説についても最新の研究成果を踏まえて検討を行っている。

第3章では、保育と育児休業を取り上げている。出産前後で退職する女性が依然として多いことを考えれば、両立支援策は退職（失職）リスクを減らすためのセーフティーネットとしてとらえることができる。したがって、これらの制度がどれだけ就業継続に役立っているかが問われることになる。しかも、雇用保険から支給される育児休業給付金は近年、給付規模が拡大しているだけに、その所得再分配効果も気になるところである。保育所にしても、その運営には多くの公費が投入されているので、誰が便益を得ているかは重要な問題である。著者はこれまでの研究成果を踏まえつつ、これらの両立支援策が低所得層や非正規雇用者を含む子育て世帯にとっての有効なセーフティーネットとなっているかを検討している。

第4章のテーマは、高齢者就業である。ここでは高齢期の就業継続を困難にする要因として、労働災害リスクと介護リスクに注目している。政府は、社会保険の受給者を支え手に変える施策として高齢者就業の促進に力を入れてきた。並行して進められた年金制度改革の影響もあり、2000年代以降、60歳代の就業率は上昇している。その一方で、著者らの分析では、こうした就業者の加齢が労災発生率を高めるとともに、死亡事故や脳・心臓疾患に到る事故割合を高めてもいる。今後も高齢労働者が増加することを考えれば、健康や安全を確保するセーフティーネットとしての労働災害保険や医療保険の役割を再考する必要があると著者は指摘する。他方、中高年層が直面する介護リスクについては、世間で言われているほど介護を理由とする離職が多いわけではなく、また、介護保険導入によって就業がしやすくなったかどうかについても既存研究では明確な結論が出ていない

という、一般読者からみればやや意外な事実が述べられる。そのうえで、介護と就業の両立支援として介護休業制度の拡充にウエイトを置く現在の政策の妥当性が論じられている。

第5章では、経済学において社会保険料負担がどのようにとらえられているかを、理論面と実証面から解説している。社会保険料は、制度上は「労使折半」で負担するとされている。しかし経済学的には、労働需要と労働供給の賃金弾力性の大小で労使の負担割合が決定される。このため、事業主負担を引き上げても負担の一部は賃金に転嫁されたり雇用量が減少したりという形で労働者にも帰着する。実際に、著者らの研究では、介護保険導入による事業主負担の増加が（介護保険の被保険者となる）40歳以上の労働者の賃金を引き下げたことが明らかにされている。さらに、著者の分析では、事業主負担が引き上げられる場合には、社会保険が適用されないような短時間の非正規雇用者で正規雇用者を代替する動きが生じる可能性も指摘されている。

この第5章で論じられているように、給付拡充のための事業主負担の増加や保険適用範囲の拡大は、必ずしも労働者にとって好ましい結果をもたらすとは限らない。この点は、本書を貫く重要なメッセージの一つとなっている。

第6章では労働市場の入り口でつまずく若者に注目して、若年層のセーフティーネットのあり方を論じている。多くの先行研究が示すように、日本の労働市場では学卒時に非正規雇用に就いたり、若年期に失業を経験したりすることがその後の就業や賃金に長期的な悪影響を及ぼすという「世代効果」（本書では「烙印効果」と呼んでいる）が観察される。こうした世代効果が生じる背景には、企業内人的資本形成による生産性向上を重視し、新卒一括採用を行う日本の雇用慣行があるが、一定の経済合理性をもつ日本の雇用慣行を一朝一夕に変化させることはできない。そこで著者は、若者支援策としてしばしば引き合いに出される施策の数々——最低賃金の引き上げや就労支援、雇用保険の適用拡大など——の問題点を指摘したのち、「第二のセーフティーネット」の必要性

を論じている。

第7章では、近年注目されているEBPM (Evidence based policy making: 証拠に基づく政策立案) を取り上げている。この章はEBPMについての近年の研究成果も含めた優れた入門編となっている。章の前半では「E」(エビデンス) にまつわる諸問題を整理・解説し、後半では「PM」(政策立案) のプロセスを振り返りながら社会保障政策においてEBPMがどのような形で活用可能かを検討する構成となっている。まず前半では、適切な分析方法を用いて「見せかけの相関」を排し、因果関係を特定することの重要性を論じたあと、分析方法によってエビデンスとしての信頼度が異なることや、都合の良い結果だけをつまみ食いするチェリー・ピッキングの問題、そして学術論文の刊行に付随しがちな「出版バイアス」の問題を論じる。つづいて著者は、政策立案の観点から、どのような政策決定においてエビデンスが役立つかを検討する。章末では、従来型の利害調整を重んじるタイプの政策決定よりも、政策目的が明確で実現手段が複数あり、各手段の優劣を決定するタイプの政策決定においてエビデンスが役立つと結論づけている。

以上を踏まえて終章では、雇用(に基づく拠出)を条件とせずに給付を行う「第二のセーフティーネット」を整備すべきであるという、本書の主要な主張が導かれる。

II 本書の評価

本書の最大の貢献は、現役世代にフォーカスして社会保障研究と労働研究を架橋した点にあると評者は考える。現役世代にとって最も身近な生活上のリスクとは、仕事を失って収入が途絶えることである。このため本書では、社会保険の中でも労働保険(雇用保険と労災保険)の分析に多くの紙幅を割いている。この点は本書の(そして酒井氏の研究の)独創性が最も発揮されている部分と言えよう。というのも、従来の社会保障研究では年金、医療、介護などの給付規模が大きい分野のテーマが占めるウエイトが高く、労働保険はほと

んど顧みられることがなかったからである。実際、経済学に依拠した社会保障の教科書として定評ある小塩(2013)でも、雇用保険についての記述はわずかである。一方、労働経済学分野の教科書や研究書では、失業給付のモラルハザード問題がしばしば取り上げられる半面、社会保険のカバレッジの問題が取り上げられることは少ない。正規・非正規問題に関する優れた研究書である神林(2017)においても、雇用保険についての直接的な言及はない。このように、従来の社会保障研究と労働研究の間に存在したギャップを埋める役割を本書は果たしている。

さらに、本書が家族と社会保障の代替関係に注目してセーフティーネットを論じている点も、重要な貢献と評価できる。少子高齢化やライフスタイルの変化により、家族が果たしてきた生活保障機能が低下する一方で、従来の社会保障システムが、このような家族の変化に十分に対応しきれていない点については、多くの研究が指摘してきた(国立社会保障・人口問題研究所編 2000, 2012)。ただしこれらの先行研究では、社会保障のセーフティーネット機能の拡充・回復を提唱する一方で、そうした拡充がモラルハザードを引き起こしたり、望ましくない所得分配につながったりする可能性については控えめな指摘にとどまってきたようにも思われる。一方、本書では、保育所の拡充が祖父母育児を代替した可能性や、育児休業給付金が比較的中高所得層に帰着している点を指摘し、セーフティーネットの拡充が人々の行動変容を惹起するというフィードバックを重視している。これは単純に家族責任を重くしようという意図ではなく、むしろそうしたフィードバックを考慮した上でのセーフティーネットの設計が必要ということなのである。

さて、本書において著者は、第一のセーフティーネットである従来の社会保険と、最後のセーフティーネットである生活保護の間に位置する「第二のセーフティーネット」を設けることを提唱するものの、その具体像は示していない。著者は、福祉によるセーフティーネットの拡大には慎重であるが、その主な理由は本書の各所で繰り返

返し表明されているモラルハザードへの懸念にあると考えられる。とすれば、第二のセーフティーネットとしては、就業インセンティブを阻害しない給付付き税額控除が有力な候補になりうるのではなかろうか。ただし給付付き税額控除にもさまざまなタイプがあり、議論も多いことから、慎重な著者は本書ではあえて立ち入らなかったということかもしれない。

また、本書では「労働市場への包摂」という言葉が何度か出てくる。社会政策分野の読者であればこれはinclusionを意味するものと理解するであろうし、経済分野の読者であればmobilizeと解釈するかもしれない。本書のかきぶりでは、著者は経済協力開発機構(OECD)のinclusive labor marketの定義に近いものを想定しているように評者は受け取った。とはいえ、本書で触れられているような女性、高齢者、若者などのセーフティーネット格差は、労働市場にmobilizeはされたものの結局のところincludeされていないことに由来しているとも考えられるのではなかろうか。

本書は一般書に近い体裁と平易な文体をとりながらも、内容は学術的にも高度であり、最新の研究成果にも十分な目配りがなされている。競争市場を仮定した学部レベルの労働経済学から一歩進んで、不完全競争も想定したBoeri and van Ours (2013) など大学院レベルの教科書で学ぶ大学院生にとって、本書は特に有益であろう。もちろん、本書のテーマであるセーフティーネットはすべての人々の関心事であり、コロナ禍のなかで本

書の価値は刊行時よりもさらに上昇しているともいえる。

最後になるが、小さなエピソードを紹介したい。ある研究会で酒井氏が本書の執筆を開始したのを知ったとき、評者は「日経・経済図書文化賞をとってくださいね」と激励した。それまでの酒井氏の研究業績を踏まえれば、完成した書籍がどのような水準のものになるかは容易に予想できたからである。評者の言葉を受けた酒井氏は「そんなものじゃないから!」と強く謙遜していたが、結果は諸氏のご存知の通りである。

参考文献

- 小塩隆士 (2013) 『社会保障の経済学 第4版』日本評論社。
- 神林 龍 (2017) 『正規の世界・非正規の世界』慶應義塾大学出版会。
- 国立社会保障・人口問題研究所編 (2000) 『家族・世帯の変容と生活保障機能』東京大学出版会。
- 西村周三監修・国立社会保障・人口問題研究所編 (2012) 『日本社会の生活不安 自助・共助・公助の新たなかたち』慶應義塾大学出版会。
- 酒井 正 (2009) 「就業移動と社会保険の非加入行動の関係」『日本労働研究雑誌』No.592, pp.88-103。
- 橘木俊詔 (2000) 『セーフティ・ネットの経済学』日本経済新聞社。
- 八代尚宏 (2020) 『日本的雇用・セーフティーネットの規制改革』日本経済新聞社。
- Boeri, T. and J. van Ours (2013) *The Economics of Imperfect Labor Markets*, Second Edition, Princeton University Press.

(おおいし・あきこ)

『社会保障研究』への投稿論文の査読状況について

『社会保障研究』に投稿された投稿論文受付数、一回目の査読結果が投稿者に通知されるまでの期間（査読期間）、採択率はそれぞれ下記のとおりでした。

期間	投稿論文 受付数（本）	査読期間 （日：平均値）	採択率（％）	採択率に関する 備考
2021年4月～2021年9月	2	－	－	2021年9月30日までの 受付分
2020年10月～2021年3月	8	133.9	12.5	2021年3月31日までの 決定分
2020年4月～2020年9月	4	77.3	50.0	2020年9月30日までの 決定分
2019年10月～2020年3月	12	91.4	58.3	2020年3月31日までの 決定分
2019年4月～2019年9月	5	84.0	20.0	2019年9月30日までの 決定分

引き続き、皆様の論文の投稿をお待ちしております。

『社会保障研究』編集委員会

『社会保障研究』執筆要領

1. 原稿の書式

原稿はA4版用紙に横書き（40字×36行）とし、各ページに通し番号をふってください。

2. 原稿の分量

原稿の分量は、本文・図表・注釈・参考文献を含めて、それぞれ以下を上限とします。なお、図表については、1つにつき、A4サイズ原稿の1/2までの大きさのものは400字とし、1/2以上のものは800字に換算するものとします。

- (1) 論文：20,000字 (4) 社会保障判例研究：12,000字
 (2) 動向・資料：12,000字 (5) 書評：6,000字
 (3) 情報：3,000字

3. 原稿の構成

1) 表題

和文表題とともに英文表題を記載してください。

2) 見出し等

本文は、必要に応じて節、小見出しなどに分けてください。その場合、I II III … →123… → (1) (2) (3) … → ① ②③ …の順に区分し、見出しを付けてください。なお、本文中に語や箇条書きの文などを列挙する場合は、見出しと重複しないよう、(a) (b) (c) または・などを使用してください。

3) 抄録・キーワード

「論文」、「動向・資料」については、和文400字程度、英文250語程度で抄録を作成してください。また、和文、英文各5語以内でキーワードを設定してください。

なお、編集委員会では、英文のネイティブ・チェックは行いませんので、執筆者ご自身の責任でご確認をお願いいたします。

4) 注釈

注釈は脚注とし、注釈を付す箇所に上付きで1) 2) …の注釈番号を挿入してください。注釈番号は論文末までの通し番号としてください。

5) 参考文献

参考文献は、論文の末尾に列挙してください。表記の方法は下記を参考にしてください。

金子能宏・川越雅弘・西村周三（2013）「地域包括ケアの将来展望」、西村周三監修、国立社会保障・人口問題研究所編『地域包括ケアシステム―「住み慣れた地域で老いる」社会をめざして』、慶應義塾大学出版会、pp.311-318。

泉田信行・黒田有志弥（2014）「壮年期から高齢期の個人の健康診断受診に影響を与える要因について―一生活と支え合いに関する調査を用いて―」、『季刊社会保障研究』、Vol.49, No.4, pp.408-420。

森田朗（2014）『会議の政治学Ⅱ』、慈学社出版。

Finkelstein, Amy and Kathleen McGarry (2006) "Multiple Dimensions of Private Information: Evidence from the Long-Term Care Insurance Market," *American Economic Review*, Vol.96, No.4, pp.938-958.

Poterba, James M., Steven F. Venti, and David A. Wise (2014) "The Nexus of Social Security Benefits, Health, and Wealth at Death," In David A. Wise ed., *Discoveries in the Economics of Aging*, University of Chicago Press.

Le Grand, Julian (2003), *Motivation, Agency, and Public Policy: Of Knights and Knaves, Pawns and Queens*, Oxford University Press.

インターネットのサイトを引用する場合は、そのページのタイトル、URL、および最終確認日を明記してください。

United Nations Development Programme (2010) Human Development Report 2010, <http://hdr.undp.org/en/reports/global/hdr2010/> (2010年10月5日最終確認)

4. 引用方法

本文または注釈において、ほかの文献の記述を引用する、または、参照する場合は、その出典を以下のように引用文の末尾に亀甲括弧で明記してください。この場合、当該引用文献を論文末尾に参考文献として必ず挙げてください。

(例1) … [森田 (2014), p.45] … [Le Grand (2003), p.3]

… [森田 (2014), pp.45-46] … [Le Grand (2003), pp.3-4]

(例2) 著者が2人の場合

… [泉田・黒田 (2014), p.408] … [Finkelstein and McGarry (2006), p.938]

(例3) 著者が3人以上の場合

… [金子他 (2013), p.311] … [Poterba et al. (2014), p.159]

ただし、本文中における、ほかの文献の引用または参照について、その出典を注釈で示す場合は、亀甲括弧は必要ありません。

(例) 1) 森田 (2014), p.45

また、注釈などで、参考文献として列挙しない文献を挙げる場合は、上記の参考文献の表記に準じてその著者名、著書・論文名、頁などを記載してください。

(例) 1) 森田朗 (2014)『会議の政治学Ⅱ』慈学社出版, p.45。

5. 表記

1) 年号

原則として西暦を用いてください。元号が必要な場合は西暦の後に括弧書きで挿入してください。ただし、元号を用いることが慣例となっている場合はその限りではありません。

2) 敬称

敬称は略してください。

(例) 西村周三教授は→西村は 京極氏は→京極は

6. 図表

図表にはそれぞれ通し番号および表題を付け（例参照）、出所がある場合は必ず明記してください。図表を別ファイルで作成した場合などは、論文中に各図表の挿入箇所を指定してください。なお、他の出版物から図表を転載する場合には、執筆者自身が著作権者から許諾を得てください。

（例）〈表1〉受給者数の変化 〈図1〉社会保障支出の変化

7. 倫理的配慮

原稿に利用したデータや事例等について、研究倫理上必要な手続きを経ていることを本文または注に明記してください。また、記述においてプライバシー侵害がなされないように細心の注意をはらってください。

8. 利益相反

利益相反の可能性がある場合は書面で報告してください。なお、利益相反に関しては厚生労働省指針（「厚生労働科学研究における利益相反の管理に関する指針」）を参照してください。

9. 原稿の提出方法など

1) 原稿の提出方法

投稿論文を除き、本誌掲載用の原稿は原則としてデータファイルを電子メールに添付する方法で提出してください。ファイル容量などの理由により、電子メールに添付する方法での提出が困難な場合は、CD-Rなどの媒体に記録の上、郵送で提出してください。また、当方で受信したファイルの読み込みができない、あるいは、特殊文字の認識ができないなどの場合には、紙媒体による原稿の提出をお願いすることがありますので、その際にはご協力ください。原稿のデータファイルが存在しない場合は、紙媒体の原稿を郵送にて提出してください。

2) 図表について

図表を別ファイルで作成している場合は、当該図表ファイルも提出してください。提出方法は、原稿の提出方法と同様です。データファイルが無い場合は、図表を記載した紙媒体の資料を郵送してください。

3) 投稿論文の提出方法

投稿論文の提出については、『社会保障研究』投稿規程に従ってください。審査を経て採用が決定した場合には、前2項に従って当該論文のデータファイルを提出していただくことになります。

『社会保障研究』投稿規程

- 本誌は、国内外の社会保障およびその関連領域に関する理論的・実証的研究、国内外の社会保障制度改革の動向などを迅速かつ的確に収録することを目的とします。
- 投稿は、「論文」、「動向・資料」および「社会保障判例研究」の3種類とし、いずれかを選択してください。なお、「論文」、「動向・資料」はおおむね以下のようなものとします。
「論文」：独創的かつ政策的有用性に優れた社会保障に関する研究論文
「動向・資料」：政策的有用性に優れた社会保障に関する研究論文、資料（独創性は問わない）であり、おおむね以下のようなものとします。
 - 独創性や政策的有用性は「論文」に及ばないが、今後の発展が期待できる研究論文
 - 政策的有用性に優れた社会保障に関する調査・分析に関する報告
 - 国内外における社会保障の政策動向に関する考察
 投稿者の学問分野は問いませんが、本誌に投稿する論文等は、いずれも未投稿・未発表のものに限ります。
- 投稿者は、投稿申込書とともに審査用原稿（PDFファイル）を電子メールにて送付してください。投稿申込書は研究所ウェブサイトよりダウンロードし、各欄に必要な事項を記入してください。なお、投稿論文の審査は執筆者名を伏せて行いますので、審査用原稿には執筆者が特定できる情報を記入しないでください。電子メールによる送付が難しい場合には、投稿申込書1部、審査用原稿4部を、郵送してください。
- 採否については、編集委員会が指名したレフェリーの意見に基づき、編集委員会において決定します。ただし、研究テーマが本誌の趣旨に合致しない、あるいは学術論文としての体裁が整っていない場合など、審査の対象外とする場合もあります。採用するものについては、レフェリーのコメントに基づき、投稿者に一部修正を求めることがあります。なお、原稿は採否に関わらず返却いたしません。また、本誌において一度不採用とされた論文等の再投稿は受付をしません。再投稿に当たるかどうかの判断は編集委員会が行います。
- 原稿執筆の様式は『社会保障研究』執筆要領に従ってください。
- 掲載された論文等は、他の雑誌もしくは書籍または電子媒体等に収録する場合には、国立社会保障・人口問題研究所の許諾を受けることを必要とします。なお、掲載号の刊行後に、国立社会保障・人口問題研究所ホームページで論文等の全文を公開します。
- 原稿の送り先・連絡先
電子メールによる提出：e-mail: kikanshi@ipss.go.jp
郵送による提出：〒100-0011
東京都千代田区内幸町2-2-3 日比谷国際ビル6階
国立社会保障・人口問題研究所 総務課業務係
電話03-3595-2984 Fax: 03-3591-4816

編集長

田 辺 国 昭 (国立社会保障・人口問題研究所長)

編集委員

尾 形 裕 也 (九州大学 名誉教授)
 駒 村 康 平 (慶應義塾大学 経済学部教授)
 高 橋 紘 士 (東京通信大学 人間福祉学部教授)
 武 川 正 吾 (明治学院大学 社会学部教授)
 野 口 晴 子 (早稲田大学 政治経済学術院教授)
 林 玲 子 (国立社会保障・人口問題研究所 副所長)
 加 藤 典 子 (同研究所 政策研究調整官)
 小 西 香 奈 江 (同研究所 企画部長)
 是 川 夕 (同研究所 国際関係部長)
 小 島 克 久 (同研究所 情報調査分析部長)
 田 中 央 吾 (同研究所 社会保障基礎理論研究部長)
 泉 田 信 行 (同研究所 社会保障応用分析研究部長)

編集幹事

渡 辺 久 里 子 (同研究所 企画部第1室長)
 竹 沢 純 子 (同研究所 企画部第3室長)
 佐 藤 格 (同研究所 社会保障基礎理論研究部第1室長)
 黒 田 有志 弥 (同研究所 社会保障基礎理論研究部第2室長)
 菊 池 潤 (同研究所 社会保障基礎理論研究部第3室長)
 榊 原 賢 二 郎 (同研究所 社会保障基礎理論研究部第4室長)
 井 上 希 (同研究所 社会保障基礎理論研究部研究員)
 斉 藤 知 洋 (同研究所 社会保障基礎理論研究部研究員)
 岡 庭 英 重 (同研究所 社会保障基礎理論研究部研究員)
 西 村 幸 満 (同研究所 社会保障応用分析研究部第1室長)
 藤 間 公 太 (同研究所 社会保障応用分析研究部第2室長)
 暮 石 涉 (同研究所 社会保障応用分析研究部第3室長)
 盖 若 琰 (同研究所 社会保障応用分析研究部第4室長)

社会保障研究 Vol.6, No.3 (通巻第22号)

令和3年12月25日 発行

編 集

国立社会保障・人口問題研究所

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2丁目2番3号

日比谷国際ビル6階

電話 03-3595-2984

<https://www.ipss.go.jp>

印 刷

日本印刷株式会社

〒170-0013 東京都豊島区東池袋4-41-24

Tel: 03-5911-8660

JOURNAL OF SOCIAL SECURITY RESEARCH (SHAKAI HOSHO KENKYU)

Vol.6 No.3

2021

Foreword

Behavioral Economics and Social Policies

~Designing Solutions from a Pragmatic Perspective KOMAMURA Kohei **216**

Special Issue: Social Security and Behavioral Economics

Current Issues on Behavioral Economics and Health. SASAKI Syusaku **218**

The Behavioral Economics for Social Security: Should it be Corrective
or Inductive? TAKEUCHI Kan **233**

Determinants of Savings and Withdrawal Plans in Old Age KITAMURA Tomoki **245**

Behavioral Economics Perspectives on Poverty and Microfinance KONO Hisaki **256**

Laboratory Experiments on Basic Income KAWAGOE Toshiji **271**

Social Security and Law

Issues Concerning Recovery of Public Assistance Payments that Have

Already Been Made OHTA Masahiko **290**

Public Assistance Payments when a Recipient of Public Assistance Starts

Administering the Inherited Property prior to Division after
Beginning to Receive Public Assistance OHTA Masahiko **293**

Public Pension Reform and Survivor's Benefits KIKUCHI Yoshimi **303**

Separation by Domestic Violence and Survivor's Benefits KIKUCHI Yoshimi **307**

Articles

How Competitive, Objective and Quantitative Assessments are Politically Rejectable

From an Examination of the Political Process in Contemporary Swiss
Labor Policy and NPM KAKEGAI Yuta **317**

Revisiting the Number of Beds and Inpatient Health Care Cost: Evidence

from Instrumental Variable Fixed-Effect Estimation
Using the Target Number of Beds KATAOKA Shiori, et al. and YUDA Michio **330**

Report and Statistics

Financial Statistics of Social Security in Japan, Fiscal Year 2019 KONISHI Kanae,
TAKEZAWA Junko, WATANABE Kuriko, KURODA Ashiya, SATO Itaru **346**

IPSS Starts an Institutional Repository HISAI Seia, KOREKAWA Yu **360**

Book Review

The Safety Net Gap in Japan: The Challenge of Changing Labor Market OISHI Akiko **362**

Edited by
National Institute of Population and Social Security Research
(KOKURITSU SHAKAI HOSHO•JINKO MONDAI KENKYUSHO)